大分市の福祉と保健

令和7年度





大分市福祉保健部・子どもすこやか部

表紙の作品

上段 「あ~ん!」 後藤阿也さん

下段 「安心」 末 永 春 香 さん

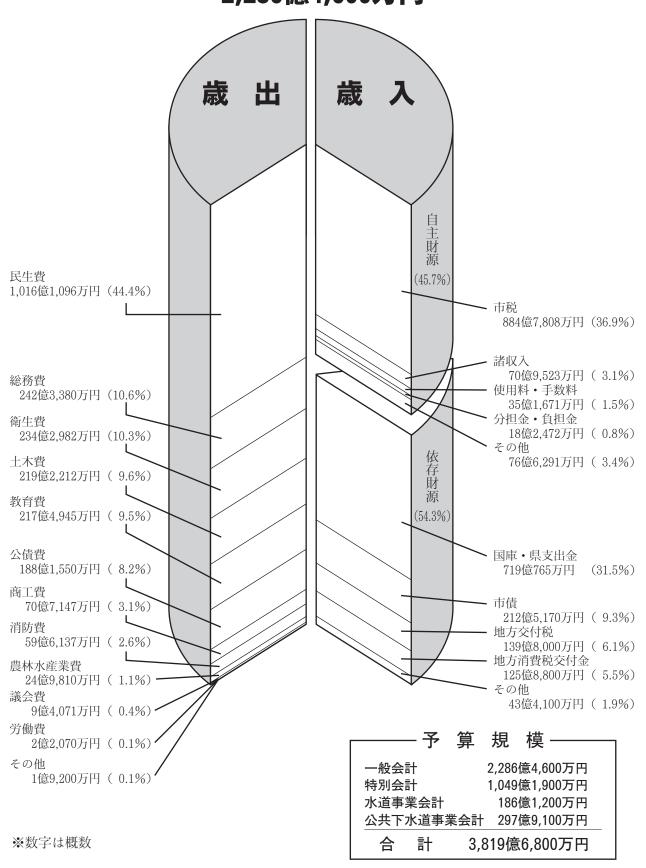
大分市の福祉と保健 令和7年度

本書は、大分市の福祉・保健行政に関する取り組みについて、令和6年度の実績を 中心に概要をまとめたものです。

多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

令和7年10月

令和 7 年度 一般会計歲入歲出予算 **2,286億4,600万円**



予算は市民一人当たりこのように使われます。

予算全体では 485,149 円

市民福祉のために(民生費) 2	215,602円
市役所の管理、運営、広報などのために(総務費)	5 1, 4 2 0 円
ゴミ処理や健康を守るために(衛生費)	49,714円
道路や住宅、公園などの整備のために(土木費)	46,515円
教育のために(教育費)	46,149円
商工業、観光などの発展のために(商工費)	15,005円
火災の予防や消火などのために(消防費)	12,649円
農林畜産の振興のために(農林水産業費)	5,301円
そ の 他	42,794円
※四捨五入の関係で総数が一致しない場合があります。	

〔面積・人口・世帯数〕

 人
 口
 471,290人

 男
 226,801人

 女
 244,489人

 世帯数
 233,184世帯

 面
 50230日標

面 積 502.39 km

(令和7年3月末日現在 住民基本台帳人口+外国人登録人口)

福祉保健部・子どもすこやか部の機構図 1	・食費・居住費(滞在費)の	
	負担限度額認定	32
福祉保健部職員配置状況	(4) 地域包括支援センター	34
子どもすこやか部職員配置状況	3 障がい者福祉 3	36
	(1) 障害基礎年金・特別障害給付金 3	16
第1章 大分市の福祉	(2) 障害者福祉手当	36
	(3) 重度障害者福祉手当	8
1 高齢者福祉	(4) 障害者医療費助成	18
(1) 敬老・生きがい対策	(5) 障がい者(児)福祉施策4	0
(2) 後期高齢者医療対策	(6) 点字•手話講習会 4	16
(3) 生活支援対策	(7) おもちゃライブラリー	6
(4) 在宅高齢者介護対策	(8) 相談業務・手話通訳 4	8
(5) ひとり暮らし高齢者対策 16	(9) 援 護	8
(6) 認知症高齢者対策	⑩ 行 事	0
(7) 施設入所措置	(11) 障がい者(児)福祉関係参考資料 5	0
(8) 相 談	(12) 障がい者福祉サービス等の種類 5	63
(9) 表 彰		
(10) 老齢年金	4 子ども・子育て支援	4
(11) 高齢者福祉関係参考資料 22	(1) 手 当	i4
	(2) 子ども医療費助成 5	6
2 介護保険 ······ 23	(3) 児童福祉相談	6
(1) 介護保険料 23	(4) 大分市親子通所事業	8
(2) 要介護(要支援)認定について 27	(5) 放課後児童クラブ事業 5	8
(3) 介護保険給付内容	(6) 大分市こどもルーム事業 5	8
。要介護(要介護 1 ~ 5)者が利用できるサービス	(7) 大分市子育てファミリー・サポート・	
• 居宅サービス	センター	8
• 地域密着型サービス 28	(8) 保育所等運営事業	60
• 施設サービス	(9) 病児保育事業	60
。要支援(要支援1・2)者が利用できるサービス		
• 介護予防サービス 30	5 ひとり親家庭支援	34
・地域密着型介護予防サービス 30	(1) 遺族基礎年金	54
。要支援(要支援 1 ・ 2)者・事業対象者が利用で	(2) 母子·父子·寡婦福祉資金貸付金 ······ 6	6
きるサービス	(3) 相談業務	8
介護予防・日常生活支援総合事業	(4) ひとり親家庭等医療費助成 6	8
訪問型サービス 30	(5) 母子生活支援施設運営事業 7	'0
介護予防・日常生活支援総合事業		
通所型サービス 30	6 生活保護	
• パワーアップ教室 30	(1) 保護の種類	2
。その他の給付	(2) 本市の現況	
• 福祉用具購入費の支給 32	(3) 扶助費別支給状況 7	5
・住宅改修費の支給 32		
おむつ等介護用品購入費の支給 32	7 人権行政 ················· 7	
・高額介護(介護予防)サービス費の支給 … 32	(1) 講演会の開催 7	
高額医療・高額介護合算制度 32	(2) 人権相談	
。食費・居住費(滞在費)の負担軽減	(3) 大分市旭町文化センター 7	78

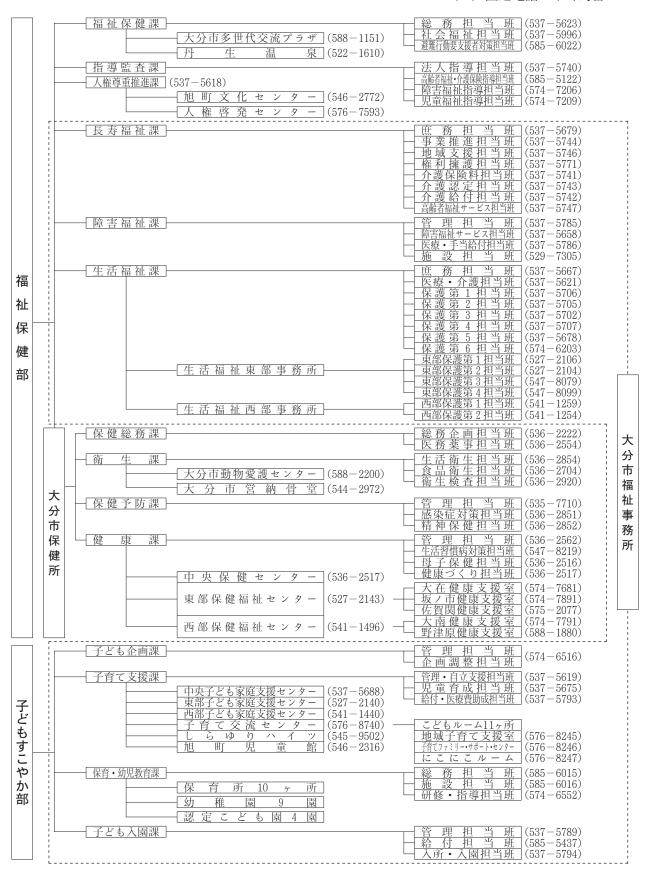
(4) 人権啓発センター 8	30	(11)	里帰り出産家庭支援事業	
			(令和7年度新規事業)	154
8 その他の福祉	32			
(1) 重層的支援体制整備事業 8	32	3 E	· 新科保健 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	155
(2) 生活困窮者自立支援制度 8	34	(1)	歯科保健事業の体系	155
(3) 子どもの学習支援事業 8	36	(2)	普及啓発事業	156
(4) 災害対応	36	(3)	歯科相談事業	156
(5) 避難行動要支援者対策事業 8	38	(4)	歯科健康教育事業	158
(6) 災害時要配慮者支援事業費補助金 8	38			
(7) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する	4	1 6	建康づくり	159
業務	90	(1)	健康づくり推進事業の体系	159
(8) 基 金	90	(2)	健康手帳の交付	
(9) 大分市多世代交流プラザ		(3)	市民健診(健康診査)	160
⑪ 大分市丹生温泉施設	93	(4)	肝炎ウイルス検診	
		(5)	特定健康診査(特定健診)	
9 民生委員・児童委員	94	(6)	特定保健指導	
(1) 民生委員・児童委員とは		(7)	がん検診	
(2) 民生委員・児童委員の活動状況 9		(8)	新たなステージに入ったがん検診の	
(3) 大分市民生委員児童委員協議会		(-/	総合支援事業	166
	_	(9)	骨粗しょう症検診	
10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会	96	(10)	胃がんリスク検診	
	, 0	(11)	腹部エコー検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
● 施設一覧表		(12)	健康教育	
1 高齢者福祉関係施設 ····································)4	(13)	健康相談	
2 介護保険関係施設		(14)	訪問指導	
3 障がい者福祉関係施設		(15)	健康アプリ「あるとっく」	
4 児童福祉関係施設		(16)	慢性腎臓病対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
5 大分市総合社会福祉保健センター12		(17)	働く世代健康応援事業	
0 人が同様日任五届世界陸ピック 12	20	(18)	たばこ対策	
第2章 大分市の保健		(19)	健康推進員地域活動事業	
372年 八分市の休徒		(20)	こどものための医療用ウィッグ	117
1 人口動態	98	(20)	購入費等助成事業	176
(1) 人口等の状況			期八貝寸切以ず未	110
(2) 人口動態統計			· 栄養改善 ····································	177
(3) 出生の状況13		(1)	へ とい 言 食生活栄養改善推進事業の体系	
(4) 死亡の状況		(2)	食生活栄養改善推進事業	
(4) 9LC 01(7)L) ()	(4)	及工伯不食以音准延事未	110
2 母子保健	11 6	3 4	青神保健 ·····	189
(1) 母子保健事業の体系		(1)	精神保健福祉事業の体系	
(2) 普及啓発事業14		(2)	心の健康づくり対策	
(3) 保健指導事業		(3)	地域自殺対策	
		. ,	社会復帰対策	
(4) 訪問指導事業 ····································	Ŀυ	(4) (5)	租織活動支援対策	
(3) 孔兄豕姓至尸动向争業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)14	1.4	(6)	粗織石動叉接刈束	
(a) State and the balls		(U)		191
		, ±	新庁 対等	100
			維病対策	
		(1)		192
(9) 医療費給付状況等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(2)	特定疾患・特定医療費(指定難病)受給	100
(10) 出産・子育て応援事業 15) ර		者数	193

(3)	訪問相談事業193	15	試験・検査
(4)	来所•電話相談194	(1	食品衛生に係る
(5)	在宅療養支援対策会議194	(2) 感染症対策に係
(6)	難病医療講演会195	(3	
(7)	難病従事者研修会195	(4) 依頼による検査
(8)	難病ガイドブックの配布195	(5	
(9)	患者会支援196		, 11,000
(10)	緊急時対応システム登録の支援196	16	医務•薬事•免許
(11)	災害時要援護難病患者個別支援票の作成196	(1	
(12)	小児慢性特定疾病医療費助成197	(2	
(13)	小児慢性特定疾病児童等日常生活	(3	
(10)	用具給付事業197	(0	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(14)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業197	17	救急医療体制
(15)	小児慢性特定疾病対策地域協議会198	(1	
(16)	小児慢性特定疾病児童手帳の交付198	(2	
(17)	付き添い支援事業199	(2	77—八秋心区凉
(11)	门飞标《文版事本 100	18	各種協議会等
8 5	感染症対策 200	(1	
(1)	予防接種・感染症対策事業体系200	(2	
(2)	结核対策 ························200	(3	
(3)	感染症対策205	(0	検診協会
(4)	エイズ対策 ························207		快砂伽云
(5)	特定感染症対策 ·······208	19	大分市保健所調査
(6)	予防接種事業209	19	人力训沫性別調且
(0)	了奶按性争未 209	20	大分市保健所の概
9 🚊	学生実習指導	(1	
	今和6年度実習生受け入れ状況213		
(1)	7和 0 年度美百生文リ人4t状况 ······213	(2) 施設の概要
10 8	主活衛生 214		
	生活衛生営業施設数及び立入検査 ·······214		
(1)	- 生石斛生呂耒旭設奴及ひ立入快査214 温泉利用許可施設数215		
(2)			
(3)	特定建築物・登録営業所の施設数及び		
(4)	立入検査 215		
(4)	水道等施設数及び立入検査216		
44 =	## IJL ## TE		
11 3	墓地管理 ······ 218		
10 X	T.쓰		
12 }	王犬病予防219		
40 =	5.1.4. 巫=#你™		
13 📱	動物愛護管理 220		
44	>□		
	食品衛生		
(1)	食品関連事業者に対する監視指導222		
(2)	収去検査		
(3)	食中毒発生状況		
(4)	食品の苦情・相談		
(5)	食品衛生思想の普及・啓発224		
(6)	その他225		

30
31
32
32
33
34
34
40
41
42
42
43
44
44
45
45
46
47
47
48

福祉保健部・子どもすこやか部の機構図

令和7年7月1日現在 ()直通電話 市外局番:097



福祉保健部職員配置状況

													I	膱							j	Į		
課	区分	総	職員	事	事務職	事務職	事務職	栄	保	看	保	調	医	薬	獣	臨床検	指導	運			教	幼稚	県費負担	. 備 考
名		計	小 計	務職	福	(心理)	8(化学)	食	師	護師	甘土	理員	師	削師	獣医師	査技師	主 事	牡土	業職	1	諭	图教諭	宗費負担教職員	
	部 長 審 議 監	1	1 0	1																		_		
	次 長	3	3	2	2								1											福祉事務所長
	参事	<u>1</u>	1	1																				
福祉保	参 事 補 専 門 官	<u>3</u>	3	5	3																			
保健	総務担当班	7	6		3																			班長は参事補(事務職)に計上
健課	避難行動要支援者対策担当班	<u>8</u>	3	2	1																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	社会福祉協議会派遣 課 小計	29	3 20		3 4	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	事務局長は次長に計上、福祉保健課参事1名参事補2名
	課長	1	1	1		Ī																		
指	参 参 事 補	$\frac{1}{4}$	4	3	1 1																			
指導監査	法人指導担当班高齢者原統通知当班	3	3	3	1																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職(福祉))に計上
查課	障害福祉指導担当班	4	4	1	3																			班長は参事補(事務職)に計上
	児童福祉指導担当班 課 小計	24	5 20	12			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	班長は参事(事務職(福祉))に計上
	課 政 策 監	1	1	1																				
権善	参事	1	1	1																				
人権尊重推進課	参 事 補 人 権 尊 重 推 進 課	<u>2</u>	2 5	2)																			
推進	旭町文化センター 人権啓発センター	4	1]	Ü												1							所長は参事補(事務職)に計上 所長は参事補(事務職)に計上
詸	課 小計	22	2 13	12		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	課 長 素 事	<u>1</u>	1 4		}	ļ			1															
	参 事 着 事 棋 班 当 班	9	9	1 6	3: 2				Î															などいもませ(まな吸)には
	庶 務 担 当 班 事業推進担当班	<u>b</u> 8	5 6	5) <u> </u> 																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(福祉)に計上
長寿	地域支援担当班	14	8	2	2 2				4															班長は参事(保健師)に計上 事務職1名・保健師1名を参事補に計上
	権利擁護担当班	9	4	1	3																			班長は参事(事務職)に計上
	介護保険料担当班	14	7		2																			事務職(福祉)1名を参事補に計上 班長は参事補(事務職)に計上
課	介護認定担当班	61	12	8	3 2				2															班長は参事(事務職)に計上 外部からの派遣(2)
	介護給付担当班	11	5	 F	5																			班長は参事補(事務職)に計上
	高齢者福祉サービス担当班			ļ																				事務職1名を参事補に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	課 小計	146	67	48	3 11	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	課 長 参 事	0	0		11																			
障害福:	管 理 担 当 班 障害福祉サービス担当班	<u>5</u> 26	5 11	<u>5</u>	3 1	ļ			2														ļ	
祉課	施設担当班	9	5	4	1	*																		
11木	医療•手当給付担当班 課 小計	31 72	16 38				0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※SSW…スクールソーシャルワーカー

令和7年7月1日現在

			再	任	月													Í	<u> </u>			計			年			J	度	
균	#	227	<i>I</i> 🗆	旅り	m/-	I□	<i>],</i> L	÷n≠	_	#	7-11	عدد	/口	Ŧ	пI.	JE.	/口	ᅭ	m/-	4,1	^	40	-	⇒pat	1/	186	_	n/-	40	
再任	争	釆	保	獣	臨床	保	知	調	会計	争	建	釆	保	有	助	图	保	圏	品床	仕み	介羅	相	文	調	1/1	職	介護	品	倪	
用用	穃	善	健	医	検	育	惟	理	年	穃		养	健	誰	产	借衛	育	科	検	云福	呓福	訟	挼	杏	業	幼	支援	小心	計画	備考
小	LIVE.	尺	Æ		査技	П	教	Œ	皮小	IVE.		尺	MT.	以之	Æ.	生	П	医	查技	祉	祉	II.C	1X	1	*	稚園	真明	理	練	
計	職	士	師	師	旨	\pm	論	員	会計年度 小計	職	築	士	師	師	師	士	士	師	旨	士	士	員	員	員	職	教諭	員	士	士	
0									0																					
0			_			_	_	_	0											_										
0	_	_							0																					
0									<u>ö</u>																					
0									0																					
11	1								0																					
0									<u>1</u> 5	<u>1</u> 5																				
0									<u></u> 1	1																				
1	1								0																					
2	2	0	0	0	0	0	0	0	_	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0									<u>0</u>																					
0									0																					ļ
0									0																					
1	1								1	1																				
<u>0</u>	2								<u>0</u>																					
3			0	0	0	0	0	0	_	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0									0																					
0									0																					
0									<u>U</u>																					
0									1	1																				l
0									3	3																				
1	1		Λ	Λ	Λ	Λ	Λ	Λ	4	8		0	0	0	٥	0	0	0	0	0	Λ	Λ	٥	0	0	0	0	0	0	
0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	δ	U	U	0	U	0	0	0	U	0	0	0	0	0	0	0	U	U	0	0	
0									0																					
0									0																					
0		!			!	ļ	ļ		<u>1</u>	1																				
1	<u>+</u>								<u>T</u>	1																				
0									6	2		1		1		1											1			
0									5	2				2						1										
									7	7																				
0									<u>-</u> -	!				0.0													00			
0									49	3			1	20	2												23			
()									6	6																				
0									3	3																				
1	1	0	0	0	0	0	0	0	78		0	1	1	23	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	24	0	0	
0						,	,		0											1										
0									0																					
00									0 15	7												1		7						 知的陰忍(老姐
0									15 4	7 4												1		1						知的障がい者相談員(1人障がい支援区分認定調査員(7)
0	<u> </u>								15	12												3								聴覚障がい者相談員(1)、精神障がい者相談員(2)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	7	0	0	0	0	0	

※()内の数字は内数

													I	敞							ļ	1		
課		総	職	事	事	事	事終	栄	保	看	助	調	医	薬	獣	臨	指	運	作	S	教	幼	県豊	
	区分		員	務	事務職(福祉	粉職(職B	養	健	護	産	理		剤	獣医		導 主	転	業	S	教	稚園	負担	備考
名		計	小計	職	福祉)	心理)	化学	+	師	師	師	H	師	師	師	技師	王事	+	未職	W	論	教論	教職員	
	課	1	1	1																				
	政 策 監 専 門 官	-	1	1																				
	 	15	15 7	15 6	1																			班長は参事補(事務職)に計上
生	医療・介護担当班 保護第1担当班	13	<u>-</u> 5 8	7	4				1															班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
活	保護第2担当班保護第3担当班	9	6	5 5																				班長は参事補(事務職)に計工 班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
福	保護第4	7	7	6	1																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
祉	保護第5担当班 保護第6担当班 生活福祉東部事務所	5	5 0	5																				班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上 所長は参事補(事務職)に計上
課	東部保護第1担当班 東部保護第2担当班	7	6	6 5	1																			所長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	東部保護第3担当班 東部保護第4担当班	9	6 5	5	1																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	生活福祉西部事務所 西部保護第1担当班	0 7	0	5																				所長は参事(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	西部保護第2担当班 課 小計	8 129	6 103	5 89	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	班長は参事補(事務職)に計上
	大分市保健所長 大分市保健所次長	1	1 2	1	10	U	U	U	1		U	U	1	-	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
保		1	1	1																				
健総	I	4	4	1 2									1	1										
務	総務企画担当班 医務薬事担当班	7	6 5	5 2					1					3										班長は参事補(事務職)に計上、医師1名を参事補に計上 班長は参事補(薬剤師)に計上、事務職1名を参事補に計上
	は	20	17	11		0	0	0	1	0	0	0	1			0	0	0	0	0	0	0	0	
衛	課 長事 参 事 締	4	4				1							1	2	1								
大生	生活衛生担当班 食品衛生担当班	11	3 5 5	3			1							1 3	2									班長は参事補(事務職B(化学))に計上 班長は参事(薬剤師)に計上薬剤師名を参事補に計上
課		5 11	4 8	2			1								3	3			3					班長は参事補(臨床検査技師)に計上 所長は参事(獣医師)に計上、獣医師1名を参事に計上
分一	課 小計	42	30			0	4	0	0	0	0	0	0	6			0	0			0	0	0	
保	政 策 監	0	0 4	1					2				1											
保健予	参 事 補 管 理 担 当 班	5 20	5 10	1 7					2 4 3															班長は参事補(事務職)に計上
防課	感染症対策担当班		8	1					6							1								班長は参事(保健師)に計上、医師1名を
保	精神保健担当班 课 小計	9 51	6 34	10	2		0	0	4 20		0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	参事に計上、保健師1名を参事補に計上 班長は参事(保健師)に計上、保健師3名を参事補に計上
		1 10	10					1	1 7															課長は中央保健センター所長兼務
健	課 長事補 等	17 10	17 5	2 3 5		1		2	11															班長外1名を参事補(事務職)に計上
17-1-	生活習慣病対策担当班	11	10	ļ	1	٥			10		0													班長は参事(保健師)に、外保健師1名を参事補に計上 班長は参事(保健師)に、外3名を参事補(保健師)
所 健	母子保健担当班	49	16	ļ	1	2		,	10	ļ	3													および1名を参事補(事務職(心理))に計上 班長は参事(栄養士)に計上、外2名を参事補(保
l let	健康づくり担当班 	22	9	ļ				4	5															健師)に計上、外1名を参事補(栄養士)に計上 所長は罪長(保健師)に計上、参事が・参事補(栄養士)に計上
		26	16	4				2	9		1													(3) 事職(心理)2) 事務(論)(1) 動車師3は各種と兼務 所長は参事(保健師)に計上、保健師1名を参事権に計上 室長は参事(保健師)に計上 室長は参事(保健師)に計上
錮	東部保健福祉センター 大在健康支援室 坂ノ市健康支援室 佐賀関健康支援室	3 2	2 1						2															室長は参事(保健師)に計上 室長は参事(保健師)に計上
市木		10	1	0				1	_1															重要は多事(事務職)に計上、外1名を参事(保健師)に計
	西部保健福祉センター 大南健康支援室	18 2	9	3				1	5 1															1 上、外3名を参事補(事務職)・(保健師)・(栄養十)に計上
	大南健康支援室 野津原健康支援室 課 小計	1 172	98	_17	_ 1	3	0	10	63	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	室長は参事補(保健師)に計上 室長は参事補(保健師)に計上
	福祉保健部 計	713	447	254 S S		3	4	10	96	20	4	0	4	10	7	-	_	-	_		_	_	-	

_																														一
			再	任]													<u> </u>			計			年			J	度	
再任用	事	栄	保	獣医師	臨床検	保	幼稚	調	会計年	事	建	栄	保	看	助	歯科	保	歯科	臨床検	社会	介護	相业	支	調	作	教職員•妇	介護支援	臨床、	視能	· - - 備 考
小	務	套	煡	医	査は	育	園 教	埋	度小	務		套	烶	護	産.	留 生	育	医	查技	仙祉	福祉	談	发	1	兼	稚園	援 専 明	心理	訓練	,,,,
計	職	士	師	師	師	士	諭	員	計	職	築	士	師	師	師	主	士	師	師	士	士	員	員	員	職	教諭	員	士	士	
0						ļ	ļ		<u>0</u>																					
0									0																					
<u>1</u>	<u>l</u>								<u>0</u>																					
0									3	3 6			1														1			中国残留邦人等支援相談職員(1)、事務員(2)
0									<u>8</u>	0			<u>+</u>									3					<u>+</u>			面接相談員(3)
0	<u>†</u>								<u>2</u> 1	1													2							中国残留邦人等支援相談職員(1)、事務員2) 医療·介護扶助適正(14)、保健師(1)、事務員3) 面接相談員(3) 就労支援員(3) 年金調查員(1)
0									0																					
0									0																					
<u>0</u>									0														1							 就労支援員(1)
<u>0</u>									3	1												2								 面接相談員(2)、事務員(1)
Ŏ			ļ						0	<u>+</u>										ļ					ļ					
0									<u>0</u> 1	1																				事務員(1) 面接相談員(1)、就労支援員(1)
2	2	0	0	0	0	0	0	0	25 25	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1 6			0	0	0	0	0	面接相談員(1)、就労支援員(1)
0		-			-			-	0				_	-	-		_	-					Ť							
0									0																					
<u>0</u>									<u>0</u>																					
2	2								0					1																
0									1					1																
2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	_1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0									0																					
0									<u>0</u>	6 2																				
<u>0</u>									<u>2</u>	2									1											
1	Λ	0	0	1				0	2	1 9	0	0		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		1 1	0	0	0	0	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
0									0																					
0	2								0 8	6			2																	
1	<u>4</u>		1						<u>8</u> 3	<u>b</u>				2																
			1						3	1 1			2																	
3	2	0	1	0	0	0	0	0	14	_	-	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0									0											-										
2	2		ļ						<u>0</u>	3														ļ						
0									1					1																
0			ļ						32	5			2	13			2		2	ļ								1	7	
0									13			1	1			10		1												嘱託歯科医師(1)
0									0																					
<u>ļ</u>	1								9	2		1		6																
<u>0</u>	ļ		<u> </u>			ļ			$\frac{1}{1}$				1	1			ļ			<u> </u>	<u> </u>			ļ	<u> </u>					
0									0	ļ																				
1	1		ļ	ļ		ļ			8	3				5										ļ						
<u>0</u>	ļ		<u> </u>	<u> </u>					<u> </u> <u> </u>	ļ				$\frac{1}{1}$						<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	
10	17	-		0	0			-	70 247			-	_	-		10 11	-		2	_	0	_		-	-		0 24	-	_	
19	17	<u>. U</u>	1	1	<u>. U</u>	. U	U	· U	441	106	. U	J	10	J4		: 11	. 4	1	<u>. J</u>	<u>; 1</u>	· U	: 10	4	: 1	<u>; 1</u>	: U	44	1	: 1	 <u>※</u> ()内の数字は内数

※()内の数字は内数

子どもすこやか部職員配置状況

													I	敞							j	Į	
課		総	職	事	車	事	車	学	但	但	調用	圧	亦	出	陪	圪	溜	作	S	粉	⟨/h	但	
	区分		員	Ŧ	務	務	務職	^	1/1	11	비미		米	动人	床	道	Æ	TF.	3	- X	稚	費負	/#: ±
名		計		務	職分	職()	B	養	健	育	理		剤	医	検査	守止	転	業	S		園	担数	備考
		ПI	小計	職	野務職(福祉)	理	事務職B(化学)	+	舖	+	昌	師	師	師	技師	車	+	朏	W	教諭	教論	職員	
	部長	1	1	1					Hills		H	нь	нь	Hills	Hilb	-J-1		1114	**	unu	HDU	Д	
	部 長 審 議 E	1	1	1																			
子ど	課 長事 参事補 班班	<u>1</u> 1	1	<u>1</u>																			
5	参 事 補	2	2	2																			THE STATE OF THE PROPERTY OF THE STATE OF TH
子ども企画課	管理担当班企画調整担当班	<u>2</u>	2	2 2 2																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
課	課小計	8	8	8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1-110 (1-125 lbd) (- H 1 - H
	課 長 政 策 監	<u>1</u>	1 <u>1</u>	1																			
	参事	3	3	2	1																		
	参 事 補 管理•自立支援担当班	13	12	6 4		2				1													 班長は参事補(事務職)に計上
	児童育成担当班	8	4	4																			班長は参事補(事務職)に計上
子	給付•医療費助成担当班	31	12	12																			班長は参事補(事務職)に計上
育	 中央子ども家庭支援センター	27	20	3	9	4			3										1				所長は参事(福祉職)に計上、事務職1名を 参事補に計上、事務職(福祉)2名を参事補 に計上、事務職(心理)2名を参事補に計上
					,																		に計上、事務職(心理)2名を参事補に計上
て	東部子ども家庭支援センター 西部子ども家庭支援センター	10 7	9 6	<u> </u>	3	3: 2:													1				所長は参事補(福祉職)に計上 所長は参事(事務職)に計上
支	子育て交流センター	2	1 <u>*</u>							1													所長は参事補(保育士)に計上、事 務職1名は参事補に計上
援	こどもルーム11ヶ所	51	0																				
課	地域子育て支援室	12	n																				
IDK	子育てファミリー・サポート・センター																						
	にこにこルーム	3	0																				
	しらゆりハイツ 旭 町 児 童 館	.13	3	1						2													施設長は参事補(事務職)に計上
	しらゆりハイツ 旭 町 児 童 館 県 派 遣	<u>4</u>	6		2	4																	 1名は参事補(福祉職)に計上
	課 小計	203	81	34	22	15	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	
	課 長事 参事補 新班	<u>1</u> 3	3	<u>1</u>						2													
保	参 事 補 総務担当班	14	3 14						1	2 13													
保育・	総務担当班 施設担当班	<u>9</u> 8	<u>7</u> 8	8																			
幼	研修•指導担当班	11	5	2				1		1						1							班員1名は参事補(保健師)に計上 所長9名は参事補(保育士)に計上
幼児教育課	保育所10ヶ所(つち1園休園) 	199	110							87	23												所長9名は参事補(保育士)に計上
育細	幼稚園9園(うち3園休園)	43	22																		22		
	認定こども園4園	103	64							34	10										20		園長1名は参事(保育士)、園長3名及び 園長以外1名は参事補(保育士)に計上
	課小計	391	234	19	0	0	0	1	1	137	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	42		
子	課 長	1	1	1																			
Ĕ	参 事 着 事 有 班 担 当 班	<u>1</u>	3	1 3 5 9																			
も 入		7	5	5																			班長は参事補(事務職)に計上
子ども入園課	給 付 担 当 班 入所•入園担当班	11 17	9 12	9 12																			班長は参事補(事務職)に計上 班長は参事補(事務職)に計上
	課 小計	40	31	31	0	$\overline{}$	_	-	0				_	-	-	-	_						
子?	ごもすこやか部 計	644	356	94	22	15	0	1	4	141	33	0	0	0	0	- 1	0	0	3	0	42	0	

※SSW…スクールソーシャルワーカー

令和7年7月1日現在

				1.0																								
_			再	任	月												_		<u>~</u>			計			年			度
再	事	栄	保	獣	臨	保	幼	調	会	事	建	栄	保	看	助	歯	保	調	歯	臨	社	介	相	支	調	作	教	
再任用	•				床给		稚		会計年度 小計		_					歯科衛生士			科	床给	会	護					職員	
用,	務	養	健	医	性 査	育	園	理	度	務		養	健	護	産	衛	育	理	医	恢查	福	福	談	援	查	業	幼稚	/m ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
小計	朏	+	舗	舗	技師	+	教論	昌	小	職	筑	+	舗	舗	舗	生十	+	昌	師	技師	仙十	仕十	昌	昌	目	朏	園教会	
0	机风		Піһ	нін	Пір		נימח	Ы	0	1114	*		Піћ	Піћ	Пір		-	H	Піћ	Hilb		-	H	H	H	1114	7H1	
0									0																			
0									0																			
0									0																			
0									0																			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	U								0													0						
0									0															ļī		ļī		
<u>U</u>	1					<u></u>			0																			
0									5	1														4				母子•父子自立支援員(4) 放課後児童支援コーディネーター(3)
0									19	1 19														3				放課後児童支援コーディネーター(3)
									13	10																		수당추채##뭐네 수당된라
0									7	2													4	1				家庭養護推進員(1)、家庭相談員(2)、 DV相談員(2)、CW(1)
0						ļ			<u>-</u>														1					
0									1														1					家庭相談員(1) 家庭相談員(1)
0									1	1																		
2						2			49								49											
1						1			11				3				6						2					ファミリーパートナー 8 (内保健師 3、保育士 3、心理士 2)
									l				0															(内保健師3、保育士3、心理士2)
<u>0</u>						1			3 2	3							2											
1						ĺ			9	4							4							1				公認心理師(1)
0									1 <u>4</u>	4																		
6	1	0	0	0	0	5	0	0	116	35	0	0	3	0	0	0	61	0	0	0	0	0	8	9	0	0	0	
0									0																			
0									0			 	 	 	 			 	 				 !					
0									2	2																		
0						F			0								1											
5 1						5 1			88								72	16										
1									21																		21	幼稚園専任園長(6)、補助教員(5)、一時 預かり教員(10)
																											41	損かり教員(10)
0									39								31	8										
6	0	0	0	0	0	6	0	0	151	2	0	0	0			0				0	0	0	0	0	0	0	21	
0									0																			
0									0																			
1	1								1	1																		
0									2 5	2 5																		
1	1	0	0	0	0	0	0	0	8			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	2	0	0	0	0	11	0	0	275	45	0	0	3	0	0	0	165	24	0	0	0	0	8	9	0	0	21	

※()内の数字は内数

第1章 大分市の福祉

- 1高齢者福祉
- 2 介 護 保 険
- 3 障 が い 者 福 祉
- 4 子ども・子育て支援
- 5 ひとり親家庭支援
- 6 生 活 保 護
- 7 人 権 行 政
- 8 そ の 他 の 福 祉
- 9 民生委員 児童委員
- 10 社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

1 高齢者福祉

(1) 敬老・生きがい対策

実施 区分	区 分施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	長寿応援バス事業	R元. 10. 1	市内の路線バスを利用する際、市が発行する「長寿応援バス乗車証」をバス乗務員に提示することで、定額料金で乗車することができる。
	在宅高齢者住宅改造費助成事業	Н 6.10. 1	介護保険の認定を受けていない高齢者とその同居者が、住宅の手すりの取り付けや床の段差解消などの小規模な工事を行う場合、工事費20万円を限度にその9割を助成する。 ※生活保護世帯については10割を助成する。
· 市	老人クラブに 対する補助事業	S 38. 8. 1	国、市よりの補助金 ・1クラブ年額 50,000円~68,000円 ・市連合会に690,000円と会員1人につき60円 他 市単独の補助金 ・市連合会に運営費 150,000円 600円×クラブ数×12月、500円×小規模老人クラブ数×12月 ・小規模老人クラブに年額 34,000円
市	長寿祝金支給	H16. 4. 1	年齢の区分 祝金等 基準日 支給する期間 支給方法 100歳 100,000円 誕生日後 1ヶ月以内 銀行口座振込等
市	高齢者生きがい 対 策 事 業	S 54. 7. 12	校(地)区社協が中心になって行う地域性を生かした自主的な高齢者の 生きがい事業に対して補助金を交付する。
国•県•市	地域ふれあいサーローン	H18. 4. 1	公民館や集会所などの身近な場所において、高齢者が集い、生きがいづくりや仲間づくり、介護予防の場として交流活動を行う。
	生きがい対応デイサービス	H12. 4. 1	日常生活は自立しているが、高齢により身体的に虚弱で家に閉じこもりがちの高齢者にデイサービスセンター等で過ごしていただき、要支援・要介護状態にならないよう予防するとともに、高齢者の交流の場として生きがいのある生活を送ってもらう。
市	はり・きゅう等施術料助成	H20. 4. 1	市の指定する施術所ではり・きゅう並びにあん摩・マッサージ及び指圧 の施術を受ける際に、市が発行する「利用者証」と「助成金交付申請書」 を使用すると施術料の一部が助成される。 ・1回につき1,100円(年度内24回まで)
	敬老行事補助金	S 46. 10. 1	校区単位で実施した敬老行事に対し、70歳以上の高齢者の参加者数に 540円を乗じた額を上限に補助金を交付する。

	 条	件	利用者数	.	7. 左 マ 炊		負担	旦 率	:
年 齢	所 得	その他	R 6 年度実績	申 請	7年度予算	玉	県	市	その他
•70歳以上 •運転免許 を保有し ていない 65~69歳		市内居住 1 ヶ月以上	84,541人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円 263,000			単独	
65歳以上	世帯全員 の市民税 が非課税	新築、増改築は 不可	82人	地域包括支援センター	12,000			単独	
おおむね 60歳以上		1クラブ30人以 上、ただし小規 模老人クラブは 15人以上30人未 満	232クラブ (R 7. 4 現在)	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	21,963	1/3		2 3 ただ規 が 表 ブ 道 り は り は も	
100歳		市内居住3ヶ月以上 市内居住3ヶ月以上	100歳 180人	_	25,000			単独	
			36校(地)区	市社協を通じて 長寿福祉課	1,125			単独	
おおむね 60歳以上			8,629人	大分市社会福祉協議会	32,094	25 (%)	12.5 (%)	12.5 (%)	(介護 保険料 金等) 50%
65歳以上		利用料180円+ 食材費・諸経費・入浴料(各施設ごとに設定) 利用回数 月2回まで	159人	地域包括支援センター	7,000			単独	単独
65歳以上			6,351人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	70,000			単独	単独
70歳以上		市内居住者	61,471人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	33,000			単独	単独

(2) 後期高齢者医療対策

実施区分	区 分施 策	実施年月日	事 業 内 容
市·県広 連 合	後期高齢者医療制度	H20. 4. 1	75歳以上及び65歳~74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人の医療費を、公費(5割)、支援金(4割)、保険料(1割)で負担する。

• 75歳以上の人

一定の障がいがあり認定を受けた65歳~74歳の人

所得に応じて、医療費の自己負担の割合が変わります。

現役並み所得者

同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる 人。ただし、次に該当する人は申請により「一般」の区分と同様になり1割または 2割負担となります。

- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、 1人のときは383万円未満のとき。
- ・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合で収入額383万円以上であっても、同一世帯の70歳から74歳までの人を含めた収入額が520万円未満のとき。 病院等での窓口負担 3割

≪自己負担限度額(月額)≫

		自己負担限度額(月額)
区分	所得要件	外来+入院
		(世帯)
現役並み	市民税課税所得	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
所得者Ⅲ	690万円以上	<140,100円>
現役並み	市民税課税所得	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
所得者Ⅱ	380万円以上	<93,000円>
現役並み	市民税課税所得	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
所得者 I	145万円以上	<44,400円>
/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	、瓜土10 . 日田)~	4月17日、典世の四座姫に去よっしま 4日

>内は、過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回 目からの限度額です。(多数回該当)

П

一般 | の世帯で以下のいずれの条件にも該当する後期高齢 者医療の被保険者の方

- 1. 世帯に市民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる。
- 2. 被保険者が一人の場合・・・・「年金収入+その他の合計 所得金額|が200万円以上

被保険者が二人以上いる場合・・世帯内の被保険者の 「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円

病院等での窓口負担 2割

一ヵ月の自己

18.000円または(6.000円+ (医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 ※3年間の経過措置 (年間上限額は、144,000円)

外来(個人ごと)

- 。一ヵ月(同じ月内)の医療費が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高 額療養費として支給されます。
- 。高額療養費の申請は一度して頂ければ、その後は該当月ごとに自動的に支給されます。 。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 長期入院に該当する場合は届出が必要です。

①限度額は、「外来」(個人ごとがある場合)を適用後に「外来+入院」(世帯ごと)を適用します。

- ②同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算し ます。
- ③入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。

条件	対象者数	申 請	7年度予算	負 担 率
年 齢 一 部 負 担 金	刈 豕 白 釵	申請	1 平皮 了异	国 県 市
	72,812人	国保年金課 または各支所 連 絡 所	千円 9,731,000	支援金 40% 保険料 10% 33% 8% 8%

般
I
見役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者 Ⅰ、Ⅱ以外の人
病院等での窓口負担 1割

負担限度額 (外来+入院) (世帯ごと) 57,600円

※過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度 額に達するとき、4回目からの限度額 は、44,400円

〈高額介護合算療養費〉 医療費が高額になった世帯に介護保険 の受給者がいる場合、後期高齢者医療と 介護保険の両方の自己負担を合算し、右 表の限度額を超えた場合、申請して認め られると限度額を超えた分が高額介護合 算療養費として支給されます。 支給が見込まれる人には、文書で通知

します。

低所得者(市民税	
П	I
世帯員全員が市民税非課税世帯の 人 (I以外の人)	世帯員全員が市民税非課税で、かつ世帯収入から必要経費・控除額を差し引いた「所得」が 0 円となる人。(年金の所得は控除額を80万6,700円として計算)
病院等での窓	口負担 1割

一ヵ月の自己負担限度額						
外来(個人ごと)	(外来+入院)(世帯ごと)					
	Ⅱの人	24,600円				
	Iの人	15,000円				
8,000円	とするた は資格確	窓口で支払上限額を自己負担限度額 めには「マイナ保険証の利用もしく 認書(限度額併記あり)」の提示(事 が必要です。				

◆ 自己負担限度額(年額) (毎年8月から翌年7月までの間が対象)

(時十 0) 1 (う立十 1) まてら間 (対象)							
所 得 区 分	限度額						
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円						
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円						
現役並み所得者 I 課税所得145万円以上	67万円						
一 般	56万円						
低所得Ⅱ	31万円						
低所得 I	19万円*						

*介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

(3) 生活支援対策

実施 区分	区 分施 策	実施年月日	事 業 内 容
	生活支援ショートスティー事業	H12. 4. 1	介護保険対象外の高齢者等のうち見守りが必要な高齢者等を短期間預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等33ヵ所
	高齢者日常生活 用具給付等事業	H12. 4. 1	在宅の介護保険の対象とならない援護の必要な高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行う。 <給付品目>火災警報器、自動消火器、電磁調理器 シルバーカー、入浴補助用具、腰掛便座 特殊尿器、移動用リフトのつり具の部分 <貸与品目>特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト、車いす、歩行器、歩行支援用具
市	軽度生活援助事業	H16. 4. 1	軽易な日常の生活上の援助を行い、自立した生活の継続を支援する。
	寝具類洗濯乾燥 消毒サービス事業	H16. 4. 1	寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行い、在宅での自立した生活の継続を支援する。
	高齢者ファミリー サポート事業	H19. 10. 1	高齢者宅で食事の準備や片づけ、部屋の清掃、ごみの分別や搬出等の軽易な生活援助を行いたい20歳以上の市民(援助会員)と、その援助を受けたい高齢者(依頼会員)が会員となり、市内一円で行う有償ボランティアの援助活動を支援します。
国•県•市	地域お互いさま 活 動 事 業	R 2.4.1	高齢者等の生活支援を行う地域住民等のボランティアが主体となって構成された団体に対し、立上げや継続にかかる運営経費にあてるための補助金を交付する。

(4) 在宅高齢者介護対策

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
国	家族介護用品支給事業	H12. 4. 1	介護保険の認定が要介護4または5の在宅高齢者(40歳~64歳の特定疾病に該当する人を含む)を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用消耗品の金券を交付する。
県・市	家族介護慰労金 支 給 事 業	H13. 4. 1	市内に1年以上居住し、介護保険の認定が要介護4または5で、その状態が1年以上続き、その間介護保険のサービス(7日以内のショートステイは除く)を受けていない在宅の人を同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族に対して、認定者1人につき10万円の慰労金を支給する。

	 条	件	利用者数	由 津	7 左连叉符		負担	旦率	
年 齢	所 得	その他	R 6 年度実績	申 請	7年度予算	玉	県	市	その他
65歳以上 (条件に より60歳 以上)			4人	地域包括支援センター	千円 768			単独	
65歳以上 (品目に より60~ 64歳)	市民税の課税状況による		給付 46件 貸与 6件	地域包括支援センター	1,600			単独	
65歳以上 の高齢者 世帯	市民税非課税世帯		1,325人	長寿福祉課	27,000			単独	
65歳以上 の高齢者 世帯	市民税非課税世帯		152人	長寿福祉課	1,673			単独	
65歳以上 の高齢者	_	利用料月~金曜日 (祝、休日を除く) 7:00~19:00 1時間当たり600円。 土・日曜日、祝日、 休日、上記時間外 1時間当たり700円	年間活動件数 3,264件	大分市高齢者 ファミリー・ サポート・ センター	8,169			単独	
		活動拠点を大分市 内とし、活動範囲 を小学校の通学区 域以上とする5人 以上の支援者で構 成される団体	延べ利用者数 1,066人 実施団体数 11団体	長寿福祉課	4,500	25%	12.5%		(介護保 険料) 50%

	 条	件		利用者数	申 請	7 左舟圣符		負担	旦率	
年 齢	所 得	そ 0	D 他	R 6 年度実績	申 請	7年度予算	玉	県	市	その他
	市民税非課税世帯			94人	地域包括支援センター	千円 8,474	38.5 (%)	19.25 (%)	1	(介護保 険料) 23 (%)
	市民税非課税世帯			3人	地域包括支援センター	800	38.5 (%)	19.25 (%)	1	(介護保 険料) 23 (%)

(5) ひとり暮らし高齢者対策

実施区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容			
	愛の訪問事業	S 51. 6. 1	乳酸菌飲料を日・祝日を除き原則として2日に1本配達して、ひとり暮らしの高齢者の安否を確認する。			
市	生活支援ホーム ヘルプサービス	H12. 4. 1	65歳以上の介護保険対象外のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び介護保険に定める16疾病に該当しない60~64歳の要支援、要介護状態にある高齢者に対し生活援助、身体介護等のサービスを行う。			
	老 人 福 祉 電 話 設 置	S 50. 3. 5	ひとり暮らしで安否の確認が必要な高齢者に固定電話を設置し、その設置費及び毎月の回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料(月額300円以内)の補助を行う。			
国・県	食の自立支援 事 業	H16. 4. 1	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で調理困難な世帯に対し、 アセスメントを行った上で栄養バランスのとれた食事を週に最高 6 食ま で(本人負担:1 食450円)手渡しで届け、安否確認を行う。			
市	緊 急 通 報サービス事業	S 62. 12. 4	ひとり暮らし高齢者宅等に通報機器を貸与し、急病・事故等の際ペンダント式の無線発信機により24時間体制の通報センターに通報れ、近隣者の協力による援助体制の整備を図る。			

(6) 認知症高齢者対策

実施区分	区 分施 策	実施年月日	事 業 内 容
市	生活支援ショートスティー事業	H12. 4. 1	認知症高齢者等で緊急保護を要する者を一時的に施設で預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等33ヵ所
国・県・市	認知症家族介護支援事業	H21. 4. 1	認知症高齢者を在宅で介護している家族の悩みの相談に応じるとともに、認知症の正しい知識を身につけ、認知症に対する理解を深め、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図る。 <実施施設> 地域密着型サービス事業所3ヵ所
市・民間	大分あんしん み ま も り ネットワーク	H29. 1. 30	認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者の情報を事前に ネットワークに登録し、高齢者が行方不明になった場合に、企業・団 体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支 援する。

	 条	件	利用者数	申請	7 左 庄 圣 笞		負担	旦率	
年 齢	所 得	その他	R 6 年度実績	申請	7年度予算	玉	県	市	その他
75歳以上			6,244人	民生委員より届出 長寿福祉課または 各支所、東部・西部 保健福祉センター	千円 50,000			単独	
65歳以上			78人	地域包括支援センター	6,600			単独	
65歳以上	市民税非課税世帯		74人	長寿福祉課	2,000			単独	
65歳以上			4,036人	地域包括支援センター	208,127	(0.0)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
65歳以上			550人	地域包括支援センター	9,124	(0.0	19.25 (%)	1	(介護保 険料) 23 (%)

	 条	件	申請	7 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	その他	中 萌	7 年 度 予 算	围	県	市	その他
60歳以上			長寿福祉課	(3)生活支援対策 生活支援ショートステイ事業に含む)			単独	
		認知症高齢者を 在宅で介護して いる家族	各事業所	千円 430		19.25 (%)	19.25	(介護保 険料) 23 (%)
		認知症などによ り外出時、道に 迷うおそれがあ る人	長寿福祉課 特別養護 老人ホーム そうだ藤の森	1,163		19.25 (%)	19.25	(介護保 険料) 23 (%)

(7) 施設入所措置

実施区分	区 分 施 策	実施年月日	事 業 内 容
	老人ホームへの入所措置	S 38. 7. 11	環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所する。 <実施施設> 養護老人ホーム
市	生活支援ハウス	H14. 4. 1	ひとり暮らしの方、または夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方が入所する。 <実施施設> 市内 5 施設 ※介護保険の認定が要支援 2 もしくは要介護 1 ~ 5 または常時医療管理が必要な方は対象外

(8) 相 談

Ĵ	 	区	分		相	談	室	所	在	相談員数	設置者
県	具社協	高齢者組	総合相談	大分県社(明野東		↑護研修 ↓番1号		-内	TEL.558 — 7788	3人	県

(9) 表 彰

実 施 区 分	表 彰 名	表 彰 日
県	明るい高年賞	10月中旬(県地域福祉推進大会)
市	健康生きがい賞	11月中旬(大分市社会福祉大会)

	条	件		由 詿	7	左	rF:	₹.	笞	負	担	率
年 齢	所 得	その	他	申 請	7	4	度	1	算	国	県	市
おおむね 65歳以上	市民税所得割非課税			長寿福祉課					千円 210,000			単独
60歳以上	利用料等の支 払が可能な方			長寿福祉課					70,930			単独

業	務	相	談日	相談窓口
高齢者の生活全般に関する相談を ます。	受け付け、相談先をご案内し	専門相	談は火〜日 談は火〜金 部予約制)	高齢者総合相談センター

表 彰 事 項	推薦者	担 当
1.65歳以上の者で、率先して社会奉仕等の地道な活動を続けてい		
ること。	限定されていない	長寿福祉課
2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。		
1. おおむね70歳以上の高齢者で、明るく健康で社会奉仕活動等を		
積極的に実行し、生きがいのある生活を実現していること。	限定されていない	長寿福祉課
2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。		

(10) 老 齢 年 金

実施 区分	施 策	実施年月日	支 給 額 (R 7 . 4 月時点)	年 齢
	老齢福祉年金(無拠出制)	S 36. 4. 1	年 424,900円	明治44年4月1日以前に生まれた人で 拠出制の老齢給付を受給できない人
国	老齢基礎年金	S 61. 4. 1	加入可能な年数すべて 納付した場合 年 831,700円 昭和31年4月1日 以前生まれの人は 829,300円	65歳で請求 ・希望者は60歳から繰上げ受給の請求 ができます。 減額率=(繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)×0.4%(昭和37年4月2日以降に生まれた人) ※昭和37年4月1日以前生まれの人の減額率は0.5% ・希望者は66歳から繰下げ受給の請求ができます。 増額率=(65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数)×0.7%

件	rtn ⇒±	4
所 得 制 限 等	申 請	参 考 事 項
 ・本人 例: (扶養 0 人) 年間所得 1,695,000円 ・配偶者・扶養義務者 扶養人数によって異なります。 ・公的年金受給者 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金 額により併給調整されることがあります。 	国 民 年 金 室 (本庁舎1階10番窓口) または 各 支 所 今市除く連絡所 更 動・ 受 付	年3回支給 4.8.12月 ※12月は本人の申し出により11 月に支給することができます。 支払 郵便局・銀行
原則10年以上、受給資格期間(保険料納付済期間と国民年金保険料免除期間など合算した期間)がある人 ※平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されています。	国(本庁舎1階10番窓) 年間には と	年 6 回支給 2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行

(11) 高齢者福祉関係参考資料

●大分市における年齢区分別人数

1.65歳以上(令和7年6月末日)

136,476人(28.96%)

2.70歳以上(令和7年6月末日)

107,486人 (22.81%)

3.100歳以上(令和7年6月末日)

406人 最高齢者 109歳

※令和7年度中に100歳になる者 211人

4. ひとり暮らし高齢者実態調査登録者(令和6年10月1日)

12,624人

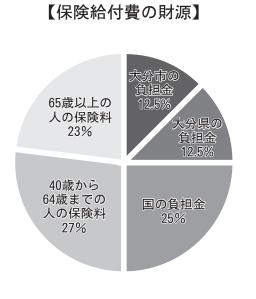
老人いこいの家等利用状況(1月当たり)

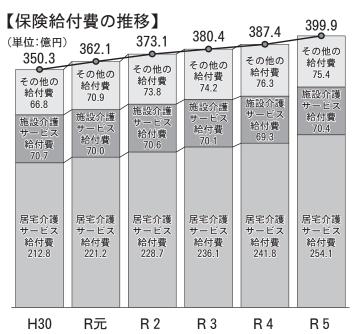
年	年 度		28	29	30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鶴 崎 老 人いこいの家	憩室	237人	210人	180人	188人	178人	151人	109人	237人	187人	216人
大 南 老 人いこいの家	憩室	537	595	627	544	519	262	304	359	424	528
坂ノ市老人 いこいの家	憩室	242	243	216	161	159	103	65	54	79	83
稙 田 老 人いこいの家	憩室	314	349	342	340	300	111	117	100	141	437
大 在 老 人いこいの家	憩室	237	177 (4月のみ)	230	244	282	160	158	151	142	108
佐賀関老人 いこいの家	憩室	174	166	139	135	138	91	80	125	172	179
野津原老人 いこいの家	憩 室	70	109	113	115	100	48	53	69	87	75

2 介護保険

介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした「助けあいの制度」です。大分市に住所のある40歳以上の人が大分市の介護保険加入者(被保険者)となります。65歳以上の人(第1号被保険者)でサービスを利用できる人は、介護や支援が必要と認定された人です。40歳から64歳までの人(第2号被保険者)でサービスを利用できる人は、初老期における認知症や脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された人です。





(1) 介護保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

大分市の65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料基準額は、令和6年度から令和8年度までの介護サービスに要すると見込まれる費用に基づき月額6,852円(年額82,220円)と定められています。

また、一人ひとりの保険料は、この基準額を基に本人の所得やその世帯の市民税課税状況等に応じて13段階に設定されます。

※保険料の基準額は、介護サービスをまかなう費用と被保険者数などにより3年ごとに見直されます。 また、低所得者の負担が重くならないように配慮されています。

令和7年度の年間保険料額

	at her ten talk				
	生活保護を	と 受給している人			
		老齢福祉年金を受給している人	第1段階	23,430円	
本		課税年金収入額(注2)+合計所得	714 2 42/10	20,100, 3	
本人	非課税	金額(注1)が80.9万円以下の人			
が市民	世帯	課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円を超え120万円以下の人	第2段階	39,870円	
\ 税非課税		課税年金収入額+合計所得金額が 120万円を超える人	第3段階	56,320円	
	同じ世帯 に市民税	課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円以下の人	第4段階	74,000円	
	課税者が いる	課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円を超える人	第5段階	82,220円	
		120万円未満の人	第6段階	98,660円	
本		120万円以上210万円未満の人	第7段階	106,880円	
人が		210万円以上320万円未満の人	第8段階	123,330円	
市	合計所得 金額(注1)	320万円以上420万円未満の人	第9段階	139,770円	
民税課	が	420万円以上520万円未満の人	第10段階	156,220円	
課		520万円以上620万円未満の人	第11段階	172,660円	
税		620万円以上720万円未満の人	第12段階	189,110円	
		720万円以上の人	第13段階	205,550円	

介護保険料の賦課期日は、毎年4月1日です。世帯の市民税課税状況は、賦課期日現在の世帯構成により判定します。ただし、年度の途中で資格を取得(65歳到達又は転入等)した場合は、資格取得日の世帯の状況で判定します。

- (注1) 「合計所得金額」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種 所得(各収入から必要経費等を差し引いたもの)を合計した もので、次の各種控除を引く前の金額のことです。
 - (地方税法第292条第1項第13号)
 - ●扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除
 - ●株式や土地・建物等の譲渡により生じた損失の繰越控除
 - ※土地・建物等の譲渡所得がある場合は、特別控除後で算定 します。
 - ※第1~5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る 維所得を控除します。また、給与所得がある場合、給与所 得(給与所得と公的年金等に係る維所得の双方を有する者 に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所 得と当該所得金額調整控除の合計額)から最大10万円控除 します。
- (注2) 「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金など、市民税の 課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害年金など非 課税年金の収入金額は含みません。
- ※介護保険料は、当該年度の前年分の課税年金収入額及び合計所得金額により算定します。
- ① 年度途中に資格異動した場合の保険料

年度途中での資格取得

●65歳になった場合

誕生日前日の属する月分から普通徴収で納めていただきます。前月までの保険料は第2号被保険者として医療保険料(税)と一緒に納めます。

●転入した場合

転入した月分から本市へ普通徴収で納めていただきます。

年度途中での資格喪失

●転出・死亡の場合

前月までの保険料を納めていただきます。なお、月割による再計算の結果、納め過ぎの場合は、後日還付します。

② 保険料を納めないでいた場合

滞納期間に応じて以下のような措置がとられます。

●保険料を1年以上滞納していると・・・

介護サービスを利用した時に、かかった費用をいったん全額払っていただいた上で、後日申請により本来の利用者負担との差額が払い戻されます。(償還払い)

●保険料を1年6カ月以上滞納していると・・・

上記の措置における払い戻しが一時差し止められることになります。

●保険料を2年以上滞納していると・・・

時効により、2年以上前の保険料は納付できなくなるとともに、将来介護サービスを利用する際に、自己負担が引き上げられます。また、高額介護(介護予防)サービス費や、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

③ 保険料の減免

災害その他次のような特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますので、早めに長寿福祉課にご相談ください。

- ●被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅・家財などに著しい損害を受け、市の定める基準に該当する場合。(なお、申請書の提出が災害が発生した日から3カ月を超えたときは、減免の対象となりません。)
- ●世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由 により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合。(※自己都合や任期満了に 伴う退職を除きます)
- ●保険料の区分が第1・第2・第3段階の人、及び第4・第5段階で生活実態が第1・第2・第3 段階に相当すると認められる人の内、収入が少なく生活が著しく困窮しており、次の要件1~⑤ の全てに該当する場合。
 - □世帯全員の合計年収が市の定める収入基準以下(生活保護基準に基づく)である。なお、この 基準は年齢及び世帯員数により異なります。
 - [2]同一世帯員及び生計を一とする者が全員、市民税非課税者である。
 - ③ (市民税算定上における) 市民税課税者の被扶養者になっていない。
 - 国資産等を活用しても生活が困窮している。
 - ⑤世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下である。

④ 確定申告等の際の社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象になります。「介護保険料領収証書」等、納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管して下さい。

65歳以上の人の保険料の納め方

納	付方	法	特 別 徴 収 (年金から天引き)	普 通 徴 収 (口座振替または納付書による納付)
対な	象る	と人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年 金の受給額が年間18万円以上の人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年 金の受給額が年間18万円未満の人 老齢福祉年金、恩給のみを受給している人
納方	付	の法	年金の支給月(毎偶数月・年6回)に天 引きにより納めます。 ※本来、年金から天引きになる人でも、 一定期間(6ヵ月以上)納付書で納め ていただく場合があります。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金が一時差し止めになった	毎年6月に送られる納付書で6月から翌年3月までの毎月(年10回)、金融機関等で納めます。 ※納期ごとに納付書で納めている人は、口座振替を利用されると便利です。お申込みは当初納付書に同封してお送りした申込用紙に必要事項を記入して、ご希望の金融機関の窓口に提出してください。翌月末以降の納期分から口座振替が始まります。

40歳から64歳までの人 (第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり医療保険料(税)と一緒に納めます。

納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じ、各市町村に振り分けられます。

	国民健康保険に加入している人	職場の健康保険等に加入している人
決め方	所得などをもとに国民健康保険税の算定方 法によって決まります。	給与に応じて決まります。
納め方	大分市の国民健康保険税と一緒に世帯主が 納めます。	医療保険料と一緒に給与から差し引かれます。 ※扶養されている第2号被保険者の保険料は職場に勤めている被保険者の負担となっている ので別途納入する必要はありません。

令和6年度第1号被保険者保険料の収納状況

(単位:円)

	区		分	調定額	収入額	還付未済	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率(%)
	普	現	年	1,081,158,680	1,016,311,450	449,650	1,015,861,800	0	65,296,880	93.96
現	通徴	現年	 手過年	7,748,490	7,165,180	0	7,165,180	0	583,310	92.47
年度	収	並	徴計	1,088,907,170	1,023,476,630	449,650	1,023,026,980	0	65,880,190	93.95
分	特	別	徴収	9,550,049,680	9,560,636,550	10,586,870	9,550,049,680	0	0	100.00
	現	年度	医合計	10,638,956,850	10,584,113,180	11,036,520	10,573,076,660	0	65,880,190	99.38
滞	納	繰	越分	126,455,020	24,818,040	2,400	24,815,640	41,930,390	59,708,990	19.62
	総	合	計	10,765,411,870	10,608,931,220	11,038,920	10,597,892,300	41,930,390	125,589,180	98.44

(2) 要介護(要支援)認定について

介護保険のサービスを利用するためには大分市に要介護(要支援)認定申請して、認定を受ける必要があります。

申請には、次の2つの方法があります。

○直接申請

市の長寿福祉課の窓口や各支所、東部・西部保健福祉センターで本人または家族が申請します。

○代行申請

指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設等に要介護認定の申請を依頼 することができます。

事業者等が本人または家族に代わって、要介護認定申請書と被保険者証などを市の長寿福祉課 の窓口に提出します。

1 要介護・要支援認定者数(令和7年3月31日現在)

(単位:人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
5,390	3,465	6,331	3,951	2,974	3,277	2,420	27,808

2 認定申請者数 (単位:人)

左 薛		申 請	区 分	
年 度	新規	更 新	変更	合 計
27 年 度	6,125	16,627	1,288	24,040
28 年 度	6,368	16,871	1,390	24,629
29 年 度	6,791	17,228	1,494	25,513
30 年 度	6,874	15,569	1,694	24,137
元 年 度	6,672	14,895	1,761	23,328
2 年 度	7,046	11,395	2,048	20,489
3 年 度	7,148	13,672	2,344	23,164
4 年 度	7,512	14,155	2,679	24,346
5 年 度	7,802	15,086	2,616	25,504
6 年 度	7,990	8,580	2,858	19,428

○認定有効期間 原則6ヵ月(更新認定の場合は1年)

○更 新 申 請 有効期間満了日の60日前から更新の手続きをすることができます。

○変 更 申 請 心身の状態に変化があり、認定の見直しを希望する人はいつでも変更申請をすることができます。

(3) 介護保険給付内容

【要介護(要介護1~5)者が利用できるサービス】

項目	内容
・ 居宅サービス 訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行う。
訪問入浴介護	要介護者のいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、 入浴の介助を行う。
訪問看護	主治医の指示にもとづいて、訪問看護ステーションや病院または診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行う。
訪問リハビリテーション	通院が困難な人に対して理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)を行う。
通所介護 (デイサービス)	通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、日帰りで食事、入浴の提供 や、日常生活動作の訓練などを行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリテーション事業所(老人保健施設など)に通い、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションを行う。
福祉用具貸与	家庭で日常生活を営むのに支障のある人などに、車いすや特殊寝台 (ベッド) などの必要な福祉用具を貸与する。
短期入所生活介護/短期入所療養介 護(ショートステイ)	家庭で療養する人などが、短期間施設に宿泊しながら、食事、入浴、排せつなど 日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練を受ける。
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	有料老人ホームやケアハウスなどの入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の援助を行う。
居宅療養管理指導	通院が困難な人に対して医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。
・地域密着型サービス 認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、通所介護事業所 (デイサービスセンター) に通い日帰り で食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせてサービス提供を行う。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者などが5~9人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を受ける。
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護(原則要介護 3 ~ 5)	入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、自宅では介護が困難な常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの介護や、機能訓練などを行う。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回または通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの 介護など、日常生活上の緊急時等の対応を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供する。
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護事業所(デイサービスセンター)に通い、日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や通報により利用者の居宅を訪問し、必要に応じて介護と看護の連携したサービスを24時間対応で行う。
・施設サービス 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (原則要介護3~5)	食事や排せつなどで常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護、機能訓練などを行う。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、治療よりリハビリや介護が必要な入所者に対し、在宅復帰を目指して医学的管理下での介護、機能訓練などを行う。
介護医療院	長期の療養を必要とする入所者に対し、日常的な医学管理や看取り、ターミナル ケアなどのサービスと日常生活上の介護を一体的に行う。

W H O 8 W	为 名 /4. *4-	-tı ÷≠	7 年度予算	負	担	率 (%	6)
給付の条件	対象件数	申請	(千円)	国	県	市	介護保険料
居宅サービス計画を作成し、支給限度額管理を行う ことが必要	455,694件	指定居宅介護 支援事業所等	22,821,000	25.0	12.5	12.5	50.0
※支給限度額管理の対象サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 ・定期が応型訪問介護 ・変別知定対応型・沙規模多機能型居宅介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護							
○居宅サービス計画作成対象サービスについては、 支給限度額の7割から9割を上限に給付する。	30,851件	指定居宅介護 支援事業所等	6,026,000	25.0	12.5	12.5	50.0
○居宅サービス・地域密着型サービス利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己負担となる。 ○短期入所生活介護・短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減							
接賃・毎仕賃は、甲戌税非採税世帯には負担整緘 措置(負担限度額認定)がある。							
○連続した短期入所利用は、30日を限度とし、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。							
○施設介護サービス費の7割から9割を給付する。	25,718件	介護老人福祉 施設等	7,491,000	25.0	12.5	12.5	50.0
○施設入所に係る食費・居住費は原則として利用者の自己負担となるが、市民税非課税世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。							

【要支援(要支援1・2)者が利用できるサービス】

項目	内 容
・介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。
介護予防訪問看護	主治医の指示に基づいて、看護師などが疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士などが 主治医の指示に基づいて、リハビリテーションを行う。
介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション事業所(老人保健施設など)で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供する。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行う。
介護予防短期入所生活介護/介護予 防短期入所療養介護(ショートスティ)	家庭で療養する人などが短期間施設に宿泊しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や医学的管理のもとでの看護、機能訓練を受ける。
介護予防特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなど)	有料老人ホームなどの入居者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護 を行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした 療養上の管理や指導を行う。
・地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、通所介護事業所 (デイサービスセンター) に通い日帰り で食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の様態や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、サービス提供を行う。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者などが 5 ~ 9 人で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を受ける。

【要支援(要支援1・2)者・事業対象者が利用できるサービス】

項目	内容
介護予防・日常生活支援総合事業訪問 型サービス	
・介護予防ホームヘルプサービス	利用者が自力では困難な行為について、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合、訪問介護員(ホームヘルパー)によるサービスを行う。
生活サポートホームヘルプサービス	ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス(身体介護は除く)を行う。
介護予防・日常生活支援総合事業通所 型サービス	
・介護予防デイサービス	通所介護事業所(デイサービスセンター)で健康チェックなどの基本サービスや 生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービ ス(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供する。
• 元気サポートデイサービス	閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るためのレクリエーションサービスを 行う。
パワーアップ教室 ・訪問型パワーアップ教室	リハビリ専門職による訪問指導を行う。 *通所型パワーアップ教室の利用者のうち必要な人に対し実施
・通所型パワーアップ教室	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、下記のプログラムを複合的に 行う。(3ヶ月)
	・運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善等

給付の条件	対象件数	申請	7年度予算	負		率 (%	<u>(</u>)
相りの条件	刈豕针釵	中前	(千円)	国	県	市	介護保険料
介護予防サービス計画を作成し、支給限度額管理を 行うことが必要	65,070件	指定介護予防 支援事業所等	1,037,000	25.0	12.5	12.5	50.0
(単位:円/月) 要支援状態区分 支給限度額 要支援 1 50,320 要支援 2 105,310							
※支給限度額管理の対象サービス ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所 リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・ 介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療 養介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護 予防小規模多機能型居宅介護							
○介護予防サービス計画作成対象サービスについては、利用者の負担割合に応じて支給限度額の7割から9割を上限に給付する。							
○介護予防短期入所利用日数が要支援認定の有効期 間のおおむね半数を超えないようにする。							
○介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自 己負担となる。							
○介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。	278件	指定介護予防 支援事業所等	29,000	25.0	12.5	12.5	50.0
○介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援 2 の認定を受けた場合のみ利用可能							
	l	<u> </u>					

給付の条件	対象件数	申請	7年度予算 (千円)	負 国	担県	率 (% 市	() 介護保険料
介護予防ケアマネジメントを実施し、支給限度額管理を行うことが必要 (単位:円/月) 区 分	47,046件	指定介護予防 支援事業所等	1,156,040	25.0	12.5	12.5	50.0
介護予防ケアマネジメントを実施。 ・訪問型パワーアップ教室 2,980円/1回 ・通所型パワーアップ教室 5,545円/1回を給付する。	1,823件	地域包括支援センター	47,472	25.0	12.5	12.5	50.0

【その他の給付】

項目	内 容	給付の条件
・福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつなどのための用具(厚生労働大臣が定めるもの)の購入費の支給・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具の部分等	○指定特定福祉用具販売事業者・ 指定介護予防特定福祉用具販売 事業者からの購入分に限る。○購入日時点で要介護・要支援認 定が有効であること。
・住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修で、事前に申請して認められたものが対象 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式 便器等への取替え 等	○住所地にある住宅の改修であること。 ○着工時点で要介護・要支援認定が有効であること。 ○事前に申請を行い、支給対象として確認を受けていること。
・おむつ等介護用品購入費の支給	在宅の要介護者で、日常生活のうえで常におむつを必要とするとあらかじめ市が認めた人に対して、その購入に要した費用の一部を支給・紙おむつ ・布おむつ ・失禁パンツ・おむつカバー ・尿取りパッド	○年度ごとに受給資格決定を受けていること。○購入日時点での介護用品購入費受給要件を満たしていること。○支給申請には、市が指定する領収証を添付すること。
・高額介護(介護予防)サービス費の支給	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスを利用して月ごとに支払った保険給付対象サービスの利用者負担(1割から3割)が一定額を超えた場合、その超えた分を「高額介護(介護予防)サービス費」として申請により払い戻す。	○同じ世帯に介護サービス等を利用する人が複数いる場合、表の上限額が世帯全体の上限額となる。 ※利用者負担上限額に(個人)とある場合は、世帯全体の上限額は24,600円となる。 ○給付額の減額措置を受けている期間の利用者負担額は支給の対象外
・高額医療・高額介護合算制度	世帯内の同じ医療保険被保険者の方全員が、 1年間(毎年8月〜翌年7月末)において支 払われた医療保険と介護保険の自己負担額を 合計して、著しく高額となり基準額を超えた 場合に、その超えた金額を支給する。	○医療保険と介護保険の自己負担 額を合計して、基準額を超えた 場合

【食費・居住費(滞在費)の負担軽減】

項	目	内容	給付の条件
食費・居住費認定	(滞在費)の負担限度額	短期入所サービスおよび施設サービスを利用する場合の食費・居住費(滞在費)については施設との契約により決定するが、市民税非課税世帯等の利用者については、申請により軽減を行い、補足的給付を行う(預貯金額等により制限あり)。	○市民税非課税世帯等 ○配偶者の市民税が非課税 ○預貯金等の合計が収入区分に応じた基準額以下であること 収入区分 預貯金等の基準額 セ活保護受給者 老齢福祉年金受給者

給付の限用		対象件数	申請	7年度予算	負		率 (%	
72.10			1 713	(千円)	国	県		介護保険料
支給限度基準額 10万円/全利用者の負担割合に応じを上限に支給する。ただし、購入は不可	て基準額の7割から9割	2,363件	長寿福祉課 または各支所 東部•西部保健 福祉センター	75,000	25.0	12.5	12.5	50.0
支給限度基準額 20万円 利用者の負担割合に応じ を上限に支給する。	て基準額の7割から9割	1,652件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	167,000	25.0	12.5	12.5	50.0
支給限度基準額 最高48,000 基準額の 9 割を上限に支給		11,486件	長寿福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター	302,000				100.0
対象 者 生活保護受給者 市民税 書籍福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人税 利用者負担第1段階、第一章 2段階以外の人市がいる世帯 税税所得380万~690万円課税所得380万~690万円課税所得380万~690万円課税所得690万円以上の人がいる世帯 課税所得690万円以上の人がいる世帯	(単位:円/月) 利用者 利用者 負担上限額 15,000 15,000 (個人)※ 15,000 (個人)※ 15,000 (個人)※ 第3段階 24,600 第4段階 44,400 第5段階 93,000 第6段階 140,100	86,784件	長寿福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター	1,202,000	25.0	12.5	12.5	50.0
※詳しくは長寿福祉課介護統	合付担当班へ	5,591件	国保年金課 または各支所	209,000	25.0	12.5	12.5	50.0

										7年度予算	自	担	率 (%)	1
		給付	· 0	基 準				対象件数	申 請	(千円)	国	県	1 (, 0,	護保険料
利用者負担段階	居住費 多床室	従来型 個 室	重類により エット型 個室的多床室	エット型		費 短期 入所		21,550件	長寿福祉課 または各支所 東部•西部保健	612,991	25.0	12.5	12.5	50.0
第1段階	0	①380 ②550	550	880	300	300			福祉センター					
第2段階	430	①480 ②550	550	880	390	600								
第3段階1	430	①880 ②1,370	1,370	1,370	650	1,000								
第 3 段階 2	430	①880 ②1,370	1,370	1,370	1,360	1,300								
第4段階	第4段階 施設との契約により設定されます													
①特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の 場合														
②老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養 介護の場合														
利用者負担第1段階生活保護受給者・市民税非課税世帯で老齢福祉年 金受給者														
利用者負担第2段階市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他 の合計所得金額の合計が80.9万円以下														
利用者負担第3段階1…市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他 の合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下														
利用者負担第3段階2…市民税非課税世帯であって、年金収入額とその他 の合計所得金額の合計が120万円超														
利用者負担第	4 段階…	…市民税認	果税世帯											

(4) 地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	所 在 地	電話番号
1	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	513-5103
2	碩田地域包括支援センター	中島東 3 丁目 1 -25 プライムコート中島104	560-0437
3	王子地域包括支援センター	王子南町 9 番25号	544-1223
4	大分西地域包括支援センター	東八幡 4 丁目 6 組 リバーサイド91 101号	576-8282
5	南大分地域包括支援センター	羽屋 4 丁目 1 番68号 キクチテナントビル103号	573-6688
6	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈町1丁目12番3号	545-1030
7	城東地域包括支援センター	今津留 3 丁目 4 番25号	558-6285
8	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	567-1720
9	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1-1 あけのアクロスタウン一番街1階	529-5705
10	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館103	547-8201
11	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	594-1501
12	大東地域包括支援センター	松岡5461番地1 モンベル安達103号	528-7660
13	東陽地域包括支援センター	常行450番地	524-0892
14	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	528-9295
15	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南1丁目8番5号	592-6686
16	稙田地域包括支援センター	上宗方590番地の10 日生第3マンション103号	542-7147
17	稙田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目13番3号	576-7573
18	稙田南地域包括支援センター	田尻659番地	547-7886
19	稙田東地域包括支援センター	宮崎1385番地1 コーポ長岡101	568-3310
20	竹中・判田地域包括支援センター	中判田1910番地の 6	597-4111
21	戸次・吉野地域包括支援センター	中戸次4577番地 3	586-7170
22	野津原地域包括支援センター	野津原字久保1505番地1	586-4020
23	佐賀関・神崎地域包括支援センター	佐賀関1407番地27 佐賀関市民センター1階	575-0337

	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。 ●地域ごとに設置 ・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。 ●地域包括支援センターの役割 ①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。 ②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。 ③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。 ④高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携を取りながら支援します。	職員配置	業務
なさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。 ●地域ごとに設置・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。 ●地域包括支援センターの役割 ①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。 ②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。 ③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。 ④高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らし		主任ケアマネジャー社会福祉士保健師	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。 ●地域ごとに設置・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。 ●地域包括支援センターの役割 ①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。 ②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。 ③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。

3 障がい者福祉

(1) 障害基礎年金・特別障害給付金

実施区分	年金の種類	実施年月日	支 給 の 条 件
	障害基礎年金 (拠出制)	S 61. 4. 1	1. 障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中であるとき、または、被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く) 2. 障害認定日(初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した日)以降に障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態であること【保険料納付要件】 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて2/3以上であること(令和18年3月31日以前に初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい。)
国	障害基礎年金 (無拠出制)	S 61. 4. 1	初診日が20歳前で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める 1 級または 2 級の状態にある20歳以上の人
	特別障害給付金	H 17. 4. 1	◆対象 ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者 (厚生年金、共済組合などの加入者)などの配偶者 ※①②の人で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内 に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障 がいに該当する人(原則として、65歳の誕生日の前々日までに 請求しなければなりません。) ※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる人は 対象になりません。

(2) 障害者福祉手当

_									
実施	155 日	字坛年月日		支	給	0	条		
区分	項目	実施年月日	×	公 分	障がい程度	の等級	手 当	の額	
					1 級 ~	2 級	年	19,200円	
			身	18歳未満	3 級 ~	4 級	年	15,600円	
			身体障がい		5 級 ~	6 級	年	12,000円	
	S 47. 4. 1	S 47. 4. 1			1 級 ~	2 級	年	14,400円	
市	障害者福祉手当		者	18歳以上	3 級 ~	4 級	年	9,600円	
1111	四百石 佃 仙 丁 彐	H 18. 9. 1			5 級 ~	6 級	年	6,000円	
		改正	以 止	知がい	18歳未満	A 1 ~	B 2	年	19,200円
			障者	18歳以上	A 1 ~	B 2	年	14,400円	
			精が神い	18歳未満	1 級 ~	3 級	年	19,200円	
			障者	18歳以上	1 級 ~	3 級	年	14,400円	

所 得 制 限	年 金 額 支 給 額 (R7.4月時点)	6 年度実績 (受給権者数)	請求	参 考 事 項		
なし	1級 1,039,625円 昭和31年4月 1日以前生まれの人は 1,036,625円 2級 831,700円 昭和31年4月 1日以前生まれの人は	新法: 9,253人 旧法: 93人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年 6 回支給 2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行		
本人 年間所得 (扶養 0 人の場合) 全額停止 4,721,000円 一部支給停止 3,704,000円 扶養 1 人につき 原則380,000円加算	829,300円 子の加算額 1・2人目 239,300円/人 3人目以降 79,800円/人			文化 野便局• 越()		
あ り お問い合わせください。	1級 月額 56,850円 2級 月額 45,480円	45人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年 6 回支給 2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日) 支払 郵便局・銀行		

件	件		4		負担率		
所得制限	その他の必要事項	[6年度延べ] 支給人数]	参考事項	7年度予算	围	県	市
		126人		千円			
	本市居住者で障害者手帳所持者。 但し国の障害手 当受給者および	90人	(問い合わせ) 障害福祉課 または各支所 東部・西部保健				
		30人		282,000			
		11,126人					
本人が市民税課 税の場合		11,795人					単独
支給停止	施設入所者で公	4,587人	福祉センター	202,000			十五
	的年金受給者を	2,274人	今市除く連絡所 (支給)				
	除く。	4,350人	年2回8,2月				
		1,001人					
		10,074人					

(3) 重度障害者福祉手当

実施区分	項目	実施年月日	支 給 の 条 件					
	特別障害者手当	S 61. 4. 1	著しく重度の障がい等があり、日常生活において常時特別の介護 を要する方(20歳以上) ※施設入所者、3ヵ月を越えて入院している人を除く。(条件あり)					
•	障害児福祉手当	S 61. 4. 1	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方 (20歳未満) ※施設入所者を除く。					
市	福祉手当(経過措置)	S 50. 10. 1 (S 61. 4. 1)	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方(20歳以上) ※施設入所者、特別障害者手当の受給者、障害年金等障がいを理由とする給付を受けている人を除く。					
玉	特別児童扶養手当	S 37. 1. 1	目や耳や手足の不自由な児童、知的障がいや内部障がいのため、 日常生活において常に介護を必要とする児童を監護している父母 又は養育者に支給する。 ※監護される児童は20歳未満であること。ただし、施設入所者を 除く。(条件あり)					

(4) 障害者医療費助成

実施区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額	条 対 象 範 囲	件 所得制限
県・市	障害者医療費助成	S 49. 7. 1	健保自己負担分 (ただし、ひと月のひ とつの医療機関等での 負担額が1,000円未満 の場合、助成対象外)	身体障がい者 1級~3級 知的障がい者 A1、A2、 B1、B2 精神障がい者 1級	老齢福祉年金 に準ずる所得 制限あり

TC 48 455	工业好	由 誄	乡 老市还	7 年度	1	負 担 率	3
所 得 額	手 当 額	申 請	参考事項	予 算	玉	県	市
本人 扶養 0 人のとき 3,661,000円 扶養 1 人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養 0 人のとき 6,287,000円 扶養 1 人のとき 6,536,000円 1 人増すごとに 213,000円を加算	月額 29,590円 (R7.4.1現在) 月額 16,100円 (R7.4.1現在) 月額 16,100円 (R7.4.1現在)	障害福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター 今市除く連絡所 ※福祉手当の新規受付はしていません。	銀行振替で 年4回支給 5.8.11. 2月	千円 394,300	$\frac{3}{4}$		$\frac{1}{4}$
本人 扶養 0 人のとき 4,596,000円 扶養 1 人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養 0 人のとき 6,287,000円 扶養 1 人のとき 6,536,000円 1 人増すごとに 213,000円を加算	月額 1級 56,800円 (R7.4.1現在) 2級 37,830円 (R7.4.1現在)	障害福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター 今市除く連絡所	振替で 年3回支給 4.8.11月	4,500	10 10		

その他	対象者数	申 請	7年度予算	<u>負</u> 担 対象者	率県	市
申請により	13,042人	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健	千円 1,281,600	身障 1 · 2 級 療育 A 1 · A 2 精神 1 級	$\frac{1}{4}$	3/4
受給者証交付	(R7.4月現在)	福祉センター 今市除く連絡所		身障 3級 療育 B1・B2		単独

(5) 障がい者(児)福祉施策

実施	松	付の種類	実施年月日	サービス名称	内容	条						
区分	∓□	竹の性類	天旭平月口	リーに入石物	(2)	対 象						
				居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で家事や身体の介護など日常生活の 支援を行います。							
		訪 問 系 サービス H18.10.1		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人 に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介 助や外出時の移動の支援をします。							
	介		訪問系	訪問系	計 賏 玄		同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を 有する人に、移動に必要な情報提供(代 筆・代読含む)、移動の援護等の外出支 援を行います。	障 が 防障 知身 権 障 いいいいい おがいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい			
	護									行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	※同行援護は身体障がい者(児)のうち視覚障がいのある
	給		H18.10. 1	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などになった 場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食 事の介護などを行います。	方を対象とします。						
围	714			重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。							
	付		療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護 が必要な人に、医療機関で機能訓練や療 養上の管理、看護、介護、日常生活の援 助をします。								
				生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創造的活動などの機会を提供します。							
県		居住支援		施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食 事の介護などをします。							
				自 立 訓 練 (機能・生活・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活 能力向上のために必要な訓練をします。							
•			R 7.10. 1	就労選択支援	就労を希望する人に、就労先・働き方に ついてより良い選択ができるよう、本人 の希望、就労能力や適性等に合った選択 を支援します。							
市	訓	日中活動		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のために必要な訓練をします。	知的障がい者身体障がい者						
	練等給		H18.10. 1	就労継続支援 A型・B型	一般の事業所で働くことが困難な人に、 就労の機会や生産活動その他の活動の機 会の提供、知識や能力の向上のための訓 練をします。							
	付	居住支援		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。							
		子 ① 44	H30 4 1	自立生活援助	定期的な訪問や障がいのある方からの相談・要請があった際に、助言や医療関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。							
		その他	その他	その他	その他	その他	1100. 4. 1	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労後6 月を経過した人に対し、引き続き就労の継 続を図るため、一定の期間にわたり事業 所・家族との連絡調整等の支援を行います。			

	なり、大大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	计色字粉竿	申請	7 年 度	 負	担	率
所得制限	その他	対象者数等	1	予 算	围	県	市
		863人 (R7.4月実利用者数) 57人 (R7.4月実利用者数)		千円 846,000 647,000			
		134人 (R7.4月実利用者数)	_	101,000			
		113人 (R 7.4月実利用者数)		100,000		1/4	
		307人 (R7.4月実利用者数)		100,000			
		8人 (R7.4月実利用者数)	障害福祉課	67,000			
	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	84人 (R7.4月実利用者数)		283,000	$\frac{1}{2}$		
		1,007人 (R 7.4月実利用者数)		2,813,000			
なし		470人 (R7.4月実利用者数)		743,000			$\frac{1}{4}$
		67人 (R 7.4月実利用者数)		106,000			
		(R7.10月事業開始)		10,000			
		86人 (R7.4月実利用者数)		160,000			
		2,872人 (R 7.4 月実利用者数)		4,448,000			
		886人 (R7.4月実利用者数)		1,409,000			
		5人 (R7.4月実利用者数)		2,000			
		38人 (R7.4月実利用者数)		18,000			

実施	 給付の種類	字旅年月日	サービッタ缶	由 宏	条
区分	和刊の性類	実施年月日	サービス名称	内容	対 象
	地域相談支援給付	H24. 4. 1	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援を行います。	18 才 以 上 の 知 的 障 が い 者 身 体 障 が い 者 精 神 障 が い 者
	援 給 付		地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいの ある方に対して、常時連絡体制を確保 し、障がいの特性に起因して生じた緊急 の事態等に相談、その他必要な支援を行 います。	預伸厚かい有難病患者等
			児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における 基本的な動作の指導や知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などを行います。	
玉	障 害	H24. 4. 1	医療型 児童発達支援	肢体不自由児に対して、指定された医療 機関において、児童発達支援や治療を行 います。	
• 県	障害児通所支援給付	H 24. 4. 1	放 課 後 等 デイサービス	在学中の児童に対して放課後や学校の休業日に施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供を 行います。	18歳未満の障がい児 難病患者等
	給 付		保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、集団生活に適応でき るよう専門的な支援等を行います。	
市		H30. 4. 1	居 宅 訪 問 型 児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅訪問して発達支援を行います。	
	補装具	S24.12.26	補 装 具 費 (購入・修理) の 支 給	日常生活において体の不自由を補うため 補装具費(購入・修理)の支給を行う。 視覚障害者安全つえ、義肢、義眼、装 具類、眼鏡、車イス(電動)、歩行補 助つえ(一本杖を除く)、補聴器等	身体障害者手帳 所 持 者 難 病 患 者 等
	自立	S 33.11.26	自立支援 医療の給付 (更生医療)	手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。 目・耳・肢体・心臓の手術、人工透析 (腎臓機能障害) 腎移植、肝移植等	身体障害者手帳所 持 者
	支 援 医	H18. 4. 1	自 立 支 援 医療の給付 (育成医療)	障がいを除去、軽減する手術等により確 実に効果が期待できる場合の医療給付を 行う。	18才未満の障がい児
国 • 県	療	H18. 4. 1	自 立 支 援 医療の給付 (精神通院)	精神科の病気(てんかんの方も含む)で 通院している場合に、その医療費の一部 を公費で負担する。	通院による治療が 継続して必要な方
国•県•市		S 47. 7.18	日常生活用具 購入費の給付	重度の障がい者の日常生活を容易にするため日常生活用具購入費の給付を行う。 給付…特殊寝台、点字図書、視覚障害者用体重計、携帯用会話補助装置、拡大読書器、入浴補助用具、ストマ等*用具の種類ごとに対象となる障がいの区分程度が異なります。	身体障害者手帳 所 持 者 療育手帳所持者 難 病 患 者 等
市		H8. 6. 1	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障がい者が 緊急の際、ペンダントボタンを押すこと により通報センターに連絡され、近隣の 協力者が適切な対応をします。	身体障害者手帳 1・2級所持者 (おおむね18歳以上)

		4 [67, +y WL MY	+ ==	7 年 度	負	担	率
所得制限	その他	対象者数等	申請	予 算	玉	県	市
なし	なし	2人 (R7.4月実利用者数) 0人 (R7.4月実利用者数)	障害福祉課	千円 2,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		857人 (R7.4月実利用者数)		1,503,000			
		0人 (R7.4月実利用者数)	陪审短址課	100		1/4	
なし	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	2,168人 (R 7.4 月実利用者数)		3,270,000	1/2		$\frac{1}{4}$
		185人 (R7.4月実利用者数)		15,300			
		1人 (R7.4月実利用者数)		100			
本人及び配偶者 の市民税所得割 額が46万円未満 (R6年度より18 歳未満の場合は 所得制限なし)	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	1,119件 (延べ件数)	障害福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター 今市除く連絡所	130,000	1/2	1/4	1/4
市民税所得割額が 23万5千円未満 ※H22年度税制改 正前の税額	hh 10 3th 111 4th 11 for 101	1,005人 (受給者数)	the eta los 11 am	800,000	1/2	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
ただし高額治療継続者(重度かつ継続に該当する方) は受給可	被保護世帯は無料その他は一割負担※月額上限あり	160人 (受給者数)	障害福祉課 または 東部・西部保健 福祉センター	10,000	1/2	$\frac{1}{4}$	1/4
		11,253人 (受給者数)			1/2	1/2	
	給付については 被保護世帯無料 その他は課税状況によ り一部負担軽減あり	11,965件 (延べ件数)	障害福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター 今市除く連絡所	160,000	1/2	1/4	1/4
	設置について 市民税非課税世帯無料 市民税課税世帯は自己 負担あり	8件	障害福祉課	224			単独

実施	外付の種類	字按尔日日	14 バラ <i>勾</i> 新	d g	条
区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内容	対 象
市		S 49. 4. 1	自動車改造費 補 助	就労等に伴い身体障がい者が自ら所有し 運転する自動車の操向装置等を改造する 必要がある場合、その費用の一部を10万 円を限度として補助します。 ※改造前の申請が必要です。	身体障害者手帳所 持 者
		S 57. 4. 1	自 動 車 運 転 免 許 取 得 補 助	身体障がい者が1種普通自動車運転免許 を取得する場合、免許取得に要した費用 の%以内で10万円を限度として補助します。	身体障害者手帳
国 • 県	地域生活	H26. 4. 1	意思疎通支援事業	聴覚障がい者が医療機関、公的機関等で 意思の伝達をするために必要な場合や、 大会等の主催者でその開催について必要 とする場合に派遣を行う。	聴覚障がい者及び大会等の主催者
市	支援事業	H25. 4. 1	盲ろう者通訳 介助員派遣	視覚及び聴覚に重複障がいがある人に対して、第三者との意思疎通に係る通訳支援と移動の介助を行う。 (年間240時間を限度)	視覚障がい及び聴覚 障がいの重複による 障がいの程度が 2級以上の人
市		S 55. 6. 1	大分市障害者 タクシー料金 に対する助成	重度の心身障がい者にタクシー料金の割引券を交付する。 ①普通タクシー利用券綴(100円券30枚 400円券35枚) ②福祉タクシー "(200円券50枚 400円券100枚 1,000円券30枚) いずれか1冊 (500円券50枚) (1,000円券50枚) ※②③車いすを常用していること、かつ 肢体不自由1・2級(上肢障害のみを除く)または内部障害1級であること。	身体障がい者・視覚1・2級・視覚1・2級・肢体1・2級(上肢のみを除く)・内部 1級知的障がい者A1・A2精神障がい者 1級(写真つきに限る)
		S49. 4. 1	在宅心身障害者 住宅設備改造費 助 成	在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用の2/3の額(ただし限度額まで)を補助します。玄関・台所・便所・浴室・廊下・居室など※改造前の申請が必要です。	身体障がい者 1級~3級 (手帳の内容によります) 知的障がい者 A1 A2
		S 54. 6. 1	自動車運転免許取得補講料補助	身体障がい者が運転免許を取得する場合、30,000円を限度として補講料を補助します。 ※免許取得の補助対象者に限ります。	身体障害者手帳所 持 者
E			移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。	
●			地域活動支援 センターⅡ型	デイサービスとして地域における雇用が 困難な在宅の障害のある人に対し、機能 訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを 提供します。	
· 市	地域生活支援事業	H18. 10. 1	地域活動支援 センターⅢ型 日中一時支援	地域の障害のある人等のための援護対策	障 が い 児 知 的 障 が い い 身 体 障 が い る 精 神 障 が い 者
			訪問等入浴サービス	施設へ預けることができます。 居宅における入浴が困難な方に対し、入 浴サービスの提供を行います。	難病患者等
市			生活サポート	地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、障害者総合支援法による介護給付や訓練等給付のサービスを受けることができない場合、日常生活に関する支援を行います。	

	件	-1-1-1-7-1-1-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	申請	7 年 度	負	担	率
所得制限	その他	対象者数等	申 請	予 算	玉	県	市
特別障害者手 当の所得制限 限度額を超え ない者		9人 (受給者数)	障害福祉課	千円 1,500			単独
		10人 (受給者数)	障害福祉課	1,300			単独
なし	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	1,370回 (派遣回数)	(大会主催者) 障害福祉課 (個 人) 大分県聴覚 障害者協会	10,228	1/2	1/4	1/4
なし	営利目的、政治的行為 及び宗教的目的を除く	227回 (派遣回数)	大分県聴覚 障害者協会	2,250	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	平成18年4月1日より、 有料道路通行料金の割 引または、自動車税、軽 自動車税の減免を受け ている方は、タクシー 利用券交付対象外。	普通タクシー 73,260枚 福祉タクシー 28,814枚 リフト付福祉タクシー 24,425枚 (利用枚数)	障害福祉課または各支所東部・西部保健福祉センター 今市除く連絡所	60,000			単独
市民税所得割 額が28万円未 満の世帯	自己負担あり。ただし 被保護世帯は上限金額 まで自己負担なし。	22人 (受給者数)	障害福祉課	10,000			単独
		1人 (受給者数)	障害福祉課	120			単独
		545人 (R 7.4月実利用者数)		110,000			
		3人 (R7.4月実利用者数)		3,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
なし	被保護世帯及び非課税世帯無料	13人 (R 7.4月実利用者数)	障害福祉課	10,000	۵	4	4
	その他は一割負担※月額上限額あり	86人 (R7.4月実利用者数)		42,000			
		23人 (R 7.4月実利用者数)		22,000			
		0人 (R 7.4月実利用者数)		100			単独

実施				条
区分	施策	実施年月日	事 業 内 容	対 象
	点 字 タ イ プ ライター貸出し	S 56. 12. 1	点訳奉仕者に貸し出す。	点字講習会を受講し、 終 了 し た 人
	食の自立支援	H15. 7. 1	おおむね65歳未満のひとり暮らしの障がい者または 障がい者のみの世帯等で調理をすることが困難な者 に対して栄養バランスのとれた食事をとどける。	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳保持者 精神保健福祉手帳保持者
市	医療的ケア児・ ア児・ 非常用発電装置 等購入費補助	R 3. 4. 1	在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも 必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等 の購入費の補助を行う。	以下の1~3のすべてに該当市の住民基本合住民基本合方。 1.大大帳に登録がる方。 2.人工呼吸器等、対象の医療方。 2.人工呼療的ケアを要する方。 数要支援者個別避難で要支援者個別避難計画を作成済の方。
	重度障害者入院 時コミュニケー ション支援事業	H22. 4. 1	発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、医療機関へコミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援する。	身体障がい者
国•県•市	重度障害者等就 労支援特別事業	R 4. 1. 1	重度障がいのある方等の就労機会の拡大、就労継続 を目的として雇用施策と連携した通勤支援及び職場 等における支援を推進する。	重度訪問介護、 ででででいる。 重度訪問、行動を ででででいる。 でででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいずれかのでいる。 では、 でいずれかのでいる。 では、 でいずれかのでいる。 では、 でいずれかのでいる。 でいずれがいる。 でいがれがいる。 でいがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがない

(6) 点字・手話講習会

実 施 区 分	種類	所 在 地
大分市社会福祉協議会	点訳ボランティア 養成講座	J:COMホルトホール大分3階「ミーティングルーム」 (金池南1丁目5番1号)
八万印任云佃位励硪云	朗読ボランティア養成講座	駅南さざんかみやびのもり「多目的ホール」 (金池南1丁目8-16)
社 会 福 祉 法 人 大分県聴覚障害者協会	手 話 講 習 会 (手話奉仕員養成講座)	大分県総合社会福祉会館(大津町2丁目1-41) 大分県聴覚障害者センター(大津町1丁目9-5)
社 会 福 祉 法 人 大分県聴覚障害者協会	盲ろう者向け通訳・ 介 助 者 養 成 講 座	大分県聴覚障害者センター(大津町1丁目9-5)

(7) おもちゃライブラリー(大分市王子新町 5 - 1 大分市西部公民館同一建物内)

心身に障がいをもつ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸し出します。

開館日 月~金曜日 午前9時~午後4時(電話 097-545-1652)

休館日 毎週土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

所得制限	件 そ の 他	対象者数等	申 請	7 年 度 予 第	負 国	担県	率市
77 15 19 19	C 99 IE	_	障害福祉課	_	<u> </u>	不	113
	1 食あたり450円の自 己負担で週 6 回受給で きます。	42,181食 (配食数)	障害福祉課	16,000			単独
	上限12万円、上限額を 超える分は自己負担	19人 (利用者数)	障害福祉課	3,600			単独
	被保護世帯及び非課税 世帯無料その他は一割 負担※月額上限有り	0人 (利用者数)	障害福祉課	120			単独
	被保護世帯及び非課税 世帯無料その他は一割 負担 ※ 上限あり	6人 (利用者数)	障害福祉課	2,500	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

	開催日	寺 等	
	毎週木曜日	13時30分~16時	
(9月~1月)	第2・第4金曜日	13時30分~15時30分	
入門・基礎講座(4月~3月)	毎週木曜日	18時30分~20時30分	大分県総合社会福祉会館
	毎週金曜日	10時~12時	大分県聴覚障害者センター
	毎週土曜日	10時~12時	大分県総合社会福祉会館
新規登録者講座(4月~3月)	毎週土曜日	13時30分~15時30分	大分県聴覚障害者センター
	毎週金曜日	13時30分~15時30分	大分県聴覚障害者センター
必須科目(8月~11月)	土・日曜日	9時~16時	大分県聴覚障害者センター
選択科目(11月~1月)	土・日曜日	9時~17時	大分県聴覚障害者センター

<おもちゃライブラリー利用状況等>

年 度	貸 出 数	利 用 者 数	在 庫 数
2 年 度	226件	113人	979点
3 年 度	176件	88人	979点
4 年 度	108件	54人	979点
5 年 度	50件	25人	979点
6 年 度	18件	9人	979点

(8) 相談業務・手話通訳

種	類	所在地	相談 員数	業務	相談日	7 年度 予 算	負 国	担県	率市
		障害福祉課	1人		土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分~午後6時	千円 3,054	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		鶴崎市民行政センター (東部保健福祉センター)	1人		毎週月・金曜日 午前10時~午後3時				
手話	通 訳	種田市民行政センター (西部保健福祉センター)	センター) 1人 手話通訳 午前10日	每週火曜日 午前10時~午後3時	2,553	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	
		明野支所	1人		毎週月・水・金曜日 午前10時~午後3時	2,000	2	4	4
		大南支所	1人		毎週水曜日 午前10時~午後3時				
ろうあ	者相談	障害福祉課	1人	ろうあ者との 相談業務	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分~午後6時				単独
聴覚障か	い者相談	第1・3・5週 市民相談室 第2・4週 支所出張相談	1人	聴覚障がい者 に関する相談	毎週金曜日 午前10時~午後3時	255			単独
知的障か	ぶい者相談	市民相談室	1人	知的障がい者 に関する相談	毎週火曜日 午前10時~午後3時	300			単独

(9) 援 護

実施		援護の種類	内容
	身	身体障害者手帳	肢体不自由、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・内部障がいのある 者の障害程度に応じて交付する。
		更生 · 相談	自立支援医療、施設への紹介
玉	体障害者	援 護	・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1・2級もしくは視覚・聴覚障害者) ・有料道路通行料金の割引 ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免 ・所得税、市県民税の控除特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済心身障がい者の保護者が加入後に死亡又は重度障がいとなったとき、心身障がい者に月額2万円(2口加入者は月額4万円)の年金を支給
			・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引
	知	療 育 手 帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対 して交付する。
県 •	4的障害者(児)	援護	 ・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主でA1・A2) ・有料道路通行料金の割引(A1・A2) ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免(A1、A2の方のみ) ・所得税、市県民税の控除特別障害者控除、障害者控除・心身障害者扶養共済身障者の場合に同じ ・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引
市	Art:	精神障害者保健福祉手帳	大分県において、精神障がいと判定された者に対して交付する。
	精神障害者	援護	 ・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1級) ・自動車税(種別割)・(環境性能割)、軽自動車税(種別割)・(環境性能割)の減免(1級の方のみ) ・所得税、市県民税の控除特別障害者控除、障害者控除 ・心身障害者扶養共済身障者の場合に同じ ・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃の割引、タクシー料金の割引

[※]援護を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうちの特定の対象 者に限ります。

大分市障がい者相談支援センター

- ◆対象者 障がいのある人とそのご家族
- ◆内 容 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対し、支援が必要な場合の緊急相談や障がいに関する相 談や障がい者福祉サービスの利用援助等を行う。
- ◆場 所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆利用方法 電話、来所、訪問による相談に、年中無休で対応
 - ◇緊急相談

(午前9時~午後9時 ※ 午後6時以降は緊急相談のみ、土日祝日年末年始は午後6時まで)

- 緊急相談専用ダイヤル「あんしんコール」(☎ 097-529-7299)
- ◇緊急以外の相談(午前9時~午後6時)
 - ・主に身体障がいのある方 「さざんか」(☎ 097-576-8887 FAX 097-576-7554)
 - ・主に知的障がいのある方 「コーラス」(☎ 097-576-8888 FAX 097-579-6886)
 - ・主に精神障がいのある方 「きぼう21」(☎ 097-576-8889 FAX 097-546-2158)

大分市障がい者虐待防止センター

- **◆内 容** 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談を行う。
- ◆場 所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆開所時間 午前 9 時~午後 5 時15分 (☎ 097-585-6003 FAX 097-544-5671)
- **◆休 所 日** 土日、祝、年末年始

障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」

- ◆対象者 障がいのある方で就職又は生活支援を希望する方。※支援を受けるためには登録が必要です。
- ◆内 容 就業支援部門 ・離職した障がいのある方の就業に関する相談
 - ・公共職業安定所、事業主との調整等求職活動の支援
 - ・職業準備訓練をあっせんし、職業実習先との調整
 - ・ 就職後の障がいのある方に対する助言や事業主への雇用管理等の助言
 - 生活支援部門 ・障がいのある方の就労に関する生活上の相談や日常生活又は社会生活に必要な支援 (金銭や衣食住に関することなど、家庭訪問も行います。)
- ◆場 所 金池南1丁目9番5号(☎097-574-8668 FAX 097-574-8667)
- **◆利用方法** 電話、来所、訪問(午前 8 時15分~午後 5 時15分)

大分市成年後見センター

- ◆内 容 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の権利援護を目的に、法律的に 保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- ◆場 所 大分市役所 第 2 庁舎 2 階 (☎ 097-547-7774)
- **◆開所時間** 月~金曜日 午前 8 時30分~午後 5 時15分
- **◆休 所 日** 土日、祝、年末年始

高齢重度聴覚障がい者生活支援訪問事業

- ◆対 象 者 市内に住所を有する60歳以上の単身の聴覚障がい者または聴覚障がい者のみの老夫婦世帯
- ◆内 容 生活支援員が対象者宅を訪問し、各種制度等の情報提供や、相談活動を行う。
- ◆場 所 大津町1丁目9番5号 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会

(☎ 097-551-2152 FAX 097-556-0556)

(10) 行 事

行事名	年 度	2	3	4	5	6
医中共石机 0	金 額	新型コロナ	新型コロナ	2,761千円	2,878千円	3,859千円
障害者福祉の	参加者	ウイルス感染 症 拡 大 防 止	ウイルス感染 症 拡 大 防 止	2,000人	2,000人	2,300人
	場所	により中止	により中止	大分いこいの道	大分いこいの道	大分いこいの道

(11) 障がい者(児)福祉関係参考資料

• 身体障害者手帳所持者数

(単位:人)(令和7年4月1日現在)

	章がい者	視	覚	聴覚音	音声等	肢	体	内	部		計	
級		成人	児 童	成人	児 童	成人	児 童	成人	児 童	成 人	児童	計
1	級	276	9			852	70	3,066	47	4,194	126	4,320
2	級	522	0	456	23	2,012	59	38	0	3,028	82	3,110
3	級	73	0	323	7	2,009	29	1,823	29	4,228	65	4,293
4	級	47	1	383	4	3,088	6	1,215	23	4,733	34	4,767
5	級	145	2	11	0	2,329	7			2,485	9	2,494
6	級	61	1	675	10	409	4			1,145	15	1,160
合	計	1,124	13	1,848	44	10,699	175	6,142	99	19,813	331	20,144
	пΙ	1,1	.37	1,8	392	10,	874	6,2	241	20,	144	

(18歳未満を児童とする)

• 療育手帳所持者数

(単位:人)(令和7年4月1日現在)

区 分	A 1	A 2	В 1	B 2	計
18 歳 未 満	128	226	281	1,006	1,641
18 歳 以 上	537	544	717	1,676	3,474
ĒŤ.	665	770	998	2,682	5,115

•精神障害者保健福祉手帳所持者 (単位:人)(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	il+
18 歳 未 満	2	461	82	545
18 歳 以 上	275	3,885	1,954	6,114
計	277	4,346	2,036	6,659

・手帳所持者数の推移

(単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
身体障害者手帳	21,230	20,945	20,594	20,352	20,144
療 育 手 帳	4,295	4,467	4,664	4,857	5,115
精神障害者保健福祉手帳	5,100	5,474	5,812	6,256	6,659
計	30,625	30,886	31,070	31,465	31,918

・身体障がい者補装具等給付状況

(単位:件)

年 度 種 類	2	3	4	5	6
補装具(一般)	898	978	922	895	901
補装具(児童)	256	256	217	194	218
更生医療	950	702	820	903	1,005
日常生活用具	11,649	12,059	12,640	12,246	11,965

• 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請状況

(単位:人)

年度	総数			疾	患	別		
- 平皮	心 奴	総合失調症	てんかん	うつ病	躁うつ病	中毒症	脳器質性	その他
2	4,869	1,275	326	1,499	308	78	61	1,322
3	8,934	2,013	755	2,659	574	147	109	2,677
4	9,210	2,018	761	2,865	681	141	129	2,615
5	9,083	2,005	718	2,906	642	120	126	2,566
6	9,535	2,023	768	3,257	654	124	104	2,605

• 障害者医療費助成状況

(単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
身体障がい者 (1級~3級)	10,631	10,369	10,026	9,818	9,616
知的障がい者 (A1~B2)	2,713	2,818	2,936	3,066	3,218
精神障がい者 (1級)	181	180	186	199	208

・障がい者在宅福祉サービス実施状況

年 度 区 分	元	2	3	4	5
居宅介護等	163,700回	168,473回	164,144回	164,342回	163,037回
移 動 支 援	20,300回	17,916回	19,902回	19,766回	20,616回
入浴サービス	30人	25人	24人	23人	26人
手話通訳者派遣	1,488回	968回	1,321回	1,414回	1,554回

• 障害者福祉手当支給状況

(単位:人)

Image: Control of the	 分	_	年	度	2	3	4	5	6
18	1	•	2	級	155	146	145	129	126
歳未	3	•	4	級	91	86	83	93	90
満	5	•	6	級	40	34	29	30	30
18	1	•	2	級	12,485	12,274	11,856	11,528	11,126
歳以	3	•	4	級	12,453	12,375	12,231	12,070	11,795
上	5	•	6	級	4,531	4,577	4,598	4,538	4,587
18 歳 未満	知的	勺障	がし	者	1,785	1,898	1,990	2,054	2,274
18歳 以上	知的	勺障	がし	者	3,958	4,025	4,115	4,180	4,305

(人数は8月、2月に支給した延人数で算出)

• 特別児童扶養手当支給状況

(単位:人)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
特別児童扶養手当	1,421	1,586	1,655	1,756	1,941

(単位:人)

• 特別障害者手当等支給状況

年 度 区 分	2	3	4	5	6
特別障害者手当	802	814	838	859	878
障害児福祉手当	450	460	464	449	468
福祉手当(経過措置)	18	17	12	11	10

(12) 障がい者福祉サービス等の種類

種 類	設 置 目 的
性 知	
救 護 施 設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を 入所させて生活扶助を行う。
身体障がい者 福祉ホーム	身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を利用させる。
点 字 図 書 館	視覚障がいのある人に点字図書の貸し出しやプライベートサービス(代読・代筆・辞書引き等)を行う。
身体障がい者 福祉センター	各種相談、機能回復訓練、スポーツ、レクリエーション等の指導を行うとともにその ために必要な便宜を提供する。
地域活動支援センター Ⅱ 型	地域における雇用が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴 等サービスを行う。
地域活動支援センター Ⅲ 型	地域の障がいのある人等のための援護対策として、通所による援護を行う。
知 的 障 が い 者 福 祉 ホ ー ム	就労(福祉的就労を含む)をしているものの、家庭環境・住宅事情等の理由により、 現に住居を求めている者に独立した生活を営むため居住の場を提供する。
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や、入浴、排せつ又は食事の介護その 他の日常生活上の援助を行う。
通勤ホーム	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
療 養 介 護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上 の管理、看護、介護や世話を行う。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を 提供する。
自 立 訓 練 (機能・生活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力 向上のために必要な訓練を受ける施設。
就労選択支援	就労を希望する人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就 労 継 続 支 援 A 型 • B 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の 提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

4 子ども・子育て支援

(1) 手 当

実施	区分	実施年月日	支 給 額		条
区分	施策		(費用)	年 齢	所 得 制 限
		S 37. 7. 1 H 10. 8. 1 改正 H 14. 8. 1 改正	① 全部支給される人 月額1人 46,690円 2人 57,720円 以下1人増えるごとに 11,030円増		請求者本人の所得制限額 0人 690,000円 1人 1,070,000円 2人 1,450,000円
・市	児童扶養手当	H22. 8. 1 改正 H24. 8. 1 改正 H26.12. 1 改正 H28. 8. 1	② 一部支給される人 月額1人 46,680~11,010円 2人 57,700~16,530円 以下1人増えるごとに 11,020~5,520円増	18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	請求者本人の所得制限額 0人 2,080,000円 1人 2,460,000円 2人 2,840,000円
		改正 H30. 8. 1 改正 R元. 9. 1 改正 R 6.11. 1	①、②に共通		配偶者および扶養義務者の 所得制限額 0人 2,360,000円 1人 2,740,000円 2人 3,120,000円
国 • 県	児 童 手 当	H24. 4. 1 R 4. 6. 1 改正 R 6.10. 1 改正	【~令和6年9月分手当】 ○所得制限限度額未満 ・0歳~3歳未満(一律) 1人につき月額15,000円 ・3歳以上~小学校修了前(第1子・第2子) 1人につき月額10,000円 ・3歳以上~小学校修了前(高校卒業までの児童のうち第3子以降) 1人につき月額15,000円 ・中学生(一律) 1人につき月額10,000円 ・所得制限限度額以上 1人につき月額2時、1人につき月額1人の00円 ○所得制限限度額以上 1人につき月額以上 「今和6年10月分手当~】 ○0歳~3歳未満 (第1子・第2子)	【~令和6年9月分手当】 15歳に達する日以後の 最初の3月31日まで 【令和6年10月分手当~】 18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	【~令和6年9月分手当】 請求者本人の所得制限額(※1) 0人6,220,000円 1人6,600,000円 2人6,980,000円 3人7,360,000円 3人7,360,000円 請求者本人の所得上限額(※2) 0人8,580,000円 1人8,960,000円 2人9,340,000円 2人9,340,000円 2人9,340,000円 (注)扶養親族の数が4人以上の場合の限度額は、3人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族で
市			1人につき月額 15,000円 (第3子以降) 1人につき月額 30,000円 ○3歳以上~高校生年代 (第1子・第2子) 1人につき月額 10,000円 (第3子以降) 1人につき月額 30,000円 ※第3子加算のカウント 大学生年代までの子等 (22歳に達する日以後の 最初の3月31日まで) の中でカウントする		あるときは44万円)を加算した額。 ※1 平成24年6月分の手当より ※2 令和4年6月分の手当より (令和6年10月分手当~】所得制限撤廃

件	申 請 等	参考事項	7年度	負 担 率
受けられる人	1 813 3	2778	予 算	国 県 市
父の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により父と 生計を同じくしていない 児童を養育している人等 母の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により母と 生計を同じくしていない 児童を養育している人等	子育て支援課 またな各支保健 車部・西部保健 (支給は申請の翌月から)	年 6 回支給(奇数月) 1月・3月・5月・ 7月・9月・11月 ※令和元年11月より奇 数月支給(年 6 回支 給)へ変更	2,172,000 千円	(新法分) 1/3 2/3 (旧法分) 10/10
左記の年齢要件を満たす児童を養育している人	子ま東福本連 では・セ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年 6 回支給(偶数月) 4月・6月・8月 10月・12月・2月 ※令和 6 年度12月より 偶数月支給(年 6 回)へ変更	10,523,000 千円	

• 児童扶養手当受給者数

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童扶養手当	4,086 人	4,034 人	3,867 人	3,778 人	3,687 人

(2) 子ども医療費助成

実 施区 分	施 策	実施年月日	支	給	額	条 対 象 範 囲
県・市	子ども医療費助成	S49. 10. 1 H18. 10. 1改正 H19. 10. 1改正 H22. 10. 1改正 H25. 10. 1改正 H29. 10. 1改正 R2. 10. 1改正 R4. 10. 1改正 R6. 4. 1改正	保険自己		療 の担 額	0歳から高校生年代までの入院・通院・歯科・調剤 ※小・中学生(市町村民税課税世帯)及び高校生年代の通院・歯科については一部自己負担金あり

子ども医療費助成状況

年 度 区 分	2	3	4
登 録 者 数	67,308 人	66,630 人	66,236 人
助 成 件 数	414,538 件	477,824 件	596,805 件
助 成 金 額	875,071 千円	1,070,545 千円	1,245,403 千円

(3) 児童福祉相談

実施区分	区	分	村] 談	室	所	在	等	
		庭支援センター 家庭センター)	城崎町2丁目	3番4号	城崎分飢	自2階			
市		庭支援センター 家庭センター)	東鶴崎1丁目	2番3号	鶴崎市国	号行政セン	ンター 1	階	
	西部子ども家原 (西部こども)	庭支援センター 家庭センター)	玉沢743番地の	ひ2 稙田	市民行政	センター	1階		
県	中央児童	童 相 談 所	荏隈町2丁目	3番1号	大分県こ	こども・な	女性相談	(支援センタ	_
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中央児童相記	炎所大分支所	城崎町2丁目	3番4号	城崎分館	自4階			

• 児童家庭相談件数

年 度 区 分	2	3	4	5	6
相 談 件 数	2,681 件	2,692 件	3,452 件	4,082 件	3,994 件

• 児童手当受給者数

年 度 区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児 童 手 当	35,599	35,198	34,596	33,616	38,596

件 その他	申 請 場 所	申請に必要なもの	7年度予算	負担率 県 市
申請により受給資格者証交付	子 育 て 支 援 課	健康保険の資格情報 指 定 口 座 など	2,178,000千円	1/2 1/2

5		6	
64,913 J	(77,044	人
987,807 4	‡	1,097,156	件
2,021,858 ¬	F円	2,222,922	千円

業務	相 談 日	電話番号
育児・児童の養護、児童虐待など家庭内の あらゆる相談 ※令和6年4月より、児童福祉法等に規定さ		537 – 5688
れる「こども家庭センター」として「母子保健(保健(福祉) センター)」と「児童福祉(子ども家庭支援センター)」とで連携	土・日曜日、祝日、年末年始を除く	527 — 2140
し、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない相談支援を実施		541 – 1440
同上	電話相談は24時間受付	544 - 2016
lei T	电面恒欧(324时间又门	579 - 6650

(4) 大分市親子通所事業

事 業 名	事業の目的	通 所 日
大分市親子通所事業「にこにこルーム」	ことばや発達に不安のある児童や、心身に障がいのある児童を受け入れ、保育や生活指導を保護者同伴で行うことにより、児童の健全な社会性の発達を促し情緒の安定を図る。	

(5) 放課後児童クラブ事業

実施区分	区分	事業の目的
国・県・市	児童育成クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に 児童育成クラブ等で適切な遊び及び生活の場を与えて、そ
国・県・市	民間放課後児童クラブ	の健全な育成を図る。 ※民間放課後児童クラブは、平成28年度から制度開始

放課後児童クラブ利用状況

	区分	2	3
登録児童数	放課後児童クラブ	5,406人	5,254人

(6) 大分市こどもルーム事業

実施区分	事業の目的	負 担 金
国・県・市	親子での遊びの場を提供し、親や子の交流を図るととも に、育児相談を行うなど子育て中の家庭を支援する。	無料

(7) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

実施区分	事業の目的	負 担 金
国・県・市	一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介することで子育て家庭を支援する。	①月~金の7~19時:600円 ②土・日・祝および①の時間外:700円

負担金	設置場所	備考	6年度利用者数 (延べ)	7年度予算	負担率
無料	J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	子育て支援課	1,293人	425千円	市単独

負担金	犯黑坎 反粉	7. 年度圣質	負 担 率		
負担金	設置校区数	7年度予算	玉	県	市
4,500円	55校区	551,000千円	$\frac{1}{3}$	1 3 (上限あり)	$\frac{1}{3}$
4,500円~6,000円	14校区	152,000千円	1 3	1 3	<u>1</u>
4,500[] -0,000[]	(16箇所)	102,000 1	(上限あり)	(上限あり)	

4	5	6
5,316人	5,563人	5,808人

設置個所数	6 年度利用者数	7 年度予算	負 担 率		
	0 平及利用有数	1 平皮 了异	玉	県	市
11箇所	234,139人	200,309千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

設置場所	6 年度登録者数	7 年度予算	負 担 率			
汉 国场州	0 平及豆琢有奴	1	玉	県	市	
J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	1,716人	12,464千円	1 3 (上限あり)	<u>1</u> 3 (上限あり)	<u>1</u> 3	

(8) 保育所等運営事業

実 施区 分	区	分	内容
		保 育 所	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児(3ヵ月より 1歳未満児)又は幼児(満1歳以上小学校就学前児)を保育する。
	保育所及び認定こども園	認定こども園	保育所(保育部分)と幼稚園(教育部分)の機能をあわせ持ち、幼児 教育と保育を一体的に行う。
围		(へき地保育所)	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地・開 拓地・離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護 を行い、もってこれらの児童の福祉増進を図る。
・県・市		小規模保育事業	生後3ヵ月(首がすわっている乳児)から2歳まで(年度途中に3歳に達した場合は、当該年度の末日まで)の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、定員6人以上19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う。
	地域型保育事業	家庭的保育事業	生後3ヵ月(首がすわっている乳児)から2歳まで(年度途中に3歳に達した場合は、当該年度の末日まで)の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、家庭的保育者の自宅で家庭的な雰囲気の中、児童を保育する。
		事業所内保育事業	生後3ヵ月(首がすわっている乳児)から2歳まで(年度途中に3歳に達した場合は、当該年度の末日まで)の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒にした保育を行う。

・公立保育施設入所状況(2、3号のみ)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
施 設 数 (4月1日現在)	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所
定 (4月1日現在)	1,106 人	1,108 人	1,105 人	1,106 人	1,106 人
入 所 児 童 数 (各年4月1日現在)	1,076 人	1,082 人	1,106 人	1,051 人	1,043 人
入 所 率 (各年4月1日現在)	97 %	98 %	100 %	95 %	94 %
年間延入所人員 (委託含む、受託除く)	13,126 人	13,391 人	13,521 人	13,360 人	13,036 人

(9) 病児保育事業

大分県内に住所がある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、入院の必要はないが、集団保育が困難で、保護者の仕事の都合・疾病・冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合に一時的にお預かりします。※令和3年10月から、県内の病児保育施設がお住まいの市町村に関係なく利用できるようになりました。

市内の実施施設名	定 員	住 所	電話番号	利用時間	負 担 金	
大分こども病院	12	片 島	567 - 1230			
大 分 岡 病 院	12	西鶴崎	522 - 3187		1日2,000円	
西の台医院	15	椎迫	090-3734-4228	8:30~17:30	(給食費込み)	
へっぎ病院	12	中戸次	597 - 0050	8 . 50/17 . 50	※生活保護世帯や市町	
谷村胃腸科小児科医院	12	大在浜	529 - 8686		村民税非課税世帯については減免制度あり	
かわのこどもクリニック	6	田中町	545 - 0040			

施 設 数		7年度予算	1	1 担 2	
		1 平反 1 异	玉	県	市
公立	9 施設	96,700千円			単独
私立	50施設	5,814,305千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	4 施設	43,700千円			単独
私立	68施設	11,270,069千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	1 施設 (休園中)	0千円			単独
私立	16施設	802,163千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	6 施設	50,999千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	4 施設	212,153千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

・私立保育施設入所状況(2、3号のみ)

年 度 区 分	2	3	4	5	6
施 設 数 (4月1日現在)	134ヵ所	138ヵ所	140ヵ所	142ヵ所	143ヵ所
定 (4月1日現在)	10,459 人	10,738 人	10,912 人	10,946 人	11,021 人
入 所 児 童 数 (各年4月1日現在)	9,731 人	10,199 人	10,244 人	10,243 人	10,472 人
入 所 率 (各年4月1日現在)	93 %	93 %	94 %	94 %	95 %
年間延入所人員 (委託含む、受託除く)	123,016 人	127,210 人	129,224 人	130,266 人	131,890 人

利用期間	利用手続き手順	6年度延利用者数	7年度予算	玉	県	市
継続して 7日間が限度	①かかりつけの医療機関で受診し、利用申請書に診断結果を記入してもらう。 ②スマートフォン等から病児保育予約システム「あずかるこちゃん」を使って予約し、利用申請書を施設へ提出する。	7,701人	150,172千円	1/3	1/3	1/3

保育所・認定こども園(保育部分)の保育料

令和7年度 大分市保育認定保育料基準額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			保 育 料 (月額・円)				
階層区分		定	義	3 歳 未 満 児			
			3 X ₁	伢	2. 育標準時間	保育短時間	
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に よる保護を受けている世帯又は里親(※7)の 属する世帯				0	0		
B 1	A 階層を	市区町村民税	ひとり親世帯、在 宅障害児(者)の いる世帯(※3)		0	0	
B 2		非課税世帯	B1に該当する世帯 以外の世帯		0	0	
С	除き市区	均等割の額のみ (所得割の額のフ		(9,800 4,900)	9,600 4,800)	
D 1	A階層を除き市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額	48,600円未満	(13,600 6,800)	13,300 (6,650)	
D 2	額の区分	48,600円以上 97,000円未満		(22,500 11,250)	22,100 11,050)	
D 3	が次の区	97,000円以上 169,000円未満		(36,000 18,000)	35,300 (17,650)	
D 4	分に該当		169,000円以上 301,000円未満	(44,000 22,000)	(43,200 21,600)	
D 5	する世帯		301,000円以上 397,000円未満	(46,000 23,000)	45,200 (22,600)	
D 6			397,000円以上	(59,800 29,900)	58,700 (29,350)	

- ・令和元年10月1日から、3歳児以上の保育料は無料となりました。
- (※1)「里親」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親を言います。
- (※2) ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯であっても、市区町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

- ◆保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除(ふるさと納税含む)・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ◆小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所を利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は0円となります。このカウントには認可外保育施設(企業主導型保育所を除く)を利用する子どもは含まれません。ただし、年収360万円未満相当世帯では、未就園児、認可外保育施設を利用する子どももカウントに含まれます。

なお、第2子以降の子どもについては、大分にこにこ保育支援事業の対象となりますので申請により保育料は0円となります。

- ◆8月分までの保育料は前年度の市区町村民税額、9月分以降の保育料は今年度の市区町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。
- ◆この保育料のほかに、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。
 - 3歳以上児の保育料は無料となりますが、副食費は引き続き保護者のご負担となります。ただし、以下にあてはまる方は免除となります。
 - ①市区町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯は77,101円未満)の世帯の子ども
 - ②第3子以降の子ども(「第3子」の考え方は※2と同様)

副食費の徴収額は各施設によって異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

- ◆この表にある「ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる世帯を言います。
 - ①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - ②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 ひとり親家庭支援

(1) 遺族基礎年金

実施 区分	種 類	支給の条件	年 金 額 (R7.4月時点)
国	遺族基礎年金	次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給 ※子とは、18歳到達年度の末日までにある子 (国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満) (1)国民年金の被保険者 (2)国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人 (3)老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人(※) (4)老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人(※) (※)保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算して25年以上ある人に限る ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要(死亡日が令和18年3月31日までにあるときは、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい)	1. 子のいる場合 子1人のとき 年 1,071,000円 昭和31年4月 1日以前生ま れの人は 1,068,600円 2人のとき 年 1,310,300円 昭和31年4月 1日以は 1,307,900円 3人目以の子 1人につき 79,800円 を加算 2. 子が受ける場合 年 831,700円 2人のとき 年 1,071,000円 3人目以降の子 1人につき 79,800円 3人目以降の子 1人につき 79,800円
	寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給 ただし、以下に該当する人は請求できません。 (1)夫が障害基礎年金を受け取っていた場合 (2)夫が老齢基礎年金を受け取っていた場合 (3)妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合	夫が受けるはずの 老齢基礎年金額の¾

-t- +/ #n BB	6 4	 F度支給実績	3± 4×	 	
支 払 期 間	件数	年金額(千円)	請求	参 考 事 項	
原則、死亡日の翌月から最後の子が18歳に達する日の属する年度末(3月末)まで(国民年金法施行令で定める1級・2級の障がいの状態にある場合は20歳未満)	800	654,539	または各支所	年 6 回支給 2・4・6・8・10・12月の15日 支払 郵便局・銀行 (土・日曜日、祝日の場合は前日)	
(開始月) 下記のいずれか遅い日の属する月の翌月 ①夫の死亡日 ②妻の60歳の誕生日の前日 (終了月) 下記のいずれかの早い日の属する月 ①妻の65歳の誕生日の前日 ②妻の死亡日 ③再婚日 ④第三者の養子となった日	34	11,045			

(2) **母子・父子・寡婦福祉資金貸付金** 7年度予算額:50,000千円

実施		200	业 真 金貝竹3	<u> </u>	. ~ 3 31	早額・90,000十円 	
区分		種類	貸付	寸 対	象	貸付金額の限度	額
						小学校	64,300円
						中学校	81,000円
						〈高等学校・専修学校(一般課程・高等	り りょう りょう りょう りょう りょう かいり かいし りょう かいし りょう かいし りょう かいし りょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ
						国公立・専修一般 自宅	150,000円
						宅外	160,000円
						私立・専修高等 自宅	410,000円
						宅外	420,000円
		就学支度資金				〈大学•短期大学•専修学校(専門課程)•高等専	門学校•大学院〉
						国公立 自宅	420,000円
	母					宅外	430,000円
						私 立 自宅	580,000円
						宅外	590,000円
	子					〈修業施設〉 自宅	272,000円
						宅外	282,000円
						〈高等学校・専修学校(高等課程)〉(丿	額)
	•					国公立 自宅	27,000円
						宝外	34,500円
玉						私立自宅	45,000円
	父					宝外	52,500円
						〈高等専門学校〉(月額) 1年生の場合	
	_					国公立 自宅	31,500円
	子					三	33,750円
•			児	童・子		私立自宅	48,000円
						1	52,500円
	•						32,300円
						〈専修学校(専門課程)〉(月額)	05 F00H
	寡					国公立 自宅	67,500円
市	分	ble NV VET A				宝外 立 白宮	78,000円
		修学資金				私立自宅	89,000円
	婦					宅外	126,500円
ı	7.10					〈短期大学〉(月額)	
						国公立 自宅	67,500円
	資					宅外	96,500円
						私 立 自宅	93,500円
						宅外	131,000円
	金					〈大学〉(月額) 国公立 自宅	71,000円
						宅外	108,500円
						私 立 自宅	108,500円
						宅外	146,000円
						〈大学院・国公立及び私立〉(月額)	
						修士課程	132,000円
						博士課程	183,000円
						〈専修学校(一般課程)〉 (月額)	54,000円
		修業資金				月額	68,000円
		吃 未 貝 玉				自動車運転免許の取得	460,000円

LT 55 45 22	償還期限(最長)	6年	度貸付実績	<i>*</i>	>t1, 1, 1	44.
据置期間	(据置期間経過後)	件数	金額(千円)	利 子	違約金	申請
	20年以内 (修業は 5 年)	7	2,082		延滞元	
					利合	子
		7		無利子	計	· 于
当該学校卒業後 6ヶ月					金	て
					額	支援
	20年以内				にっつ	接課
	(専修学校(一般課程) は5年)		4,376		き	
					年	
					3	
					%	
知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	1	96			

実 施区分		種類	貸付対象	貸付金額の限度額
		就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父・	一般 105,000円
		N 概 X 及 貝 並	寡婦•児童	通勤用自動車購入 340,000円
		技能習得資金		月額 68,000円
		1		自動車運転免許の取得 460,000円
	母		母子家庭の母・父子家庭の父・	知識技能習得 月額 141,000円
	子		寡婦	医療•介護•失業期間•生活安定 月額 114,000円
国			21-vih	* 上記において、母が生計中心
	父	生 活 資 金		者でない、または扶養する子
				のない寡婦の場合 月額 76,000円
.	子		 母子家庭の母・父子家庭の父	家計急変者に対する貸付(条件要確認)
	•		5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	児童扶養手当に準拠した額
	寡	転 宅 資 金	 母子家庭の母・父子家庭の父・	260,000円
市	婦婦	住宅資金	寡婦	一般 1,500,000円
1111			Δ1-Vih	特別(災害等により住宅が全壊した場合) 2,000,000円
	資	事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・	3,580,000円
	金	事業継続資金	寡婦等	1,790,000円
			母子家庭の母・父子家庭の父・	医療 340,000円
		医療介護資金	寡婦•児童	特別(所得税が課せられていない者) 480,000円
			(介護については児童を除く)	介護 500,000円
		結婚資金	児童・子	330,000円

(3) 相談業務

実施区分	種 類	相 談 室 所 在	相談員数	設置者
市	母子·父子相談 償 還 相 談	子育て支援課 または ひとり親家庭支援プラザ ※ (J:COMホルトホール大分 3 階)	4 人	市

(4) ひとり親家庭等医療費助成

(• /	0 - 5 1,000,000 1,5 E	= 131 3 4 - 22 1 7 1		
実施 区分	区分 施策	実施年月日	支 給 額	条 対 象 範 囲
県・市	ひとり親家庭 等医療費助成	S 49. 7. 1	保険診療の 自己負担額 (但し、親に は一部自己 負担金あり。)	大分市内に住所を有し、健康保険に加入している 以下の人 ①ひとり親家庭の親 ②ひとり親家庭の児童 ③父母のない児童 ※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの者

明明显显示	償還期限(最長)	6年	度貸付実績	41 7		違約金	rhr≢±
据置期間	(据置期間経過後)	件数	金額(千円)	1 个儿	利 子		申請
貸付けの日から1年	6年以内	0	0	無利子(児	直対象分)		
負用のの日から1十	0 平然门			保証	正人		
知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	0	0	あり	なし	延	
知識技能習得期間満了後 6ヶ月 医療・介護期間満了後 6ヶ月 失業貸付期間満了後 6ヶ月 生活安定貸付期間満了後 6ヶ月	20年以内 5年以内 5年以内 8年以内	0	0	<i>w</i> 9	73 C	一	子育
貸付期間終了後6ヶ月	10年以内	_	_			金 額	て支
	3年以内	0	0			に	援
貸付けの日から6ヶ月	一般 6 年以内 特別 7 年以内	0	0	加毛山マ	年1.00/	つき	課
貸付けの日から1年	7年以内	0	0	無利子	年1.0%	年。	
貸付けの日から6ヶ月	1 牛以门	0	0			3 %	
医療・介護期間満了後 6ヶ月	5 年以内	0	0			/0	
貸付けの日から6ヶ月	5年以内	0	0				

業	務	相 談 日	参考
母子・父子家庭や 各種の相談	寡婦の方に対する	土・日曜日、祝日を除く ※ひとり親家庭支援プラザは 毎週土曜日 午前9時~午後5時 (12月28日~1月3日は休館)	子育て支援課

件	対象者数	申 請	7年度予算	負担率		
所得制限	その他	N 多 自 奴	中 調	一十段了异	県	市
受給者本人の所得制限額 0人 2,080,000円 1人 2,460,000円 2人 2,840,000円 扶養義務者の所得制限額 0人 2,360,000円 1人 2,740,000円 2人 3,120,000円	申請により医療証交付	母子 8,810人 父子等 408人 計 9,218人	子育て支援課 または各支所 東部•西部保健 福祉センター	366,133千円	$\frac{1}{4}$	3/4

(対象者数は、令和7年5月31日現在)

・ひとり親家庭等医療費助成状況

区分	度 2	3	4	5	6
助成延人員	122,885人	127,753人	131,134人	144,966人	144,532人
金	301,903千円	313,564刊	323,276刊	352,894刊	325,155刊

(5) 母子生活支援施設運営事業

実施 区分	施設名	事業の目的
国 • 市	しらゆりハイツ	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

・しらゆりハイツ入所状況(母子生活支援施設)

区分	2	3	4	5	6
入所延世带数	205世帯	183世帯	182世帯	184世帯	140世帯

Ī	A 10 A	7 年度又質	負担	三率
	自 担 金 金 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7年度予算	国	市
	児童福祉法等に基づく負担金等の徴収に関する規則に規定	876,894千円	1/2	1/2

6 生活保護

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、 その最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

最低限度の生活を保障する基準(最低生活費)は、厚生労働大臣が定めることになっており、国民 生活の動向に対応し、決定されます。

令和7年度の本市における標準3人世帯(夫33才、妻29才、子4才)の最低生活費(生活扶助)は、154,480円です。自己の資産及び能力その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活費に収入が満たない場合のみ、その不足分について扶助を受けることができます。

(1) 保護の種類

- ① 生活扶助 衣食その他、日常生活の需要を満たすために必要な費用
- ② 教育扶助 義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食などの費用
- ③ 住宅扶助 家賃、地代、簡単な補修及び維持に必要な費用
- ④ 医療扶助 診療、投薬、入院などの費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービス利用に伴う必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に伴う必要な費用
- ⑦ 生業扶助 小規模の事業に必要な資金、器具、資料及び技能の修得や就労、高校等就学のために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭を行うために必要な費用 生活保護は、以上8種類の扶助から成っており、それぞれの基準額は次のとおりです。

① 生活扶助

イ. 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

◎標準3人世帯 ※冬季加算を除く

(単位:円)

		给	1	類				生活扶助基準額	児童養育加算	最低生活費
		,	,	规,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	笹り粨	第1類+第2類	生佔沃助基毕碩	光里食月加异	取似生伯貝
	夫(33才)	妻(29才)	子(4才)	逓減率	合計額×逓減率	77 2 KR	33 1 254 33 2 254	1	2	1+2
基準額①	43,640	43,640	41,460	0.7500	96,555.0	44,730	141,285.0	144,290	10,190	154,480
特例加算	1,000	1,000	1,000	計	3,000		141,290.0			
生活扶助本体に	_	_	_	計	_		※10円未満切り上げ			

生活扶助基準額(令和7年度)=A+B(左記計算で算出した基準額を1円未満切り捨ての後、10円未満切り上げ)+C

- $A = 第1類 \times 第1類逓減率 + 第2類$
- B = 生活扶助本体に係る経過的加算
- C = 特例加算(世帯員一人当たりにつき加算する。)
 - ロ. 移送、転居、遺骨(体)の引取り、納骨、施設入所等の費用

② 教育扶助

イ. 学校教育費(基準額、学級費等)

小学校 各学年とも 4,570円

中学校 各学年とも 6,550円

ロ. 学習支援費 小学校 各学年とも 16,400円以内/年

中学校 各学年とも 59,800円以内/年

ハ. 学校給食費 実費

③ 住宅扶助

イ. 家賃・間代等(限度額) 単身 29,000円 2人 35,000円 3~5人 38,000円

6人 41,000円 7人以上 45,000円

※世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合や住居等の床面積が、15㎡以下の場合はこの限りではありません。

ロ. 家屋補修その他住宅の維持のため必要な費用 135,000円以内

④ 医療扶助

- イ. 指定医療機関等における診療費、薬剤・治療材料の購入費
- 口. 施術費
- ハ. 移送費

⑤ 介護扶助

- イ. 居宅又は施設において、介護サービスを受ける費用
- 口. 福祉用具購入費
- ハ. 住宅改修費
- ニ. 移送費

6 出産扶助

イ. 分娩介助費 施設分娩の場合 318,000円以内

居宅分娩の場合 318,000円以内

口. 衛生材料費 6,200円以内

⑦ 生業扶助

イ. 生業に必要な資金、器具代又は資料代 47,000円以内

ロ. 生業に必要な技能の修得費 90,000円以内

ハ. 高校等就学費

二. 就職支度金 34,000円以内

8 葬祭扶助

- イ. 検案料
- ロ. 死体の運搬料
- ハ. 火葬又は埋葬料
- ニ. 納骨その他葬祭に必要な費用

219,000円以内(大人の場合)

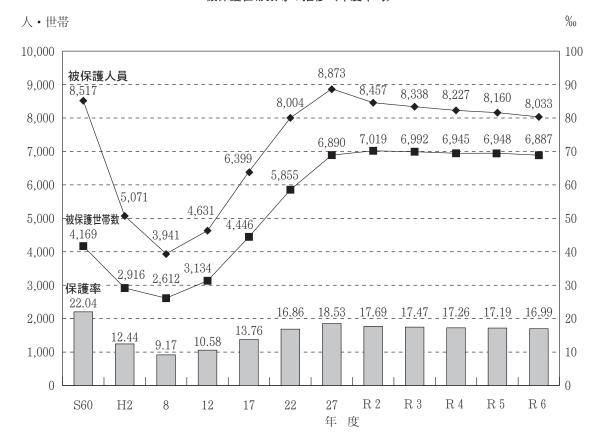
(2) 本市の現況

本市における令和7年3月31日現在の被保護世帯数は6,887世帯、被保護人員は8,033人、保護率は16.99‰ (パーミル) となっています。

年度別の推移をみると、昭和51年度に年平均保護率13.37%と底を打った後増加を続け、昭和60年度には保護率22.04%でピークに達しました。その後、昭和61年8月からの適正実施の推進及び他法・他施策の活用により減少を続けましたが、平成8年度の保護率9.17%を境に再び増加に転じました。特に平成20年以降は金融危機による景気悪化の影響を受け、生活保護の相談・申請件数が急激に増加し、被保護人員も増加を続けていましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。(月別の被保護世帯数・被保護人員・保護率の最小値は、平成8年5月の2,568世帯、3,880人、9.05%です。)

令和7年3月31日現在の世帯類型別構成比では、高齢者世帯(61.3%)の割合が最も高く、次いでその他世帯(13.8%)、障害者世帯(13.1%)となっています。これは保護の要因が多様化していることを反映したものと思われます。

被保護世帯数等の推移(年度平均)



世帯類型別被保護世帯数の推移(年度平均)

			被保護	世帯数(世帯)				構	成比 (%)	
年度	高齢者 世帯	傷病者 世帯	障害者 世帯	母子 世帯	その他 の世帯	停止 世帯	合計	高齢者 世帯	傷病者 世帯	障害者 世帯	母子 世帯	その他 の世帯
S 60	840	2,1	147	893	289	0	4,169	20.1	51	.5	21.4	7.0
H 2	868	1,2	291	510	247	0	2,916	29.8	44	1.3	17.5	8.4
8	1,117	S	971	272	249	3	2,612	42.8	37	7.2	10.4	9.6
12	1,400	906	170	304	348	6	3,134	44.8	29.0	5.4	9.7	11.1
17	1,895	1,193	365	354	632	7	4,446	42.7	26.9	8.2	8.0	14.2
22	2,516	1,724	561	370	663	21	5,855	43.1	29.6	9.6	6.3	11.4
27	3,464	904	847	319	1,313	44	6,890	50.6	13.2	12.4	4.7	19.2
R 2	4,102	708	907	230	1,010	62	7,019	59.0	10.2	13.0	3.3	14.5
R 3	4,152	644	924	208	994	71	6,992	60.0	9.3	13.4	3.0	14.4
R 4	4,148	644	911	192	989	61	6,945	60.3	9.4	13.2	2.8	14.4
R 5	4,191	635	905	184	974	59	6,948	60.8	9.2	13.1	2.7	14.1
R 6	4,191	620	896	180	946	54	6,887	61.3	9.1	13.1	2.6	13.8

[※]構成比は、停止世帯を除いた割合です。また、各世帯数の合計と合計欄は端数処理のため一致しない場合があります。平成12年度より傷病・障害者世帯を傷病者世帯と障害者世帯に区分しています。

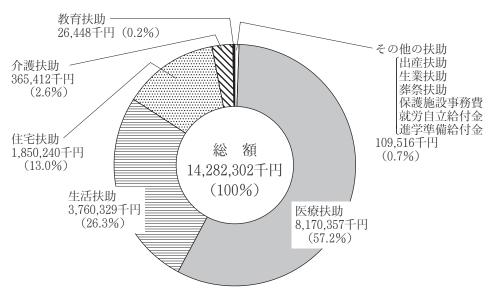
(3) 扶助費別支給状況

〈7年度予算額:14,520,000千円、負担率:国 $\frac{3}{4}$, 市 $\frac{1}{4}$ 〉

令和6年度生活保護費の扶助費支給総額は、14,282,302千円です。その扶助費別支給状況は下のグラフのとおりです。

このグラフでみるとおり、医療扶助が57.2%と過半数を占め、生活扶助と合わせると全体の83.5% となっています。このことは、世帯類型別被保護世帯数の構成比でみたように高齢者世帯と傷病者世 帯で約70%を占めていることに起因しているものと思われます。

また、医療扶助の内訳は、入院費が4,816,418千円、入院外診療が3,353,939千円であり、入院費が 医療扶助の58.9%を占めており、扶助費全体の中でも33.7%と大きな比重を占めています。



7 人権行政

(1) 講演会の開催

ア 差別をなくす市民啓発講演会

年 度	場所	講師	演 題
令和	J:COMホルトホール大分	神田 香織 氏	~戦後生まれの戦中派?~
6年度(7月)	0.001/14/2014 4 - 70/(7)	(講談師)	はだしのゲンを語り続けて
令和	J:COMホルトホール大分	スマイリーキクチ 氏	「インターネットと人とのかかわり合い」
5年度(7月)	1:00MWWLW_WX	(タレント)	~突然、僕は殺人犯にされた~
令和	J:COMホルトホール大分	安田 菜津紀 氏	共に生きるとは何か
4年度(8月)	0.001/14/2014	(フォトジャーナリスト)	~難民の声、家族の歴史から考えた多様性~
令和	J:COMホルトホール大分	ちゃんへん. 氏	パフォーマンス&講演
3年度(7月)	1:00Mayn (4 - 10)(3)	(プロパフォーマー)	「あきらめない心」
令和	お部屋ラボ	大前 光市 氏	トーク&ダンスパフォーマンス
2年度(11月)	祝祭の広場	(義足のダンサー)	「誰にでも輝ける場所がある」

イ 人権講演会

年 度	場所	講師	演 題
令和 6年度(12月)	大分西部公民館	劇団一人ぼっち 氏	一人芝居「母の思い」
令和 5年度(12月)	野津原公民館	ロバート キャンベル 氏 日本文学研究者/ 日和田大学特命教授	『ちがい』を持つ人々との素敵な日々 に向けて
令和 4年度(12月)	坂ノ市公民館	三木 幸美 氏 (公財)とよなか 国際交流協会職員	熱と光をたぐり寄せる ~私たちの社会の作り方~
令和 3年度(12月)	コンパルホール	鎮目 博道 氏 [映像プロデューサー・] 演出・ライター	AbemaTV『Wの悲喜劇』 "部落ってナニ ? "で伝えたかったこと
令和 2年度(12月)	大分南部公民館	きむきがん 氏 (劇団石 (トル) 主宰)	人の値打ち 〜たまちゃんとはるちゃん〜 (一人芝居)

[※] 教育委員会においても公民館などで、8月の差別をなくす運動月間、12月の人権週間を中心に人権 に関する講演会や講座などを開催。

(2) 人権相談

ア 法務局(職員・人権擁護委員)における相談窓口

名 称	相談の内容	相談日•時間	相談	課 名
みんなの人権110番	人権全般	月~金 8:30~17:15	大分地方法務局	0570 - 003 - 110
こどもの人権110番	いじめ、児童虐待、体罰など こどもの人権に関する相談	月~金 8:30~17:15	人権擁護課	0120-007-110

[※] 特設人権相談を年15回程度、人権啓発センター(ヒューレおおいた)、支所及び地区公民館で開設。

イ 市役所他における相談窓口

名 称	相談の内容	相談日•時間	相談課	名
			人権尊重推進課	537-5618
		月~金	旭町文化センター	546 - 2772
		8:30~17:15	人権教育推進課	537 - 5651
人権相談	人権全般	〈職員による相談〉 9:00~17:00 (休館日 第2・4月曜日は除く) 〈人権擁護委員による相談〉 第1水曜日 10:00~15:00 (12:00~13:00は除く)	人権啓発センター(ヒューレおおいた)	576 – 7593
無料法律相談	弁護士による、暮らしの中 の法律的な問題についての 相談(予約制)	第1・3木曜日、第2水曜日 及び第4火曜日 13:00~15:00	市民相談室	537 – 5726
教育相談	いじめや不登校等学校生活 に関する相談 子育てや教育に関する相談	月〜金 9:00〜17:30 土曜日 9:00〜16:45 ※来所相談は予約制	大分市教育センター 教育相談担当班	533 – 7744
	特別支援教育に関する相談 (就学、養育や教育、発達、 就学後の教育等)	月〜金 9:00〜17:30 ※電話で相談内容を伺い、 必要に応じて面談	大分市教育センター 特別支援教育推進室	529-6119
青少年相談	小中学生の非行・問題行動 等小中学生に関する相談	月~金 8:30~17:15	児童生徒支援課	537 — 5998
母子•父子相談	母子・父子家庭や寡婦の方 に対する、生活や就業等の	月~金 8:30~18:00	子育て支援課	537 - 5721
母 1 人 1 怕 砍	相談	土曜日 9:00~17:00 ※年末年始は除く	ひとり親家庭支援プ ラザ	544 - 3025
	児童虐待や18歳未満の子ど	月~金 8:30~18:00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537 - 5688
児童家庭相談	ものことで、悩んだり困ったりしていることに関する 相談	月~金 8:30~17:15	東部子ども家庭支援センター	527 - 2140
	111100	月~金 8:30~17:15	西部子ども家庭支援 センター	541 – 1440
DV相談	配偶者やパートナーからの 暴力に関する相談	月~金 8:30~18:00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537 – 5666
認知症の悩み電話 相談	認知症に関する相談	月~金 9:00~16:30	保健予防課	537-1165 (専用電話)
日常生活自立支援 事業に関する相談	判断能力に不安のある方の 金銭管理や福祉サービスに 関すること	月~土 (休館日 第2・4月曜日は除く) 9:00~17:30	(大分市社会福祉協議会) あんしんサポートセンター大分	547 – 8320
高齢者相談	高齢者に関する相談	月~金 8:30~17:15	長寿福祉課	537 - 5679
知的障がい相談	知的障がいがある人に関す る相談	毎週火曜日 10:00~15:00 毎月第1・3・5金曜日	市民相談室(左記の 日時以外は障害福祉 課 五 537-5785)	537-5726
聴覚障がい相談	聴覚障がいがある人に関す る相談	10:00~15:00 毎月第2・4金曜日 10:00~15:00	支所出張相談(左記 の日時以外は障害福 祉課 <u></u> 1537 – 5785)	537 – 5785
精神障がい相談	精神障がいがある人に関す る相談(障害福祉サービス 等の申請については障害福 祉課へ)	月~金 8:30~17:15	保健予防課	536 – 2852
障がい児(者)相談	障がい児(者)に関する相談	月~金 8:30~17:15	障害福祉課	537 - 5658
エイズ(H I V) 相談	ェイズに関する相談 HIV (エイズ)・性感染 症検査に関すること	月~金 9:00~17:00	保健予防課	537-8190 (専用電話)

(3) 大分市旭町文化センター

〈7年度予算額:50,006千円、負担率:国一部負担,市その他〉

旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館として各種の教養文化教室や暮らしの中の人権 講座、人権を考える講演会などさまざまな事業を通じて、あらゆる人権問題の解決のため、住民交流 の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして活動を展開している。

ア 所在地 大分市旭町1番1号

電話 546-2772

開館時間 午前8時30分から午後10時まで

(問い合わせは午後5時15分まで)

休館日 毎週十・日曜日、祝日、

12月29日~1月3日

イ 事業内容

● 相談事業

生活相談、住宅相談、職業相談、人権相談、

年金や税金に関する相談など、生活上の悩みやトラブルに対する相談受付・助言・指導。

● 啓発·広報事業

あらゆる人権問題を理解してもらうために、「人権を考える講演会」を年2回、「暮らしの中の 人権講座」を年5回開催。また、啓発DVDの貸出しを実施。

さらに、センターの活動案内などを掲載した広報誌「あさひ」を年数回、「あさひ特集号」を 年1回発行。

● 保健衛生事業

生活習慣病の予防や健康保持のため「健康づくり教室(体操、料理)」や、認知症に関する理解を深めてもらう「認知症サポーター養成講座」を開催。また、病気の早期発見や予防のため、 定期的に「健康相談」を実施。

● 福祉事業

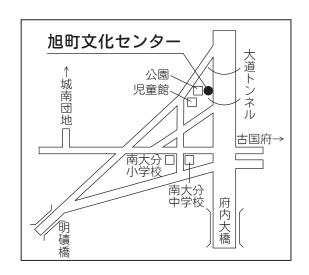
周辺地域住民の健康管理のため、50歳以上の方を対象に施設での入浴サービスを毎週月・水・金曜日に実施。また、毎週木曜日は「いこい室」を開放。

● 教養・文化事業

学習や創作活動を通じて、お互いの交流が深められるよう、「料理教室、生花教室、健康体操教室、民踊教室、大正琴教室、パッチワーク教室、書写・書道教室、囲碁教室、太極拳教室、ビギナー料理教室、パソコン教室(スマホ・タブレット教室を含む)」を開催。

● その他(貸館事業)

あらゆる人権問題の解決のため、教職員による学習活動や研修の場としての利用。また、周辺



ゥ 利用状況 (延人数)

(単位:人)

区	年 度	2	3	4	5	6
	人権講座	286	308	279	364	435
	人権啓発講演会	0	130	103	95	139
	ビデオ鑑賞	0	0	11	24	3
	各種がん検診等	0	0	0	0	12
	健康相談	43	21	42	36	33
	健康づくり教室	33	18	26	28	49
	認知症サポーター養成講座	13	0	11	11	12
主	料理教室(午前)	244	276	279	277	275
	料理教室(午後)	78	61	79	70	112
	健康体操教室(昼)	671	508	523	591	557
催	健康体操教室(夜)	277	235	205	203	304
	生花教室	161	180	182	178	168
	民踊教室	136	137	130	148	187
事	大正琴教室	260	262	195	149	150
	パッチワーク教室	252	228	308	336	263
	書写•書道教室	279	255	302	288	227
業	囲碁教室	483	485	472	385	503
 **	太極拳教室	707	370	526	578	496
	ビギナー料理教室	185	205	213	226	218
	パソコン教室 (昼)	156	146	114	92	137
	パソコン教室(夜)	123	139	138	125	153
	お風呂利用	1,171	1,131	956	1,034	1,106
	いこい室利用	26	0	6	48	10
	研修会•地域交流活動	0	0	780	800	930
貸	各種会議	326	558	446	353	287
貸館事	人権研修会	351	698	987	917	676
業	教養・文化・地域交流活動	745	559	616	646	756
	合 計	7,006	6,910	7,929	8,002	8,198

(4) 人権啓発センター

〈6年度利用者数:47,056人、7年度予算額:14,306千円、負担率:市単独〉

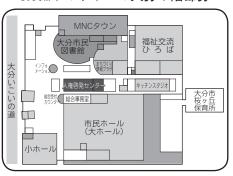
市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざし、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権に関する情報の発信、相談・支援、学習・交流の場の提供を行います。 周辺案内図

ア 施設の概要

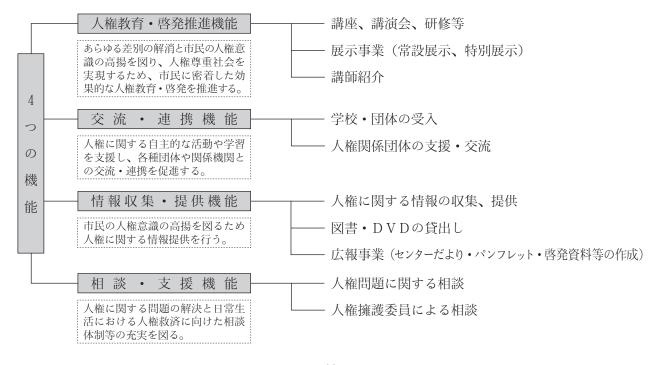
- ① 開設日 2013年(平成25年)7月20日(土)
- ② 所 在 地 大分市金池南一丁目5番1号「J:COM ホルトホール大分」1階電話 576-7593
- ③ 施設内容 展示コーナー、図書・DVD等閲覧コーナー、相談室、福祉総合ミーティングルーム
- ④ 開館時間 午前9時~午後6時
- ⑤ 休館日 第2・4月曜日(ただし、その日が休日に 当たる場合は、その後の休日以外の日)、 12月28日から1月3日
- ⑥ 愛 称 ヒューレおおいた(人権啓発の英語表記 human rights enlightenment [ヒューマン ライツ エンライトメント]の頭文字 「hure (ヒューレ)」を取った)

局迎秦内区 駅前広場 駅前広場 J:COM木ルトホール 大分

J:COMホルトホール大分1階部分



イ 機能及び事業



ゥ 各機能及び事業内容の概要

機能	事業	概 要 等			
○人権教育・啓発推進 機能	リーダー養成講座	地域や企業、行政等において人権啓発のリーダー を養成する講座を開催する。			
	講演会	人権講演会を実施する。			
	常設展示	あらゆる人権問題及び大分市の取組等をパネル化 し、センター内の壁面に常時展示する。			
	特別展示	あらゆる人権問題について学習する契機の提供を 目的として、テーマを設定し、パネル等の展示会 を実施する。			
	講師紹介事業	人権に関する研修会等の講師の紹介を行う。			
○交流・連携機能	学校・団体の受入	学校等の人権教育や各種団体の人権研修を支援するため、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒を対象とした講話や体験学習を実施する。			
	人権関係団体の支援•交流	団体相互の連携や交流を図ることを目的に、各人 権関係団体の活動資料などを掲示する場の提供を 行うとともに、団体を対象とした研修会等を実施 する。			
○情報収集・提供機能	図書・DVDの貸出し	センターが所蔵する人権に関する図書やDVDを 市民・団体・企業等に貸出す。			
	人権に関する情報の収 集・提供	国内外のさまざまな人権に関する情報や資料を収 集し、センター内への掲示等により情報発信する。			
	センターだよりの発行	人権に関する情報やセンター事業の紹介等を掲載 した定期広報紙を発行する。			
	パンフレット・資料等の	センターのパンフレットの作成や更新、各種の啓			
	作成	発資料等を作成する。			
○相談·支援機能	相談事業	毎月第1水曜日(午前10時から正午、午後1時から午後3時)に、人権擁護委員による相談を実施する。なお、開館日の午前9時から午後5時までは職員による相談も行う。			

8 その他の福祉

(1) 重層的支援体制整備事業

実施 区分	内	容	分	類	事	業
					地域包括支援セン	ター事業
					相談支援事業	
玉 •	重層的支援体制整 高齢、障がい、子。 いった各分野の相談 を活かしつつ、複雑 地域生活課題に対応 超えた支援関係機関	支援等の取り組み 化かつ複合化した するため、分野を	包括的相談	支援事業	利用者支援事業	
県	連携・協働の下で、 事業」「参加支援事業				自立相談支援事業	
	争業」「参加又援争! 業」「アウトリーチ		参加支援事業	業	参加支援事業	
市	支援事業」「多機関的に実施する重層的制を構築するもので]で包括的な支援体			地域介護予防活動	支援事業
					生活支援体制整備	事業
			地域づくり	事業	地域活動支援セン	ター事業
					地域子育て支援拠	点事業
					生活困窮者支援等づくり事業	
			アウトリーでした継続的	-	アウトリーチ等を 支援事業	通じた継続的
			多機関協働		多機関協働事業	

D a daye	D E V kkriter		負 扌	旦 率		/H: +z.
R 6 実績	R7予算額	围	県	市	その他	備考
55,928件	569,952千円	38.5%	19.25%	19.25%	保険料 23.0%	長寿福祉課
12,524件	78,320千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$		障害福祉課
<こども家庭センター型> パパママほっと相談コーナー 2,897件	16,224千円					健康課
<基本型> ファミリーパートナー 1,427件	31,064千円	<u>2</u> 3	<u>1</u>	<u>1</u> 6		子育て支援課
<こども家庭センター型> 子ども家庭支援センター 1,917件	46,275千円	3	6	6] 日 C 又仮
<特定型> 保育コンシェルジュ 816件	7,415千円					子ども入園課
<基本型> 地域子育て相談機関 (市立認定こども園) 94件	_					保育·幼児教育課
1,402件	65,052千円	3 4		$\frac{1}{4}$		生活福祉課
9件	15,850千円	1/2	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$		福祉保健課
地域ふれあいサロン: 270ヵ所 健康づくり運動教室: 212ヵ所	地域ふれあいサロン: 32,094千円 健康づくり運動教室: 16,413千円	25%	12.50%	12.50%	保険料 50%	長寿福祉課
協議体:27ヵ所	7,225千円	38.5%	19.25%	19.25%	保険料 23%	長寿福祉課
21人	9,800千円	1/2	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$		障害福祉課
235,944人 [こどもルーム:234,139人 +子育て教室等:1,805人]	211,860千円 [こどもルーム事業: 200,309 千円+地域子育て支援拠点 事業: 11,551千円]	1/3	<u>1</u> 3	<u>1</u>		子育て支援課
開設費: 3団体 運営費:12団体	9,620千円	1/2		1/2		生活福祉課
105件	15,850千円	1/2	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$		福祉保健課
19件	1,128千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$		福祉保健課

(2) 生活困窮者自立支援制度

実施 区分	名 称	内
	自立相談支援事業	①就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業。②生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用についてのあっ③生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的めるものを行う事業。
国· 市	住居確保給付金の支給	経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれがある者に対し、就職・生 1. 家賃補助(従来の住居確保給付金) 離職等により困窮し、住居を喪失またはそのおそれがあり、就職に向 【対象者要件】以下すべてに該当する者 ・離職等から2年以内、または休業等により同等の状況 ※やむを得ない理由で30日以上求職不可の場合、加算あり(上限4年)・離職等の日においてで生計を主として維持していた。休業等の場合は・世帯収入:基準額(市民税均等割非課税限度額の1/12) +家賃上限額・金融資産・基準額の6か月分以下(上限100万円)・公共職業安定所等に求職申込井以下いずれかの活動(月4回以上の支または面接)※自営等で離職等と同等と認められる場合、経営相談等・法令又は条例に基づく類似の給付制度を受けていない・暴力団員でな 【支給期間】 3か月(要件を満たす場合、申請により3か月ごとの延長が可能。最長9 【支給限度額】 生活保護の住宅扶助基準額が上限(1人世帯:29,000円/2人:35,000円/3~5人:38,000円/6人: 2. 転居費用補助(令和7年度新設)収入減少等により困窮し、住居を喪失またはそのおそれがあり、家計「対象者要件】(全て該当)・世帯員の死亡・離職・休業等により収入が著減し、住居喪失・喪失の・減収月から2年以内・申請時に生計を主として維持している・世帯収入・金融資産が家賃補助と同基準内(収入:基準+家賃上限/・転居により家計支出の削減が見込まれる・法令又は条例に基づく類似の給付制度を受けていない・暴力団員でな 【対象費用】 転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅【支給上限】 世帯入数に応じた基準額(月額)×3か月分を上限とする(例:1人世帯

宏	DC安结	D 7 又符婚	負担]率	进
容	R 6 実績	R 7 予算額	国	市	備考
者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必 せんを行う事業。 生労働省令で定める事項を記載した計画の作成 に行われるための援助として厚生労働省令で定	1,402件	64,849千円	3 4	1/4	
活の安定を目的に住居確保費用を支給。					
けた住居確保が必要な者に家賃相当額を支給。					
申請時に生計を主として維持している。以下					
援/月2回以上の職業相談/週1回以上の応募 を通じた自立活動で代替可 い					
か月)					生活福祉課
41,000円/7人以上:45,000円)	9件	7,680千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	
改善のため転居が必要な者に初期費用を支給。					
おそれがある					
資産:基準の 6 か月分以内、上限100万円)					
()					
保険料等)等					
は最大87,000円)					

実施 区分	名 称	内
玉	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)や被要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
市	家計改善支援事業	生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家 生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業。

(3) 子どもの学習支援事業

実 施	内
区分	PJ
	大分市内に住所を有する生活保護受給世帯又は就学援助受給世帯等に属している中学生を対象
市	学力を向上するための機会を提供することを目的とし、学習塾にかかる費用を上限1万円の範
	また、対象である中学 3 年生の夏期・冬期講習(7・8、12・1)については、5,000円の増額

(4) 災害対応

実施 区分	支給内容	支給目的	支	給 金	額	
		罹災者に見舞金	区分	対象	自然災害	自然災害以外
			全焼、全壊、流失、埋没	1 世帯	50,000円	30,000円
市	災害見舞	早い自立更生に	半焼、半壊、半流失、半埋没	1 世帯	20,000円	10,000円
		資することを目	床上浸水	1 世帯	10,000円	
		的としている。	死亡者	1人につき	50,000円	30,000円

容	R 6 実績	R7予算額	負担 国	旦率 市	備考
困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入 保護者に対し、一定の期間にわたり、就労に必	28件	22,104千円	2/3	1/3	生活福祉課
計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、	128件	8,400千円	<u>2</u> 3	<u>1</u>	

容	R6実績	R7予算額	備	考
に子育て世帯の負担軽減と子どもたちに 囲内で助成する。 助成を行う。	延べ利用者数 6,763人	87,787千円	生活 福	i 祉 課

6 年度実績		7年度予算額	負担率	備考
自然災害	自然災害以外			
0件	4件	600千円	市単独	福祉保健課

(5) 避難行動要支援者対策事業

実施 区分	事業の目的	事業内容
市	災害において、高齢者や障がい者などの犠牲を最小限に抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難において支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられた。本市においても避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供を行うとともに、平常時より同意を得た方のをあらかじめ避難支援等関係者(地域の方々など)へ提供しておくことで、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的としている。	市で把握している情報を基に、避難行動要支援者の名簿を作成し、大規模災害時には、避難所等へ提供し安否確認等に活用する。対象者には、災害に備えてあらかじめ避難支援等関係者へ名簿を提供しておくかの意思確認を行い、同意を得られた方については、名簿を提供する。また、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われるよう、地域内での情報共有を進めるとともに、情報伝達や安否確認ができる体制を構築し、個別避難計画の作成支援や防災訓練に取り組むよう自主防災組織に対し働きかけを行っている。なお、連絡体制表を整備し、それを基にした情報伝達等を試行した自主防災組織に対して補助金を交付している。

(6) 災害時要配慮者支援事業費補助金

実施区分	事業の目的	交 付 要 件
市	高齢者や障がい者などの災害時要配慮者(避難行動要支援者含む)が、災害時に迅速に避難するためには、事前に地域の関係者が対象者を把握し、体制を整えておく事が重要である。 そのため、自主防災組織における災害時要配慮者への避難支援の体制づくりを推進する。	以下の要件を満たした自主防災組織に対し 交付 ・災害時要配慮者の連絡体制表を整備すること ・災害時要配慮者に対する情報伝達等を試行す ること

避難行動要支援者の要件	対象者数等	7年度 予算額	負担率	備考
災害時に自ら避難することが困難な方で、避難のために特に支援を必要とする、以下の要件に該当する方。なお、有料老人ホーム等の施設入所者は対象外。 ①身体障害者手帳第1種を所持する方 ②療育手帳A1、A2を所持する方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ④障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方 ⑤障害支援区分4~6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者の方 ⑥要介護認定3~5を受けている方 ⑦「特定医療費(指定難病)受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方 ⑧小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方 ⑨上記以外で自治委員や民生委員・児童委員等から特に支援が必要とされた方 ⑩上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた方	避難行動 要支援者数 8,254人 避難行動要支援者名簿の 援者名簿の返信率 87.98% ※令和7年 6月末日現在	8,602 千円	市単独 (交付税 措置有)	福祉保健課

補助対象経費・補助額	6 年度 実 績	7年度 予算額	負担率	備考
補助対象経費 会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費 活動費(1人あたり1日2千円を限度) 補助額 補助対象経費の10/10 ※ただし、1組織あたり、年6万円を限度 連合防災会に対しては、自治区数を乗じた額を限度とする。	200件 11,803 千円	13,000 千円	市単独	福祉保健課

(7) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務

実施 区分	項	Ħ	業	務
国•県•市	戦没者遺家 戦傷病者援 軍人恩給 戦没者追悼	至護	戦没者遺家族の年金・特別弔慰金等 戦傷病者手帳交付申請、乗車券引持 恩給関係の調査事務 戦没者追悼式式典事務	

(8) 基 金

実施 区分	名 称	内
市	大分市福祉振興基金 (S 56. 3 .31)	高齢化社会に対応し、福祉活動の促進及び福祉施設の整備その他の市民また、基金の運用から生じる収益の一部を、次に掲げる高齢者等保健福(1) 在宅福祉等の普及及び向上(2) 健康及び生きがいづくりの推進(3) ボランティア活動の育成(4) その他高齢者等の保健福祉の増進に関すること
	大分市国際児童年 記 念 事 業 基 金 (S54.12.24)	大分市国際児童年を記念して設置した基金であり、児童の福祉の増進に の収益金及びその他の寄付金を充てたものである。

R 6 年度実績	R7年度予算額	負担率		 備 考	
		県	市		
戦没者等の妻に対する 特別給付金受付件数 2件	18,048千円	一部負担	その他	【担当課】 福祉保健課	

容	備	考
福祉の増進を目的とし、基金利子と指定された寄附金を積立てる。 祉事業に要する経費に充てることができる。	福祉	保 健 課
資することを目的とし、積立金は「おおいたアドベンチャーフェスティバル」	子育	て支援課

(9) 大分市多世代交流プラザ

イ 所 在 地 大分市大字野津原800番地

(大分市野津原市民センター2階)

電話 588-1151

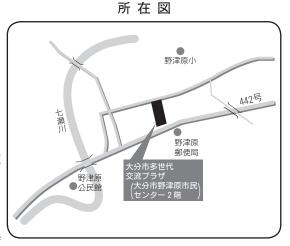
開館時間 月~土曜日

午前9時から午後5時まで

休館 日 日曜日及び国民の祝日並びに年末

年始(12月28日から1月4日)

※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後5 時から午後9時までと、日曜・祝日の午前9時 から午後5時の間はご利用になれます。



ロ 利用できる人

大分市民

大分市多世代交流プラザの利用については、施設の使用等はすべて無料。

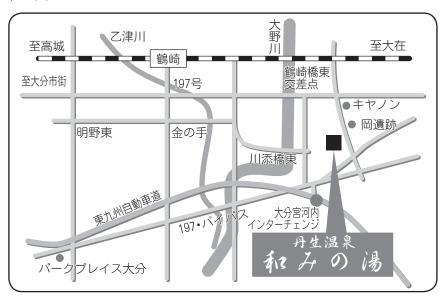
(10) 大分市丹生温泉施設

名称	丹生温泉"和みの湯"
所 在 地	大分市大字丹生1189番地
電話	522-1610
開館時間	正午から午後9時まで
休 館 日	毎月第2水曜日

料 金 表

区分	通常料金	回 数 券
区 分	(一人1回)	(11枚つづり)
12 歳 以 上	310円	3,100円
12 歳 未 満 6 歳 以 上	140円	1,400円
6 歳 未 満	70円	700円

所 在 図



9 民生委員・児童委員

〈7年度予算額:160,439千円、負担率:市単独(交付税措置有)〉

(1) 民生委員・児童委員とは

民生委員法による「民生委員」は、児童福祉法による「児童委員」も兼ねることとなっています。 民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の調査・相談・助言にあたる一方、福祉事務所・児童相談所などの関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された者は、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する民生委員・児童委員に対する援助・協力等を行っています。

イ. 任 期 …… 3年

令和 4 年12月 1 日~令和 7 年11月30日

ロ. 委 嘱 …… 市の民生委員推薦会が推薦した者を、市長が市社会福祉審議会の意見を聴いて 推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、主任児童委員は厚生労働大臣が民生 委員・児童委員の中から指名する。

ハ. 定 数 …… 899名 (内、主任児童委員90名)

(2) 民生委員・児童委員の活動状況(令和6年度)

	在 宅 福	祉	894 件
内	介 護 保	険	455
容	健康•保健医	療	1,761
別	子育て・母子の	R 健	784
相	子どもの地域生	三活	1,646
談	子どもの教育・学校	生活	268
.	生 活	費	189
支	年 金 • 保	険	39
援	仕	事	63
件数	家 族 関	係	576
女人	住	居	339
年	生 活 環	境	882
	日 常 的 な 支	援	4,418
	そ の	他	4,729
	計		17,043

その	調 查 • 実 態 把 握	13,382 件
他	行事・事業・ 会議への参加・協力	17,119
の活動	地 域 福 祉 活 動 • 自 主 活 動	38,845
件数	民児協運営 • 研修	35,741
(年間)	証 明 事 務	1,785
間	要保護児童の発見の通告・仲介	178
訪	問 回 数 (年間)	232,742 回
連	絡調整回数(年間)	91,420 回
活	動 日 数(年間)	144,175 回

(3) 大分市民生委員児童委員協議会

大分市内の44校区(地区)民生委員児童委員協議会の連合体で、大分市の民生委員・児童委員活動の強化推進のための各種事業の企画・実施や関係行政機関等との連絡調整を行っています。

<大分市民生委員児童委員協議会>組織図

※令和7年4月1日現在 事 大分市民生委員児童委員協議会(899名) 務 長 1名 副 長 4名 会 会 計 1名 事 2名 校区会長会 (44名) 校区(地区)民生委員児童委員協議会(44校区) 長 会 長 副 会 代 議 員 障 児 生 生 子 高 が 齢 育 童 活 活 1,5 者 7 育 支 相 者 福 支 福 援 成 談 祉 援 祉 部 部 部 部 部 部 会 会 会 会 会 会

10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会

1 社会福祉協議会とは

社会福祉法第109条に基づき設置され、地域の住民組織と公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関係者等により構成される民間の非営利組織。民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせもつ。

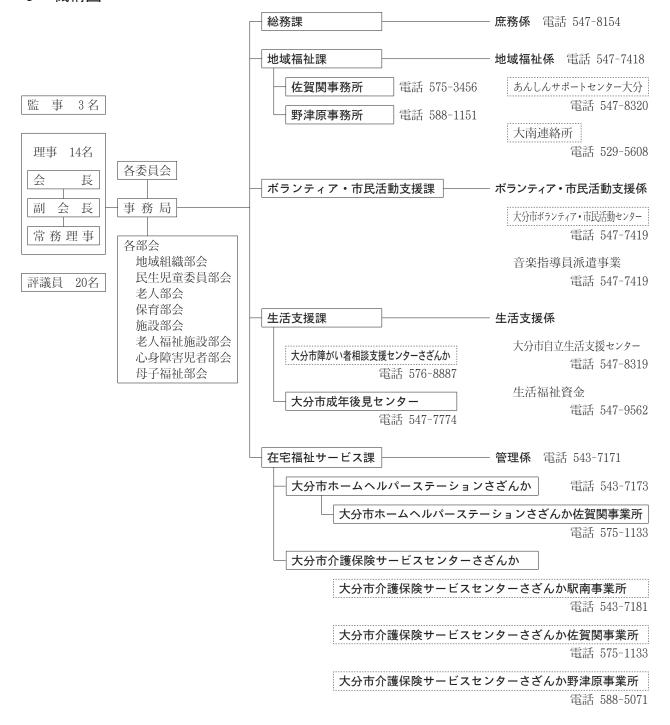
社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

- **2 設 立** 昭和42年 3 月28日(法人認可)
- 3 所 在 大分市金池南一丁目 5 番 1 号 J:COMホルトホール大分内 電話 (097) 547-8154 F A X (097) 547-9559

4 事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 校(地)区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 自立相談支援事業
- (11) 地域福祉総合相談事業
- (12) 居宅介護等事業の経営
- (13) 地域支援事業
- (14) 生活支援体制整備事業
- (15) 障害者生活支援事業
- (16) 障害福祉サービス事業の経営
- (17) 相談支援事業の経営
- (18) 移動支援事業の経営
- (19) 成年後見制度に関する事業
- (20) 福祉サービス利用援助事業
- ②1) 大分市多世代交流プラザの経営
- (22) 各種相談事業
- ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 24 参加支援事業
- ② その他本会の目的達成のため必要な事業

5 機構図



指定管理事業 大分市多世代交流プラザ(野津原)

派遣 大分市老人クラブ連合会事務局

大分市民生委員児童委員協議会事務局

大分市共同募金委員会事務局

6 社協の主な事業

(1) 地域福祉活動計画

名	称	内	容
第6次地域 計画の着実			地域福祉活動計画』の「支え合って 共に生本理念として事業を実施するなか、計画の進、効果的な地域福祉の推進を図る。

(2) 社協基盤の強化

	名	称	内
校			地域住民の様々なニーズを把握して、地域に密着した事業を展開する校(地)区社
活	動	支 援	協の活動に対して支援、助成する。

(3) 地域福祉事業への支援

名称	内容
小地域福祉ネット ワーク活動事業 へ の 支 援	
高齢者生きがい 対策事業への補助	
地域福祉事業への支援	校(地)区社協が主催する様々な地域福祉事業への支援・助成を行う。

(4) 地域サロン支援事業

名 称	内容
大分市地域ふれあいサロン事業	介護保険法の規定に基づく地域支援事業として、高齢者を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用しながらレクリエーション・教養講座及び介護予防メニューを取り入れた活動を行い、社会的孤立感の解消、外出意欲の喚起、健康維持を図り、地域において参加者同士の交流を深め、より快適で元気に生活を送ってもらうことを目的とする事業。また、ボランティア育成を目的に、サロン活動を運営するボランティアを対象として、サロン間の交流及びサロン運営に関する研修会等を行う。
ふれあい・いきいき サロン事業	高齢者、障がいのある人、子育て中(就学前の乳幼児)の親子等を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用しながら地域住民がお互いに交流を行うことによって、社会的孤立感の解消、健康維持及び社会参加を図ることにより、住み慣れた地域で生きがいをもって安心していきいきとした生活を行ってもらうことを目的とする事業。

(5) やすらぎ生活支援事業

名 称		内	容	
やすら生活支援事	市内に頼 などに必 う支援す	れる身寄りのない方に対し、 要なお手伝いをすることで、 る事業。	入院時、施設入所時、また、 地域で安心して暮らしていく	判断能力低下時ことができるよ

(6) 日常生活自立支援事業

名 称	内

(7) 大分市成年後見センター事業

名 称		内	容	
大分市成年後センター事	見 権利や財産を守り 業 見制度を適切に利	、自分らしく安心し [*] 川用できる仕組みづくり	の理由で判断能力が十分でない て暮らせる地域づくりをめざっ りを進めるとともに、市民が原材育成や活動支援を行う。	ナため、成年後

(8) ボランティア事業

名称	内	容
ボランティアだより	ボランティア登録者や市民向けに年1回	発行し、ボランティア事業の紹介やボ
の発行	ランティア情報を発信して、ボランティ	ア活動の促進を図る。
ボランティア相談	「ボランティア活動をしてみたい」「ボ	ランティアをお願いしたい」などの要
	望に対するコーディネート、登録や活動	保険などの各種相談、問い合わせ。
活動支援	ボランティア登録の促進を図り、登録団	
	・継続的活動の促進のため、団体に活動	
	・安心して活動するために、ボランティ	ア活動保険、大分市市民活動等保険の
	加入を奨励する。	
	・ボランティア登録をしている団体・個	人で組織する協議会の目王的、創造的
also by recent to	な活動を支援する。	Light the harden and had
養成研修	・点訳ボランティア養成講座を実施し、	点訳技術を習得したボランティアを養
	成する。	加芸社体と翌年1117~1117~1117~1117~1117~1117~1117~111
	・朗読ボランティア養成講座を実施し、	助読技術を質得したホフンティアを養
	│ 成する。 ・脳トレボランティア養成講座を実施し	□ 以下しは街本翌年したボランティア
	を養成する。	、 個「「「文例を自得したがフッティア
	- ・ボランティア活動が初めての方に 、 福	祉施設等でのボランティア体験の場を
	提供し、ボランティア活動の振興を図	
福祉教育支援事業	小中学校での福祉教育を通して、人を思	いやる心や誰もが安心して暮らせる社
	会を創造する力を育むため、福祉副読本	、福祉学習の手引きを作成配布すると
	ともに、福祉学習講座を実施する。	
災害ボランティア活動	「大分市地域防災計画」に基づき、大規	模災害に備えて災害ボランティアセン
支援体制整備事業	ターの設置運営及び災害ボランティア活	動のための事前整備に取り組む。
	・災害ボランティアの育成を目的とした	
	・災害ボランティアセンター設置運営訓	
	・行政、市社協、関係団体で構成された	「大分市災害ボランティアセンター運
	営委員会」の開催	
車いすの貸出し	市民や企業等から寄付された車いすを、	
	し出す。(最長6ヶ月で使用料は無料。た)	だし、消毒・維持管理費として200円。)

(9) 普及宣伝事業

名称	内容
大分市社会福祉大会	社会福祉の向上への関心を高め、実践活動の地域への浸透を図るため、大分市 と共催で社会福祉大会を開催する。
おおいた市社協だより (ぶんぷく) の発行	年2回「おおいた市社協だより(ぶんぷく)」を全世帯に配布し、事業の紹介や地域の福祉活動など地域住民の福祉ニーズに応える情報を提供する。(点字版、音声版、ホームページへの掲載)

(10) 生活福祉資金貸付事業

		 資		種	 類	
4 3	N ∧ → ₩ № ∧			,		しょう かかかまない とっぱけごか
1 #	総合支援資金	支援と生活費 世帯に貸付け 住居確保給付 こと)	資及び一時的な資 る資金(原則とし 寸金の支給要件を	金を必要とし、 して生活困窮者 満たしている場)、生活の立て直しのた 貸付を行うことにより 自立支援法に基づく支持 場合は、住居確保給付金) 自立が見込まれる 爰を受けていること
	生活支援費		でに必要な生活費			
	住宅入居費		辞住宅の賃貸契約			
	一時生活再建費	生活を再建す	るために一時的	に必要かつ日常	5生活費で賄うことが困	難である費用
2	 				対し、次に掲げる経費と	
	福祉費		<u> きるうえで、又は</u> こめに必要な経費	自立するために	二一時的に必要であると	: 見込まれる費用
				の期間中の生計	 を維持するために必要	な経費
		DANIE II I I I I I		- ////	, equi, ()	
			で、補修等及び公		どけに必要な経費	
			購入に必要な経 動車の購入に必			
			等にかかる国民		品納に必要な経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		負傷又は疾病	ラの療養にかかる。 費等、療養に付随	必要な経費(優	建康保険の例による医療 費を含む)及びその療養	
			く 、 障がい者サー ロの生計を維持す		らのに必要な経費(介語 経費	隻保険料を含む)及
		災害を受けた	ことにより臨時	に必要となる経	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		冠婚葬祭に必		に名安となる個		
		住居の移転等	F、給排水設備等	の設置に必要な	:経費	
			得等の支度に必 生活上一時的に			
	緊急小口資金	次の理由によ 用(原則とし	くり緊急かつ一時	的に生計の維持 立支援法に基っ	時が困難となった場合に がく支援を受けているこ さな必要なよき	
		• 火災等被災 • 年金、保険	とによって生活費 と、公的給付等の	が必要なとき 支給開始までに	1か必要なこと 2生活費が必要なとき り、緊急性、必要性が高	ゴハレミ刃以こわ フレモ
3 2			対し、次に掲げ			可いて恥のりれること
	教育支援費				高等専門学校に就学す	るのに必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に	「属する者が高等	学校、大学又は	は高等専門学校への入学	どに際し必要な経費
4	不動産担保型生活資金 不動産担保型生活資 金	低所得の高齢 金	令者世帯に対し 、	一定の居住用不	「動産を担保として生活	舌資金を貸付ける資
	要保護世帯向け不動 産担保型生活資金		合者世帯に対し、 引中は、保護は停		「動産を担保として生活	哲資金を貸付ける資

- **※** 貸付には、この他いくつかの条件がありますので詳細についてはお問い合わせください。(547-9562)
- ※ 借入には審査があり、お申し込み者のご希望に添えない場合があります。

貸		 条	件	
貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則として 3月以内 (最大で12月以内)	最終貸付日から 6月以内		連帯保証人を立てる
40万円以内	_	貸付日(生活支 援費と合わせて 貸付けている場	10年以内	場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過
60万円以内	_	合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		後、年1.5%
460万円以内	_		20年以内	
技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内			8年以内	
250万円以内	_		7年以内	
170万円以内			8年以内	
250万円以内 513.6万円以内			8 年以内 10年以内	連帯保証人を立てる
療養期間が1年を超えないときは170		貸付日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内		場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内	_		5 年以内	
介護サービスを受ける期間が1年を超 えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	_		5 年以内	
150万円以内	_		7 年以内	
50万円以内	_		3年以内	
50万円以内	_		3年以内	
50万円以内	_		3年以内	
50万円以内	_		3年以内	
10万円以内 ※保証人不要	_	貸付日から 2月以内	12月以内	無利子
(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 50万円以内		卒業後6月以内	20年以内	無利子
 ・土地の評価額の7割程度 月30万円以内 ・土地建物評価額の7割程度 (集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内) 	借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プラ イムレートのいずれ か低い利率

施 設 一 覧 表

- 1 高齢者福祉関係施設
- 2 介護保険関係施設
- 3 障がい者福祉関係施設
- 4 児童福祉関係施設
- 5 大分市総合社会福祉保健センター

1 高齢者福祉関係施設

(1) 老人福祉施設(大分市内)

拼		定員	設置主体	所 在 地	開所年月日
種別	名 称	(人)	灰巨工件	771 11. 26.	
養護老人ホーム	アイリス清心園	65	(福) 虹 の 会	横尾4451-19	H 20. 3.25
	白 寿 苑	50	(福) 松山会	下郡山の手 2 -19	S 57. 12. 1
	ケアマンシオン創生の里	50	(福) 若草会	野田313-6	H 4. 6. 1
	ジョリーメイト清流苑	50	(福) 清流共生会	種具148	H 7. 6. 1
軽費老人ホーム	ケアマンションはなぞの	80	(福) 穂 燈 舎	花江川 4 -28	Н 8. 3. 1
社員名八小 4	ケアマンション清静園	50	(福) 一志会	竹中5274-1	H13. 4. 1
	ケアハウス庄の原苑	50	(福) 温寿会	荏隈1637-1	H14. 4. 1
	ケアハウス滝尾太陽	50	(福)報徳会	下郡921-42	H16. 4. 1
	ケアハウスアイリス清心園	20	(福) 虹の会	横尾4451-19	H20. 4. 1
	さ わ や か 荘	20	(福) 西 浜 会	鶴崎2189	H14. 4. 1
	太 平 の 里	20	(福) 若草会	南太平寺2-4-15	H15. 4. 1
生活支援ハウス	憩 い の 館	20	(福) 碇山会	津守2547-6	H15. 4. 1
	舞 鶴 清 流 苑	20	(福) 清流共生会	西新地 2 - 5 - 40	H16. 4. 1
	湯屋すくすく・いきいき館	20	(福) 新樹会	横瀬1050	H17. 4. 1

(2) 老人いこいの家

施設名	設置 主体	所 在 地	開設年月日
シ ニ ア 交 流 プ ラ ザ		金池南 1 - 5 - 1	H 25. 7.20
大南老人いこいの家		中戸次4433	S 48. 10. 1
坂ノ市老人いこいの家		坂ノ市南 3 - 2 -21	S 48. 10. 1
鶴崎老人いこいの家	市	東鶴崎1-1-7	S 49. 4. 1
大在老人いこいの家	111	横田1-14-11	S 54. 1.11
種田老人いこいの家		玉沢743- 2	S 51. 5. 1
佐賀関老人いこいの家		佐賀関1407-27	H17. 1. 1
野津原老人いこいの家		野津原1747-1	H17. 1. 1

電話番号	入 所 の 要 件							
电前钳力	年 齢 環 境 経 済							
535 - 8030	1. おおむね65歳以上							
568 – 2366								
549 – 5525								
528-1881	1.60歳以上であること。							
521-2718	2. 夫婦の場合は一方が満60歳以上であれば、その配偶者は60歳未満であっても可。							
597 – 3184	3. 家庭の事情等により、家族との同居が困難であること。 4. 心身が健康であり、独立して日常生活を営むことができること。							
544-1161	5. 利用料が必要。							
503 – 9555								
535 - 8030								
521 - 0555								
514-0015	1. 60歳以上の方 2. ひとり暮らし、または夫婦のみの世帯の方							
504 – 7521	3. 家族の援助が困難な方							
573 – 2088	4. 利用料等の支払が可能な方 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1~5又は常時医療管理が必要な方は対象外							
542-5581	小月 以下穴っ							

電話番号	設 置 目 的
576 – 8880	高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の余暇活動の支援を行うとともに心身の健康の増進を図る。
586 — 7575	
593-1588	
521-4041	
592 — 3141	高齢者福祉の増進を図るため、高齢者に娯楽・交友の場を提供する。
541-6977	
575 – 2488	
588-0602	

2 介護保険関係施設

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

圏域名	事業所名	所 在 地	電話番号
上野ヶ丘	風雅の里上野*	三芳288-1	535-8900
碩 田	碩田柞原の里 *	弁天1-2-3	547-8787
王子	BASARA*	三芳1305-1	545-8257
碩 田 王 子 大 分 南 大 分	柞原の里	八幡320-1	535-2377
	Greenガーデン南大分*	上田町1-12-5	574-9781
城南 • 賀来	庄の原苑	荏隈1798	544-0888
	創生の里☆	野田306-2	549-0012
滝尾	リバーサイド桃花苑☆	曲320	504-7666
	緑風苑☆	下郡山の手 2 -17	567-3733
明野	アイリスおおいた	横尾4451-8	503-1755
鶴崎	みなはるの里*	皆春262-1	522-0808
大 東	白水長久苑	横尾1897 – 2	520-2711
	明治清流苑 *	猪野729-1	524-3300
東 陽 大 在 坂 ノ 市 稙 田 西	清流苑	森336	527-6600
大 在	とまとの里*	城原2600-22	585-5503
坂ノ市	百華苑	東上野1800	592-1513
稙 田	玉光苑	市459	541-0344
	そうりんヴィレッジ*	横瀬370	574-5718
稙 田 南	天領ガーデン*	田尻784-1	574-7500
稙 田 東	アルメイダメモリアルホーム☆	宮崎1509	568-2561
	そうだ藤の森	寒田202	567-8822
竹中•判田	清静園	竹中5268	597-3189
	寿志の里☆	中判田1342-3	548-8201
戸次·吉野	誠寿園☆	中戸次6022-1	597-7007
野 津 原	和泉荘	竹矢1024-1	588-1110
佐賀関•神崎	光明園☆	志生木145-9	574-0634

^{*} は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム) ☆は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護併設

●介護老人保健施設(老人保健施設)

	- W - 4	+ N	=======================================
圏域名	事 業 所 名	所 在 地	電話番号
上野ヶ丘	ふない	府内町 1 − 3 −23	533-5511
碩 田	老健おおつか	中島中央1-1-8	529-5166
碩田王子	サンテラスながとみ	西大道 2 - 2 - 1	545-1718
城南•賀来	狐兎如庵	野田1085	549-7500
城東	さくらハウスぜぜ	牧1-25-1	503-1882
滝 尾	リバーサイド百々園	津守2742-1	567-6750
明 野	老健 めいわ	明野北1-2-18	551-0044
鶴崎	コスモス苑	東鶴崎 2 - 3 -22	527-2660
	メディトピアこが	南鶴崎 2 - 6 - 22	521-6151
	大分豊寿苑	皆春1521- 1	521-0110
大東	やすらぎ苑	松岡1946	520-3535
稙 田	わさだケアセンター	市11-2	541-6655
稙 田 西	たばる	田原936-1-1	542-4139
	小野鶴養生院	│小野鶴1157-1	542-5500
稙 田 南	メディケアふじが丘	ふじが丘南 1 -16-10	568-3338
稙 田 東	メディケア山桜花	寒田486-26	578-6866
竹中•判田	親和園	中判田1428- 1	597-3635
戸次·吉野	陽光苑	中戸次4525	597-2000
佐賀関•神崎	せきの郷 (休止中)	一尺屋2357	575-8800

●介護医療院

圏	域名	5	事業所名	所 在 地	電話番号
碩		田	介護医療院おおつか	住吉町1-2-16	535-1122
大	分	西	介護医療院 菜の花	生石 2 - 1 - 5	535-1884

3 障がい者福祉関係施設

障害福祉サート	ごス事業所(施設)
種類	大分市内事業所(施設)数
居宅介護	109ヶ所
重度訪問介護	87ヶ所
同行援護	52ヶ所
行動援護	23ヶ所
重度障害者等包括支援	1ヶ所
療養介護	0ヶ所
生活介護	43ヶ所
自立訓練(機能訓練)	2ヶ所
自立訓練(生活訓練)	5ヶ所
就労移行支援	10ヶ所
就労継続支援A型	36ヶ所
就労継続支援B型	123ヶ所
短期入所	45ヶ所
共同生活援助	68ヶ所
宿泊型自立訓練	1ヶ所
就労定着支援	10ヶ所
自立生活援助	2ヶ所
施設入所支援	5ヶ所
地域相談支援(地域移行・地域定着支援)	13ヶ所
計画相談支援	65ヶ所

ı					\neg
	共生型サービス事業所(施設)				
	種	類		大分市内事業所(施設)数	
	共生型生活介護			5页	<u>—</u> Гг
	共生型短期入所			1月	FT

入 所	施設	
名 称	所 在 地	電話番号
うえの園	東大道 2 - 3 - 3	546 — 3551
第一博愛寮	野田759-1	549 — 1321
ひまわり園	辻911	595 — 0888
障がい者支援施設ハーモニーの森	中戸次6042	597 – 8818
第二博愛寮	中戸次2131	597 — 0204

4 児童福祉関係施設

(1) 保育施設

保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童等について保育を必要とする場 合、保育所等において保育を行います。

(保育施設一覧) (福)社会福祉法人 (学)学校法人 (宗)宗教法人 (有)有限会社

地 区 公民館	認定にどり	施設名	<u></u>	電話番号	所 在 地
		生 石	保育所	532-4612	王子西町 8 -11
	*	しんかすがまち認定	こども園	543-4629	新春日町1丁目2-8
	*	明 照	幼稚園	534-3512	王子西町 8 番27号
大		しらかば	保育園	545-4818	大道町 5 丁目529-5
分	*	や は た	こども園	538-1619	大字生石44番 4
西西	*	南 春 日	こども園	544-1831	南春日町 4 -31
		愛	保育園	545-7272	東大道1-8-34
部		そらいろ	保育園	535-7510	大道町3丁目3番7号
		第二王子町	保育園	537-4111	王子中町 1 - 7
		上野の森口	保育園	576-8592	東大道1-8-15 カサベルデ駅南2階
		王 子 町	保育園	578-9966	王子北町 3 - 7
		浜町	保育所	532-4611	新川西二丁目3番1号
	*	かないけ認定	こども園	532-5506	金池町 3 丁目 1 番90号
	*	桜町	こども園	547-7515	寿町 1 - 19
大		桜 ケ 丘	保育所	576-8248	金池南1丁目5-1
		住吉	保育所	534-2924	碩田町3丁目3-4
分	*	ゆ め の 泉	こども園	535-0611	新川町1丁目1228-1
		上 野 愛 光	保育園	544-5411	六坊北町 6 番72号
中		上野愛光第二	保育園	544-5001	六坊北町 6 番66号
央		中 央 町	保育園	532-3716	中央町2丁目5-3 セントポルタビル2F
	*	ひ ま わ り	幼稚園	532-2506	中島中央 1 丁目 2 -18
	*	かがやきの森	こども園	536-6008	顕徳町二丁目2番41号
	*	カトリック海星	幼稚園	534-4840	中央町3丁目7番30号
	*	千 代 町	幼稚園	535-0201	千代町3丁目3番8号
		城南	保育園	544-2818	城南南一丁目 6 番15号
南		府 内	保育園	545-4501	畑中1丁目4番24号
大		南 大 分	保育園	543-6406	羽屋新町2丁目1番28号
分	*	コスモス	こども園	547-2011	豊饒 2 丁目 4 番48号
	*	ふたば	こども園	543-2858	広瀬町1丁目1番52号

(株) 株式会社 (医) 医療法人 (一社) 一般社団法人

令和7年6月1日現在

開所(園)時間	延長	※短時間認定	休日	一時	土曜共同	定員(2号•3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	—————————————————————————————————————
(延長は除く)		開所(園)時間	N L	ਾਮਹ	共同			
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	10:00~18:00				70	2歳~就学前	(学)明照幼稚園
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				88	0歳~就学前	(福)八幡福祉会
7:15~18:15	~19:15	8:15~16:15				179	0歳~就学前	(福)新樹会
7:30~18:30	~19:30	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(株)ブンゴヤ薬局
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				30	0歳~就学前	合同会社 YTG
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:30	7:30~15:30				50	0歳~就学前	(株)里美苑
7:00~18:00	~19:00	8:15~16:15				40	0歳~就学前	(株)コープキッズおおいた
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:30	7:30~15:30				87	0歳~就学前	(株)ルージュフィル
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				103	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		91	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		90	0歳~就学前	(福)明治福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30	0	0		90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		80	1歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)白菊会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				120	0歳~就学前	(福)愛光会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				120	0歳~就学前	(福)愛光会
7:00~18:00	~20:30	9:00~17:00	0			60	0歳~就学前	(株)愛夢
7:30~18:30 (月曜から金曜まで)		7:30~15:30				70	3歳~就学前	(学)ひまわり学園
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)森友会
7:30~18:30	~19:30	9:00~17:00				20	2歳~就学前	(学)大分カトリック学園
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:30	8:00~16:00				36	2歳~就学前	(学)平松学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				60	0歳~就学前	(福)泉福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				150	0歳~就学前	(福)守山会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				140	0歳~就学前	(福)なかよし
7:00~18:00	~19:00	8:15~16:15				80	0歳~就学前	(有)大分ふたば

地 区公民館	認定 ジャ	施 設 名	電話番号	所 在 地
		こどもの森すぷらうと	574-6537	古国府三丁目11番10号
		スマイス・キッズ 保育園	543-6100	上田町三丁目3番4-110号 チュリス古国府壱番館1F
南	*	ご と う 幼稚園	543-7898	畑中4丁目7番47号
	*	ゆ り か ご こども園	544-4776	田中町1丁目16番8号
大	*	大 分 い ち ご こども園	546-2666	田中町2丁目16番7号
43	*	えのくま幼稚園	549-4780	荏隈1227番地
分	*	南大分に笑顔咲くえん わらひ	547-0111	畑中1丁目11-4
		田 中 南保育園	579-6850	田中町 3 丁目12番 3 号
	*	愛 隣 幼稚園	544-6453	南太平寺3丁目8番1号
		小野鶴こばと保育所	542-2570	大字小野鶴1625-1
	*	富士見ヶ丘あすなろ こども園	542-1112	富士見が丘東 2 丁目18-13
	*	宗 方 こども園	541-3524	大字上宗方1045-1
	*	宗 方 東 こども園	541-2863	大字上宗方1495
	*	稙 田 こども園	541-0082	大字市445- 2
1±		ア ソ カ 保育園	567-1551	大字光吉2109- 2
植	*	ななせの里のっぱら こども園	594-2288	大字高瀬70番地
	*	スマイスセレソン こども園	574-6010	大字田尻473
		お ぎ の 台 保育園	542-0711	雄城台中央1丁目11番9号
		み つ よ し 園	504-7215	大字宮崎937-17
		も み の 木 保育園	574-4283	賀来北2丁目10-2
		めいりん保育園(田原校)	511-4887	大字田原906
田	*	富士見が丘こども園	541-6101	富士見が丘東2丁目8-6
	*	緑 が 丘 こども園	542-3477	緑が丘 5 丁目23- 1
	*	かくこどもえん	549-2786	賀来南2丁目6-35
	*	東 稙 田 こども園	541-3769	大字田尻589- 2
	*	稙 田 ほ ま れ こども園	541-0111	大字上宗方379番 1
		わさだりすの森 保育園	529-5557	大字上宗方字四反田424-1
	*	の だ 山 幼稚園	549-5843	大字野田323- 5
		敷 戸 南保育所	568-0160	敷戸南町9-2
r		寒田ひめやま保育園	568-9655	寒田南町1丁目
大	*	敷戸ふない幼稚園	569-2831	敷戸東町 6 - 1
分	*	し き ど こども園	569-1834	敷戸西町1-8
南		下 郡 保育所	567-0788	下郡北2丁目2-17
部		おだやかな森保育園	567-2525	大字下郡3483番地の 5
		滝 尾 保育園	569-3384	大字羽田456
	*	津 守 あ す な ろ こども園	567-6625	津守12組

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜共同	定員(2号•3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				70	0歳~就学前	(株)スプラウト
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				40	0歳~就学前	NPO法人 SMIS
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				80	0歳~就学前	(学)後藤学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		90	0歳~就学前	(福)城南福祉会
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				102	0歳~就学前	(福)とんとん
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	2歳~就学前	(学)後藤学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				70	0歳~就学前	(福)玉林会
7:00~18:00	~19:00	8:15~16:15				60	0歳~就学前	(株)コープキッズおおいた
7:30~18:30	~19:30	8:30~16:30				40	2歳~就学前	(学)大分愛隣学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				50	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~ 19:00	8:30~16:30				84	0歳~就学前	(福)あすなろ会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		90	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				105	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				85	0歳~就学前	(福)霊山会
7:30~18:30	~19:00	8:00~16:00				70	0歳~就学前	(宗)眞光寺
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				90	0歳~就学前	(有)存心会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	NPO法人スマイスセレソン
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				78	0歳~就学前	(株)リトルメイト
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				44	0歳~就学前	(有)KRME
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				80	0歳~就学前	(株)ナースリーコーポレーション
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				40	0歳~就学前	(医)優路
7:00~18:00	~18:30	8:30~16:30				70	0歳~就学前	(学)渕野学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		170	0歳~就学前	(福)新樹会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				130	0歳~就学前	(福)あゆみ福祉会
7:15~18:15		8:30~16:30				90	0歳~就学前	(福)つくし会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(福)霊山会
7:00~18:00	~20:00	8:30~16:30				100	0歳~就学前	(福)グリーンコープ
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				120	1歳~就学前	(学)道徳学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				110	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				110	0歳~就学前	(福)姫山会
8:00~18:00		8:00~16:00				30	3歳~就学前	(学)府内学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				79	0歳~就学前	(福)こばと会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30	0			110	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(福)森友会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		200	0歳~就学前	(福)大分県福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		100	0歳~就学前	(福)あすなろ会

地 区 公民館	認定 ジャ	施設名	電話番号	所 在 地
		森 の さ ん ぽ 道	560-3013	下郡南 4 丁目 1 - 9
大	*	キッドワールド こども園	568-8400	大字片島412-2
大分南部	*	キッドワールドセカンド こども園	569-8600	大字片島字長三郎3005番地 3
部		テ ス の 木	567-2080	下郡中央3丁目8番10号
	*	す ぎ の こ 幼稚園	569-1730	大字羽田988番地 2
		あ か つ き 保育所	597-0043	大字中判田1880-2
	*	旦 の 原保育園	554-3386	高江北2丁目8-1
大		河原内保育所(休園中)	596-1871	大字河原内3828-1
		さくら保育園	597-0087	大字中戸次4226
南	*	み の り こども園	597-6869	大字中戸次4536
用		キッズアカデミー 保育園	597-7775	けやき台 2 丁目3633-170
	*	吉 野 こども園	595-1718	大字辻225-1
		かんがる一保育園	578-7935	中判田1737- 6
野津原	*	の つ は る 認 定 こども園	588-1236	大字野津原1731- 3
-		裏 川 保育所	568-1708	大字下郡1721-31
大分東部	*	じょうとうこども園	558-8248	萩原 3 丁目17-16
果部	*	天 心 保育園	551-5578	牧1丁目7-4
		東 舞 鶴 保育園	551-2103	東浜1丁目6-30
		ま い づ る 保育園	551-5298	東津留 2 丁目14-11
		めぐみ保育園	558-9873	花高松 3 丁目 2 -12
		たんぽぽ保育園	551-8512	花津留 2 丁目22-9
大		き ら き ら 保育園	553-5191	岩田町 3 丁目 1 - 4 ハイムエスポワール102
分	*	とせん幼稚園	558-2786	日吉町10-22
東	*	し ら と り 子ども園	551-3359	仲西町1丁目14-8
部	*	も も ぞ の こども園	551-3554	大字千歳1892-1
		な か つ る 保育園	554-2525	中津留一丁目 5 -27
	*	ア イ リ ス こども園	558-0700	高松東三丁目 6 -14
		ひ お か 保育園	573-0808	日岡二丁目6番1号
		明野しいのみ保育園	558-2211	明野西2丁目25-2
明	*	明 野 台 こども園	523-6262	大字猪野360番地の 1
治		慶 光 保 育 園	520-0133	大字猪野21-46
•	*	明 野こども園	558-3209	明野西1丁目5-4
明	*	た か おこども園	520-3048	大字横尾4112-2
野	*	たかお第二 こども園	574-9159	大字横尾4110番地
±)′	*	こころの森こども園(本園)	520-8822	横尾東町 3 丁目19-16
	*	こころの森こども園(分園)	520-3322	横尾東町1丁目20-26

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜共同	定 員 (2号•3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		60	0 歳~就学前	(株)TOMORROW COMPANY
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				220	0歳~就学前	(福)藤本愛育会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		60	0歳~就学前	(福)藤本愛育会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		60	0歳~就学前	(株) TOMORROW COMPANY
7:30~18:30	~19:30	8:00~16:00				15	3歳~就学前	(学)すぎのこ学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				60	0 歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~18:30	8:30~16:30		0		135	0歳~就学前	(福)ポプラ会
7:30~17:00						40	3歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				70	0歳~就学前	(福)順徳会
7:00~18:00	~19:00	保護者に応じて		0		120	0歳~就学前	(福)同朋福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				70	0歳~就学前	(福)順徳会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				49	0歳~就学前	(福)松岳会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				40	0歳~就学前	合同会社かんがる-保育園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		47	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				103	0歳~就学前	大分市
7:30~18:30	~19:00	8:30~16:30				100	0歳~就学前	(福)ステラガーデン
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)天心会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)友愛会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				105	0歳~就学前	(福)花咲き会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		110	0歳~就学前	(福)九州キリスト教社会福祉事業団
7:00~18:00	~19:30	8:30~16:30				70	0歳~就学前	NPO法人たんぽぽ保育園
7:30~18:30	~19:00	8:00~16:00				27	0歳~就学前	合同会社 MKY
7:30~18:30		8:00~16:00				56	0歳~就学前	(学)渡邊学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		170	0歳~就学前	(福)慈恵福祉会
7:15~18:15	~19:15	8:00~16:00				135	0歳~就学前	(福)若葉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00			東舞鶴 保育園	60	0歳~就学前	(福)友愛会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(学)田中学園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				30	0歳~就学前	(株)ひおか保育園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				152	0歳~就学前	(福)大分県福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				120	0歳~就学前	(福)日吉会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				69	0歳~就学前	(株)美研
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)若葉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				150	0歳~就学前	(福)明治福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00			たかお こども園	90	0歳~就学前	(福)明治福祉会
7:00~18:00	~19:30	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)森友会
7:00~18:00	~19:30	8:00~16:00				40	1歳~就学前	(福)森友会

明治	地 区 公民館	認定 ごど 観	施設名	電話番号	所 在 地
# カトリック明野 幼稚園 558-8941 明野北2丁目8番16号	明治		げんきな森中央 保育園	528-7890	大字横尾1986-1
小 中 島 保育園 527-3403 小中島 3 丁目 1 - 28 洗 心 保育園 527-3063 三佐 4 丁目 8 - 16 68 68 69 69 521-1336 大字総約1672 68 68 69 521-2190 南鶴崎 2 丁目 3 - 8 ※ 松 間 保育園 520-2418 大字松岡4758 7 字 松岡4758 7 字 松岡4758 7 字 秋町8365 - 1 7 字 秋町849 - 2 7 字 秋町8365 - 1 7 字 秋町8565 - 1 7 字 秋町856	•	*	カトリック明野 幼稚園	558-8941	明野北2丁目8番16号
## およいこの森こども園 (本園) 527-8063 三佐 4 丁目 8 - 16 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	野野	*	ひまわり明野 幼稚園	558-1004	明野東1丁目6番41号
 鶴 崎 保育園 521-1336 大字鶴崎1672 鶴 崎 同 光 園 521-2190 南鶴崎2丁目3 - 8 ※ 松 岡 保育園 520-2418 大字松岡4758 離 華 保育園 527-2961 大字森町549 と り い 保育園 520-0020 大字松岡8365-1 七 海 保育園 527-3330 大字森町479-1 ※ も り ま ち 幼稚園 527-3330 大字森町403-2 ※ あ ど り 幼稚園 520-1814 大字森1039-2 ※ 高田 の ぞ み こども園 524-0801 大字関園747 い え じ ま 保育園 511-5109 大字な島835番 ほ が ら か 園 574-4779 大字毛井字中村191-3 ※ 皆春あけぼのこども園 578-6668 大字皆春383-3 ※ カトリック鶴崎 幼稚園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド 保育園 560-4192 横田1丁目10番14号 ※ か る が もこども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 た け の こ 保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ※ よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ※ 大 在 愛育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ カ ん な の 森 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ カ ん な の 森 こども園 574-6200 大字月川字長福寺415番地 グ カ トリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐賀 次 中央2丁目8-16 ※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐賀 ※ さ が の せき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 			小 中島保育園	527-3403	小中島 3 丁目 1 - 28
簡 崎 同 光 園 521-2190 南鶴崎2丁目3-8 ※ 松 岡 保育園 520-2418 大字松岡4758 龍 華 保育園 520-020 大字松岡8365-1 大字森町479-1 大字森町479-1 大字森町479-1 大字森町479-1 大字森町479-1 大字森町479-1 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字森町479-2 大字家島835番 520-1814 大字家島835番 511-5109 大字家島835番 574-4779 大字宅井字中村191-3 大字家島835番 下子4-4779 大字本井字中村191-3 大字本井字中村191-3 大字本井字中村191-3 大字本井字中村191-3 大字古春西小路213 大子古春西小路213 大子古春西小路213 大子古春西小路213 大子古春西小路213 大子山田1丁目10番14号 大日田1丁目10番14号 大日田1丁目10番14号 大日田1丁目10番14号 大日田1丁目10番14号 大日田1丁目10番14号 大日田1丁目1日7番17号 大子城原639番地の7 大日田1丁目14-38 大日田1丁目14-38 大日田1丁目14-38 大日田1丁目14-38 大日田1丁目14-38 大日田1丁目14-38 大日田1丁目1-23 大日田1丁目1-23 大子政所223-9 大日田1丁目1-23 大子政所223-9 大日田1丁目1-23 大子政所223-9 大子田1丁目1号番21号 北日1丁目1年3番30号 大子田11-23 大子町11-23 大町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大子町11-23 大町11-23 大町1			洗 心 保育園	527-3063	三佐 4 丁目 8 -16
# 松 岡 保育園 520-2418 大字松岡4758			鶴 崎 保育園	521-1336	大字鶴崎1672
##			鶴崎同光園	521-2190	南鶴崎2丁目3-8
上		*	松 岡 保育園	520-2418	大字松岡4758
大	鶴		龍 華 保育園	527-2961	大字森町549
# も り ま ち 幼 稚 園 527-3330 大字森町403-2 ※ み ど り 幼 稚 園 520-1814 大字森1039-2 ※ 高 田 の ぞ み こども園 524-0801 大字関園747 い え じ ま 保 育 園 511-5109 大字家島835番 ほ が ら か 園 574-4779 大字毛井字中村191-3 ※ 皆 春 あ け ぼ の こども園 578-6668 大字皆春383-3 ※ カトリック 鶴 崎 幼 稚 園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド 保 育 園 560-4192 横田 1 丁目10番14号 ※ か る が も こども園 592-8815 汐見 1 丁目 7 番31号 た け の こ 保 育 園 593-0207 大字城原639番地の 7 ※ よいこの森こども園 (本園) 527-6433 花江川 4 - 12 ※ よいこの森こども園 (角子原分園) 574-6226 角子原 2 丁目163 ※ 大 在 定 も園 592-0161 横田 1 丁目14-38 ※ 大 在 愛 育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原 1 丁目 9 番21号 ※ 和 光 こども園 592-3388 里 2 丁目 1 - 23 ※ み ん な の 森 こども園 592-3388 里 2 丁目 1 - 23 ※ カ ん な の 森 こども園 592-1143 久原中央 2 丁目 8 - 16 ※ カトリック坂ノ市 幼 稚 園 593-4231 坂ノ市南 3 丁目 3 番30号 佐 ※ さ が の せき 認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1			と り い保育園	520-0020	大字松岡8365-1
 ・※ み ど り 幼稚園 520-1814 大字森1039-2 ※ 高 田 の ぞ み こども園 524-0801 大字関園747 い え じ ま 保 育園 511-5109 大字家島835番 ほ が ら か 園 574-4779 大字毛井字中村191-3 ※ 皆 春 あ け ぼ の こども園 578-6668 大字皆春383-3 ※ カトリック 鶴崎 幼稚園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド 保 育園 560-4192 横田1丁目10番14号 ※ か る が も こども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 た け の こ 保 育園 593-0207 大字城原639番地の7 ※ よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ※ 大 在 変育 こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ※ 大 在 変育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ カ ん な の 森 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ カ ん な の 森 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ カ トリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ざ い こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 			七 海 保育園	535-8191	大字森町479-1
 ※ 高田のぞみこども園 524-0801 大字関園747 いえじま保育園 511-5109 大字家島835番 ほがらか園 574-4779 大字毛井字中村191-3 ※ 皆春あけぼのこども園 578-6668 大字皆春383-3 ※ カトリック鶴崎幼稚園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド保育園 560-4192 横田1丁目10番14号 ※ かるがもこども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 たけのこ保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ※ よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ※ 大在愛育こども園 592-7811 大字政所2223-9 ※ なかまの森こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和 光こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ みんなの森こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 グライ・6200 大字月川字長福寺415番地 グライ・6200 大字月川字長福寺415番地 グライ・6200 大字月川字長福寺415番地 グライ・6200 大字月川字長福寺415番地 グライ・6200 大字月川字長福寺415番地 グライ・6200 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐賀 ** さがのせき認定こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 		*	も り ま ち 幼稚園	527-3330	大字森町403-2
 ※ 高田のぞみこども園 524-0801 大字関園747 いえじま保育園 511-5109 大字家島835番 ほがらか園 574-4779 大字毛井字中村191-3 ※皆春あけぼのこども園 578-6668 大字皆存383-3 ※ カトリック鶴崎幼稚園 521-3174 大字皆存西小路213 ひよこのくにランド保育園 560-4192 横田1丁目10番14号 ※ かるがもこども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 たけのこ保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ※ よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ※ 大在愛育こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ※ 大在愛育こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ なかまの森こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和光こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ みんなの森こども園 574-6200 大字月川字長福寺415番地 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ 坂ノ市こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ 坂ノ市こども園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐賀 ** さがのせき認定こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 	崎	*	み ど り 幼稚園	520-1814	大字森1039-2
## ## ## ## ## ## ## ## ## #		*	高 田 の ぞ み こども園	524-0801	大字関園747
** 皆 春 あ け ぼ の こども園 578-6668 大字皆春383-3 ** カトリック 鶴 崎 幼 稚 園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド 保 育 園 560-4192 横田 1 丁目10番14号 ** か る が も こども園 592-8815 汐見 1 丁目 7 番31号 た け の こ 保 育 園 593-0207 大字城原639番地の 7 ** よいこの森こども園 (本園) 527-6433 花江川 4 -12 ** よいこの森こども園 (角子原分園) 574-6226 角子原 2 丁目163 ** 大 在 ごども園 592-0161 横田 1 丁目14-38 ** 大 在 愛 育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ** な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原 1 丁目 9 番21号 ** 和 光 こども園 592-3388 里 2 丁目 1 -23 ** み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 / * 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央 2 丁目 8 -16 ** カトリック坂ノ市 幼 稚 園 593-4231 坂ノ市南 3 丁目 3 番30号 ** さ が の せき 認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1			いえじま保育園	511-5109	大字家島835番
** カトリック鶴崎 幼稚園 521-3174 大字皆春西小路213 ひよこのくにランド 保育園 560-4192 横田1丁目10番14号 ** か る が も こども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 た け の こ 保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ** よいこの森こども園(本園) 527-6433 花江川4-12 ** よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ** 大 在 ごも園 592-0161 横田1丁目14-38 ** 大 在 愛育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ** な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ** 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ** み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ** 次 力 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ** カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ** さ が の せき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1			ほ が ら か 園	574-4779	大字毛井字中村191-3
大大		*	皆春あけぼの こども園	578-6668	大字皆春383-3
 ** かるがもこども園 592-8815 汐見1丁目7番31号 たけのこ保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ** よいこの森こども園(本園) 527-6433 花江川4-12 ** よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ** 大在愛育こども園 529-7811 大字政所2223-9 ** なかまの森こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ** なかまの森こども園 592-3388 里2丁目1-23 ** みんなの森こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ** 坂ノ市こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ** なかりまの森こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ** なからりまする。 ** カトリック坂ノ市幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ** さがのせき認定こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 		*	カトリック鶴崎 幼稚園	521-3174	大字皆春西小路213
大 た け の こ 保育園 593-0207 大字城原639番地の7 ※ よいこの森こども園 (本園) 527-6433 花江川4-12 ※ よいこの森こども園 (角子原分園) 574-6226 角子原 2 丁目163 ※ 大 在 愛育 こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ※ 大 在 愛育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 が 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ な か よ が の な こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼 稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ※ さ が の せき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1			ひよこのくにランド 保育園	560-4192	横田1丁目10番14号
** よいこの森こども園(本園) 527-6433 花江川4-12 ** よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ** 大 在 こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ** 大 在 愛 育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ** な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ** 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ** み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ** 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ** こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ** カトリック坂ノ市 幼 稚 園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ** さ が の せき 認 定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1		*	か る が も こども園	592-8815	汐見1丁目7番31号
** よいこの森こども園(本園) 527-6433 花江川4-12 ** よいこの森こども園(角子原分園) 574-6226 角子原2丁目163 ** 大 在 愛 育 こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ** 大 在 愛 育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ** な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ** 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ** み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ** 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ** こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ** カトリック坂ノ市 幼 稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ** さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1	+		たけのこ保育園	593-0207	大字城原639番地の 7
在 ※ 大 在 こども園 592-0161 横田1丁目14-38 ※ 大 在 愛育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ なかまの森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ みんなの森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ※ なり、市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざいこども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ※ さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1		*	よいこの森こども園(本園)	527-6433	花江川 4 -12
 ※ 大 在 愛 育 こども園 592-0161 横田1 丁目14-38 ※ 大 在 愛 育 こども園 529-7811 大字政所2223-9 ※ な か ま の 森 こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ※ 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼 稚 園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ざ が の せき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 		*	よいこの森こども園(角子原分園)	574-6226	角子原 2 丁目163
 ※ なかまの森こども園 521-5550 角子原1丁目9番21号 ※ 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ みんなの森こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ※ 坂 ノ 市こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ いこども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 さがのせき認定こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 	在	*	大 在 こども園	592-0161	横田1丁目14-38
 ※ 和 光 こども園 592-3388 里2丁目1-23 ※ み ん な の 森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ※ 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼 稚 園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ざ が の せき 認 定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 		*	大 在 愛 育 こども園	529-7811	大字政所2223-9
 坂 かんなの森 こども園 574-6200 大字丹川字長福寺415番地 ※ 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ざ がのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1 		*	な か ま の 森 こども園	521-5550	角子原1丁目9番21号
次 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ※ さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1		*	和 光 こども園	592-3388	里2丁目1-23
グ ※ 坂 ノ 市 こども園 592-1143 久原中央2丁目8-16 ※ こ ざ い こども園 528-9900 大字屋山1658-6 ※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 佐 ※ さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1	坂	*	みんなの森 こども園	574-6200	大字丹川字長福寺415番地
※ カトリック坂ノ市 幼稚園 593-4231 坂ノ市南3丁目3番30号 ※ さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1		*	坂 ノ 市 こども園	592-1143	久原中央2丁目8-16
佐 ※ さがのせき認定 こども園 575-0058 大字佐賀関1369-1	市	*	こ ざ いこども園	528-9900	大字屋山1658- 6
賀		*	カトリック坂ノ市 幼稚園	593-4231	坂ノ市南 3 丁目 3 番30号
関 ※ ど う わ こども園 576-0111 大字本神崎871	佐	*	さがのせき認定 こども園	575-0058	大字佐賀関1369-1
	質関	*	ど う わ こども園	576-0111	大字本神崎871
ゆめっこ保育園 545-7045 畑中一丁目11番3号	, Is		ゆ めっ こ 保育園	545-7045	畑中一丁目11番 3 号
小規模 遊 マ 舎 574-7904 大字光吉1507-3 模 は、は、は、は、の、は、し、の、は、し、の、これには、は、のは、ののには、して、は、の、は、し、の、は、し、の、は、し、の、は、し、の、は、し、の、の、の、の	規		遊々舎	574-7904	大字光吉1507-3
模 ゆめのほし保育園 574-5263 大手町1-1-34-2F	模		ゆめのほし保育園	574-5263	大手町1-1-34-2F

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜共同	定 員 (2号•3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				60	0歳~就学前	(福)中央福祉会
7:30~18:30 (土曜日は隔週半日)	~19:30	8:00~16:00				72	2歳~就学前	(学)大分カトリック学園
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:00	7:30~15:30				70	3歳~就学前	(学)ひまわり学園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				80	0歳~就学前	(福)小中島保育園
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				130	0歳~就学前	(福)洗心保育園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)西浜会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)慶円会
7:30~18:30	~19:15	8:30~16:30				110	0歳~就学前	(福)八潮会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	(福)龍華保育園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(福)和敦会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				30	0歳~就学前	(福)明治福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				113	0歳~就学前	(学)上東学園
7:30~18:30		8:00~16:00				100	0歳~就学前	(学)大津学園
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				165	0歳~就学前	(福)清流共生会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				40	0歳~就学前	(株)ハウスアイランド
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:30	7:30~15:30				48	0歳~就学前	(一社)ほがらか園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(学)河野学園
7:30~18:30	~19:30	9:00~17:00				50	2歳~就学前	(学)大分カトリック学園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				108	0歳~就学前	(株)優和
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				79	0歳~就学前	(株)とりのす
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				40	0歳~就学前	(有)たけのこ保育園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		110	0歳~就学前	(福)森友会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00			よいこの森 こども園 (本園)	40	1歳~就学前	(福)森友会
7:00~18:00	~19:00	8:00~17:00 (内 8 時間)		0		209	0歳~就学前	(福)大在福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		138	0歳~就学前	(福)大在福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(学)立山学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				195	0歳~就学前	(福)和光保育園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		140	0歳~就学前	(学)立山学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		280	0歳~就学前	(福)寿光福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		0		60	0歳~就学前	(福)萌葱の郷
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:00	8:30~16:30				40	2歳~就学前	(学)大分カトリック学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		0		42	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	登園時より8時間		0		80	0歳~就学前	(福)同和園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				18	0歳~2歳	個人経営
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00			ななせの里 のっぱら こども園	12	0歳~2歳	(有)存心会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				19	0歳~2歳	NPO法人スマイスセレソン

地 区公民館	認定 ジャ	施設名	電話番号	所 在 地
		中島西保育園5	29-8022	中島西1丁目8番34号
		中春日保育園5	29-5356	中春日町14番13号
		ニチイキッズ西大分 保育園 5	54-4381	王子西町13-12 プロスパービル1階
		わ く わ く の 森 保 育 園 5	86-0909	大字野田323番地5
小		たかじょうえん。5	58-8873	新貝7番31号
		ゆ め の ね 保育園 5	11-6724	大字横田46番地の 4
規		みどり第二保育所 5	35-8661	大字森字浦門268番地
		キッドワールドサード 保育園 5	54-8500	大字片島字下津留439番地の1
模		シャインキッズ 5	78-7830	大在浜1丁目8番32号
		夢 の く に 保育園 5	29-7593	王ノ瀬 2 - 2 - 3
		ナーサリー ロペ 5	60-5088	下郡中央3丁目8番24号
		へ つ ぎ 保育園 5	74-8673	中戸次5620番地
		や ま ば と 夢 保育園 081	0-5790-5396	大字下判田字馬場原3505-3
		な な い ろ 保育室 091	0-7927-2257	金池町
保		ちゅうりっぷ 保育室 07	0-4696-8792	金池町
育		マ ミ - 保育室 09	0-7453-9976	大道町
マ		ま る も 保育室 5	46-6768	古国府
マ		0 1 2 保育室 5	54-5021	畑中
		青 空保育室 5	27-6088	乙津町
+		大道にじいろ 保育園 5	11-3302	大道町3丁目2番8号
事業所内		湯 屋 す く す く 館 5	48-7761	大字橫瀬1050番地
所内		大分どんぐりのもり 保育園 5	03-1363	原新町17-26
		オアシスにじいろ 保育園 5	27-3020	東鶴崎3丁目1番7号

- ※認定こども園(幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域 ○延長保育・休日保育・一時預かりについては各施設に直接お申し込みください。
- ○土曜日の保育・延長保育・休日保育・一時預かりの利用できる年齢や保育時間については、各施設に 「土曜共同」は、該当施設から依頼を受けて、土曜日共同保育を実施している施設です。該当施設に 詳細は直接、各施設にお確かめください。

(2) 児童養護施設

保護者のない児童 (乳児を除く)、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所さ

施	設	名	定	員		設	置	主	体	Ç		所	在	<u> </u>	也
森	の	木		36	(福)	大	分	県	福	祉	会	中尾457-	1		
小 百	合ホ	– Д		34	(福)	小	百	合	愛	児	袁	城原2600-	10		

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜共同	定員(2号•3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:30	7:30~15:30				19	0歳~2歳	(株)キッズクラブ
7:00~18:00	~19:00	8:15~16:15				18	0歳~2歳	(株)コープキッズおおいた
7:30~18:30	~19:30	8:30~16:30				19	0歳~2歳	(株)ニチイ学館
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				19	0歳~2歳	(学)道徳学園
7:30~18:30	~19:30	8:00~16:00				18	0歳~2歳	にこにこ高城園合同会社
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				18	0歳~2歳	合同会社 夢の根
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:00	8:00~16:00				19	0歳~2歳	(学)大津学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				18	0歳~2歳	(福)藤本愛育会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				19	0歳~2歳	(医)秀恵会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				19	0歳~2歳	(一社)夢のくに保育園
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				19	0歳~2歳	(株)TOMORROW COMPANY
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				18	0歳~2歳	(福)萌葱の郷
7:30~18:30	7:00~ 7:30 18:30~19:00	8:00~16:00				19	0歳~2歳	(学)三信学園
8:00~16:00	~18:00	8:00~16:00				5	0歳~2歳	個人経営
7:00~18:00		8:00~16:00				5	0歳~2歳	個人経営
8:00~16:00	~18:00	8:00~16:00				3	0歳~2歳	個人経営
8:00~16:00	~18:00	8:00~16:00				3	0歳~2歳	個人経営
8:00~16:00	7:00~ 8:00 16:00~17:00	8:00~16:00				3	0歳~2歳	個人経営
8:00~16:00		8:00~16:00				3	0歳~2歳	個人経営
7:30~18:30	~19:30	8:00~16:00				18	0歳~2歳	(株)ライフステージ大分
7:00~18:00	6:00~ 7:00 18:00~20:00	8:00~16:00				30	0歳~2歳	(福)新樹会
7:30~18:30	6:30~ 7:30 18:30~19:30	8:30~16:30				7	0歳~2歳	日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区
7:30~18:30	~19:30	9:00~17:00				7	0歳~2歳	(医)善昭会

の子育て支援も行う施設です。)

よって異なります。

ついては、土曜日のみ、実施施設でのお預かりとなります。

せて、これを養護し、あわせて退所した者に対する援助を行う。

設置年月日	電話番号			
H17. 9. 1	549 - 3508			
S 23. 6. 30	592 - 0044			

(3) 障害児通所支援関係施設

心身に障がいを持つ児童に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行います。 (令和7年4月1日現在)

障害児通所支援事業所(施設)			
種類	大分市内事業所(施設)数		
児童発達支援	88ヶ所		
医療型児童発達支援	0ヶ所		
放課後等デイサービス	147ヶ所		
居宅訪問型児童発達支援	2ヶ所		
保育所等訪問支援	38ヶ所		

(4) 福祉型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
清明あけぼの学園	東大道 2 - 3 - 3	546 - 3771
大分県糸口学園	字佐市猿渡1030-1	0978 - 32 - 0675
木埋学園	由布市庄内町西長宝1426-2	582-1212

(5) 医療型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与や治療を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
別府整肢園	別府市大字鶴見4075番地の10	0977 - 22 - 4185
めじろ園	別府市大字鶴見4075番地の10	0977 - 22 - 4185
つくし園	中津市三光森山823-2	0979-43-6181
恵の聖母の家	臼杵市野津町都原3601-2	0974 - 32 - 7770

(6) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入所させ自立を支援する。

<問い合わせ先:中央児童相談所大分支所 579-6650>

施設名	定員	設置主体	所 在 地	設置認可 年月日	電話番号
二 豊 学 園	22人 大	分 県	端登5番地	S 23. 1. 1	596 – 1144

(7) 乳 児 院

乳幼児(おおむね 2 才未満児)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について援助を行う。

<問い合わせ先:中央児童相談所大分支所 579-6650>

施設名	定員	設置主	体	所 在 地	設置認可 年月日	電話番号
乳幼児総合支援 センター栄光園	15人	(福)栄 光	之 園	別府市南荘園町3組	S 27. 4. 1	0977 — 21 — 8085

(8) 児童心理治療施設

様々な環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所または通所させ、必要な心理に関する治療や生活指導を行う。

<問い合わせ先:中央児童相談所大分支所 579-6650>

施設名	定員	設置主体	所 在 地	設置認可 年月日	電話番号
愛育学園はばたき	30人	(福)藤本愛育会	芳河原台11番29号	H27. 4. 1	578 — 7755

(9) 母子生活支援施設

母子家庭又はこれに準ずる家庭で、児童の福祉に欠けるところがあると認められたときは、その母 と子を母子生活支援施設に一時期入所させ、生活の安定と自立を図る。

<子育て支援課…入所手続>

施設名	定員	設 置 主 体	設置認可年月日	電話番号
しらゆりハイツ	40世帯	大 分 市	S 29. 6.30	545 — 9502

(10) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に助産を受けさせる。

<子育て支援課…入所手続>

施設名	定員	設置主体	所 在 地	設置認可 年月日
大分市医師会立 アルメイダ病院	5床	(一社) 大分市医師会	宮崎1509-2	S 44. 6. 1

(※R2.3より休止)

(11) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

児童家庭支援		
	顕徳町1-13-17 ・県福祉会 大分中央ホールディン H28.4.1 グスビル2階	574-8525

(12) 児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を推進し、又は情操をゆたかにする。

施設名	定員	設置主体	所 在 地	設置認可 年月日	電話番号
旭 町 児 童 館	自由来館 大	六 分 市	旭町6番1号	S 58. 4. 1	546 – 2316
ラウラ児童館	自由来館	、百合愛児園	城原2600-1	Н 4.7.1	592-0994

(13) 児童育成クラブ・民間放課後児童クラブ

R 5. 4. 1現在

	施設名	所 在 地	電話番号
1	明野東校区児童育成クラブ	明野東3丁目2-1 (校舎内)	5 1 1 - 9 7 8 8
2	明野北校区児童育成クラブ	明野北4丁目10-1 (学校敷地内)	5 1 1 - 9 1 2 8
3	明野西校区児童育成クラブ	明野南2丁目6-1 (校舎内)	$5 \ 5 \ 8 - 5 \ 5 \ 0 \ 5$
4	東大分校区児童育成クラブ	萩原1丁目10-7 (旧東大分幼稚園)	560 - 8677
5	津 留校区児童育成クラブ	東津留1丁目4-1(校舎内)	5 5 2 - 8 3 4 6
6	舞 鶴校区児童育成クラブ	西浜 2 - 1 (校舎内)	5 5 6 - 4 1 1 0
7	滝 尾校区児童育成クラブ	羽田515番地(学校敷地内)	567 - 4232
8	金 池校区児童育成クラブ	金池町3丁目1-90(校舎内)	5 3 6 - 6 2 8 5
9	春日町校区児童育成クラブ	西春日町1-48(校舎内)	5 3 3 - 2 0 0 7
10	大 道校区児童育成クラブ	大道町2丁目9-57(校舎内)	5 4 5 - 7 2 2 0
11	城 南校区児童育成クラブ	永興 2 丁目 5 -25(校舎内)	$5\ 4\ 6\ -\ 7\ 6\ 6\ 2$
12	敷 戸校区児童育成クラブ	敷戸北町12-1(校舎内)	569 - 1194
13	東稙田校区児童育成クラブ	田尻499番地の1(校舎内)	5 4 2 - 2 2 9 9
14	稙 田校区児童育成クラブ	木ノ上433-1(学校敷地内)	$5\ 4\ 1-4\ 6\ 7\ 7$
15	横瀬西校区児童育成クラブ	横瀬2469(校舎内)	$5 \ 4 \ 2 - 0 \ 4 \ 6 \ 0$
16	宗 方校区児童育成クラブ	松が丘1丁目24番1号(校舎内)	$5 \ 4 \ 2 - 5 \ 6 \ 0 \ 1$
17	豊 府校区児童育成クラブ	上田町3-4-1 (学校敷地内)	$5\ 4\ 5\ -\ 3\ 1\ 1\ 4$
18	寒 田校区児童育成クラブ	寒田684-4 (校舎内)	5 6 8 - 0 6 6 0
19	西の台校区児童育成クラブ	にじが丘 3 丁目1717- 1 (学校敷地内)	$5\ 4\ 6\ -\ 7\ 0\ 2\ 2$
20	大 在校区児童育成クラブ	横田1丁目15-58(校舎内)	5 9 2 - 2 6 6 3
21	鴛 野校区児童育成クラブ	鴛野108-1 (学校敷地内)	5 7 8 - 6 9 8 5
22	三 佐校区児童育成クラブ	三佐5丁目6-35(旧三佐幼稚園)	5 2 2 - 2 7 4 1
23	判 田校区児童育成クラブ	判田台東1-2-1 (旧判田幼稚園)	5 9 7 - 1 4 8 1

	施設名	所 在 地	電話番号
24	鶴 崎校区児童育成クラブ	南鶴崎3丁目3-1 (校舎内)	5 2 1 - 4 5 1 2
25	荏 隈校区児童育成クラブ	荏隈1380番地(学校敷地内)	5 4 9 - 7 7 1 1
26	明 治校区児童育成クラブ	猪野71-1番地(学校敷地内)	$5\ 2\ 0\ -\ 5\ 6\ 5\ 5$
27	南大分校区児童育成クラブ	二又町2丁目4-1 (校舎内)	5 4 4 - 1 8 1 9
28	下 郡校区児童育成クラブ	下郡北3丁目17-23(学校敷地内)	5 6 8 - 5 1 0 1
29	横 瀬校区児童育成クラブ	横瀬1109番地の1(校舎内)	$5\ 4\ 1-7\ 2\ 3\ 9$
30	戸 次校区児童育成クラブ	中戸次4280番地(校舎内)	5 7 9 - 6 1 4 4
31	田 尻校区児童育成クラブ	田尻1250番地(学校敷地内)	5 4 2 - 5 1 2 3
32	桃 園校区児童育成クラブ	山津町2丁目7-1 (校舎内)	$5 \ 5 \ 6 - 2 \ 4 \ 0 \ 0$
33	吉 野校区児童育成クラブ	辻654番地(学校敷地内)	5 9 5 - 1 0 6 0
34	坂ノ市校区児童育成クラブ	坂ノ市中央5丁目8-1(学校敷地内)	5 9 2 - 0 5 8 1
35	長 浜校区児童育成クラブ	長浜町2丁目6-25 (学校敷地内)	5 3 7 - 8 8 1 1
36	賀 来校区児童育成クラブ	賀来68-2(学校敷地内)	5 4 9 - 2 3 6 5
37	別 保校区児童育成クラブ	森町963-1(学校敷地内)	5 2 3 - 1 9 2 2
38	高 田校区児童育成クラブ	下徳丸38-2 (学校敷地内)	5 2 3 - 1 4 0 1
39	日 岡校区児童育成クラブ	日岡2丁目2-1 (校舎内)	5 5 6 - 7 6 8 8
40	森 岡校区児童育成クラブ	曲1041-2 (学校敷地内)	5 6 8 - 6 4 6 6
41	八 幡校区児童育成クラブ	生石82-1 (旧八幡幼稚園)	5 3 2 - 1 3 4 1
42	小佐井校区児童育成クラブ	小佐井3丁目1-18(学校敷地内)	5 9 2 - 8 2 0 2
43	明治北校区児童育成クラブ	小池原428-1 (学校敷地内)	5 2 3 - 5 3 7 0
44	大在西校区児童育成クラブ	角子原1丁目4-41(学校敷地内)	5 2 3 - 5 9 2 9
45	松 岡校区児童育成クラブ	松岡5047番地(学校敷地内)	$5\ 2\ 0\ -\ 2\ 7\ 9\ 0$
46	こうざき校区児童育成クラブ	本神崎945-2 (学校敷地内)	5 7 6 - 1 1 1 2
47	佐賀関校区児童育成クラブ	佐賀関1104番地(校舎内)	5 7 5 - 3 9 1 1
48	丹 生校区児童育成クラブ	佐野2662(旧丹生幼稚園)	5 9 3 - 4 1 1 5
49	川 添校区児童育成クラブ	宮河内4566番地(校舎内)	5 2 8 - 1 7 7 3
50	神 崎校区児童育成クラブ	田ノ浦2組(学校近隣の空き店舗)	5 3 6 - 6 2 0 8
51	碩田学園児童育成クラブ	碩田町2丁目5-60(校舎内)	5 7 6 - 8 8 5 5
52	上戸次校区児童育成クラブ	端登1792番地(校舎内)	5 9 6 - 1 3 3 0
53	竹 中校区児童育成クラブ	竹中2821-1 (校舎内)	5 9 7 - 4 1 5 5
54	野津原校区児童育成クラブ	野津原1774-1 (学校敷地内)	5 8 8 - 1 8 7 2
55	大在東校区児童育成クラブ	大在浜2丁目18-1(校舎内)	560 - 1453
56	大在すばる児童クラブ	横田1丁目14-38(大在こども園内)	5 9 2 - 0 1 6 1
57	コープ学童クラブほうふ	上田町 3 - 2 - 15 グランモールきたじま 1 階	5 2 9 - 9 1 0 0
58	南大分校区 ぽてとクラブ	三ヶ田町2-4-14 秦ビル2階	5 2 9 - 6 3 0 0
59	あおい児童クラブ	横尾3766-1(たかおこども園分園内)	5 2 0 - 3 0 4 8
60	シルバー人材センター児童育成クラブ	金池町3丁目2-3(シルバー人材センター内)	5 8 5 - 5 5 4 5
61	滝尾保育園滝尾児童クラブ	羽田456番地(滝尾保育園内)	5 6 9 - 3 3 8 4
62	コープ学童クラブしもごおり	下郡中央 2 - 1 - 21 - 1	5 4 7 - 8 2 4 5
63	春日町校区 ぽてとクラブ	西春日町 5 -15	080 - 9246 - 8073
64	放課後児童クラブマジカルプレイス	大道町3丁目1-3 シティパル大分駅南2F	$5\ 4\ 5-5\ 7\ 5\ 7$
65	コープ学童クラブまつおか	松岡5182	5 4 7 - 8 0 7 5
66	慶光児童クラブ	森1218- 1	5 4 7 - 8 1 1 5
67	スマイルクラブ	久原中央 2 - 8 - 16	5 9 2 - 1 1 4 3
68	小佐井かるがも児童クラブ	小佐井 2 - 3 -41	080 - 5794 - 1563
69	マリア学童クラブ	城原2600-1	5 9 2 - 0 0 4 4
70	学童クラブふたばっこ	広瀬町1-1-52	5 4 3 - 5 6 1 1
71	高田のぞみ学童クラブ	常行266番地の 1	5 0 3 - 5 3 1 5

(14) 大分市こどもルーム

施 設 名	住所	電話番号
府内こどもルーム	荷揚町 3 番45号	532 - 7918
中央こどもルーム	金池南1丁目5番1号	576 - 8243
大分南部こどもルーム	曲1113番地	567 - 4145
明治明野こどもルーム	明野北4丁目7番8号	552 - 1038
原新町こどもルーム	原新町1番31号	551 - 2611
鶴崎こどもルーム	東鶴崎1丁目2番3号	527 - 2158
大南こどもルーム	中戸次5115番地の 1	574 - 7792
稙田こどもルーム	玉沢743番地の 2	541 - 1291
大在こどもルーム	政所1丁目4番3号	574 - 7682
坂ノ市こどもルーム	坂ノ市南 3 丁目 5 番33号	593 - 1751
佐賀関こどもルーム	佐賀関1407番地の27	575 - 1140

(15) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

住	所	電話番号
金池南1丁目5番1号		576 - 8246

5 大分市総合社会福祉保健センター

◆所在地 大分市金池南一丁目5番1号 J:COM ホルトホール大分

◆人権啓発センター(愛称:ヒューレおおいた)(1階)

人権啓発センター(ヒューレおおいた)は、基本的人権尊重の 精神に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けて人権教育・啓発 の推進及び人権に関する情報の収集・提供や市民の交流を図ると ともに、相談・支援業務を行うことにより、市民一人ひとりが互 いに人権を尊重し合い共に生きる喜びを実感できる地域社会の実 現に寄与することを目的に設置した施設です。



「人権教育・啓発」、「交流・連携」、「情報収集・提供」、「相談・支援」の4つの事業を柱とする中、施設の利便性や特性を生かし、各種団体・学校等の団体受入による人権学習の支援や人権パネルの展示、人権相談等、より市民に密着した啓発活動を行っています。

◆子育て交流センター (2階)

中央こどもルームは、木の温もりに包まれ、子どもたちがのび のびと遊び、親子の交流もできる遊び場に、ランチルームや授乳 室等を備え、親子で楽しめる季節の行事やイベントなども開催し ています。

また、子どもが自ら育ち、親自身も育つための、子育て相談や 子育て情報の入手、子育ての応援などの機能も備えることによ



り、本市における子育て支援の拠点として、中核的な機能を果たしています。さらに、他のこどもルームや地域で行われている子育て支援活動との連携を図ることにより、市内全域の子育て支援の充実強化に繋げています。

- (1) 中央こどもルーム (2) 地域子育て支援室 (3) 子育てファミリー・サポート・センター
- (4) にこにこルーム

◆ひとり親家庭支援プラザ(3階)

ひとり親(母子・寡婦・父子)家庭に対し、就労支援として、資格取得のための講習会等を実施しています。また、就労情報の提供も行っています。

なお、土曜日には、母子・父子自立支援員による、児童の養育や経済面などひとり親等の生活相談もお 受けしています。

◆健康プラザ

○キッチンスタジオ(1階)

キッチンスタジオは、IH仕様の調理台を7台設置した調理実習室で、試食エリアを併設し、調理実習と研修を兼ねた講習会の利用にも適しています。身障者の方にも使用しやすい調理台を2台備えています。この調理台は昇降式になっており、子どもたちの使用の際にも調節できます。通路側は広いガラス張りになって



おり明るく、利用者が楽しく調理実習する様子もうかがう事ができ、開放感のあるキッチンスタジオです。親子料理教室や若い世代や働く世代にも利用できるよう開催日や開催時間に配慮した講習会も行っています。また、トレーニングルームと連動し健康づくりのための運動と食生活の改善を目的とした講座も開催しています。

○トレーニングルーム・ヘルスアップルーム (1階)



- ・トレーニングルーム 高齢者や女性、障がい者にも配慮した シャワールームを完備し、フィットネス器具をそろえており、 どなたでも、自分のペースで健康づくりができます。
 - 希望者には、専門のトレーナーが個別にトレーニングプランを 作成する等、アドバイスいたします。
- ・ヘルスアップルーム エアロビやダンス等、各種運動ができる スタジオです。子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に合わせ て、楽しく運動できる教室を開催しています。また、一般の方 も、1時間単位で貸館としてご利用いただけます。

◆大分市桜ケ丘保育所(1階)

就労形態の多様化による様々な保育ニーズ(延長保育、一時預かり、休日保育等)に対応するとともに、施設は南東向きで日当たりも良く、園庭は子どもたちが裸足で走り回れる芝生や大型遊具を完備しています。

また、子育で交流センターの各機能と緊密な連携を行い、地域 の子育で支援拠点としての保育所の役割を担っています。



◆シニア交流プラザ (3階)

高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の 囲碁や将棋などの余暇活動の支援を行い、心身の健康の増進を図 る施設です。広さ40畳の和室で、落ち着いた雰囲気の開放的な空 間となっています。



◆障がい者福祉センター(3階)

障がい者福祉センターは、障がい者の交流を促進し、障がい者の自立及び社会参加を図ることを目的と しています。日常生活で必要な福祉用具の展示、相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を 図ることを目的とした機能回復訓練室やウォーキングプールなどの施設を配置し、障がい者向けの総合的 支援を行う施設として運営しています。

- (1) 障がい者福祉用具展示相談室 (2) 障がい者機能回復訓練室 (3) 障がい者福祉用具体験室

- (4) ウォーキングプール
- (5) 障がい者交流室
- (6) 作品展示コーナー

(7) 文化教室(技能習得室)

◆点字文庫「むくどり文庫」(3階)

目の不自由な方の求めに応じて、点字図書の貸出やプライベートサービス(代読・代筆・辞書引き等) を行います。

◆福祉関係団体事務室(4階)

社会福祉に関する団体の事務局が設置され、さまざまな活動を行っています。

- (1) 大分市老人クラブ連合会
- (2) 大分市民生委員児童委員協議会
- (3) 大分市社会福祉協議会保育部会
- (4) 大分市身体障害者福祉協議会連合会

(5) 大分市遺族会連合会

第2章 大分市の保健

1 人 態 動 2 母 子 保 健 3 歯 保 科 健 康 づく 健 4 り 5 栄 養 改 善 精 6 神 保 健 対 難 7 病 策 染 症 対 8 感 策 看護学生、管理栄養士の実習指導 10 生 活 衛 生 11 墓 地 管 理 12 狂 犬 病 予 防 物愛護管 13 動 理 品衛 14 食 生 験 • 検 15 試 査 16 医 務 • 薬 事 • 免 許 17 救 急 医 療 体 制 18 各 種 協 議 会 等 19 大分市保健所調查研究実施状況 20 大分市保健所の概要

1 人口動態

(1) 人口等の状況

① 人口等の推移

年 次	人			世帯数	一世帯当たり	人口密度	
十 次	総数	男	女	臣 市 奴	人員	八口山及	
昭和10	144,644	70,803	73,841	26,658	5.4	418	
15	146,425	71,021	75,404	27,675	5.3	424	
25	186,134	90,580	95,554	36,202	5.1	538	
30	200,204	97,779	102,425	39,783	5.0	579	
35	207,151	99,535	107,616	46,221	4.5	599	
40	226,417	108,180	118,237	55,896	4.0	655	
45	260,584	125,145	135,439	71,131	3.7	736	
50	320,237	156,548	163,689	94,725	3.4	903	
55	360,478	175,971	184,507	117,173	3.1	1,010	
60	390,096	189,987	200,109	129,105	3.0	1,087	
平成 2	408,501	198,774	209,727	142,170	2.9	1,135	
7	426,979	207,662	219,317	158,310	2.7	1,184	
12	436,470	210,986	225,484	168,098	2.6	1,210	
17	462,317	221,539	240,778	183,458	2.5	922	
22	471,865	226,406	245,459	198,686	2.4	941	
27	478,151	229,313	248,838	211,037	2.3	952	
令和 2	477,400	229,639	247,761	214,049	2.2	951	
3	474,926	228,238	246,688	215,405	2.2	945	
4	474,323	227,949	246,374	213,631	2.2	944	
5	472,606	227,222	245,384	215,315	2.2	941	
6	470,818	226,630	244,188	217,328	2.2	937	

(国勢調査 平成12年以前の数値に、佐賀関・野津原地区は含まない。平成22~令和6年は10月1日現在大分県の人口推計)

② 男女別・年齢別人口

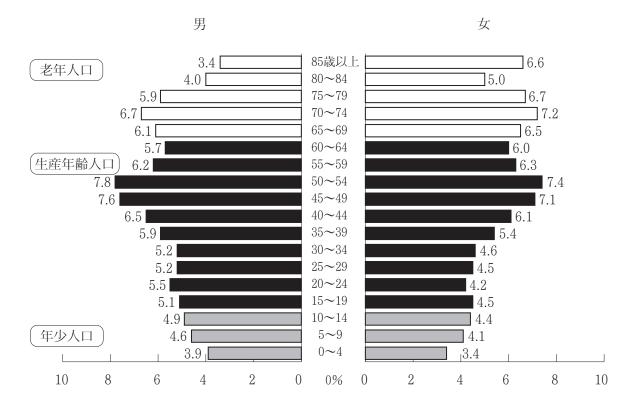
(令和6年10月1日現在、大分県の人口推計)

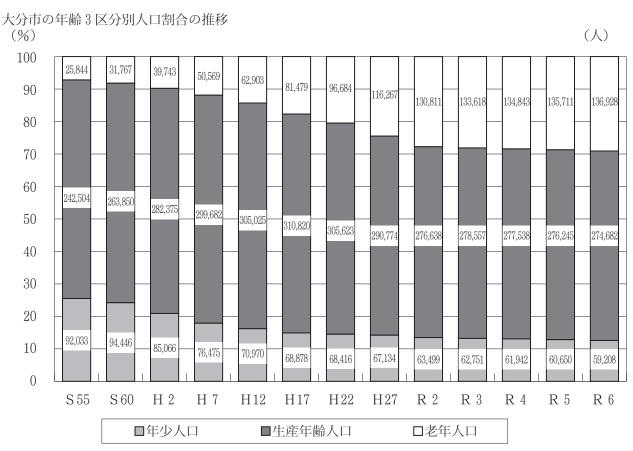
年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
総 数	470,818	226,630	244,188	55~59	29,395	14,027	15,368
$0 \sim 4$	17,094	8,764	8,330	60~64	27,726	13,024	14,702
5 ~ 9	20,358	10,403	9,955	65~69	29,547	13,781	15,766
10~14	21,756	11,081	10,675	70~74	32,630	15,125	17,505
15~19	22,406	11,527	10,879	75 ~ 79	29,782	13,316	16,466
20~24	22,732	12,415	10,317	80~84	21,294	8,977	12,317
25~29	22,688	11,774	10,914	85~89	13,334	4,822	8,512
30~34	23,125	11,829	11,296	90~94	7,482	2,207	5,275
35~39	26,579	13,352	13,227	95~99	2,405	538	1,867
40~44	29,792	14,776	15,016	100~	454	46	408
45~49	34,493	17,276	17,217				
50~54	35,746	17,570	18,176				

③ 年齢3区分別人口(再掲)

区分		年 少 人 口		生産年	齢人口	老 年 人 口	
	区 分	0~14歳	構成比	15~64歳	構成比	65歳以上	構成比
	計	59,208	12.58%	274,682	58.34%	136,928	29.08%

大分市の人口ピラミッド(令和6年10月1日現在)





(2) 人口動態統計

	年		出 生 数		死 亡 数	自然増減数	乳児死亡数	新生児死亡数
	次	人口	実数 (八口)	合計特殊出 生 率	実数 (八口)	実数 (八口)	実数 (出生)	実数 (出生)
	30	475,963	3,994 8.4	1.57	4,406 9.3	△ 412 △ 0.9	6 1.5	2 0.5
大	R元	475,551	3,811 8.0	1.54	4,578 9.6	$\triangle 767$ $\triangle 1.6$	5 1.3	3 0.8
	R 2	472,294	3,737 7.9	1.54	4,347 9.2	△ 610 △ 1.3	6 1.6	3 0.8
分	R 3	473,392	3,695 7.8	1.52	4,710 9.9	\triangle 1,015 \triangle 2.1	8 2.2	5 1.4
市	R 4	470,553	3,504 7.4	1.47	5,178 11.0	\triangle 1,674 \triangle 3.6	3 0.9	0.0
	R 5	468,053	3,249 6.9	1.38	5,419 11.6	\triangle 2,170 \triangle 4.6	6 1.8	1 0.3
	30	1,132,000	8,200 7.2	1.59	14,492 12.8	△ 6,292 △ 5.6	13 1.6	3 0.4
大	R元	1,123,000	7,624 6.8	1.53	14,614 13.0	△ 6,990 △ 6.2	10 1.3	6 0.8
	R 2	1,111,592	7,582 6.8	1.55	14,444 13.0	△ 6,862 △ 6.2	13 1.7	7 0.9
分	R 3	1,102,000	7,327 6.6	1.54	15,104 13.7	△ 7,777 △ 7.1	13	8
県	R 4	1,092,000	6,798 6.2	1.49	16,266 14.9	△ 9,468 △ 8.7	10	3 0.4
	R 5	1,079,000	6,259 5.8	1.39	16,756 15.5		10 1.6	3 0.5
	30	124,218,285	918,400 7.4	1.42	1,362,470 11.0	△ 444,070 △ 3.6	1,748	801
全	R元	123,731,176	865,239 7.0	1.36	1,381,093 11.2	$\triangle 515,854$ $\triangle 4.2$	1,654	755
	R 2	123,398,962	840,835 6.8	1.33	1,372,755 11.1	$\triangle 4.2$ $\triangle 531,920$ $\triangle 4.3$	1,512	704
	R 3	122,780,487	811,622	1.30	1,439,856	△ 628,234	1,399	658
国	R 4	122,030,523	770,759	1.26	11.7	△ 5.1 △ 798,291	1,356	609
	R 5	121,193,394	6.3 727,288 6.0	1.20	12.9 1,576,016 13.0		1.8 1,326 1.8	0.8 600 0.8

※資料:厚生労働省「人口動態統計」人口は各年10月1日現在日本人人口。 市の合計特殊出生率は大分市保健所保健総務課で算出。死産率は年間出産数(出生数+死産数)千対。周産期死亡数は、早期新生児死亡数 (生後1週未満の死亡)+妊娠満22週 (154日)以後の死産数。周産期死亡率は、年間出産数(出生数+妊娠満22週以後の死産数)千対。 ※平成16・18・21~29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。

死 産 数 周 産	崔 期 死 亡	立 数	婚 姻	離婚
総数自然人工総数	妊娠満22週	早期新生児		
実数 (出産) 実数 (出産) 実数 (出産) 実数 (出産) 実数 (出産)	以後の死産 実数 (^{出産} _{干対})	実数(出生)	実数 (八口)	実数 (八口)
99 43 56 17	15	2	2,307	858
24.2 10.5 13.7 4.2	3.7	0.5	4.9	1.80
96 44 52 13	12	1	2,389	904
24.6 11.3 13.3 3.4	3.1	0.3	5.0	1.90
75 43 32 19	17	2	2,138	870
19.7 11.3 8.4 5.1	4.5	0.5	4.5	1.84
67 27 40 17	12	5	2,088	797
17.8 7.2 10.6 4.6	3.2	1.3	4.4	1.68
65 34 31 11	11	0	2,050	777
18.2 9.5 8.7 3.1	3.1	0.0	4.4	1.65
62 30 32 10	10	0	1,921	815
18.7 9.1 9.7 3.1	3.1	0.0	4.1	1.74
200 85 115 25	22	3	4,804	1,931
23.8 10.1 13.7 3.0	2.7	0.4	4.2	1.71
193 92 101 30	26	4	4,954	1,944
24.7 11.8 12.9 3.9	3.4	0.5	4.4	1.73
159 91 68 36	30	6	4,406	1,889
20.5 11.8 8.8 4.7	3.9	0.8	4.0	1.70
141 65 76 28	20	8	4,118	1,736
18.9 8.7 10.2 3.8	2.7	1.1	3.7	1.58
142 74 68 26	23	3	4,037	1,635
20.5 10.7 9.8 3.8	3.4	0.4	3.7	1.50
132 55 77 16	14	2	3,689	1,695
20.7 8.6 12.0 2.6	2.2	0.3	3.4	1.57
19,614 9,252 10,362 2,999	2,385	614	586,481	208,333
20.9 9.9 11.0 3.3	2.6	0.7	4.7	1.68
19,454 8,997 10,457 2,955	2,377	578	599,007	208,496
22.0 10.2 11.8 3.4	2.7	0.7	4.8	1.69
17,278 8,188 9,090 2,664	2,112	552	525,507	193,253
20.1 9.5 10.6 3.2	2.5	0.7	4.3	1.57
16,277 8,082 8,195 2,741	2,235	506	501,138	184,384
19.7 9.8 9.9 3.4	2.7	0.6	4.1	1.50
15,179 7,391 7,788 2,527	2,061	466	504,930	179,099
19.3 9.4 9.9 3.3	2.7	0.6	4.1	1.47
15,534 7,152 8,382 2,404	1,943	461	474,741	183,814
20.9 9.6 11.3 3.3	2.7	0.6	3.9	1.52

(3) 出生の状況

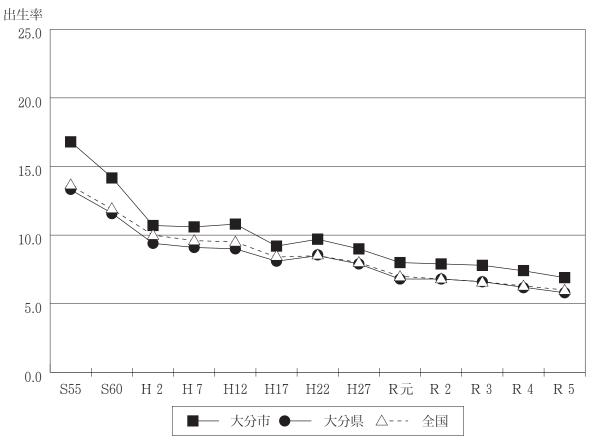
※平成16・18・21~29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表) による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。 資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は人口千対)

① 出生数•率•年次推移

出生数の括弧内の数は低出生体重児の出生数。 出生率の括弧内の数は出生数中の低出生体重児の割合。

年 次	大 5	市	大 分	. 県	全	国
年次	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出 生 率
昭和55	6,017	16.8	16,296	13.3	1,576,889	13.6
60	5,516	14.2	14,420	11.6	1,431,577	11.9
平成 2	4,348	10.7	11,631	9.4	1,221,585	10.0
7	4,494	10.6	11,125	9.1	1,187,064	9.6
12	4,682	10.8	10,910	9.0	1,190,547	9.5
17	4,234	9.2	9,780	8.1	1,062,530	8.4
22	4,589	9.7	10,072	8.5	1,071,305	8.5
27	4,281 (385)	9.0 (9.0)	9,113 (862)	7.9 (9.5)	1,005,721 (95,208)	8.0 (9.5)
令和元	3,811 (376)	8.0 (9.9)	7,624 (767)	6.8 (10.1)	865,239 (81,462)	7.0 (9.4)
2	3,737 (339)	7.9 (9.1)	7,582 (724)	6.8 (9.5)	840,835 (77,539)	6.8 (9.2)
3	3,695 (335)	7.8 (9.1)	7,327 (720)	6.6 (9.8)	811,622 (76,060)	6.6 (9.4)
4	3,504 (274)	7.4 (7.8)	6,798 (594)	6.2 (8.7)	770,759 (72,587)	6.3 (9.4)
5	3,249 (292)	6.9 (9.0)	6,259 (588)	5.8 (9.4)	727,288 (70,151)	6.0 (9.6)

出生率の年次推移



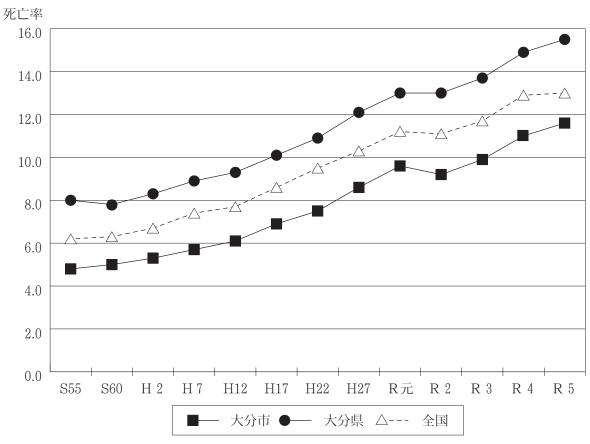
(4) 死亡の状況

① 死亡数•率•年次推移

※平成16・18・21~29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表) による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。 資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は人口千対)

年 次	大 分	市	大 乡	子 県	全 国		
4 次	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
昭和55	1,741	4.8	9,744	8.0	722,801	6.2	
60	1,952	5.0	9,736	7.8	752,283	6.3	
平成 2	2,145	5.3	10,224	8.3	820,305	6.7	
7	2,429	5.7	10,937	8.9	922,139	7.4	
12	2,659	6.1	11,289	9.3	961,653	7.7	
17	3,181	6.9	12,160	10.1	1,083,796	8.6	
22	3,530	7.5	12,988	10.9	<u>1,197,014</u>	9.5	
27	4,100	8.6	13,958	12.1	1,290,510	10.3	
令和元	4,578	9.6	14,614	13.0	1,381,093	11.2	
2	4,347	9.2	14,444	13.0	1,372,755	11.1	
3	4,710	9.9	15,104	13.7	1,439,856	11.7	
4	5,178	11.0	16,266	14.9	1,569,050	12.9	
5	5,419	11.6	16,756	15.5	1,576,016	13.0	

死亡率の年次推移

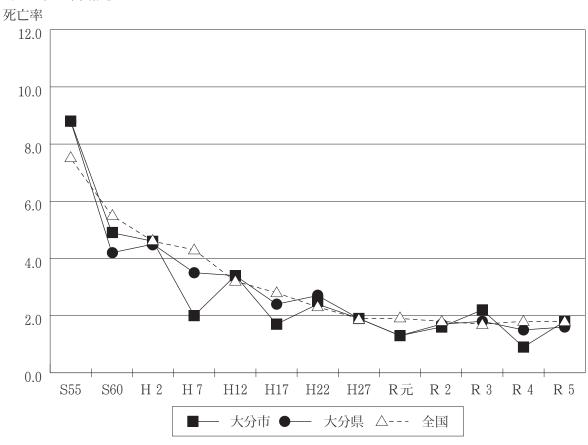


② 乳児死亡数•率•年次推移

資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は出生千対)

/# \/m	大 5	市	大 乡	子 県	全	玉
年 次	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
昭和55	53	8.8	144	8.8	11,841	7.5
60	27	4.9	61	4.2	7,899	5.5
平成 2	20	4.6	52	4.5	5,616	4.6
7	9	2.0	39	3.5	5,054	4.3
12	16	3.4	37	3.4	3,830	3.2
17	7	1.7	23	2.4	2,958	2.8
22	11	2.4	27	2.7	2,450	2.3
27	8	1.9	17	1.9	1,916	1.9
令和元	5	1.3	10	1.3	1,654	1.9
2	6	1.6	13	1.7	1,512	1.8
3	8	2.2	13	1.8	1,399	1.7
4	3	0.9	10	1.5	1,356	1.8
5	6	1.8	10	1.6	1,326	1.8

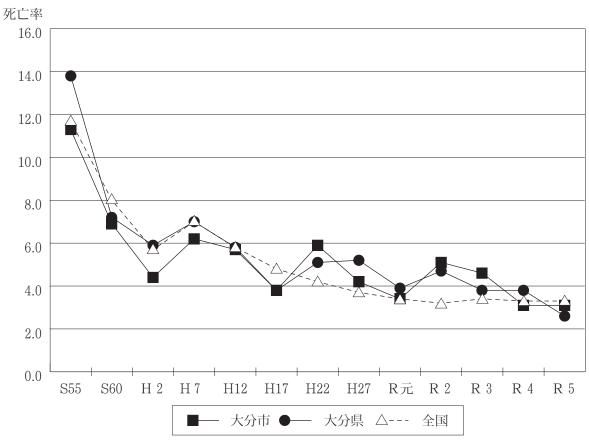
乳児死亡率の年次推移



③ 周産期死亡数・率・年次推移 ③ 周産期死亡数・率・年次推移 ※平成16・18・21~29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表) による再集計を行ったことにより、下線が引かれた数値について修正した。 資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は出産千対)

年次	大 タ	う 市	大 タ	引 県	全	玉
十 次	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
昭和55	68	11.3	225	13.8	18,385	11.7
60	38	6.9	104	7.2	11,470	8.0
平成 2	19	4.4	69	5.9	7,001	5.7
7	29	6.2	78	7.0	8,412	7.0
12	27	5.7	64	5.8	6,881	5.8
17	16	3.8	37	3.8	5,149	4.8
22	27	5.9	52	5.1	4,515	4.2
27	18	4.2	48	5.2	3,729	3.7
令和元	13	3.4	30	3.9	2,955	3.4
2	19	5.1	36	4.7	2,664	3.2
3	17	4.6	28	3.8	2,741	3.4
4	11	3.1	26	3.8	2,527	3.3
5	10	3.1	16	2.6	2,404	3.3

周産期死亡率の年次推移



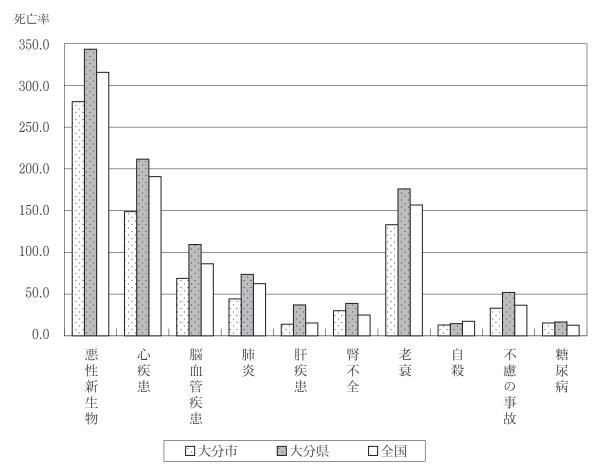
④ 主要死因別死亡数•率

資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は人口10万対)

	年 次	総	数	悪性新	生物	心疾患(高血圧	E性を除く)	脳血管	疾患	肺	炎
	4 次	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
	令和元	4,578	964.0	1,258	264.9	638	134.3	340	71.6	281	59.2
大	2	4,347	920.4	1,252	265.1	622	131.7	333	70.5	206	43.6
分	3	4,710	994.9	1,264	267.0	680	143.6	340	71.8	202	42.7
市	4	5,178	1,097.0	1,224	259.3	697	147.7	348	73.7	209	44.3
111	5	5,419	1,157.8	1,313	280.5	696	148.7	322	68.8	207	44.2
	令和元	14,614	1,301.3	3,666	326.4	2,146	191.1	1,186	105.6	1,066	94.9
大	2	14,444	1,299.4	3,628	326.4	2,207	198.5	1,200	108.0	876	78.8
分	3	15,104	1,370.6	3,789	343.8	2,290	207.8	1,144	103.8	772	70.1
県	4	16,266	1,476.0	3,681	334.0	2,341	212.4	1,178	106.9	830	75.3
兄	5	16,756	1,552.9	3,704	343.3	2,283	211.6	1,185	109.8	794	73.6
	令和元	1,381,093	1,116.2	376,425	304.2	207,714	167.9	106,552	86.1	95,518	77.2
全	2	1,372,755	1,112.5	378,385	306.6	205,596	166.6	102,978	83.5	78,450	63.6
	3	1,439,856	1,172.7	381,505	310.7	214,710	174.9	104,595	85.2	73,194	59.6
国	4	1,569,050	1,285.8	385,797	316.1	232,964	190.9	107,481	88.1	74,013	60.7
	5	1,576,016	1,300.4	382,504	315.6	231,148	190.7	104,533	86.3	75,753	62.5

	年 次	肝 疾	患	腎不	全	老	衰	自	殺	不慮の	事故	糖 尿	病
	年 次	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大	令和元	48	10.1	104	21.9	342	72.0	62	13.1	149	31.4	50	10.5
	2	41	8.7	108	22.9	414	87.7	66	14.0	104	22.0	37	7.8
分	3	65	13.7	105	22.2	443	93.6	72	15.2	152	32.1	49	10.4
市	4	61	12.9	134	28.4	547	115.9	75	15.9	144	30.5	70	14.8
111	5	65	13.9	141	30.1	623	133.1	61	13.0	155	33.1	72	15.4
	令和元	156	13.9	342	30.5	1,212	107.9	170	15.1	467	41.6	145	12.9
大	2	149	13.4	338	30.4	1,364	122.7	174	15.7	461	41.5	132	11.9
分	3	191	17.3	350	31.8	1,475	133.8	180	16.3	468	42.5	151	13.7
県	4	170	15.4	388	35.2	1,641	148.9	169	15.3	532	48.3	196	17.8
乐	5	399	37.0	419	38.8	1,899	176.0	157	14.6	561	52.0	179	16.6
	令和元	17,273	14.0	26,644	21.5	121,863	98.5	19,425	15.7	39,184	31.7	13,846	11.2
全	2	17,688	14.3	26,948	21.8	132,440	107.3	20,243	16.4	38,133	30.9	13,902	11.3
	3	18,017	14.7	28,688	23.4	152,027	123.8	20,291	16.5	38,355	31.2	14,356	11.7
玉	4	18,896	15.5	30,739	25.2	179,529	147.1	21,252	17.4	43,420	35.6	15,927	13.1
	5	18,638	15.4	30,208	24.9	189,919	156.7	21,037	17.4	44,440	36.7	15,448	12.7

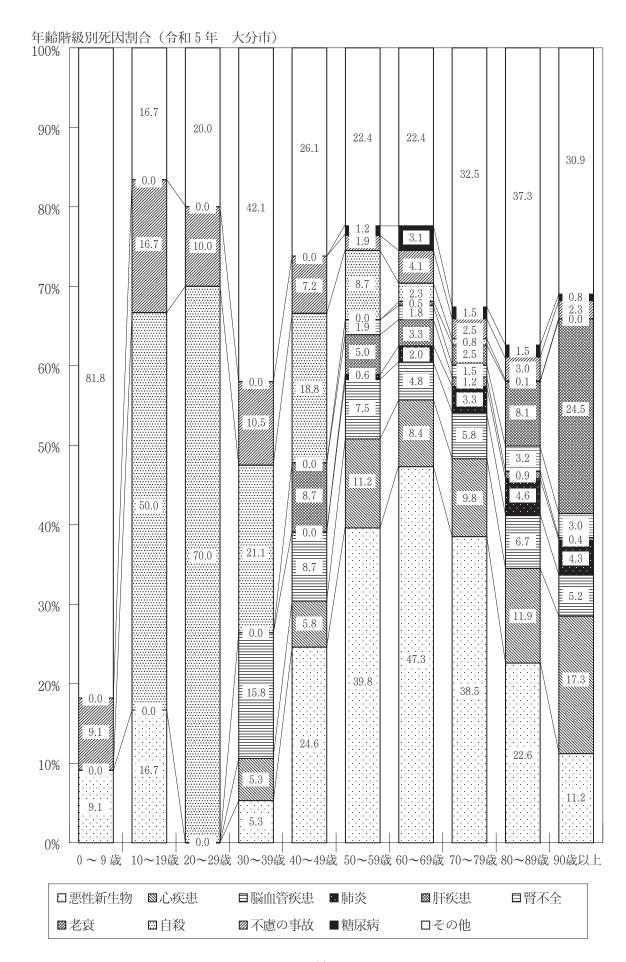
主要死因別死亡率の比較(令和5年)



⑤ 主要死因、年齢階級別死亡数(令和5年 大分市)

資料:厚生労働省「人口動態統計」(単位:人)

	<u> </u>	分	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	計
悪性	生新生	主物	1	1	0	1	17	64	186	423	417	203	1,313
心	疾	患	0	0	0	1	4	18	33	108	219	313	696
脳』	<u>1</u> 1管約		0	0	0	3	6	12	19	64	124	94	322
肺		炎	0	0	0	0	0	1	8	36	84	78	207
肝	疾	患	0	0	0	0	6	8	13	13	17	8	65
腎	不	全	0	0	0	0	0	3	7	17	59	55	141
老		衰	0	0	0	0	0	0	2	28	150	443	623
自		殺	0	3	7	4	13	14	9	9	2	0	61
不原	気の	事故	1	1	1	2	5	3	16	28	56	42	155
糖	尿	病	0	0	0	0	0	2	12	17	27	14	72
そ	の	他	9	1	2	8	18	36	88	357	687	558	1,764
	計		11	6	10	19	69	161	393	1,100	1,842	1,808	5,419



資料:厚生労働省「人口動態統計」

			hoho	1	<i>[</i>	Į.	źs:	0	<i>[</i>	^	r/s:	9	Į.L.	,	Ar.	4	<i>[</i>		r/s:		/-L-
年		/	第	1	位	5		2	位	Ē	第	3	位.	5	育	4	位	Ĵ	第	5	位
次			疾病	名	率	疾	病	名	率	疾	病	名	率	疾	病	名	率	疾	病	名	率
平	大分市	市	悪性新	生物	27.0	心	疾	患	13.7	老		衰	8.0	脳血	[管	疾患	7.3	肺		炎	6.4
成 30	大分り	県	悪性新	生物	25.3	心	疾	患	15.2	脳血	[管	疾患	8.1	老		衰	7.8	肺		炎	7.2
年	全	玉	悪性新	生物	27.4	心	疾	患	15.3	老		衰	8.0	脳血	[管	疾患	7.9	肺		炎	6.9
令	大分市	市	悪性新	生物	27.5	心	疾	患	13.9	老		衰	7.5	脳血	I管组	疾患	7.4	肺		炎	6.1
和 元	大分り	県	悪性新	生物	25.1	心	疾	患	14.7	老		衰	8.3	脳血	[管	疾患	8.1	肺		炎	7.3
年	全 [玉	悪性新	生物	27.3	心	疾	患	15.0	老		衰	8.8	脳血	[管	疾患	7.7	肺		炎	6.9
令	大分市	市	悪性新	生物	28.8	心	疾	患	14.3	老		衰	9.5	脳血	[管	疾患	7.7	肺		炎	4.7
和 2	大分り	県	悪性新	生物	25.1	心	疾	患	15.3	老		衰	9.4	脳血	[管	疾患	8.3	肺		炎	6.1
年	全	玉	悪性新	生物	27.6	心	疾	患	15.0	老		衰	9.6	脳血	[管	疾患	7.5	肺		炎	5.7
令	大分市	市	悪性新	生物	26.8	心	疾	患	14.4	老		衰	9.4	脳血	[管	疾患	7.2	肺		炎	4.3
和 3	大分り	県	悪性新	生物	25.1	心	疾	患	15.2	老		衰	9.8	脳血	[管	疾患	7.6	肺		炎	5.1
年	全	玉	悪性新	生物	26.5	心	疾	患	14.9	老		衰	10.6	脳血	[管	疾患	7.3	肺		炎	5.1
令	大分市	市	悪性新	生物	23.6	心	疾	患	13.5	老		衰	10.6	脳血	[管	疾患	6.7	肺		炎	4.0
和 4	大分り	県	悪性新	生物	22.6	心	疾	患	14.4	老		衰	10.1	脳血	[管	疾患	7.2	肺		炎	5.1
年	全	玉	悪性新	生物	24.6	心	疾	患	14.8	老		衰	11.4	脳血	[管	疾患	6.9	肺		炎	4.7
令	大分市	市	悪性新	生物	24.2	心	疾	患	12.8	老		衰	11.5	脳血	[管	灰 患	5.9	肺		炎	3.8
和 5	大分り	具	悪性新	生物	22.1	心	疾	患	13.6	老		衰	11.3	脳血	[管	灰 患	7.1	肺		炎	4.7
年	全 [玉	悪性新	生物	24.3	心	疾	患	14.7	老		衰	12.1	脳血	[管	疾患	6.6	肺		炎	4.8

⑦ 悪性新生物部位別死亡数•率

資料:厚生労働省「人口動態統計」(率は人口10万対)

	年 次	総	数	食	道	胃		大	腸	肝及び肝	内胆管
	4 人	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
	令和元	1,258	264.9	24	5.1	126	26.5	134	28.3	88	18.5
大	2	1,252	265.1	28	5.9	136	28.8	142	30.1	95	20.1
分	3	1,264	267.0	22	4.6	118	24.9	138	29.2	92	19.4
市	4	1,224	259.3	26	5.5	109	23.1	151	32.0	97	20.6
111	5	1,313	280.5	32	6.8	115	24.6	166	35.5	83	17.7
	令和元	3,666	326.4	84	7.5	359	32.0	403	35.9	264	23.5
大	2	3,628	326.4	89	8.0	393	35.4	401	36.1	274	24.6
分	3	3,789	343.8	87	7.9	389	35.3	426	38.7	294	26.7
県	4	3,681	334.0	95	8.6	353	32.0	457	41.5	293	26.6
· 乐	5	3,704	343.3	78	7.2	338	31.3	453	41.9	283	26.2
	令和元	376,425	304.2	11,619	9.4	42,931	34.7	51,420	41.6	25,264	20.4
全	2	378,385	306.6	10,981	8.9	42,319	34.3	51,788	41.9	24,839	20.1
	3	381,505	310.7	10,958	8.9	41,624	33.9	52,418	42.7	24,102	19.6
国	4	385,797	316.1	10,918	8.9	40,711	33.4	53,088	43.5	23,620	19.4
	5	382,504	315.6	10,750	8.9	38,771	32.0	53,131	43.9	22,908	18.9

	年 次	膵		気管、気管支	支及び肺	乳	房	子	宮	白丘	Ⅱ 病	その	他
	4	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実 数	率
大	令和元	112	23.6	275	57.9	52	10.9	31	12.6	37	7.8	379	79.7
	2	141	29.9	257	54.4	35	7.4	18	7.3	34	7.2	366	77.5
分	3	139	29.4	252	53.2	49	10.4	26	10.6	55	11.6	373	78.8
市	4	129	27.3	244	51.7	42	8.9	27	11.0	28	5.9	371	78.8
113	5	130	27.8	274	58.5	62	13.2	39	16.0	47	10.0	365	78.0
	令和元	376	33.5	737	65.6	134	11.9	77	13.1	130	11.6	1,102	98.1
大	2	418	37.6	735	66.1	100	9.0	68	11.6	119	10.7	1,031	92.7
分	3	393	35.7	765	69.4	128	11.6	82	14.2	127	11.5	1,098	99.6
県	4	391	35.5	753	68.3	135	12.3	68	11.7	103	9.3	1,033	94.6
兄	5	396	36.7	733	67.9	377	34.9	80	14.1	118	10.9	848	78.6
	令和元	36,356	29.4	75,394	60.9	14,935	12.1	6,804	10.7	8,839	7.1	102,863	83.1
全	2	37,677	30.5	75,585	61.3	14,779	12.0	6,808	10.7	8,983	7.3	104,626	84.8
	3	38,579	31.4	76,212	62.1	14,908	12.1	6,818	10.8	9,124	7.4	106,762	87.0
国	4	39,468	32.3	76,663	62.8	16,021	13.1	7,157	11.4	9,759	8.0	108,392	88.8
	5	40,175	33.1	75,762	62.5	15,763	13.0	7,137	11.5	9,869	8.1	108,238	89.3

(「大腸」は結腸と直腸 S 状結腸移行部及び直腸の合計。「子宮」の率は女性人口10万対)

(1) 母子保健事業の体系

2 母子保健 **R4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団を対象とした教室 等を一時中止や、個別相談の対応とした。

	思春期	妊 娠 出		1歳	1歳6か月	2歳	3歳 🧵	就学
健康診査		*妊娠の届出 ・母子健康手帳 の交付 ・妊婦一般健康 診査(14回、 追加1回) ・B型肝炎抗原 検査	*出生の届出 ・先天性代謝異常検査 ・新生児聴覚検査(生後2か月まで) ・産婦健康診査(産後2週間、1か月の2回以内) 1か月の2回以内) 1か月児 (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (健康診査) (世康診査)	•	1歳6か月 健康診査 1歳6か 精密健康	児月児	3 歳児 健康診査 • 3 歳児精密	
等			・ 1 成兄圏特相談 (はじめての歯みがき教室)					
		・こどもと妊産 婦の歯の健康 チェック						
保健指導等	思春期健康教育	 かるがもひろばー(多胎児の会) 妊婦健康相談 育児等保健指導事業 妊婦訪問指導 パパママほっと相談 伴走型相談支援ー 	 ・産後ケア事業 ・離乳食講習会、とりわけ離乳食講習会 ・すこやか育児電話相談 ・すこやか育児相談窓口 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・新生児訪問指導 ・未熟児訪問指導 ・乳幼児訪問指導 ・乳幼児訪問指導 		▼ 6 \± \173			>
療育事業			• 巡回療育相談	•	発達相談 			>
		• 不妊治療費等助成事業 • 妊婦支援給付金① • 妊婦支援給付金②	・未熟児養育医療		• 長期 	() 	児への支援 (原則18歳未満) (18歳未満) (18歳到達後 最初の3月 31日まで	

斜体の小児慢性特定疾病対策は保健予防課で、自立支援医療(育成医療)は 障害福祉課で、子ども医療は子育て支援課で実施

(2) 普及啓発事業

〈7年度予算額:2.230千円、負担率:市単独〉

① 妊娠届出状況及び母子健康手帳の交付(母子保健法第15条及び16条による)

年 度	届 出 数
4	3,416
5	3,258
6	3,118

② 思春期健康教育

年 度	回 数	出席者数
4	48	2,351
5	52	1,875
6	50	3,231

(3) 保健指導事業

〈7年度予算額:24,140千円、負担率:①については $\mathbb{E}^{\frac{2}{3}}$, 県 $\frac{1}{6}$, 市 $\frac{1}{6}$, その他は市単独〉

① パパママほっと相談

目 的 妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊婦・出産・ 子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連絡調整して、 切れ目のない支援を行う。

対象者 妊産婦、乳幼児の保護者

場 所 中央保健センター、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター

実施状況

年度		電	話相談件	一数			来所相	談件数		訪問
平良 	計	妊 婦	産 婦	乳幼児	その他	計	妊 婦	産 婦	乳幼児	件数
4	2,260	284	1,003	944	29	730	61	275	394	206
5	2,282	242	1,065	950	25	951	111	335	505	240
6	1,758	151	923	645	39	1,139	84	514	541	166

② すこやか育児電話相談(専用電話・一般電話)及び窓口相談

気軽に育児の悩みが相談できる窓口及び専用電話を設置、また一般電話でも相談に応じている。

窓口相談 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野 津原健康支援室

月~金曜日 8時30分~17時15分

専用電話 保健所 月~金曜日 9時~16時30分 ☎5 \$ 7 - 8 1 8 1

実施状況

年 度	相談窓口	すこやか育児電話相談	一般電話相談
4	2,662	720	5,557
5	3,136	653	5,814
6	2,893	516	5,021

③ 育児等保健指導

目 的 妊産婦の育児不安の解消と、生まれてくる子のかかりつけ医の確保を図る。

対象者 育児不安のある妊産婦(原則妊娠28週~産後56日)

内 容 産婦人科医が保健指導が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児 科医が保健指導を実施する。

実施状況

年度	産婦人科医紹介数	小児科医保健指導数
4	392	316
5	351	289
6	349	256

④ 多胎児の会(かるがもひろば)

目 的 多胎児の育児は、肉体的にも精神的にも負担が大きく多胎児に関する情報が少ないため、交流の場を設け適切な情報を提供することにより、多胎児の心身の健全な発達を促し、育児不安の解消と精神的支援を行う。

対象者 多胎児とその保護者、多胎妊娠の妊婦

内 容 親子同士の交流・情報交換、親子遊びの紹介

会 場 中央保健センター

年 度	回 数	実出席組数	出席延人数
4	8	38	340
5	10	34	501
6	20	37	273

⑤ その他の健康教育(育児サークル等)

年 度	回 数	出席者数
4	154	2,204
5	167	2,169
6	200	2,611

(4) 訪問指導事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

母子保健法第11条、第17条、第19条に基づき、妊産婦、新生児、未熟児及び健診等により訪問による指導を行う必要のある乳幼児に対し、保健師、助産師、栄養士等による訪問指導を行う。

年 度	妊 産 婦	新生児	未 熟 児	乳幼児	その他
4	4,199	341	456	4,266	158
5	5 3,909		441	4,269	269
6	6 3,735		353	3,987	211

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

〈7年度予算額:24,886千円、負担率: $\mathbb{B}_{\frac{1}{3}}^{\frac{1}{3}}$, $\mathbb{R}_{\frac{1}{3}}^{\frac{1}{3}}$,

目 的 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てを行っている養育者の孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つ環境を整備する。また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつける。

対象者生後4か月までの乳児を養育している世帯

内 容 保健師、助産師、看護師による家庭訪問

実施状況 各年度の4月~3月生まれの児に対する訪問実施状況

年度	対象数		従事者別	引訪 問 数		訪問
十段	(世帯)	保健師	看護師	助産師	計	実施率
4 年度生	3,429	1,034	1,263	1,035	3,332	97.2%
5 年度生	3,204	1,095	1,116	952	3,163	98.7%
6 年度生	3,088	1,100	1,037	888	3,025	98.0%

*訪問指導事業と兼ねて計上

(6) 健康診査事業

| 7 年度予算額:514,662千円、負担率:①産婦、④ 1 か月児健康診査については国¹/₂, 市¹/₂ その他健診は市単独

① 妊産婦健康診査

目 的 母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、 安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として母子健康手帳交付時 に妊産婦健康診査受診票を交付。

対 象 妊産婦

健康診査内容

基本13枚:診察、体重、血圧測定、尿検査、第11回のみ血色素検査を追加 超音波検査

(R6年度より)

(R7年度より)

後期1枚:診察、体重、血圧測定、尿検査、血色素、血糖検査 超音波検査

(R6年度より) (R7年度より)

追 加:診察、体重、血圧測定、尿検查 超音波検査

(R7年度より)

※追加受診券の対象:出産予定日を超過し、かつ、基本、後期の受診券をすべて使用 した方に1回分追加交付、多胎妊婦に基本健診5回分追加交付(R5年度より)

受診票A:血液型、不規則抗体、血糖、C型肝炎、HIV抗体、HTLV-1抗体、風疹ウイルス抗体、クラミジア抗原、血色素、HBs抗原、梅毒血清検査

受診票B:子宮頸がん検査

受診票C:B群溶血性レンサ球菌検査

産婦健診:体重、血圧測定、尿検査、心身の健康状態

② B型肝炎母子感染防止事業

B型肝炎の母子感染をおこすおそれのある妊婦を発見し、その後の予防措置を指導するために、 妊婦にHBs抗原検査を実施する。

③ 新生児聴覚スクリーニング検査

目 的 適切な時期に聴覚検査を実施し、聴覚障がいの早期発見・早期治療を図る。

対 象 原則生後2か月までの乳児(出生後、産科医療機関に入院中に実施)

内 容 自動ABRまたはOAEによる新生児聴覚スクリーニング検査

実施状況

	種類	基		本		往		期		追加	А	В	С	聴	j		産	婦
'	() () ()	受	診察	[所]	見	受	診	診察所見		受	受	受	受	受	謬視	薪業	産	産
		診	要	要	要	診	要	要	要	診	診	診	診	診	要	あ聴	後 9	後 1
左	E \	者	観	精	治	者	観	精	治	者	者	者	者	者	精	あ聴覚障が	週	力
月	王 \	数	察	密	療	数	察	密	療	数	数	数	数	数	密	りい	間	月
	4	39,476	5,360	27	183	3,264	615	4	324	338	3,426	3,351	3,210	3,457	23	16	2,684	3,173
	5	36,827	5,035	19	213	3,079	613	2	372	362	3,281	3,172	3,019	3,205	44	23	2,791	3,150
	6	34,218	5,047	31	183	4,682	972	15	549	355	3,117	3,056	2,900	3,080	28	6	2,751	3,050

④ 1か月児健康診査(R7年度~)

自 的 疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うとともに養育者へ育児に関する助言を行い、乳児の健康の保持増進を図る。

対 象 出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

内 容 ①身体発育状况

- ②栄養状態
- ③疾病及び異常の有無
- ④新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- ⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投薬
- ⑥育児問題となる事項

⑤ 乳児健康診査

母子保健法第13条に基づき、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とする。受診券は事前に個別郵送し、健診は医療機関に委託。

174=5A, Z7	左 廃	社会	亚洲土米	亚扒动		総合	判定	
健診名	年 度	対象者数	受診者数	受診率	要観察	要精密	要治療	既医療
0 4 & 0 10	4	3,550	3,504	98.7%	142	29	10	152
3~4か月児 健康 診査	5	3,306	3,242	98.1%	157	38	4	121
医尿 吃 且	6	3,180	3,079	96.8%	218	44	6	105
7 - 0 か月旧	4	3,606	3,494	96.9%	204	15	3	162
7~8か月児 健康 診査	5	3,404	3,310	97.2%	237	19	2	100
世 水 形 且	6	3,178	3,032	95.4%	317	9	0	91
0 - 11か月旧	4	3,633	3,527	97.1%	230	22	5	139
9~11か月児 健康診査	5	3,448	3,282	95.2%	190	29	5	84
	6	3,195	3,046	95.3%	201	36	3	71

⑥ 1歳6か月児健康診査

目 的 母子保健法第12条に基づき総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れや 疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。ま た、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対象者1歳6か月児~1歳11か月児

内 容 問診・身体計測・診察(内科・歯科)・相談(育児・栄養・心理・歯科)・フッ化 物塗布(希望者のみ)

会 場 中央保健センター等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分 年度	実 施回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受診率 %	異常なし	総 要観察	合 判 要精密	定要治療	既医療
4	82	3,711	3,646	98.2	2,403	784	117	1	341
5	81	3,600	3,533	98.1	2,170	822	156	0	385
6	78	3,401	3,325	97.8	1,999	744	128	0	454

(イ) 歯科健康診査結果

	区分	対象	受診	受診率	むし歯の	むし	むし歯罹患型			・し歯 とは とは とは とは とは となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。 となる。		1人あたり	軟組織	不正	その他
1	年度	者 数	者数	%	ない者	A型	B型	C型	人数	休日白华	総本数	むし歯数	疾 患	咬合	の異常
Ī	4	3,711	3,642	98.1	3,621	20	1	0	21	0.58	49	0.01	303	143	236
	5	3,600	3,532	98.1	3,520	10	2	0	12	0.34	31	0.01	341	173	220
	6	3,401	3,317	97.5	3,305	11	0	1	12	0.36	26	0.01	261	122	213

⑦ 3歳児健康診査

目 的 母子保健法第12条に基づき、総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れ や疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。ま た、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対象者3歳児

容 問診・身体計測・診察(内科・歯科)・視覚検査・聴力検査・尿検査・相談(育児・ 栄養・心理)

会 場 中央保健センター等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分	実施回数	対象者数	受診者数	受診率		総	合 判	定	
年度	天旭凹 奴	刈豕有奴	又砂白奴	文砂学	異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
4	84	3,862	3,806	98.5	1,890	455	975	0	486
5	84	3,823	3,703	96.9	1,822	416	945	0	520
6	82	3,661	3,598	98.3	1,820	404	849	0	525

(イ) 歯科健康診査結果

区分			むし歯の	むし	むし歯罹患型			むし歯 保有者率	むし歯	1人あたり	軟組織	不正	その他	
年度	者数	者数	文砂学 %	ない者	A型	B型	C型	むし歯 人数		むし歯 総本数	むし歯数	軟組織 疾 患	咬合	その他 の異常
4	3,862	3,803	98.5	3,454	256	77	16	349	9.2	1,052	0.28	99	492	316
5	3,823	3,701	96.8	3,386	239	64	12	315	8.5	956	0.26	117	495	291
6	3,661	3,594	98.2	3,279	238	60	17	315	8.8	942	0.26	107	495	296

<1歳6か月児健康診査結果内訳>

	管理区分		延	ベー人	員	
分類		計	要観察	要精密	要治療	既医療
	il.	1,685	821	131	0	733
	肥満	1	0	0	0	1
身体的発育異常	低身長	42	0	18	0	24
	その他	27	0	1	0	26
作がひとばなけ	精神発達遅滞	88	49	24	0	15
精神発達障害	言語発達遅滞	570	543	23	0	4
四肢乍	身格系異常	33	1	11	0	21
熱 性	けいれん	1	0	0	0	1
運動	機能異常	51	6	17	0	28
	視覚	26	1	9	0	16
神経をは常品を田宗	聴覚	21	0	0	0	21
神経系感覚器の異常	てんかん性疾患	6	0	0	0	6
	その他	60	0	0	0	60
to describe	貧血	14	0	0	0	14
血液疾患	その他	41	0	0	0	41
th 虚定 th	アトピー性皮膚炎	38	0	0	0	38
皮膚疾患	その他	56	0	0	0	56
循環器系疾患	心雑音•先天性心疾患	46	0	0	0	46
	その他	8	0	0	0	8
	ぜんそく性疾患	52	0	0	0	52
呼吸器系疾患	その他	12	0	0	0	12
冰儿叩矛虎由	そけいヘルニア	6	0	0	0	6
消化器系疾患	その他	20	0	0	0	20
	停留睾丸	16	0	2	0	14
泌尿生殖器系疾患	陰嚢水腫	7	0	1	0	6
	その他	57	0	0	0	57
先 ヲ	天 異 常	11	0	0	0	11
	食生活	0	0	0	0	0
生活習慣上の問題	その他	26	0	0	0	26
	指しゃぶり	0				
はかとご手にしる日日日	多動	167	146	20	0	1
情緒行動上の問題	不安・恐れ	8	8	0	0	0
	その他	68	63	5	0	0
	生活リズム	2	2	0	0	0
育児環境上の問題	親の心身状態	1	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
そ	の他	103	1	0	0	102

< 3 歳児健康診査結果内訳>

	管理区分		延	ベー人	員	
分類		計	要観察	要精密	要治療	既医療
	<u>=</u> +	2,524	571	933	0	1,020
	肥満	0	0	0	0	0
身体的発育異常	低身長	109	0	90	0	19
	その他	10	1	3	0	6
体冲水学院中	精神発達遅滞	158	27	18	0	113
精神発達障害	言語発達遅滞	360	189	36	0	135
四肢質	计格系 異常	24	0	2	0	22
熱 性	けいれん	7	0	0	0	7
運 動 🤊	機能異常	16	1	3	0	12
	視覚	693	0	645	0	48
	聴覚	53	0	29	0	24
神経系感覚器の異常	てんかん性疾患	8	0	0	0	8
	その他	69	0	4	0	65
() I. dada	貧血	6	0	0	0	6
血液疾患	その他	45	0	0	0	45
	アトピー性皮膚炎	70	0	0	0	70
皮膚疾患	その他	45	0	0	0	45
	心雑音•先天性心疾患	26	0	0	0	26
循環器系疾患	その他	5	0	1	0	4
	ぜんそく性疾患	100	0	0	0	100
呼吸器系疾患	その他	13	0	0	0	13
	そけいヘルニア	4	0	0	0	4
消化器系疾患	その他	14	0	1	0	13
	停留睾丸	9	0	1	0	8
	陰嚢水腫	3	0	1	0	2
泌尿生殖器系疾患	尿潜血	62	48	13	0	1
	尿蛋白	52	47	5	0	0
	その他(尿糖・包茎等)	40	0	1	0	39
		17	0	0	0	17
	食生活	0	0	0	0	0
生活習慣上の問題	その他	46	1	0	0	45
	指しゃぶり	1	1			10
	多動	225	133	38	0	54
情緒行動上の問題	不安・恐れ	34	26	7	0	1
	その他	138	95	34	0	9
	生活リズム	130	0	0	0	0
育児環境上の問題	親の心身状態	2	2	0	0	0
日兀垛児上り回選	祝の心身状態 その他	1	0	1	0	0
	1 TO V J THE	1 1		ı I I	. ()	ı ()

(7) 産後ケア事業

 $\langle 7$ 年度予算額: 45,800千円、負担率: $\mathbb{B}^{\frac{1}{2}}$, $\mathbb{R}^{\frac{1}{4}}$, $\mathbb{T}^{\frac{1}{4}}$

目 的 産後間もない時期の母子に対して、産科医療機関等において、助産師等の専門職が、 母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を はぐくみ、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援 する。

対象者宿泊・デイサービス型は生後119日まで、訪問型は生後1年未満の乳児と市内に住民票があるその母親で産後ケアを必要とする人。

実施 状況

	区分	宿剂	白 型	デイサー	- ビス型	訪問	引 型
年月	度	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
	医療機関	115	283	45	89		
4	助産所	21	68	58	137		
	合 計	136	351	103	226		
	医療機関	91	212	31	91		
5	助産所	24	51	76	180		
	合 計	115	263	107	271		
	医療機関	277	655	139	301	5	7
6	助産所	50	81	131	329	282	830
	合 計	327	736	270	630	287	837

(8) 療育相談事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

① 発達相談

目 的 子どもの成長発達の過程で、幼児期早期の段階での発達上の課題を明確化し適切な 助言指導を行い、福祉の向上を図る。

対象者発達上、もしくは情緒・行動上の課題が疑われ、より精密な検査や助言が必要とされる幼児。

内 容 心理相談員による相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市・佐賀関健 康支援室

区分	受 診	者 数	判	定 区	分
年度	実人員	延人員	助言指導	要観察	他機関紹介
4	459	472	33	131	308
5	442	463	27	108	328
6	433	439	29	101	309

② 巡回療育相談

目 的 発達障がい等が疑われる乳幼児や保護者への相談・助言・指導を行い、福祉の向上 を図る。

対 象 者 発達障がい等が疑われる乳幼児やその保護者

内 容 大分療育センター・大分こども療育センター職員による相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター

区分	実施回数	受 診	者数	判	定 区	分
年度	天旭凹 釵	実人員	延人員	助言指導	要観察	要訓練
4	17	183	202	27	42	133
5	17	188	195	22	39	133
6	17	209	215	46	26	143

(9) 医療費給付状況等

① 未熟児養育医療

〈7年度予算額:40,168千円、負担率: $\mathbb{B}^{\frac{1}{2}}$,県 $\frac{1}{4}$,市 $\frac{1}{4}$ 〉

目 的 養育のために入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。

根拠法令 母子保健法

大分市母子保健法施行細則

養育医療給付申請

年度 区分	4年度	5年度	6年度
総数	83	96	93
1,000g以下	9	12	7
1,001~1,500 g	11	14	11
1,501~1,800 g	11	13	12
1,801~2,000 g	16	15	9
2,001g以上	36	42	54

医療機関別養育医療実施件数

年 度	総 数	アルメイダ病院	大分大学医学部附属病院	県立病院	その他
4	108	0	18	82	8
5	114	0	17	78	19
6	103	0	25	71	7

② 不妊治療費等助成金交付事業

7年度予算額: 21,379千円、負担率: (不育症検査) $\mathbb{B}^{\frac{1}{2}}$ 、市 $\frac{1}{2}$

(不妊治療 (先進医療)・不妊検査) $\mathbb{R}^{\frac{1}{4}}$ 、 $\mathbb{h}^{\frac{3}{4}}$

対 象 者 助成金申請時に少なくとも夫婦(事実婚も含む)の一方が大分市の住民基本 台帳に登録されていて、不妊治療または不妊検査・不育症検査を行った夫婦 (不育症検査は夫婦要件なし)。

• 不妊治療費(先進医療費)助成金

助成対象費用	保険診療となる不妊治療と併せて行った先進医療に要する費用			
助成刈豕貫用	※43歳未満(妻の年齢)で開始した治療			
保険適用治療と併用して行う先進医療への助成となるため、保険適				
助成回数	た治療回数まで(1回の治療につき1回の申請)			
助成金額	先進医療にかかった費用の7割(上限10万円/回)			
	治療終了日が属する年度の末日			
申請期限	※治療終了日が、2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5月末			
	日まで			

• 妊活応援検診費(不妊検査費)助成金

助成対象費用	医師が不妊症の診断のために必要と認める検査に要する費用
助成刈豕箕用	※43歳未満(妻の年齢)で開始した検査(検査開始日から1年以内)
助成回数	1回のみ
助成金額	上限 3 万円
	検査終了日または検査開始日から1年経過した日のどちらか早い日が属する
申請期限	年度の末日
中雨粉胶	※どちらか早い日が、2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5
	月末日まで

• 不育症検査費助成金

助成対象費用	先進医療として告示されている不育症検査に要する費用
助成回数	回数制限なし
助成金額	不育症検査にかかった費用の 7 割(上限 6 万円/回)
	検査終了日の属する年度の末日
申請期限	※検査終了日が、2月1日から3月31日の間にある場合は、翌年度の5月末
	日まで

実 績

左庇	申請件数		申請人数		助成金額(円)				
年度	不妊治療	不妊検査	不育症	不妊治療	不妊検査	不育症	不妊治療	不妊検査	不育症
4	288	220	2	252	220	2	75,523,390	6,363,230	92,000
5	194	181	0	122	181	0	5,088,500	5,174,840	0
6	388	285	0	279	285	0	9,840,600	7,975,235	0

(10) 出産・子育て応援事業

[7年度予算額:337,379千円、負担率:(事務費) 国 $\frac{1}{2}$ 、県 $\frac{1}{4}$ 、市 $\frac{1}{4}$ (給付金) 国 $\frac{10}{10}$ (一部 国 $\frac{2}{3}$ 、県 $\frac{1}{6}$ 、市 $\frac{1}{6}$)

目 的 全ての妊婦・子育で家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育 てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相 談支援の充実を図るとともに、妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や、子育て支 援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援(妊婦支援給付金)を一体的に実施する。

① 伴走型相談支援

内 容 パパママほっと相談窓口及び居宅訪問による対面またはオンライン上での面談やアン ケートを実施するとともに、身近で相談に応じ、産後ケア事業や一時預かり等の子育 て支援サービスの紹介や必要な支援につなぐ。

対象者及び実施時期

- (1回目) 妊婦に対し、妊娠届出時等にアンケート・面談を実施。
- (2回目)妊娠8か月頃の妊婦に対し、アンケート・電話連絡を実施し、希望者に対して面談を行う。
- (3回目)産婦に対し、乳児家庭全戸訪問時等(産後4か月頃迄)にアンケート・面談を実施。

実施状況

年度	妊娠症	孟 出時	出 産 後		
	妊娠届出数	面談実施率	乳児全戸訪問 対象世帯数	面談実施率	
4	3,416	99.9%	3,429	97.2%	
5	3,258	99.9%	3,204	98.7%	
6	3,118	99.9%	3,088	98.0%	

② 経済的支援

	名称 (~R6)	給 付 額	給 付 対 象 者	
		妊娠 1 同たっさ	令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦	湖及八
I	出産応援給付金	妊娠1回につき 5万円	令和4年4月1日以降に出生した児童の母	遡及分
		3 <i>7</i> 17	令和5年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦	R 5 ∼ R 6
п	子育て応援給付金	児童1人につき	令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者	遡及分
	丁月(心仮和刊金	5万円	令和5年4月1日以降に出生した児童を養育する者	R 5 ∼ R 6

[※] I は1回目の面談後、Ⅱは3回目の面談後に給付金申請書の提出が必要。

実施状況

年度	出産応援給付金支給者数	子育て応援給付金支給者数
4 (遡及分)	3,691	2,430
5	2,840	2,740
6	3,365	3,053

名称 (R 7~)	給 付 額	給付対象者
妊婦支援給付金(1回目)	妊娠1回につき5万円	医師等により妊娠確認された妊
妊婦支援給付金(2回目)	胎児ひとりにつき 5 万円	婦•産婦

(11) 里帰り出産家庭支援事業(令和7年度新規事業)

〈7年度予算額:9,000千円、負担率:市単独〉

目 的 県外から本市に里帰り出産する妊産婦を受け入れる家庭に対する経済的支援と、産婦に対 する育児支援等を行い、安心して出産及び育児ができる環境を整備する。

① 里帰り出産家庭助成金

内 容 県外から大分市へ里帰りし、出産した産婦を受け入れる家庭が購入したベビー用品など の購入費用の一部を助成する。

対象者 里帰り出産(※1)をした産婦を受け入れている市民(※2)

※1:県外に住民票がある方が大分市内の産婦人科又は助産施設(県内の周産期母子医療センターを含む。)において出産すること

※2:産婦からみて配偶者を除く2親等以内の方

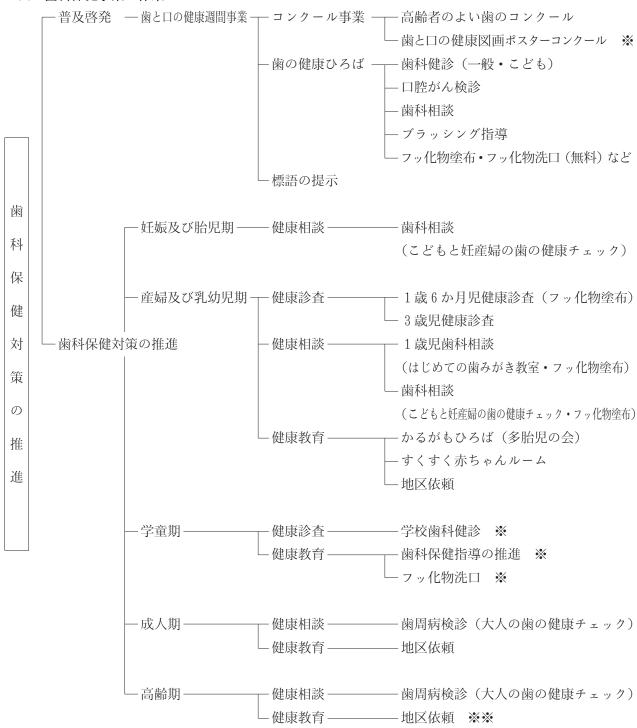
② ふるさと未来パスポート

内 容 里帰り出産家庭助成金の申請者のもとに里帰りしている産婦に対し、市内の様々な育児 サービスなどを受けることができる「ふるさと未来パスポート」を交付する。

対象者 里帰り出産家庭助成金の申請者のもとに里帰りしている産婦

3 歯科保健

(1) 歯科保健事業の体系



※は、教育委員会で実施 ※※は、長寿福祉課で実施

(2) 普及啓発事業

〈7年度予算額:7,096千円、負担率:国一部負担、市その他〉

歯と口の健康週間事業

目 的 歯と口の健康に関する正しい知識を市民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

標 語 歯を見せて 笑える今を 未来にも

実施状況

会 場	J:COMホルトホール大分	稙田市民行政センター		
月 日	R 6 / 6 / 9	R 6 / 6 / 9		
	歯科健診・相談	歯科健診・相談		
	ブラッシング指導	ブラッシング指導		
実施内容	フッ化物塗布・フッ化物洗口	フッ化物塗布・フッ化物洗口		
美胞內名	クイズ・紙芝居コーナー	お口の確認コーナー		
	手形コーナー	など		
	など			
来場者数	217人	105人		

(3) 歯科相談事業

〈7年度予算額:(2)に含まれる、負担率:国・県一部負担、市その他〉

- ① 歯科相談 (こどもと妊産婦の歯の健康チェック) * R 5 年度より「歯の健康診査」から改称
 - 目 的 周産期および乳幼児期における市民が、生涯を通じた歯の健康づくりの為、正しい歯 みがき方法や食生活の指導を行うことによって歯の健康に対する関心を高め、むし歯 や歯周病を予防する。
 - 対 象 未就学児および妊産婦 *「歯の健康診査」では乳幼児~成人

実施内容 歯科健診、相談、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布(有料、希望者乳幼児のみ)

年度	回数	受診数		受 診 者 内 容							
十段	凹刻		乳幼児	小学生	12 ~ 64	65歳以上	妊 婦	産 婦	塗 布 数		
1	36	601	460	5	27	4	105		450		
	歯周病	(再掲)	0	0	9	3	69				
5	36	457	324				123	10	302		
)	歯周病	(再掲)	0				65	9			
6	36	663	460				185	18	447		
0	歯周病	(再掲)	0				82	9			

② 1歳児歯科相談(はじめての歯みがき教室)

自 的 歯の萌出期に正しい口腔ケアや食生活の指導を行うことによって、早期からの歯科 健康管理及び健全な口腔の育成を図る。

対 象 歯の生え始めから1歳6か月児健診前までの児

実施内容 健康教育(むし歯予防のための口腔ケアのポイント・ブラッシング指導、食習慣指導)、歯科健診、個別ブラッシング指導、栄養相談、フッ化物塗布(有料、希望者のみ)

※健康教育は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年10月より資料配布に変更。R5年5月より上記内容を再開。

年度	実	施	受診数	むし歯の	むし歯のある者	むし歯総数	車	欠組織疾息	E.	その他 の異常	不正	フッ化
平 皮	口	数	文形奴	ない者	ある 有 (率)	紀 <u>叙</u> (1人平均)	上唇小带	歯肉炎	その他	≫ 2	咬 合	物塗布
4		36	559	559	0	0	29	0	0	25	0	463
5		36	493	493	0	0	13	0	0	16	1	389
6		36	404	399	0	0	14	0	0	13	0	307

※1 《むし歯罹患型》

※ 2 《その他の異常》

A型:上顎前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯あり ・ 癒合歯

B型: 臼歯部及び上顎前歯部にむし歯あり ・ 先天性欠損

C型:下顎前歯部を含む部位にむし歯あり ・形成不全など

③ 歯周病検診(大人の歯の健康チェック)

目 的 生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査し、結果 に基づいた適切な予防活動に努めることができる。

対 象 18歳以上の市民 * R 5 年度より「40~74歳の市民」から対象変更

実施内容 健康教育(むし歯予防のための口腔ケアのポイント、ブラッシング指導、食習慣指導)、歯科健診、個別ブラッシング指導

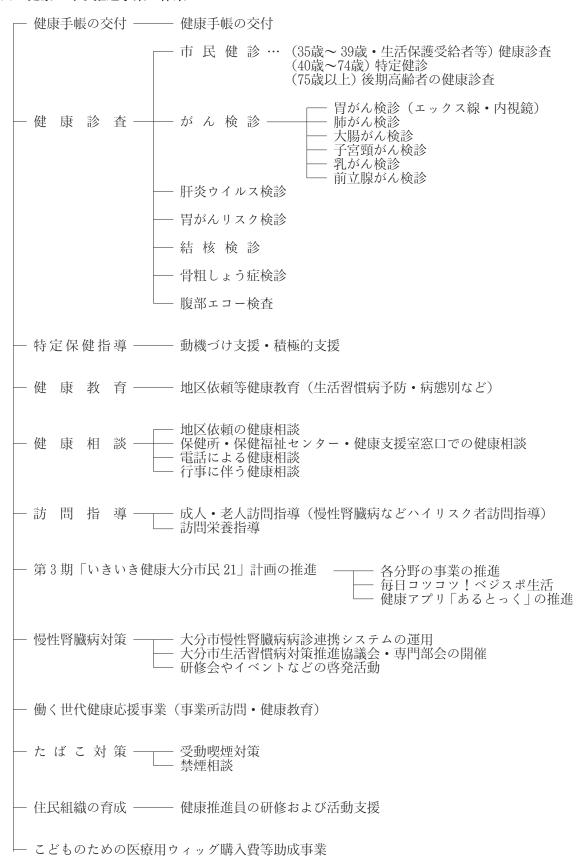
年度	回 数	受診者数	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	その他
1	12	28	4	9	8	6	1
4	歯周病	(再掲)	2	5	6	4	1
5	12	23	3	3	2	6	9
9	歯周病	(再掲)	1	1	0	2	6
C	12	32	6	3	7	12	4
0	歯周病	(再掲)	1	0	2	8	2

(4) 歯科健康教育事業

	左	年		度		4	1	Ĺ)	(j
	4.			文		回 数	人数	回 数	人数	回 数	人数
老成人	地	X	依	頼	等	38	708	44	691	47	778
	地	X	依	頼	等	14	158	15	261	18	271
母子	多	胎	児	0	会	2	49	2	80	4	68
	すく	すく別	 ちゃ	んル	ーム	26	538	26	499	26	440

4 健康づくり

(1) 健康づくり推進事業の体系



(2) 健康手帳の交付

〈7年度予算額:2,614千円〉

●目 的:市民自らが健康状況を記入し、健康づくりの基本情報として活用する。

●対 象 者:市民健診・各種がん検診の受診者等(中学生を除く15歳以上の女性、20歳以上の男性)

年 度	4	5	6
健康手帳交付件数	10,940	8,160	8,081

(3) 市民健診(健康診査)

〈7年度予算額:5,731千円、負担率:35~39歳については市単独、その他の対象者については一部 県 $\frac{2}{3}$ 〉

集団健診、施設健診

※4年度は、「1日まるごと"0円"検診キャンペーン」として自己負担を無料化(従来500円)

●目 的:生活習慣病を予防する対策の一つとして、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、 健康に対する認識を高める。

●対象者:年度中に35歳~39歳になる市民、年度中に40歳以上になる生活保護受給者等

●内 容:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・血糖検査

理学的検査(身体診察)

※医師が必要と判断した者に対しては、詳細な健診として心電図検査・眼底検査・貧血 検査を実施

- ●事後指導:以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施
 - a) CKDハイリスク者(未受診者、コントロール不良者)
 - b) その他必要に応じて
- ●備 考:集団健診における休日健診(平成16年度~)を毎月1回、土曜日もしくは日曜日に実施 〈実施状況〉

	年 度	集団	健 診	受診者数	詳細健診				
		会場数	施設数	又砂日奴	心電図	眼 底	貧 血		
	4	176	8	773	69	48	171		
	5	157	8	511	66	31	130		
Ī	6	158	9	585	73	49	121		

〈詳細健診(心電図・眼底・貧血)〉

下記の基準の下、医師が必要と判断した場合、選択的に実施する。

●対象者:【心電図】

・当該年度の健診結果等において、収縮期血圧140mmHg以上もしくは拡張期血圧 90mmHg以上の者または問診等で不整脈が疑われる者

【眼底検査】

・当該年度の健診結果等において、①血圧が a b いずれかの基準または②の血糖値が a

b c いずれかの基準に該当

①血圧:a. 収縮期血圧140mmHg以上、b. 拡張期血圧90mmHg以上

②血糖:a. 空腹時血糖126mg/dl以上、b. HbA1c6.5%以上、c. 随時血糖126mg/dl以上

【貧血検査】

・ 貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

(4) 肝炎ウイルス検診

〈予算額は(3)市民健診(健康診査)に含む〉

集団検診、施設検診

●対 象 者:・年度中に40歳になる者

・または、41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けていない者

年	受			B型肝炎				C 型 肝 炎					
度	診者数	40歳	41歳以上	受診者数	陽性者	陰性者	受診者数	陽性者 ①+②	1	2	3	4	(5)
4	839	123	716	829	1	828	837	1	1	0	1	436	399
5	802	83	719	790	1	789	800	1	1	0	2	473	324
6	729	69	660	718	3	715	729	0	0	0	0	403	326

判定結果【C型肝炎】

①②・・・・現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染している可能性が高い

③ ④ ⑤ • • • 現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染している可能性が低い

●事後指導:肝炎ウイルス検診陽性者に、受診の有無の確認

未受診者には受診勧奨を実施(電話相談、訪問指導、随時来所相談)

(5) 特定健康診査(特定健診)

〈国保年金課予算〉

集団健診・施設健診・個別医療機関

●目 的:内臓脂肪の蓄積に着目した健診を実施し、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防、早期発見に資することを目的とする。

●対象者:40~74歳の大分市国民健康保険加入者

●内 容:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・血糖検査

理学的検査(身体診察)

※医師が必要と判断した者に対しては、詳細な健診として心電図検査・眼底検査・貧血 検査を実施

●備 考:休日健診を毎月1回、土曜日もしくは日曜日に実施

〈詳細健診(心電図・眼底・貧血)〉

下記の基準の下、医師が必要と判断した場合、選択的に実施する。

●基 準:【心電図検査】

・当該年度の健診結果等において、収縮期血圧140mmHg以上もしくは拡張期血圧 90mmHg以上の者または問診等で不整脈が疑われる者

【眼底検査】

・ 当該年度の健診結果等において、①血圧が a b いずれかの基準または②の血糖値が a b c いずれかの基準に該当

①血圧:a. 収縮期血圧140mmHg以上、b. 拡張期血圧90mmHg以上

②血糖:a. 空腹時血糖126mg/dl以上、b. HbA1c6.5%以上、c. 随時血糖126mg/dl以上.

【貧血検査】

• 貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

〈特定健診実施状況〉

年度	対象者数	受診者数	受診率	詳細健診			
1		又砂白奴	文 砂 学	心電図	眼底	貧 血	
4	58,166	19,445	33.4%	4,262	2,550	2,928	
5	55,120	19,022	34.5%	3,927	2,357	3,160	
6	52,519	18,056	34.4%	3,646	2,202	3,261	

※6年度は7年6月末暫定値

- ●事後指導:以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施
 - a)特定保健指導
 - b)糖尿病性腎症重症化予防
 - c) CKDハイリスク者(未受診者、コントロール不良者)
 - d) その他必要に応じて

(6) 特定保健指導

〈国保年金課予算〉

●目 的: 対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣に係る自主的な取り組みの継続的な実施に 資することを目的とする。

●対象者: 40~74歳の大分市国民健康保険特定健診受診者のうち特定保健指導の基準に該当する者

●内 容: 特定健診結果やその経年変化から、対象者自身が自らの健康状態を理解し、改善に向けた行動目標を立て、継続できるよう、専門職(保健師・管理栄養士)が、3か月以上支援を行う。

〈特定保健指導実施状況〉

					支援区分別	川実施状況	
年度	対象者数	実施者数	実 施 率	積極的	勺支援	動機付	け支援
				対象者数	実施者数	対象者数	実施者数
4	1,922	502	26.1%	344	55	1,578	447
5	1,916	609	31.8%	378	75	1,538	534
6	1,790	251	14.0%	342	36	1,448	215

※6年度は7年6月末暫定値

特定健診・特定保健指導進捗・実績管理表より

(7) がん検診

〈7年度予算額:244,639千円、負担率:市単独〉

 $\frac{3}{2}$ 4年度は「1日まるごと"0円"検診キャンペーン」として自己負担を無料化

(従来500円。胃がん検診内視鏡検査は対象外。)

(受診率算出方法について)

地域保健・健康増進事業報告に基づいて算出。

各がん検診の受診率算出に係る年齢は各表の上部に示したとおりであり、対象者数は当該年齢の市民の総数である。

胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診については下記の計算方法で算出。

受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における 2 年連続 受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100

① 胃がん検診

集団検診・施設検診

- ・エックス線検査(対象:年度中に40歳以上)
- ・内視鏡検査(対象:年度中に50歳以上で偶数年齢になる人)※2年度から4検診施設で実施。

年	項	集	検	総			(受診	率算出	に係ん	る年齢)	50	歳~6	9歳			40~49、
		団	診	受	受	受	要	要	精	要		精密	金査の	結果		70歳以上
		検 診	施	診	診	診	精検	精	精検受診	要精検受診率	異常	が	が	他	未未	受
		会	設	者	者	砂	者	検	診者	受診	常な		ん疑	疾	把受	受診者数
度	目	場	数	数	数	率	数	率	者数	率	Ũ	ん	()	患	握診	数
4	エックス線	20	8	6,647	3,041	4.2%	103	3.4%	95	92.2%	16	2	0	77	8	3,606
4	内視鏡	_	4	398	247	4.4/0	12	4.9%	11	91.7%	4	0	0	7	1	151
5	エックス線	40	8	5,355	2,347	3.7%	73	3.1%	65	89.0%	8	0	1	56	8	3,008
0	内視鏡	_	4	393	224	3.170	4	1.8%	4	100%	1	1	0	2	0	169
6	エックス線	42	9	5,054	2,202	3.1%	36	1.6%	30	83.3%	7	0	0	23	6	2,852
	内視鏡	_	4	398	234	0.1/0	6	2.6%	3	50.0%	1	1	0	1	3	164

② 肺がん検診

集団検診・施設検診

・肺がん検診(エックス線検査)(対象:年度中に40歳以上)

年	集	検	総			(受診	率算日	出に係	る年齢)	40	歳~69)歳			70歳以上
	可	診	受	受	受	要	要	精	要		精密	検査の	結果		受
	検診	施	診	診	診	精検	精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	他	未未	診
	会	設	者	者	砂	者	検	診者	受診	常な		ん 疑	疾	把受	者
度	場	数	数	数	率	数	率	数	率	Ũ	ん	Ü	患	握診	数
4	176	8	23,204	10,941	5.8%	184	1.7%	165	89.7%	81	3	7	74	19	12,263
5	157	8	22,147	10,210	5.4%	121	1.2%	107	88.4%	45	3	4	55	14	11,937
6	158	9	22,749	10,343	5.5%	108	1.0%	98	90.7%	43	0	8	47	10	12,406

※6年度は7年6月末暫定値

・肺がん検診(喀痰検査)(対象:年度中に50歳以上で喫煙指数600以上の希望者)

	年	集	検	総			(受診率		に係る年	=齢)	50歳~	69歳			70歳以上
		団	診	受	受	要	要	精	要		精密	検査の	結果		受
		検診	施	診	診	精	精	精検受診者数	要精検受	異常	が	が	他	未未	診
		会	設	者	者	検 者	検	診	受验	常な		ん疑	疾	把受	者
	度	場	数	数	数	数	率	数	診率	ĺ	ん	()	患	握診	数
Ì	4	176	8	148	44	0	0.0%	_	_	_	_	_	_	_	104
Ì	5	157	8	100	34	0	0.0%	_	_	_	_	_	_	_	66
Ì	6	158	9	148	57	0	0.0%	_	_	_	_	_	_	_	91

※6年度は7年6月末暫定値

③ 大腸がん検診(対象:年度中に40歳以上)

集団検診・施設検診

年	集	検	総			(受	診率第	章出に	係る年	齢)	40歳	~69点	支			70歳以上
	丑	診	受	受	受	要	要	精	要		精	密検査	至の結	果		受
	検診	施	診	診	診	精 検	精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	腺	他	未未	診
	会	記	者	者	砂	者	検	診者	受診	常な		ん疑		疾	把受	者
度	場	数	数	数	率	数	率	数	率	Ũ	ん	()	腫	患	握診	数
4	176	8	17,680	9,769	5.2%	412	4.2%	349	84.7%	98	11	3	115	122	63	7,911
5	166	8	17,289	9,216	4.9%	356	3.9%	303	85.1%	94	7	4	92	106	53	8,073
6	170	9	17,933	9,414	5.0%	380	4.0%	265	69.7%	84	12	4	86	79	115	8,519

④ 子宮頸がん検診(対象:年度中に20歳以上で偶数年齢になる女性)

集団検診・施設検診・個別医療機関・新たなステージに入ったがん検診

年	集	検	総			(受	診率算	出出に	係る年齢	鈴)	20歳~	~69歳				70歳以上
	团	診	受	受	受	要	要	精	要		精	密検査	査の結	果		受
	検診	施	診	診											診	
	会	設	者	者	砂	者	検	診者	受診	常な		形	ん疑	疾	把受	者
度	場	数	数	数	率	数	率	数	率	Ũ	ん	成	()	患	握診	数
4	30	8	13,008	10,791	14.9%	274	2.5%	246	89.8%	67	3	92	42	42	28	2,217
5	40	8	11,574	9,335	13.6%	222	2.4%	201	90.5%	41	4	95	23	38	21	2,239
6	42	9	11,622	9,288	12.7%	184	2.0%	147	79.9%	34	3	73	9	28	37	2,334

※6年度は7年6月末暫定値

⑤ 乳がん検診(対象:年度中に30歳以上で偶数年齢になる女性)

集団検診・施設検診・新たなステージに入ったがん検診

年	集	検	総			(受診	沙 率算	出に係	系る年齢	(i) 4	0歳~6	9歳			30~39、
	引	診	受	受	受	要	要	精	要		精密	検査の	結果		70歳以上
	検診	施	診	診	±A.	精	精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	他	未未	受
	会	設	者	者	診	検 者	検	診者	受診	常な		ん疑	疾	把受	受診者数
度	場	数	数	数	率	数	率	数	率	ľ	ん	V	患	握診	数
4	30	8	13,250	8,240	16.3%	514	6.2%	495	96.3%	258	39	8	190	19	5,010
5	40	8	11,621	7,127	15.2%	426	6.0%	404	94.8%	205	22	6	171	22	4,494
6	42	9	12,039	7,315	14.4%	444	6.1%	404	91.0%	176	26	7	195	40	4,724

※6年度は7年6月末暫定値

⑥ 前立腺がん検診(対象:年度中に50歳以上の男性)

集団検診・施設検診

年	集	検	総					50歳~	~69歳					70歳以上
	引	診	受	受	要	要	精	要		精密	検査の	結果		受
	検診	施	診	診	精	精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	他	未未	診
	会	設	者	者	検 者	検	診去	受診	常な		ん疑	疾	把受	者
度	場	数	数	数	数	率	数	率	ľ	ん	()	患	握診	数
4	176	8	8,105	3,742	136	3.6%	90	66.2%	15	7	19	49	46	4,363
5	157	8	7,032	3,075	114	3.7%	80	70.2%	20	4	21	35	34	3,957
6	158	9	7,135	3,085	135	4.4%	78	57.8%	12	7	23	36	57	4,050

(8) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

〈7年度予算額:10,020千円、負担率:国一部負担、市その他〉

●目 的:本市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び 乳がんに関する検診手帳並びに検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付す るとともに、一定の年齢の市民に個別の受診勧奨を行うことにより、がん検診の受診を 促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

●実施主体:大分市

●検診期間:令和6年7月1日~令和7年1月31日

●クーポン券配布対象者

		年齢	生 年 月 日
(1)	子宮頸がん	20歳	平成15 (2003) 年 4 月 2 日~平成16 (2004) 年 4 月 1 日
(2)	乳がん	40歳	昭和58 (1983) 年 4 月 2 日~昭和59 (1984) 年 4 月 1 日

●クーポン券利用実績

		対象者数	受診者数	受診率 (%)	要精密者数	要精検率(%)
(1)	子宮頸がん	2,085	138	6.6	7	5.1
(2)	乳がん	2,929	406	13.9	29	7.1

(9) 骨粗しょう症検診

〈7年度予算額:4,117千円、負担率:県一部負担、市その他〉

集団検診・施設検診

●目 的:骨量減少者の早期発見・治療を行うとともに、生涯を通じての健康づくりに対する認識 を高める。

●対象者:年度中に40・45・50・55・60・65・70歳になる女性

年	集	検	総			40	45,	50, 55	, 60,	65, 70	歳			措置年齢
	4	診	受	受	異	要	要	要	精	米	青密検査	室の結果	Ę	受
	検診	施	診	診	常	指	精	精	精検受診者数	異常	骨	骨粗	未未	診
	会	設	者	者	な	1日	作目	検	診者	常な	粗鬆症	骨粗鬆症	把受	者
度	場	数	数	数	l	導	検	率	数	Ũ	羞	以外	握診	数
4	30	8	2,251	2,251	1,489	546	216	9.6%	116	17	69	30	100	
5	40	8	1,754	1,754	1,070	475	209	11.9%	118	10	55	53	91	
6	42	9	1,781	1,781	1,132	450	199	11.2%	100	15	56	29	99	

(10) 胃がんリスク検診

〈予算額は(7)がん検診に含む〉

集団検診・施設検診

- ●目 的:胃がんの発がんリスクを明らかにし、そのリスクに応じて、より効果的に胃がんの予防、 早期発見を図る。
- ●対象者:〈4、5年度の対象者〉

年度中に20~40歳の偶数年齢になる人または過去に一度も受診したことがない年度年齢 42~60歳の偶数年齢になる人

〈6年度からの対象者〉

年度中に20歳になる人または過去に一度も受診したことがない年度年齢22~60歳の偶数 年齢になる人

●方 法:血液検査による、ピロリ菌感染の有無及び、胃粘膜の萎縮度判定(ペプシノゲン値)

年	集	検	総						1 ~ 6	年度】	20~	·60歳							措置年齢
	团	診	受	受	異常なし		要精	検		要	精	要		精智	密検	査の	結果	Į	受
	検診	施	診	診						精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	胃	他	未未	診
	会	設	者	者	A	В	С	D	計	検	診去	受診	常な		ん疑		疾	把受	者
度	場	数	数	数						率	数	率	Ũ	ん	()	炎	患	握診	数
4	176	8	2,484	2,484	2,057	288	126	13	427	17.2%	278	65.1%	64	6	2	160	46	149	
5	157	8	1,577	1,577	1,278	205	84	10	299	19.0%	196	56.5%	47	1	1	117	30	103	
6	158	9	1,356	1,356	1,121	183	45	7	235	17.3%	132	56.2%	30	0	2	72	28	103	

※6年度は7年6月末暫定値

判定	A 異常なし	B 要精検	C 要精検	D 要精検
ピロリ菌抗体	_	+	+	_
ペプシノゲン値	ペプシノゲン値 -		+	+
胃がんの危険度	低い		\	高い
胃粘膜の状態	萎縮なし	萎縮は軽度	萎縮が進んでいる	萎縮が高度

(11) 腹部エコー検査

〈予算は(7)がん検診に含む〉

施設検診

- ●目 的:腹部の臓器(肝臓、胆道、膵臓、脾臓、腎臓等)の異常やがんを始めとする疾病の早期 発見を図る。
- ●対象者:年度中に40歳以上になり、かつ糖尿病の診断歴(疑いありを含む)がある人

年	集	検	総		(受診率算出に係る年齢)40歳~69歳						70歳以上			
	集団検診会場数	診	受	受	要	要	精	要		精密	検査の	結果		受
	診	施	診	診	精	精	精検受診者数	要精検受診率	異常	が	が	他	未未	診
	会場	設	者	者	検 者	検	診者	受診	常 な		ん 疑	疾	把受	者
度	数	数	数	数	数	率	数	率	Ũ	ん	()	患	握診	数
4	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
5	_					_	_	_	_	_	_	_	_	_
6	_	8	223	116	38	32.8%	25	65.8%	15	0	0	10	13	107

※6年9月より開始

※6年度は7年6月末暫定値

(12) 健康教育

〈7年度予算額:691千円、負担率:県一部負担、市その他〉

〈集団健康教育〉

●目 的:生活習慣病の予防・健康増進など健康に関する正しい知識の普及啓発により、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。

	4年度		5年度		6 f	6年度	
	回 数	参加者数	回 数	参加者数	回 数	参加者数	
地区依頼による健康教育等	71	1,298	99	2,060	102	2,220	
健 康 課 独 自 事 業	185	2,476	170	2,628	178	3,018	
職域依頼による健康教育	7	116	7	237	7	213	
たばこ・受動喫煙の健康教育	11	849	25	1,054	28	1,465	
計	274	4,739	301	5,979	315	6,916	

「大分市総合社会福祉保健センター (J:COMホルトホール大分)」大分市指定事業

	4年度		5年度		6 年度		
	回数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数	
健康づくりサポート教室	7	103	8	147	8	132	
親子体操教室	24	463	24	531	24	507	
<u> </u>	31	566	32	678	32	639	

(13) 健康相談

〈7年度予算額:4,076千円、負担率:県一部負担、市その他〉

●目 的:保健師・管理栄養士等が心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康な生活へ向けて指導及び助言を行う。

事業名	保健所窓口健康相談		健康村	目談会	計		
年度	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
4	5,330	5,485	105	4,307	5,435	9,792	
5	5,013	5,092	184	11,353	5,197	16,445	
6	4,559	4,361	197	14,483	4,756	18,844	

(14) 訪問指導

〈7年度予算額:11,661千円、負担率:県一部負担、市その他〉

- ●目 的:保健師や管理栄養士等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し必要な指導を行う。
- ●対 象 者:以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が実施
 - a) CKDハイリスク者(未受診者、コントロール不良者)
 - b) 肝炎ウイルス検診陽性者
 - c) その他必要に応じて

区分	市民健診・特定	E健診要指導者	そ 0	D 他	総	数
年度	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
4	73	76	1	1	74	77
5	408	428	0	0	408	428
6	580	608	35	38	615	646

*R3~4年度について、訪問は対象者の同意が取れた場合のみ実施。主に電話での保健指導を実施した。

(15) 健康アプリ「あるとっく」

- ●目 的:日常のウォーキングや健診受診などのミッションを達成することで健康ポイントが付与 され、特典が受けられる健康アプリを活用し、無理せず楽しみながら生活習慣の改善を 行う。
- ●対 象 者:大分県内に通勤・在住している人
- ●登録状況

アプリ登録者数(大分市民)

年度登録者
目標登録者数441,50042,529545,00047,818648,00051,423

ミッション登録数

年度	ミッション	ミッションの内訳(再掲)				
	総数	社会参加	健康づくり	健康づくり		
		1 位云参加	(運動)	(運動以外)		
4	99	51	38	10		
5	113	51	47	15		
6	121	57	54	10		

●運動促進イベント

目 的:市民の運動に対する意識づけと、継続した運動習慣の獲得を推進する

内 容:目標を達成した人に対して賞品を渡す

対象者:18歳以上の大分市民

年度	イベント名	参加者数 (歩得登録者)	目標	期間
4	チャレンジウォーキング	536	1日5,000歩以上で各自設定し	5月1日~
4	777777777	(495)	た歩数を12日以上歩く	5月31日
5		291	1日5,000歩以上で各自設定し	5月1日~
5	チャレンジウォーキング	(201)	た歩数を12日以上歩く	5月31日
6	未実施			

●健康づくり支援イベント

目 的:市民の健(検)診受診・野菜摂取・運動に対する意識づけと、習慣化を推進する

内容:目標を達成した人に対して賞品を渡す。さらにダブルチャンス抽選で賞品を渡す

対象者:18歳以上の大分市民

年度	イベント名	参加者数 (歩得登録者)	目標	期間
4	毎日プラス!ベジスポ生活 2022	289 (116)	健(検)診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し50ポイント獲得す る	10月1日~ 10月31日
5	毎日プラス!ベジスポ生活 2023	355 (208)	健(検)診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し50ポイント獲得す る	10月1日~ 10月31日
6	毎日プラス!ベジスポ生活 2024	448 (163)	健(検)診受診及び野菜摂取・ 運動を継続し50ポイント獲得す る	10月1日~ 10月31日

(16) 慢性腎臓病対策

〈7年度予算額:2,041千円、負担率: $\mathbb{B}_{\frac{1}{2}}$ 、市その他〉

●目 的:大分市は、国保加入者の人工透析割合が中核市において高い状況にあるため、その原因となる慢性腎臓病(CKD)対策を実施することで、新規人工透析患者の減少を目指す。

●大分市生活習慣病対策推進協議会の開催

生活習慣病の発症及び重症化予防に係る効果的な対策について検討するため、協議会を設置し、 協議を行う。また、具体的な生活習慣病対策の検討を専門部会において実施する。

会議名	日 程	内 容
協議会	△和6年7月91日	大分市の生活習慣病の現状・対策について
	令和6年7月31日	関係団体の取組について
専門部会	令和6年7月31日	大分市CKD病診連携システムの運用について
(重症化予防)		CKD手帳改訂案について
(里址16万例)		生活習慣病治療中の方の検査結果の活用について
専門部会	△和6年11日14日	大分市生活習慣病対策推進協議会の再編について
(普及啓発)	令和 6 年11月14日	働き盛り世代における健康づくりの取組と課題について

●大分市慢性腎臓病病診連携システム運用状況

慢性腎臓病対策を目的とした、腎臓病専門医とかかりつけ医が情報を共有し相互に役割と機能を 分担しながら疾病の段階に応じた適切な医療を提供する。

対象者: CKD紹介基準該当者(eGFR45未満、尿蛋白+以上)または大分市独自基準該当者(eGFRが1年間で20以上低下)

年度	郵送数	返信数	紹介数	既連携数
4	1,126	550	37	20
5	1,078	535	33	22
6	995	429	21	14

<病診連携登録医療機関数> 150医療機関

(R7.6月末現在)

● C K D 研修会の開催

CKD及び大分市慢性腎臓病病診連携システム等について知見を深め、大分市におけるCKD対策をさらに推進することを目的に保健・医療関係者に対し研修会を開催する。

日 時:令和6年10月31日(木) 19:00~20:10

場 所:大分市保健所 6階 大会議室

内 容:座長 福長直也先生(大分県立病院 腎病内科 部長)

講演I「CKD診療ガイドラインに基づいた糖尿病関連腎臓病の治療戦略」

福田顕弘先生(大分大学医学部 内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 准教授)

講演Ⅱ「糖尿病関連腎臓病(DKD)を進行させないために必要なこと」

阿部克成先生(医療法人社団信成会 内科阿部医院 院長)

情報提供「大分市の生活習慣病の現状と対策について」

参加者数:45名

●世界腎臓デーイベントの開催

世界腎臓デーの機会を利用しイベントを開催し、広く市民へCKD等生活習慣病予防について普及啓発を行う。

日 時:令和7年3月1日(土) 12:00~15:00

場 所:J:COMホルトホール大分 大ホール・エントランスホール

内 容:座長 柴田洋孝先生(大分大学医学部 内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 教授) 講演 I 「健診で知ろう! あなたの腎臓のこと」

> 福田顕弘先生(大分大学医学部 内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 准教授) 講演 II 「あなたの腎臓、糖尿病に負けていませんか? ~糖尿病から腎臓を守る方法~」 日高周次先生(大分県厚生連鶴見病院 糖尿病・代謝内科 部長)

講演Ⅲ「知って守ろうあなたの腎臓 ~毎日の食事でできること~」

廣田優子先生(大分大学医学部附属病院 臨床栄養管理室 室長)

〔健康啓発ブース〕血糖測定・ベジチェック・血管年齢測定・体組成測定・栄養相談

参加者数:287名

(17) 働く世代健康応援事業

〈予算額は(12)健康教育に含む〉

●目 的:大分市が健康課題として挙げている、慢性腎臓病(CKD)の重症化予防対策は、青壮 年期からの生活習慣病対策が重要であり、そのためには、職域の就労年齢層への働きか けが不可欠である。県・協会けんぽと連携を図り、職域での健康づくりを展開し、長期 的な「健康寿命の延伸」及び「医療費の削減」を目指す。

●職域における健康教育

全国健康保険協会大分支部(協会けんぽ)に加入している従業員数 6 人以上50人未満で市内に所在する事業所を対象に健康づくり支援講座として行う他、協会けんぽ以外の事業所からの依頼による健康教育を実施。

年度	健康づくり支援講座		その他	
十段	件数	人数	件数	人数
4	6	76	1	27
5	7	88	1	27
6	9	134	1	45

健康づくり支援講座の実施状況

内容(6年度)	件数	担 当
生活習慣病予防の秘訣	1	J
健診結果から何がわかる?	2	健康課保健師
2人に1人はがんにかかる時代	2	(建) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基
喫煙とCOPDについて	1	
食生活を見直しましょう	1	健康課管理栄養士
お口の健康について	2	健康課歯科衛生士
こころの健康	1	保健予防課保健師

※1事業所で2つの講座を実施しているものもあり

●事業所訪問の実施

職場の健康づくり支援講座や、県や協会けんぽとの知事顕彰調査など、事業所訪問を実施。

年度	健康教育	知事顕彰	セミナー	その他	合 計
4	7	5	_	0	12
5	8	4	1	0	13
6	10	4	1	0	15

(18) たばこ対策

- ① 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における普及啓発活動
 - ●目的:「世界禁煙デー」(5月31日)及び「禁煙週間」(5月31日~6月6日)にあわせ、街頭キャンペーンやポスターの掲示などを行うことで、たばこの害、受動喫煙防止について正しい知識の普及啓発を図る。

項目	実 施 内 容
世界禁煙デーにおける 街頭キャンペーン (JR大分駅北口・南口)	日時:令和 6 年 5 月31日(金) 内容:キャンペーングッズ配布(ポケットティッシュ1,000個)
ポスターの掲示	支所・公民館など23会場
のぼりの設置	保健福祉センター、健康支援室など 8 会場 5 月下旬~ 6 月下旬まで約 1 ヶ月間
乳幼児の保護者向け 啓発チラシ配布	禁煙週間前後の3歳児健診・1歳6か月児健診、母子の各種教室・ 相談、母子健康手帳交付窓口、保健福祉センターの事務窓口等で啓 発チラシを配布(1,000枚)
その他	市報、ホームページを活用した啓発活動

- ② 受動喫煙対策に関する普及啓発
 - ●受動喫煙対策についてホームページにてPR
 - ●受動喫煙対策の取り組みについて状況調査・指導

(件)

年度	保健所窓口•電話相談	通報対応
4	35	10
5	47	6
6	40	10

●受動喫煙防止のためのリーフレットの配布

母子健康手帳発行窓口や健康教育等でリーフレットを配布し受動喫煙の害について普及啓発 を図るもの。

(19) 健康推進員地域活動事業

〈7年度予算額:8,130千円(国保年金課予算を含む) 負担率:市単独〉

●目 的:「市民の健康づくり」を市民の身近な地域で推進するため、各自治区に「大分市健康推進員」を配置し、市民との協働による健康づくりの実現を図る。

●大分市健康推進員とは

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。

地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取り組みや、 健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1 人(任期2年)

●健康推進員配置人数経過

年度	配置人数	配置自治区数
3	645	646
4	645	649
5	644	648
6	646	649

※配置自治区数:健康推進員が配置されている自治区(兼務自治区あり)

●令和6年度大分市健康推進員研修会

リーダー研修

日程	内容	参加者数
	講演 「住民のちからこそ地域の元気!	
令和6年5月15日	~健康推進に活かすコミュニケーションの力~」	46
	講師 大分県立看護科学大学 准教授 関根 剛 氏	

全体研修

センター	日 程	内容	参加者数
中央	令和7年1月28日	講演 「認知症になっても失われない幸せな生活 ~ピアサポーターが教えてくれること~」 講師 ケアグループなでしこ 代表取締役 吉川 浩之 氏	90
東部	令和7年2月25日	講演 「認知症予防の運動について」 講師 大分市健康づくり運動指導者協議会	93
	令和7年3月5日 (佐賀関会場)	小畑 麻理 氏	38
西部	令和7年1月20日	講演 「認知症になっても大丈夫!希望ある人生を ~認知症当事者から学ぶ~」	91
西部	令和7年1月30日 (大南会場)	講師 大分大学医学部看護学科 教授 三重野 英子 氏	66

新任研修

センター	日 程	内容	参加者数
中 央	令和6年6月18日	【第1回目】	70
東部	令和6年6月11日	・大分市の健康づくり施策と保健師の活動について	72
佐賀関	令和6年6月14日	・データで見る大分市	24
西部	令和6年6月12日	・健康推進員活動の実際	80
大 南	令和6年6月20日	〈講師:大分市保健所 健康課 保健師〉	25
中 央	令和6年7月24日	【第2回目】	60
東部	令和6年8月8日	・生活習慣病について	55
佐賀関	令和6年7月26日	〈講師:大分市保健所 健康課 保健師〉 ・健康づくりのための運動について	21
西部	令和6年7月2日	〈講師:健康づくり運動指導者 廣島 忠司 氏	81
大 南	令和6年7月25日	小畑 麻理 氏〉	23
中 央	令和6年9月12日	【第3回目】	60
東部	令和6年9月6日	・歯(口)の健康について	52
佐賀関	令和6年9月27日	〈講師:大分県歯科衛生士会 足立 詩織 氏〉	24
西部	令和6年10月8日	・健康づくりのための栄養について	80
大 南	令和6年9月18日	〈講師:大分市保健所 健康課 管理栄養士〉	24
中 央	令和6年11月6日	【第4回目】	57
東部	△ チn c 左10日10日	・たばこについて 〈講師:禁煙健康ネット大分 伊藤 裕子 氏〉	53
佐賀関	令和 6 年12月18日	※佐賀関・大南は大分市保健所 健康課 保健師	15
西部	A40 6 F10 F 4 F	・健康づくりをすすめる組織について 〈講師:大分市保健所 健康課 保健師〉	79
大 南	令和 6 年12月 4 日	•情報交換	24

●地域での学習会・研修会の企画・運営

内 容 (6年度)	開催校区	参加延人数
「健康づくり研修会」をはじめとした研修会等	6	160
健康についての学習会への参加	_	1,621
健康推進員交流会に参加	_	2,135

●その他の活動(6年度)

- ・市民健診の受診勧奨
- ・健康づくりの広報
- ・地域のイベントの企画・協力
- ・健康推進員だよりの発行

② こどものための医療用ウィッグ購入費等助成事業

〈7年度予算額:1,000千円、負担率:市単独〉

- 的:脱毛症状に悩むこどもを抱える家庭の経済的負担並びにこども自身の身体的・精神的負 担及び社会生活への不安の軽減を図る
- ●対 象 者:申請日時点で①~③の条件すべてに該当する方
 - ①大分市に住民票がある方(ウィッグ等を装着する方または保護者(法定代理人)のい ずれか)
 - ②小学1年生~18歳の方
 - ③脱毛等の理由によりウィッグ等を購入・リースした方
- ●助成内容:対象者の方が、対象年度に購入・リースした医療用ウィッグ(全頭用)や、頭皮保護用 ネット等に係る費用の2分の1(上限5万円)

●実施状況: □

対象年度	申請件数	助成額(円)
6	5	189,345

5 栄養改善

(1) 食生活栄養改善推進事業の体系



(2) 食生活栄養改善推進事業

〈7年度予算 1)~4)4,072千円、負担率:市単独〉

1) 食育推進事業

① 離乳食講習会

名	称		離乳食講習会	÷	とり	わけ離乳食講	習会
		食生活の基礎	食生活の基礎となる離乳食の重要性を理解			ともに、こと	さもの食欲、摂
目	的	食行動、成長	食行動、成長・発育パターン等を考慮し、個々に応じた離乳食の進め方について指			方について指	
		導・助言を行	導・助言を行い育児支援に繋げる。				
対	象	3~5か月児の保護者			9~12か月児	の保護者	
会	場	中央保健センター、東部・西部保健福祉		中央保健センター、東部・西部保健福祉			
Z Z	勿	センター センター			センター		
		年 度	回 数	参加者数	年 度	回数	参加者数
	/主	4	71	419	4	9	63
実	績	5	72	529	5	9	83
		6	35	581	6	9	111

② 健康教育(食育)

●実 績

年度	回数	参加者数
4	59	527
5	77	785
6	102	1.053

【内容】

食育テーマの健康教育 食の独り立ち応援事業 地域のイベント 食育サポートチーム支援 等

③ 食育の日普及啓発(食育キャンペーン)

●内 容 毎年6月の食育月間にイベントを開催、料理展示やレシピ、資料配布等を行う。

●実 績

年度	回数	参加者数
4	3	720
5	1	500
6	1	404

④ 食育サポートチーム活動

●内 容 保育所・幼稚園・学校などからの要望に応じて「食育」に関する知識や経験を活 かした講話や料理教室等を実施する。

●実 績

年度	回数	参加者数
4	5	270
5	8	332
6	12	585

- ⑤ からだが喜ぶ食育応援店普及推進事業
 - ●目 的 栄養成分表示、健康情報提供、野菜たっぷりメニュー提供等を実施している飲食 店、社員食堂などを「からだが喜ぶ食育応援店」として登録し、食の環境整備を図る。
 - ●実 績 累計登録店舗数 251店舗

2) 栄養改善事業

① 母子保健事業

●実 績

年度	回数	人数
4	234	797
5	254	1,278
6	247	1,146

【内容】

すこやか子育てひろば かるがもひろば はじめての歯みがき教室 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 等

② 成人保健•老人保健事業

●実 績

年度	回数	人数
4	76	159
5	106	653
6	120	1,004

【内容】

健康教室 看護の日

健康相談会 健康ひろば 等

3) 住民組織の育成

- ① 食生活改善推進員養成講座
 - ●目 的 市民の健康づくりおよび食育の推進役として活動する食生活改善推進員の養成を行う。
 - ●対 象 地区組織活動の趣旨に賛同し、養成講座修了後、食生活改善推進員として、健康 づくりの普及啓発活動を実践できる市民
 - ●内 容 カリキュラムに沿って講話や調理実習、運動等の講座を行う。
 - ●実 績

年度	期生	修了者数
4	17期生	6
5	18期生	16
6	19期生	13

② 食生活改善推進協議会 研修会·活動支援

●目 的 食生活改善推進協議会に対して、研修会の開催や活動支援、事業委託を行うこと により地域に根ざした活動を充実させ、地域住民の栄養改善を図る。

●実 績

年度	回数	延参加者数
4	106	1,297
5	80	1,321
6	75	1,206

●会 員 数 令和 6 年度185人

●委託事業

事 業 名	回数	参加者数
こども料理教室	5	111
バランス料理教室	20	332
地域で食育交流会	5	78

4)給食施設指導事業

●目 的 利用者へ栄養効果が十分でかつ安全な給食の提供がなされるよう、栄養・調理・ 衛生管理に関する知識の向上及びその改善について指導、助言を行う。また、研 修会を開催するなかで、情報提供や施設間のネットワークづくりを図る。

●対 象 病院・診療所(有床)・福祉施設・事業所等の給食施設の従事者

●内 容 施設指導監査、立入検査に同行し指導を行う。また研修会を開催する。

●実 績

年度	回数	延人数
4	107	417
5	110	493
6	92	440

5) 高齢者食生活改善事業

〈7年度予算額:429千円(長寿福祉課予算)〉

- ① 高齢者食生活指導者講習会
 - ●目 的 地域の高齢者やその家族に対して高齢者の食生活改善や低栄養予防に関する講習 会を行う指導者を養成する。
 - ●対 象 大分市食生活改善推進協議会の会員
 - ●内 容 低栄養予防に関する講義及び調理実習
- ② 高齢者食生活講習会 (食生活改善推進協議会委託)
 - ●目 的 地域の高齢者やその家族に対して、高齢者食生活指導者講習会を受講した食生活 改善推進員が各地域において高齢者の食生活改善や低栄養予防に関する講習会を 行う。
 - ●実 績

年度	回数	参加者数
4	16	369
5	16	253
6	16	252

6) 国民健康·栄養調査

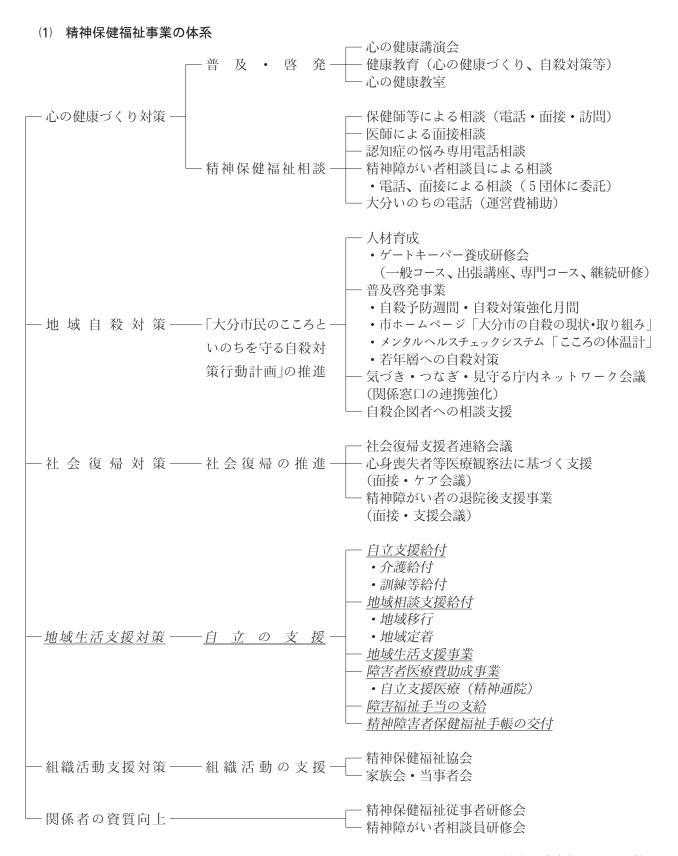
〈7年度予算額:1,955千円、負担率:国 $\frac{10}{10}$ 〉

健康増進法に基づき、国民の健康保持増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。厚生労働省が無作為に対象地区を抽出し11月に調査を実施する。

令和6年度調査対象地区:4地区

6 精神保健

〈7年度予算額:7.128千円、負担率:国一部負担、市その他〉



(2) 心の健康づくり対策

1) 普及 • 啓発

① 心の健康講演会

市民が心の健康に関心を持ち、精神疾患やその初期症状、前兆に対処することができるよう、また相談や受診等ができるよう、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を図る。

日時・場所	対 象	内容	参加者数
令和6年10月29日 大分市保健所		講演:身近に潜む依存症 (アルコール、ギャンブル問題について)講師:竹下粧子クリニック 院長 竹下 粧子 氏・依存症(嗜癖、アディクション)について	53
令和6年11月15日 稙田市民行政センター	一般市民及び 保健・福祉の 関係者	 ・依存症(嗜癖、) ディクション) について ・アルコール依存症 ・ギャンブル依存症 ・家族 ・自助グループ ・機能不全家族 ・セルフケア ・当事者(断酒会・AA)による体験発表 	41

^{※2}会場とも同一内容で実施

② 健康教育

地域住民や職域を対象に、心の健康づくり、自殺対策等に関する正しい知識の普及啓発を図る。

日時•場所	対 象	内容	参加者数
令和6年5月15日 寒田校区公民館	寒田校区公民 館高齢者大学	「こころの健康づくり」 ・こころの健康づくり ・高齢者の熱中症対策 講師 大分市保健所 保健師	17
令和6年6月20日 みらいハート プラザ大分	碩田地域包括 支援センター	精神疾患を有する方へのかかわり方と他機関が連携したアプローチについて 講師 大分市保健所 医師・保健師	17
令和6年7月17日 県立大分鶴崎 高等学校	2年生(講座選択者)	「こころの健康について考えてみよう」 自分の心を考える、セルフケア 他者の心にも気遣おう(話の聞き方) 講師 大分市保健所 医師・保健師	40
令和6年8月6日 稙田公民館	社会教育課主 催「おおいた ナイトスクー ル」受講者	「心の健康・熱中症対策」 ・メンタルヘルスとセルフケア ・熱中症対策について 講師 大分市保健所 保健師	19
令和6年9月19日 二豊フーズ 株式会社	従業員	「こころの健康~その悩み抱え込まずに相談を~」 ・こころの健康について ・こころを守るセルフケア 講師 大分市保健所 保健師	6

③ 心の健康教室

主に中学生を対象に、飲酒・喫煙・心の健康等の問題について、正しい知識の普及を図る。

日時•場所	対 象	内容	参加者数
令和6年7月12日	3 年生	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	175
稙田南中学校	0 十二	講師:大分市保健所 保健師	110
令和6年10月17日	全学年	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	25
佐賀関中学校	主子牛	講師:大分市保健所 保健師	20
令和6年11月11日	7 • 8 • 9	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	296
賀来小中学校	年生	講師:大分市保健所 保健師	290
令和6年12月5日	全学年	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	750
滝尾中学校	土于十	講師:大分市保健所 医師・保健師	150
令和6年12月11日	7 • 8 • 9	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	44
神崎小中学校	年生	講師:大分市保健所 保健師	44
令和 6 年12月18日	全学年	「心の健康教室~薬物乱用防止教室~」	368
城南中学校	土子牛	講師:大分市保健所 医師・保健師	200

2)精神保健福祉相談

① 保健師等による電話・来所の随時相談及び嘱託精神科医による面接相談(予約制)

◎ 相談件数

年度	相談件数	一般	社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物・ ギャンブル・ゲーム	思 春 期
R 2	7,339	6,078	412	338	397	114
IX Z	(42)	(36)	(0)	(6)	(0)	(0)
R 3	5,761	4,758	292	361	266	84
K 9	(16)	(12)	(0)	(3)	(0)	(1)
R 4	5,770	4,826	234	509	134	67
K 4	(20)	(17)	(0)	(2)	(0)	(1)
D.E.	5,496	4,648	107	578	92	71
R 5	(24)	(22)	(0)	(2)	(0)	(0)
R 6	6,053	5,158	176	523	87	109
L 0	(22)	(13)	(0)	(3)	(1)	(5)

() は嘱託医による相談件数:再掲

◎ 認知症の悩み専用電話相談(再掲)

		相談内容(重複あり)					
年度	相談件数	保健サービス	性格・行動上の 問題	家庭の問題	その他		
R 2	81	46	38	30	18		
R 3	84	53	32	20	17		
R 4	84	59	22	38	11		
R 5	70	54	29	34	16		
R 6	60	41	23	27	16		

◎ 精神障がい者相談員による相談(再掲)

電話、面接等による相談(5団体に委託)

年度	相談件数	すみれ会	てんかん協会	断 酒 会	認知症の人 と家族の会	ステップの会
R 2	196	68	53	7	35	33
R 3	173	47	50	7	46	23
R 4	145	50	36	5	48	6
R 5	184	21	58	8	92	5
R 6	130	10	29	5	82	4

② 精神保健福祉訪問指導

年度	訪問	件 数	3	延人員	員 内 訪	7
十尺	実 人 員	延人員	一般	社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物等
R 2	173	766	583	71	28	84
R Z	(5)	(5)	(5)	(0)	(0)	(0)
R 3	139	555	371	88	31	65
11 0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
R 4	120	498	339	81	55	23
11 4	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)
R 5	134	627	492	36	72	27
17. 0	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
R 6	167	715	578	76	42	19
11 0	(2)	(2)	(1)	(0)	(1)	(0)

() は嘱託医による訪問件数

(3) 地域自殺対策

人材育成

ゲートキーパー養成研修会

一般市民や地域で活動する支援者、市職員及び学校の教職員等を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき見守り必要な支援につなぐ役割が期待される「ゲートキーパー」を養成する。

◎ 一般コース

日時•場所	対	象	内容	参加者数
令和6年7月4日 大分市保健所	一般市民 民生委員・!	児童委員	講義1: 「大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割 について」 講師:大分市保健所 保健師 講義2:	57
令和6年7月16日 稙田市民行政 センター	健康推進員市職員等		講我 2 ・ 「地域の住民だからこそできる自殺予防」 講師:大分県立看護科学大学 人間科学講座 人間関係学研究室 准教授 関根 剛 氏	28

※2会場とも同一内容で実施

◎ 出張講座

日時•場所	対 象	内	容	参加者数
令和6年5月1日 大分県立 看護科学大学	学生(若葉祭自殺対 策啓発ブースメン バー)			6
令和6年6月26日 松岡校区公民館	松岡校区 民生委員・児童委員			15
令和6年9月12日 住吉校区公民館	住吉校区 民生委員・児童委員			15
令和6年9月14日 長浜校区公民館	長浜校区 民生委員•児童委員			15
令和6年9月26日 ㈱レゾナック新館 2階会議室	大分石油化学コンビ ナート「鶴洋会」 会員企業代表者 (衛生管理者等)	講義: 「ゲートキーパー養成研修会	出張講座」	70
令和6年10月1日 明治安田生命 大分北営業部	明治安田生命 大分北営業部従業員 (主に保険外交員)	・保健師講話・DVD視聴等講師:大分市保健所 保健師		70
令和6年12月18日 市役所別館 6階中会議室	大分市介護相談員			20
令和 6 年12月18日 市役所別館 6 階中会議室	全労働省労働組合			1
令和7年2月25日 男女共同参画センター	男女共同参画センター相談員			5
令和7年3月21日 野津原支所	野津原地区 民生委員・児童委員			16

◎ 専門コース

日時•場所	対 象	内容	参加者数
令和6年8月9日 大分市保健所	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 訪問看護ステーション 市職員等	講義1: 「大分市の自殺の現状とゲートキーパーの役割について」 講師:大分市保健所 保健師 講義2: 「高齢者のうつと自殺について」 講師:帆秋病院 理事長・院長 帆秋 伸彦 氏 講義3: 「自殺予防のための傾聴技法」 講師:大分産業保健総合支援センターシニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典 氏	30

◎ 継続研修

昨年度及び、今年度専門コースを修了した者のうち、希望者にフォローアップ研修を実施。

日時・場所	対	象	内	容	参加者数
令和7年1月21日 大分市保健所	昨年度及る 専門コース た者のうち	くを修了し	講義1: 「大分市の自殺の現状とな 講師:大分市保健所 保信 講義2: 「信頼関係を築くコミュー 講師:大分県立看護科学」 人間関係学研究室 准証 事例検討	健師 ニケーション」 大学 人間科学講座	20

• その他 (再掲)

日時•場所	対 象	内容	参加者数
令和6年7月5日 大分市保健所		大分県立看護科学大学教授によるゲートキー パー養成研修を行い、自殺の認識やゲートキー パーの役割についての学びを深めた。	23

② 普及啓発事業

- ◎ 自殺予防週間(9月10日~16日)・自殺対策強化月間(3月)の取組み
 - ・大分駅周辺での街頭キャンペーン(9月のみ)
 - ・庁内外関係機関等の窓口にて啓発グッズ配布(9月のみ)
 - 保健所庁舎正面ガラス面にパネル掲示「その悩み 抱えこまずに 相談を」
 - ・市報掲載(9月号特集ページ)
 - ・のぼり旗、啓発パネル設置(大分市保健所内)
 - ・市民図書館ミニコーナーでの啓発
 - ・市公式SNS (X、Facebook、LINE等)への掲載
 - デジタルサイネージ掲載
- ◎ 市ホームページに取組みを掲載
- ◎ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」による相談窓口の周知(システムアクセス数44,989件)
- ◎ 若年層への自殺対策
 - ・「相談窓口検索キーワード『みまもんきー』印字マーカーペン」を学校(高等学校・大学・専 修学校等)を通じて配布(9,708本)
 - インターネット検索連動型広告による相談窓口の周知
 - ・大学、学生と協働での自殺予防の啓発と相談窓口の周知(大分県立看護科学大学大学祭でのコ ラボブース運営、大分大学開放イベントでのブース設置)

③ 気づき・つなぎ・見守る庁内ネットワーク会議

自殺の要因となる様々な悩みや不安に対する相談窓口等を持つ庁内各課が集まり、自殺の現状について共通認識を持ちながら、情報交換や情報共有を行い、窓口間の連携強化を図る。

日時•場所	対 象	内 容	参加者数
令和6年7月5日 大分市保健所	気づき・つな ぎ・見守る庁 内ネットワー ク会議委員	大分県立看護科学大学教授によるゲートキーパー養成研修を行い、自殺の認識やゲートキーパーの役割についての学びを深めた。	23
令和6年11月17日 大分市保健所	気づき・つな ぎ・見守る庁 内ネットワー ク会議委員	グループで事例検討を行い、庁内各課がそれぞれの立場でできることについて検討し、情報共有を行った。	20

④ 自殺企図者(※)の相談支援

警察署から連絡のあった自殺企図者に対し、対象者またはその家族等への早期の相談、自殺企図の要因に応じた相談先の紹介などの支援を行う。

※自殺しようとする行為そのもの(事前の準備でなく)を自殺企図という。

自殺企図連絡通報件数

年度	総数	男性	女性
R 2	104	36	68
R 3	112	51	61
R 4	143	40	103
R 5	205	83	122
R 6	208	80	128

(4) 社会復帰対策

① 社会復帰支援者連絡会議

医療機関や社会復帰施設など関係者相互の情報交換等により、互いの理解を深めるとともに社会 復帰のためのネットワークづくりを行う。

日時•場所	内容	参加者数
	講義 1:「地域移行支援について」 講師:地域移行支援・地域定着支援アドバイザー 衛藤病院 精神保健福祉士 大塚 真也 氏	
令和6年11月19日 大分市保健所	講義 2: 「精神障がい者の地域移行について	45

② 心神喪失者等医療観察法に基づく支援

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保の ために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発 の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的とする。

年度	対象人数	面接回数	会議回数
R 2	8	28	34
R 3	4	9	16
R 4	3	10	9
R 5	4	6	14
R 6	6	9	25

③ 精神障がい者の退院後支援事業

精神障がい者が、退院後も地域で安心した生活を送ることができるように入院中から関わり、 本人のニーズに応じた退院後支援計画を保健所が主体となって作成する。退院後は定期的な訪問や 電話相談、関係機関との連携を図りながら計画全体の調整を行う。

左帝	5464 米4	同 意	7日李	当該年度内
年度	対象人数	(取り下げ)	不同意	計画を作成した数
R 2	8	8 (0)	0	7
R 3	12	9 (1)	3	6
R 4	8	5 (1)	3	6
R 5	5	5 (0)	0	2
R 6	10	9 (1)	1	6

[※]対象人数は本人へ事業の説明をした数。

(5) 組織活動支援対策

◎ 家族会・当事者会

家族会、当事者会等に対し、活動の内容等を把握し、必要時助言等を行い活動を支援する。

(a) おおいたステップの会(ひきこもりの人の家族の会)

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 2	9	89	
R 3	4	35	
R 4	4	34	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 5	3	24	
R 6	2	15	

(b) 大分すみれ会(精神疾患をもつ人の家族の会)

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 2	8	131	
R 3	6	97	
R 4	5	70	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 5	9	130	
R 6	6	85	

(c) あしたば会 (アルコールや他アディクション (嗜癖) の問題をもつ人の家族の会)

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 2	1	5	
R 3	2	14	
R 4	2	15	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 5	2	12	
R 6	1	7	

(d) 断酒会(アルコール依存症の人とその家族の会)

年度	支援回数	参加人員	内容
R 2	1	8	
R 3	1	11	
R 4	2	28	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。
R 5	3	41	
R 6	3	44	

(e) 公益社団法人日本てんかん協会大分県支部(波の会)

(てんかんをもつ人とその家族の会)

年度	支援回数	参加人員	内 容
R 6	3	18	定例会に参加し、情報交換・健康相談・助言等を行う。

(6) 関係者の資質向上

① 精神保健福祉従事者研修会

精神保健福祉業務に関わる職員や関係者などを対象に、精神疾患や精神障がい者への関わりについて理解を深め、資質の向上を図る。

日時・場所	対 象	内容	参加者数
令和7年1月22日 大分市保健所		「令和6年度 精神保健福祉法改正に係る研修会」	
		講義1:「精神保健福祉法について」	
	市職員	大分市保健所 保健師	42
	T	講義 2:「精神疾患の理解と対応について」	
		大分市保健所 医師	

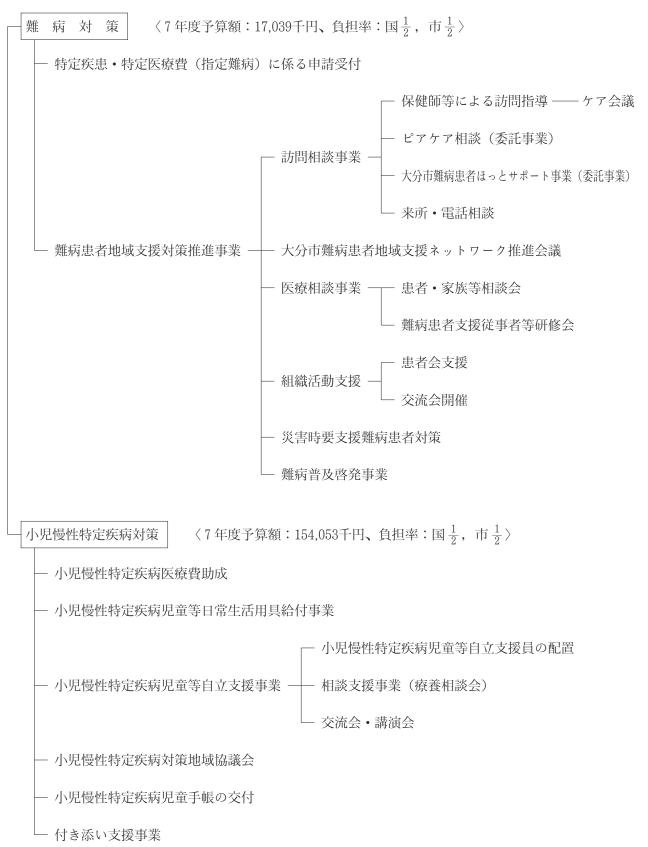
② 精神障がい者相談員連絡会

委託を受けた相談員を対象に、事業の説明を行うと共に相談員同士の情報交換を目的に実施。

日時•場所	内容	参加者数
令和6年5月10日 大分市保健所	・令和5年度事業報告・令和6年度事業説明・相談員交流	9

7 難病対策

(1) 難病対策事業の体系



(2) 特定疾患・特定医療費(指定難病)受給者数(大分市)

年度	特定疾患医療受給者数 (特定疾患治療研究事業による)	特定医療費(指定難病)受給者数
4	9人	5,010人
5	6人	5,200人
6	6人	5,451人

※ 平成27年1月1日から、難病医療法に基づき新たな医療費助成制度が施行され、348疾病(令和7年4月現在)が指定難病として医療費助成の対象となっている。難病医療法へ移行しなかった5疾病は、特定疾患治療研究事業による医療費助成の対象として継続している。

(3) 訪問相談事業

① 保健師等による訪問指導

難病患者(主に神経系の特定医療費(指定難病)新規受給者)及びその家族が安心して療養生活を 送れるよう、保健師による訪問を実施し、必要に応じて、制度の紹介や関係機関との連携等を行う。

年 度	実 人 員	延人員
4	45	67
5	5 129	
6	77	190

② 大分市難病患者訪問相談事業(ピアケア相談)

難病患者及びその家族の精神的負担の軽減や生活の質の向上を図るため、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の訪問相談員による訪問相談を実施。

年 度	実 人 員	延人員
4	6	20
5	10	15
6	13	20

③ 大分市難病患者ほっとサポート事業

ピアケア相談対象者の継続的な支援として、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の相談員による訪問相談や電話相談を実施。

年	度	訪	問	電	話
4			46		66
5		46			60
6			45		61

(4) 来所・電話相談

難病患者及びその家族が安心して療養生活を送れるよう、医療や生活全般、福祉制度等についての 相談を実施。

年 度 宝人員		延		延	件			数			
年度	実人員	申請	医療	家族看護	福祉制度	就 労	就学	食事栄養	歯 科	その他	計
4	456	71	278	80	24	12	1	5	0	191	662
5	420	22	393	163	48	12	0	7	0	100	745
6	398	10	365	264	49	10	0	0	0	77	775

(5) 在宅療養支援対策会議

① ケア会議

在宅難病患者における課題の解決策や療養生活の支援方針等について検討することを目的に、支援関係機関が一堂に会し、在宅療養における調整会議を開催または参加。

参加者:難病患者・家族、主治医、看護師、訪問看護師、ヘルパー、リハビリテーション専門職 (PT・OT・ST)、ケアマネジャー、医療機器業者、福祉用具関連事業所、保健所保 健師等

年 度	回 数	
5	14	
6	30	

② 難病患者地域支援ネットワーク推進会議

難病患者及びその家族が地域の中で安心して療養することができるよう、支援体制に関する課題 について情報を共有し、地域の実情に応じた体制を整備することを目的に、会議を開催。

構成メンバー:医療機関(医師・医療ソーシャルワーカー)、訪問看護ステーション、中部圏域 大分地域リハビリテーション広域支援センター、ヘルパーステーション、居宅介 護支援事業所、障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、大分県難病 医療連絡協議会、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会(患者団体)、障害福 祉課、長寿福祉課、保健所

日時•開催方法	内容	参加者数
令和7年1月30日 大分市保健所	 ・大分市における特定医療費(指定難病)受給者証所持者の状況 ・難病対策事業報告 ・難病患者の災害時の備えについて(炎症性腸疾患、パーキンソン病) ・事例検討 「ALS(筋萎縮性側索硬化症)長期在宅療養者と事業所の信頼関係の構築について」 	14

(6) 難病医療講演会

難病患者及びその家族等が病気に対する理解を深め、療養上の不安の軽減を図るため、医療講演会や相談会を開催。

日時•開催方法	対象疾患および内容		
令和6年10月3日	難病医療講演会(脊柱靭帯骨化症)		
大分市荷揚	・講演「脊柱靭帯骨化症の最新治療と日常生活の工夫について」 講師 九州大学病院別府病院 整形外科教授 播广谷 勝三氏	48	
複合公共施設 (ハイブリッド形式)	• 患者会紹介	40	
	OPLL友の会大分県支部 髙橋 浩一氏		

(7) 難病従事者研修会

在宅難病患者を支援する従事者の知識・技術の向上や連携強化のための研修会を開催。

対象:居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所の従事者

日時•開催方法	対象疾患および内容	参加者数
	・事例発表「在宅難病患者に対する意思伝達装置を用いた	
	コミュニケーション支援の実際について」	
令和 6 年 6 月13日 大分市保健所	講師 けいわ訪問看護ステーション大分	
	言語聴覚士 境 日佳莉氏	94
	・講話「意思伝達装置の説明」	
	講師 ダブル技研株式会社 吉本 真一郎氏	
	・意思伝達装置体験会	

(8) 難病ガイドブックの配布

難病患者及びその家族等に対し、制度やサービス、相談先について分かりやすく説明するために活用。 配布対象者:特定医療費(指定難病)新規受給者、支援関係機関等

年 度	配布数
6	955

(9) 患者会支援

総会や交流会等に出席し、相談や助言を行うとともに、難病患者及びその家族へ患者会の周知等を 図る。

《支援対象患者会》 ※保健師出席回数

患 者 会		会	交流	交 流 会	
思	R 5	R 6	R 5	R 6	
大分脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会	1	1	3	2	
日本ALS協会大分県支部			1	1	
全国パーキンソン病友の会 大分県支部	1	1	4	5	
全国膠原病友の会大分県支部	1	1		1	
よりみちの会(全身性強皮症・皮膚筋炎/多発性筋炎)			3	3	
日本リウマチ友の会 大分支部	1	休止中		休止中	
大分IBD友の会(潰瘍性大腸炎・クローン病)		1	2		
MSつくしんぼ				1	
大分県網膜色素変性症協会(JRPS大分)	1			市外	
大分県脊柱靭帯骨化症友の会	1	1	3	1	
大分県難病・疾病団体協議会	1	1		2	
計	7	6	16	16	

(10) 緊急時対応システム登録の支援

災害等緊急時に、在宅難病患者の緊急搬送を迅速に行うため、人工呼吸器の使用等医療依存度の高い方や寝たきり状態の方等に対して、大分市消防局の事業である「緊急時対応システム」への登録を 支援する。

年 度	新規申請	登録総数
4	1	32
5	2	31
6	6	33

*「緊急時対応システム」登録の申請代行

(11) 災害時要援護難病患者個別支援票の作成

在宅人工呼吸器装着難病患者の災害時を想定した備えの把握や支援体制の構築を目的に、災害時要 援護難病患者個別支援票を作成し、患者・家族および関係機関で共有する。

年 度	新規作成者数	作成者総数
4	2	33
5	1	30
6	3	26

(12) 小児慢性特定疾病医療費助成

目 的 小児慢性特定疾病(801疾病)にり患している児童について、健全育成の観点から、 患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成。

根拠法令 児童福祉法(一部法改正:平成27年1月施行)

大分市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領

	4 年	F.度	5 至	F.度	6 至	F.度
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
医療受給者証交付総数	88	527	83	541	74	560
公費負担医療費支払金額	115,931千円		145,453千円		138,685千円	

(13) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

目 的 小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けた児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、児童等の健全育成及び日常生活の便宜を図る。

根拠法令 大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

対象用具 ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具

⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車いす ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器

⑩クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー(吸入器)

⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具(蓄便袋、蓄尿袋) ⑰人工鼻

(18)チューブ型包帯

年度	件数	用具
4	2	吸引器(2件)
5	7	パルスオキシメーター(2件)、吸引器(4件)、吸入吸引両対応機
6	2	ストーマ装具 (2件)

(14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

概要:慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成 長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

① 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置

概要:関係機関との連絡調整及び利用者との橋渡しや、患児個人に対し地域における各種支援策の活用の提案等を行う自立支援員を配置する。(大分県と合同配置)

② 小児慢性特定疾病児童等療養相談会

概要:小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたる療養生活を送っている児童等とその家族に対して、療養相談会を実施することにより、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小児慢性 特定疾病児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

日時•開催方法	内容	参加者数
令和6年9月8日 大分市保健所 (ハイブリッド開催)	就職支援研修会 対象 受給者、保護者、支援者 ①演題 自分らしく働くために今から知っておきたいこと 講師 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ 衛藤 久弥 氏 ②演題 病気とともに〜経験者からのメッセージ〜 講師 当事者 田仲 駿太 氏	26
令和 6 年11月24日 大分市保健所	小児がん講演・交流会 【保護者向け】演題 小児がん、知って、支えて、ともに歩む 講師 大分大学医学部小児科 医師 平野 直樹 氏 【患児向け】 ワークショップ 講師 HENSO 氏 「偏光板を使って不思議な世界をのぞいてみよう!」	18
令和 6 年12月 7 日 オンライン開催	自立支援研修会 対象 受給者、保護者、医療従事者 演題 慢性疾病をもつ子どもに必要な自律(自立)支援とは 講師 国立成育医療研究センター 掛江 直子 氏	58

(15) 小児慢性特定疾病対策地域協議会

概要:専門医療機関、教育機関、就労支援機関、NPO法人やボランティア、患者会・家族会、行政関係者等により構成された協議会を開催し、地域における慢性疾病児童等の支援に係る施策等について協議する。

日時•開催方法	内容	参加者数
	・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の状況及び更新アンケート結果	
令和7年2月4日	• 令和 6 年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施報告	97
オンライン開催	・小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動報告	27
	・所属団体の自立支援事業の状況	

(16) 小児慢性特定疾病児童手帳の交付

概要:小児慢性特定疾病児童等の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をするものであり、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図るための手帳を交付する。

令和6年度交付実績:70件

(17) 付き添い支援事業(令和5年度新規事業)

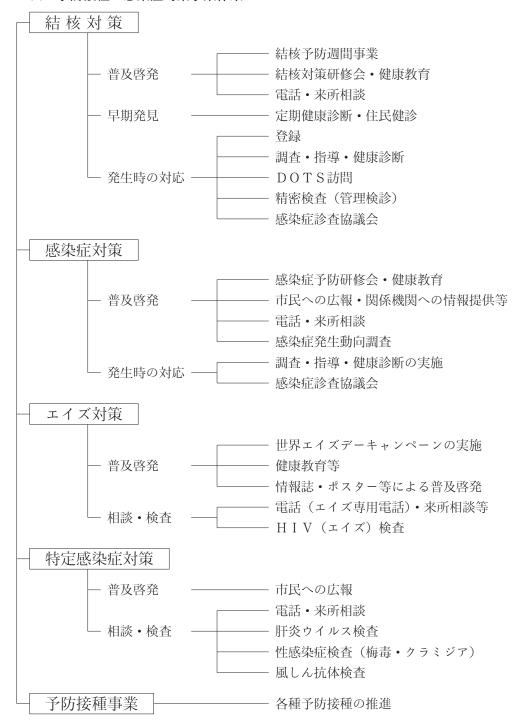
概要:小児慢性特定疾病の医療費受給者が長期入院(7日以上)し、家族が付き添いのため宿泊施設を利用した場合、費用の一部(対象経費の1/2 上限額は2,000円/泊)を補助する。

年 度	件数
5	3
6	13

8 感染症対策

〈7年度予算額:1,931,095千円、負担率:国・県一部負担、市その他〉

(1) 予防接種・感染症対策事業体系



(2) 結核対策

ア 事業目的

感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。

イ 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11年4月1日施行)

ゥ 事業実績

① 年末時登録結核患者数

年	次	2	3	4	5	6
全	玉	31,551	27,754	24,555	22,426	21,621
Ì	県	272	242	218	232	239
市		92	76	68	64	65

② 年末時登録活動性結核患者数及び有病率

(有病率は人口10万対)

	年	次	2	3	4	5	6
	玉	患者数	8,640	7,744	6,782	6,794	6,712
全	FFI	有病率	6.8	6.2	5.4	5.5	5.4
	 県	患者数	76	84	78	87	86
'	宗	有病率	6.8	7.5	7.0	7.9	7.9
	市	患者数	20	28	20	27	26
	1 1	有病率	4.2	5.9	4.2	5.7	5.5

③ 新登録結核患者数及び罹患率

(罹患率は人口10万対)

	年	次	2	3	4	5	6
全	玉	患者数	12,739	11,519	10,235	10,096	10,051
王		罹患率	10.1	9.2	8.2	8.1	8.1
	県	患者数	107	117	119	134	116
	乐	罹患率	9.5	10.5	10.8	12.2	10.7
	市	患者数	32	36	33	31	32
	ΙΙΊ	罹患率	6.7	7.6	7.0	6.6	6.8

④ 結核死亡者数及び死亡率

(死亡率は人口10万対)

年	次	2	3	4	5	6
全国	死亡者数	1,909	1,844	1,664	1,587	1,461
	死亡率	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2
県	死亡者数	18	13	25	30	12
	死亡率	1.6	1.2	2.3	2.7	1.1
市	死亡者数	4	1	3	3	2
111	死亡率	0.8	0.2	0.6	0.6	0.4

⑤ 大分市の患者の内訳

1. 年齢別年末時登録結核患者数

年龄年次	総数	0歳~ 4歳	5歳~ 9歳	10歳~ 14歳	15歳~ 19歳	20歳~ 29歳	30歳~ 39歳	40歳~ 49歳	50歳~ 59歳	60歳~ 69歳	70歳 以上
2	92					5	6	5	6	7	63
3	76					2	5	5	3	6	55
4	68	1				2	3	5	1	10	46
5	64	1					5	6	3	9	40
6	65					2	3	5	2	10	43

2. 年齢別新登録結核患者数

年龄年次	総数	0歳~ 4歳	5歳~ 9歳	10歳~ 14歳	15歳~ 19歳	20歳~ 29歳	30歳~ 39歳	40歳~ 49歳	50歳~ 59歳	60歳~ 69歳	70歳 以上
2	32					1			1	4	26
3	36					1	2	4	2	3	24
4	33	1			1					4	27
5	31						3	1	1	2	24
6	32					2		3		3	24

3. 年齡別結核死亡者数

年龄年次	総数	0 歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳以上
2	4				4
3	1				1
4	3				3
5	3				3
6	2				2

⑥ 結核患者等検(健)診実施状況

1. 精密検査(患者管理検診)実施状況

区分	対象者数	受	診 者	数	受 診 率	受診者内訳	要医療率
年次	(A)		保 健 所 実 施 分	医療機関委 託 分	/ \ / / \	要 医 療 者 (C) 発病の恐れ が あ る 者	
2	201	191	27	164	95.0%	2 0	1.0%
3	151	140	17	123	92.7%	2 0	1.4%
4	119	115	5	110	96.6%	0 0	0.0%
5	117	108	11	97	92.3%	0 0	0.0%
6	122	121	12	109	99.2%	0 0	0.0%

※R6年次 未受診者 1名(連絡つかず 1名)

2. 患者家族•接触者健診実施状況

区分	対象者数	受	診 者	数	受 診 率	受診者内訳	要医療率
年度	(A)	総 数 (B)	保 健 所 実 施 分	医療機関委 託 分	(B) / (A)	要 医 療 者 (C) 発病の恐れ が あ る 者	() ()
2	883	882	480	402	99.9%	18 83	2.0%
3	930	924	611	313	99.4%	17 102	1.8%
4	504	500	304	196	99.2%	7 65	1.4%
5	477	472	295	177	99.0%	11 43	2.3%
6	389	386	298	88	99.2%	9 35	2.3%

• 未受診 3名(死亡: 2名)

•要医療者 9名(潜在性結核感染症7名、肺結核2名)

・発病の恐れがある者(胸部エックス線検査で経過観察を要する者) 35名

⑦ 一般住民結核健診実施状況

区分	集団検診	施設検診				受診率		精	密検	査	
年度	会場数		対象者数	受診	受診者数	(%)	対象者数	受診者数	異常なし	肺結核	他の疾患
2	134	7	129,177	12 新規	2,575 535	9.7	151	130	34	0	96
3	183	8	131,717		4,434	11.0	156	136	42	0	94
9	100	0	101,717	新規	623	11.0	150	130	42	U	94
4	176	8	133,435		5,745	11.8	211	190	74	0	116
			-	新規	605						
5	157	8	134,169		5,282	11.4	169	160	47	0	113
				新規	570						
6	158	158 9	141,084		5,941	11.3	207	140	39	0	101
			111,001	新規	525	11.0	201	140	39		101

⑧ BCG接種実施状況

	区分	В	C G 接	種
年度		対象者数	接種者数	接種率
2		3,708	3,863	104.2%
3		3,658	3,626	99.1%
4	乳幼児	3,598	3,441	95.6%
5		3,400	3,223	94.8%
6		3,150	3,124	99.2%

※ツベルクリン反応検査は16年度末をもって廃止されました。

⑨ 結核医療費

事業目的 結核患者の医療費を公費で負担することにより、結核の蔓延を防止する。

- 1. 感染症診查協議会開催状況
 - 開催回数 13回
 - 診査件数

年次 区分	入院勧告	入院期間の 延 長	医療費の 公費負担
4	18	61	190
5	13	37	162
6	10	27	128

2. 公費負担医療費支払い状況

		一般患者	(法37条の) 2)		一般患者	含(法37条	₹)		
	被用	者保険	国民	健康保険	被用] 者保険	国民	国民健康保険		
	件数	金 額	件数	金 額	件 数	金 額	件数	金 額		
令和4年3月~	件	円	件	円	件	円	件	円		
令和5年2月	139	745,755	379	366,605	24	4,583,069	54	3,021,674		
診 療 分										
令和5年3月~ 令和6年2月 診療分	224	847,970	340	352,179	0	0	59	3,464,509		
令和6年3月~ 令和7年2月 診療分	200	2,121,889	299	429,055	11	6,617,190	45	3,402,037		

3. 結核予防普及啓発事業……結核予防標語の横断幕設置

各種メディアを利用した普及啓発 結核予防標語入りサージカルマスクの配布 結核読本の配布及び保健指導

(3) 感染症対策

- ① 感染症発生動向調查事業
 - 全数把握
 - 一類感染症患者届出数

	疾	患	名		令和2年~令和6年
エボラ出血熱、クリマールブルグ熱、ラ		ゴ出血熱、	痘そう、	南米出血熱、ペスト、	なし

二類感染症患者届出数(結核を除く)

疾 患 名	令和2年~令和6年
急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、 *中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、 *鳥インフルエンザ(H7N9)	なし

三類~五類感染症患者届出数

(単位:人)

区分	年 次	2	3	4	5	6
	コレラ	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0
三類感染症	腸管出血性大腸菌	10	2	8	8	17
	腸チフス	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0
	E型肝炎	1	0	0	0	0
	A型肝炎	0	0	0	0	1
	重症熱性血小板減少症候群	5	1	3	3	5
四類感染症	つつが虫病	2	4	5	3	0
	デング熱	0	0	0	1	0
	日本紅斑熱	1	3	2	6	12
	レジオネラ症	7	7	10	7	10
	アメーバ赤痢	3	3	1	3	3
	ウイルス性肝炎	0	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	5	11	11	17	8
	急性脳炎	7	1	0	3	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6	6	0	2	9
	後天性免疫不全症候群	4	6	2	3	5
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	1	1	1
工術成為完	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0
五類感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	2	3	2	4	6
	水痘(入院例に限る。)	4	3	1	1	2
	梅毒	13	32	58	60	65
	播種性クリプトコックス症	0	1	1	1	3
	破傷風	0	0	1	0	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1	4	8	9
	百日咳	76	5	0	0	3
	風疹	0	0	0	0	0
	麻疹	0	0	1	0	0

※四類感染症及び五類感染症は、主に届出のあった疾患を掲載

• 定点把握

三類~五類感染症患者届出数

(単位:人)

			Т				
区	分	年 次	2	3	4	5	6
	インフルエンザ/	インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く)	2,219	7	102	14,975	12,346
	COVID-19定点	COVID-19(新型コロナウイルス感染症)(R5.5/8~)				6,008	6,863
		RSゥイルス感染症	53	870	1,099	1,519	825
		咽 頭 結 膜 熱	167	261	239	1,403	680
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	488	255	353	1,097	2,561
		感 染 性 胃 腸 炎	4,237	4,580	6,422	8,619	9,470
		水 痘	172	137	50	74	132
	小児科定点	手 足 口 病	51	975	595	463	2,476
		伝 染 性 紅 斑	118		5	7	14
五.		突 発 性 発 疹	332	350	316	351	347
		ヘルパンギーナ	284	237	123	957	405
類		流行性耳下腺炎	43		17	23	40
		マイコプラズマ肺炎	52.0		0	1	2,663
感	眼科定点	急性出血性結膜炎	1		0	0	1
Ordin.		流行性角結膜炎	75		59	154	156
染		細菌性髄膜炎	0		0	0	0
 症	基幹定点	無 菌 性 髄 膜 炎	0		0	0	0
71E.	(週 報)	マイコプラズマ肺炎	1	_	0	1	9
		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0		0	0	0
		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	0	_	0	0	0
		性器クラミジア感染症	119		104	144	171
	性感染症定点	性器ヘルペスウイルス感染症	41	39	38	43	56
		実形コンジローマ	21	20	22	29	24
		淋 菌 感 染 症	75	54	47	71	113
	基 幹 定 点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	170	200	180	170	147
	(月 報)	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	16		0	0	0
		薬剤耐性緑膿菌感染症	3	1	0	0	0

発生動向調查事業定点把握指定届出医療機関数

週 報 インフハエンサ/COVID-1錠点 17定点 眼科定点 3 定点

小児科定点 11定点 基幹定点 2 定点

月 報 性感染症定点 4定点 基幹定点 2定点

(4) エイズ対策

エイズを引き起こすHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者の早期発見のためのHIV抗体検査、エイズに関する不安や悩みの相談(エイズ専用電話)、また感染予防のための正しい知識の普及とエイズ患者及びHIV感染者の理解のための世界エイズデー関連のイベント、各種機会におけるパンフレット配布やポスター掲示等の事業を実施している。

① 保健所におけるエイズ相談・HIV抗体検査件数

(ア) 検査件数

年	度	元	2	3	4	5	6
総	数	448	236	249	380	435	538
月	見	284	146	154	272	295	362
5	ζ	164	90	95	108	140	176

(イ) 相談件数

年 度	総数	来 所	電 話
元	1,159	21	1,138
2	662	2	660
3	766	14	752
4	1,112	9	1,103
5	949	6	943
6	977	11	966

② 啓発活動

- (ア) 世界エイズデーキャンペーン (11月~12月)
 - ・公共施設において中高生より寄せられたレッドリボンの展示
 - FM放送の番組に出演及びCM放送
- (イ) 他課主催のイベントに参加
 - ・おおいた人権フェスティバルでのパネル展示、パンフレット配布等の実施(6月)
 - トリニータホームゲームでの大型ビジョンによるHIV検査PR(6月)
- (ウ) その他
 - ・高校生へパンフレットを送付(7月:1学年分)
 - ・情報誌やデジタルサイネージによる啓発
 - ・エイズ予防啓発ポスターの掲示依頼 (公共施設、中学校、高校、大学、大型商業施設等)

(5) 特定感染症対策

クラミジア・梅毒といった性感染症や肝炎ウイルスの検査を実施することで、感染の早期発見・早期治療につなげる一方、検査に来た人には、性感染症や肝炎への正しい知識をもってもらうため、パンフレット等で保健指導をしている。

① 性感染症検査・肝炎ウイルス検査件数

(単位:件)

				B 型	肝 炎		C	型	肝	炎	HTLV-1
年度	クラミジア	梅毒	保	健所	医療機関委託 ウイルス検査	保	健	所		機関委託 ルス検査	保健所
2	215	229		236	711		23	88		710	0
3	226	242		247	677		24	19		678	0
4	351	376		379	477		37	'9		477	0
5	384	424		429	595		43	30		595	1
6	468	518		520	663		34	12		662	3

② 風しんの感染予防対策

予防接種が必要である者を抽出するための抗体検査を行うことにより、効果的な予防接種を実施 し、風しんの感染を予防し、蔓延を防止する。また、先天性風しん症候群の発症を予防する。

(ア) 風しん抗体検査実施件数

妊娠を希望する女性等に対し、風しんの抗体検査を無料で実施。

(単位:件)

年度	受 診 者	妊娠希望する女性	配偶者など同居者等
4	695	392	303
5	739	421	318
6	573	312	261

(イ) 予防接種費用の一部助成

検査の結果、抗体価が十分でないと判明した妊娠を希望する女性や妊娠中の女性の配偶者が予防接種を行う場合に、費用の一部を助成。

(単位:件)

ワクチン	MR (麻しん	」・風しん)	風しん	に単独	a	†
年 度	5	6	5	6	5	6
妊娠を希望する女性	511	373	31	35	542	408
妊婦の配偶者	51	72	0	2	51	74
合 計	562	445	31	37	593	482

(6) 予防接種事業

ア 事業目的

疾病に対する免疫をつくることにより、市民の健康保持に資するとともに、集団の免疫水準を維持し、感染症の流行から守る。

イ 根拠法令

予防接種法

ゥ 実施方法

医師会に委託して個別接種等を実施。

① 予防接種の種類及び実施時期(7年度)

◎法定接種

	Table 1600	1-1 dr. 1-4	Martin In the American State of the Company of the	n-l- Her	404 A
	種類 5 種 混 A	対象者	接種方法 ()内は標準的な接種時期	時期	料金
1)	5 種 混 合 DPT-IPV-Hib D(ジフテリア) P(百日せき) T(破傷風) IPV (ポリオ) Hib(ヒブ)	生後2月~生後90月に至る までの間にある者	初回(生後 2 月に達した時から生後 7 月に至るまでに達した時の期間) 20日以上の間隔をおいて 3 回 追加(初回終了後 6 ~18月) 初回接種(3 回)終了後 6 月以上の間隔をおいて 1 回		
2	4 種 混 合 DPT-IPV D(ジフテリア) P(百日せき) T(破傷風) IPV (ポリオ)	生後2月~生後90月に至る までの間にある者	初回(生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間) 20日以上の間隔をおいて3回 追加(初回終了後12~18月) 初回接種(3回)終了後6月以上の間隔をおいて1回		
3	D T 2 期	11歳以上13歳未満の者	1回 (11歳に達した時から12歳に達するまでの期間)		
4	B C G	1歳に至るまでの間にある者	1回(生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間)		
	M R	第1期:生後12月~生後24 月に至るまでの間にある者	1 🛽		
(5)	M R (麻しん・風しん)	第2期:5歳~7歳未満で、 小学校就学前1年間	1回		
6	日 本 脳 炎	生後6月~生後90月に至る までの間にある者	初回 (3歳) 6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回 追加 (4歳) 初回接種 (2回)終了後6月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回		
		9 歳~13歳未満	2期として1回(9歳)		
7		生後2月〜生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始時期が生後2月〜生後7月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回 追加 初回終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回 ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後7月〜生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔をおいて2回 追加 初回終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回 初回接種開始時期が生後12月〜生後60月に至るまでの間隔をおいて1回 初回接種開始時期が生後12月〜生後60月に至るまでの間にある者 1回	年間	無料
8	小 児 用 肺 炎 球菌ワクチン	生後2月~生後60月に至る までの間にある者	初回接種開始時期が生後2月〜生後7月に至るまでの間にある者 初回 生後22月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回(生後12月までに)2回目の接種が生後12月を超えた場合は3回目の接種は行なわないこと。 追加 1回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月に至った日以降に行う(生後12月〜生後15月) ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後7月〜生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回 追加 1回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月に至った日以降に行う 初回接種開始時期が生後12月〜生後24月に至るまでの間にある者 60日以上の間隔をおいて 2回 初回接種開始時期が生後24月〜生後60月に至るまでの間にある者 1回		
9	HPVワクチン (サーバリックス)	小学校 6 年生~高校 1 年生 相当の年齢の女子	標準として 1月以上の間隔をおいて2回、初回から6月以上の間隔をおいて1回(中1)		
10	HPVワクチン (ガーダシル)		2月以上の間隔をおいて2回、初回から6月以上の間隔をおいて1回(中1)		
11)	HPVワクチン (シルガード9)	小学校 6 年生~高校 1 年生 相当の年齢の女子	標準として 2月以上の間隔をおいて2回、初回から6月以上の間隔をおいて1回(中1)		
12)	水 痘 (水ぼうそう)	生後12月~生後36月に至る までの間にある者	3月以上の間隔をおいて2回 (生後12月から生後15月に至るまでの間に初回接種を行い、追加接種は初回終了後 6月から12月までの間隔をおいて1回)		
13	B 型 肝 炎	1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔をおいて 2 回、初回から139日以上の間隔をおいて 1 回(生後 2 月~生後 9 月)		
(14)	ロタウイルスワクチンロ タリックス	生後 6 週~24週までの者	27日以上の間隔をおいて 2 回		
15)	ロタウイルスワクチン ロ タ テ ッ ク	生後 6 週~32週までの者	27日以上の間隔をおいて 3 回		
16	高 齢 者 インフルエンザ	接種日に65歳以上の者(60歳以上の法定接種者を含む)	10月1日から翌年3月31日に1回 1,500円		
17)	高齢者肺炎球菌	接種日に65歳の者(60歳以 上の法定接種者を含む)	対象 年度に 1 回 3,500円 (過去に23価ワクチンの接種を受けたことがあるものを除く)		
18	新型コロナウイルス	接種日に65歳以上の者(60歳以上の法定接種者を含む)	10月1日から翌年3月31日に1回 5,000円		
19	高齢者帯状疱疹	65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳・100歳 以上となる日の属する年度 の初日から当該年度の末日 までの間にある者(60歳以 上の法定接種者を含む)	対象 生ワクチン 年度に1回 3,500円 組換えワクチン 年度に2回 9,000円 (1回あたり)		

◎任意接種

種 類	対 象 者	時期	料 金
おたふくかぜ	生後12月から生後24月に至るまでの間にあり、おたふくかぜの予防接種を受けたことがなく、おたふくかぜにかかったことがない者	年間	3,000円を一回助成する
P210①~⑮ のワクチン	骨髄移植等により、再接種を受けることが適当であると医師に認められた者・再接種日に大分市に住民 登録されている者(年齢制限あり)	年間	全額または一部

② 年度別予防接種実施状況

◎法定接種 (単位:人)

種	ポ !				四種混合 D I						日本	脳炎	М	R
年別	(急性灰	白髄炎)	ジフテリア・百日せき	・破傷風・ポリオ・ヒブ	ジフテリア•百日も	:き・破傷風・ポリオ	ジフテリア・百	日せき・破傷風	第2	2期		70		
度	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
元	133	7			14,771	15,422	0	0	2,391	2,603	24,821	25,157	8,747	8,069
2	30	0			15,596	15,655	0	0	2,692	3,740	26,859	23,167	8,029	7,812
3	0	0			15,355	14,544	0	0	3,712	3,216	22,895	14,859	7,736	7,670
4	0	0			14,824	13,760	0	0	3,771	2,963	19,845	16,538	7,413	7,253
5	0	0			14,550	13,901	0	0	2,989	3,101	15,636	15,091	7,242	7,145
6	0	0	0	8,715	13,748	3,945	0	0	3,275	3,082	15,702	13,759	7,164	6,357

種別	麻し	んん	風し	ん	ヒブワ	クチン	小児用肺	市炎球菌	H I ワク	P V チン	水 (水ぼ・	<u>痘</u> うそう)	B 型	肝炎
度	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
元	0	1	0	1	15,968	14,842	16,018	15,248	42	195	7,993	7,388	12,485	11,369
2	0	0	0	0	15,520	15,713	15,518	15,327	96	1,069	7,636	7,772	11,640	11,453
3	0	0	0	0	15,353	14,526	14,972	14,478	1,058	2,006	7,675	6,927	11,349	10,817
4	0	0	0	0	15,353	13,796	14,528	13,806	2,021	2,064	7,041	6,386	10,863	10,375
5	0	0	0	0	14,326	12,933	14,149	13,008	5,646	2,837	6,868	6,306	10,713	9,739
6	0	0	0	0	12,935	3,384	12,957	12,198	6,023	4,035	6,081	5,840	9,769	9,196

種	n h ll	ックス	ロタラ	<i>h</i>	高	治 者	高 幽	治 者	高 幽	命 者
年度別	цуу	ツンヘ		99	インフノ	レエンザ	肺炎	球 菌	J [ュナ
度 \	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
元					68,655	71,776	7,000	6,644		
2	2,000	1,745	3,000	1,930	70,687	86,900	8,900	6,060		
3	4,300	3,918	4,800	4,830	79,878	75,492	7,000	5,185		
4	3,895	3,548	4,419	4,899	67,450	76,352	5,550	4,075		
5	3,739	3,126	4,907	4,746	76,261	73,884	5,897	4,759		
6	3,313	3,001	4,616	4,555	76,797	70,197	3,300	1,349	81,000	19,356

種	風し	ん
年別	第:	5 期
度 \	抗体検査	予防接種
元	5,035	954
2	9,888	1,886
3	2,215	521
4	1,192	451
5	2,317	405
6	1, 272	370

(注) 五種混合ワクチンの予定人員について

四種混合ワクチンに代わるものとして、令和6年度に五種混合ワクチンが定期接種に追加されたが、四種混合ワクチンは生産終了となるまで従前どおり定期接種として取扱うこととされており、対象者が重複することから、五種混合ワクチンの予定人員は「0」としている。

③ 任意の予防接種費用の助成

1. おたふくかぜ

おたふくかぜの感染予防及びまん延防止のため、ワクチンの接種を行う場合に、費用の一部を1回(3,000円)助成する。 (単位:人)

対 象 者		年 度	
生後12月から生後24月に至るまでの間に、おたふくかぜの予防接種	4	5	6
を受けたことがなく、おたふくかぜにかかったことがない者	3,168	2,996	2,816

2. 骨髄移植後等におけるワクチン再接種

骨髄移植等により、それ以前に予防接種法に定められた接種済みの予防接種で得た免疫がなくなり、ワクチンの効果が期待できないと医師に診断され、任意で改めて予防接種を受ける場合に費用を助成する。 (単位:人)

対 象 者		年 度	
骨髄移植等により、再接種を受けることが適当であると医師に認め	4	5	6
られた者・再接種日に大分市に住民登録されている者(年齢制限あり)	2	2	3

9 学生実習指導

(1) 令和6年度実習生受け入れ状況

看護学生他

学 校 名	人数	時期
大分大学医学部 看護学科	7	5月7日~24日
八万八子区子印 有读子科	10	12月2日~20日
大分県立看護科学大学 大学院	1	6月~1月
八刀宗立有碳料子八子 八子阮	7	10月25日
大分県立看護科学大学 看護学科	6	5月7日~17日
八刀宗並有唆鬥于八十 有唆于鬥	7	5月20日~31日
	10	6月3日~7日
	9	6月10日~14日
大分市医師会看護専門学校	9	6月17日~21日
	10	6月24日~28日
	9	7月1日~5日
	2	9月2日~3日
大分中央看護学校	2	9月5日~6日
	2	9月26日~27日
藤華医療技術専門学校 看護学科	2	10月28日~11月1日
藤華医療技術専門学校 助産学科	4	9月24日~27日
除平匹原汉附号 J+仅 - 助庄于村	4	9月30日~10月4日
大分大学医学部 医学科	4	9月30日、10月28日
大分歯科専門学校	23	8月29日、9月12日、10月11・31日、11月9日

管理栄養士

学 校 名	人数	時 期
	11	9月30日、10月15日~18日
別府大学	7	9月30日、10月22日~25日
	4	9月30日、11月12日~15日
中村学園大学	3	10月7日~11日

10 生活衛生

〈7年度予算額:1,183千円、負担率:市単独〉

市民の日常生活に密着した理容・美容、旅館・ホテル、公衆浴場等の営業施設に関してはエイズ、COVID-19、レジオネラ症等の新たな感染症が大きな社会問題となっており、営業者の適切な衛生管理が強く求められていることから、条例等を制定するとともに、立入検査・指導を強化している。また、多くの市民が利用する大型店舗・事務所等の建築物や水道施設は、市民生活の基盤をなすものであり、管理基準に基づいた衛生確保が図られるよう立入検査・指導を実施している。

また、その他衛生に関する様々な問題についての相談、苦情への対応、あるいは情報提供を行うことで快適な生活環境の確保に努めている。

(1) 生活衛生営業施設数及び立入検査

(令和7年3月31日現在)

	年度			R	6
業種		R 4	R 5	施設数	立入検査
理	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	395	395	391	7
美 2	· 所	1,164	1,216	1,262	91
	工場	55	54	53	1
クリーニング	取 次 所	191	185	171	7
	無店舗取次店	4	4	4	0
	計	250	243	228	8
興 往	- 宁 場	12	12	12	0
	旅館・ホテル	103	97	94	22
 旅 館	簡 易 宿 所	10	11	10	1
旅館	下宿	9	8	7	0
	計	122	116	111	23
	一般	19	19	18	7
公 衆 浴 場	その他	43	50	49	12
	計	62	69	67	19
総	数	2,005	2,051	2,071	148

① レジオネラ症防止対策

レジオネラ症防止対策として「大分市公衆浴場法施行条例」及び「大分市旅館業法施行条例」が 制定されており、レジオネラ属菌の水質検査を行うこと、検査結果を掲示すること、検査結果を市 長に報告すること等を含む営業者の管理体制の強化が義務付けられている。

条例に基づき対象となる施設から報告のあったレジオネラ属菌の自主検査結果については、全施 設においてレジオネラ属菌未検出であった。

② 遊泳用プール

遊泳用プール22施設(市営: 9、私営その他:13)中6施設の衛生管理状況について調査した。

(2) 温泉利用許可施設数

温泉法に基づき、温泉を公共の浴用・飲用に利用する場合は許可が必要となっている。

(令和7年3月31日現在)

用途	年度等	R 4	R 5	R 6	総数
浴	用	2	3	2	113
飲	用	0	0	0	6

(3) 特定建築物・登録営業所の施設数及び立入検査

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定用途に供される部分の延べ面積が 3,000㎡以上の建築物を特定建築物とし、適切な維持管理をするよう定めている。

立入検査及び書類検査では、空気環境、給・排水設備等の維持管理状況、建築物環境衛生管理技術者の選任状況等について調査を行い、書類の整備、貯水槽の管理、水質検査の実施等について指導した。

① 特定建築物の施設数及び立入検査件数

		年度	D 4	D E		R 6	
用途			R 4	R 5	施設数	立入検査	書類検査
興	行	場	2	2	2	0	0
百	貨	店	11	11	11	3	0
店		舗	36	37	39	2	1
事	務	所	84	83	83	12	2
学		校	6	6	7	0	4
旅		館	21	21	20	3	0
そ	の	他	10	10	9	2	2
総		数	170	170	171	22	9

② 県知事登録営業所数

(令和7年3月31日現在)

年 度	D 4	DE		R 6	
業種	R 4	R 5	総数	再登録	新規登録
建 築 物 清 掃 業	32	30	28	2	2
建築物空気環境測定業	5	5	5	0	1
建築物飲料水水質検査業	2	2	2	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	47	44	42	6	3
建築物ねずみ・こん虫等防除業	15	14	14	3	2
建築物環境衛生総合管理業	11	10	10	5	0
建築物排水管清掃業	3	3	3	0	0
総数	115	108	104	16	8

^{*}ビルの清掃、貯水槽の清掃などの営業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」 第12条の2による県知事の登録を受けることができる。同登録には、機械器具その他の設備、並 びに厚生労働大臣が定めた資格者が必要である。

(4) 水道等施設数及び立入検査

水道法では、給水対象人口が5,001人以上のものを「上水道」、101人以上5,000人以下のものを「簡易水道」、居住者が101人以上又は一日最大給水量が20㎡を超える自家用の水道を「専用水道」として区分している。さらに、居住者が50人以上100人以下の施設は、大分県給水施設条例で「給水施設」に区分される。

また、水道事業者から供給される水のみを受水槽に受け利用している施設で、槽の有効容量が10㎡を超える施設は「簡易専用水道」として水道法の適用を受ける。受水槽の有効容量が、10㎡未満の施設は、「小規模貯水槽水道」として「大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱」に基づいた管理が求められる。

① 水道施設数及び立入検査件数

(令和7年3月31日現在)

	項目	上水道	道 簡易水道(公)簡易を		専用	水道	給水	施設
年度		上小坦	自勿小坦(公)	簡易水道(組)	施設数	立入検査	施設数	立入検査
R	4	1	0	1	53	4	2	0
R	5	1	0	1	52	1	2	0
R	6	1	0	1	52	5	2	2

② 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道立入検査件数

(令和7年3月31日現在)

年 度	総数	共同住宅	旅館	店 舗	学 校	その他
R 4	17	0	2	1	0	14
R 5	16	0	2	2	0	12
R 6	26	3	3	2	0	18

11 墓 地 管 理

〈7年度予算額:54,476千円、負担率:市単独〉

墓地の管理及び設置が公衆衛生や公共福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地・埋葬等に関する 法律に基づき、墓地開発や埋葬方法等について許可や指導、また、市営墓地及び市営納骨堂の適正な管 理を行う。

① 市営墓地の管理

:	名	称	,	所 在	地	面	積	区画	数	開設年
丸」	山墓	地公	、園	大字永興1425番地		33,5	556.82 m²	1,02	23	昭和40年
上	野	墓	地	大字上野985番地の 2		5,2	292.00 m²	40)4	明治20年
西	浜	墓	地	大字鶴崎1603番地の 2		3,2	219.00 m²	38	35	明治44年
駄	原	墓	地	大字駄原1348番地の	1	5,2	246.30 m²	1,27	73	大正10年

② 市営墓地に関する各種申請

(令和7年3月31日現在)

年	度	新規使用許可	記載事項変更	新設等承認	承 継 届	返 還 届
R	4	12	8	33	30	14
R	5	7	3	28	30	12
R	6	8	4	36	41	18

③ 市営納骨堂の管理

(令和7年3月31日現在)

名	称	所	在	地	区 画 数	開設年
大分市	営納骨堂	大字永興1440)番地		772区画及び合葬式収蔵施設	平成26年

④ 市営納骨堂に関する各種申請

(令和7年3月31日現在)

年	度	新規使用許可	記載事項変更	承 継 届	返 還 届
R	4	155	3	8	4
R	5	208	2	9	1
R	6	236	3	11	3

[※]合葬式収蔵施設への使用許可申請を含む。

⑤ 墓地・納骨堂の経営及び改葬許可 (令和7年3月31日現在)

年	度	墓 地	納 骨 堂	改 葬
R	4	4	6	269
R	5	5	4	237
R	6	4	10	263

[※]変更許可を含む。

12 狂犬病予防

〈7年度予算額:12,130千円、負担率:市単独〉

狂犬病の海外からの侵入に対する予防対策の強化が求められている中、狂犬病予防法に基づき、飼い 犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。

予防注射は、公園・公民館など65会場での集合注射及び契約動物病院での個別注射により実施した。 犬に関する相談件数は、飼い犬がいなくなったという相談が依然として多く、犬の鳴き声の相談な ど、飼い犬の管理に関するものや、飼い犬のふんの放置や放し飼いなどの県条例違反に関するものなど さまざまで、年間400件前後ある。係留されていない犬の捕獲については、捕獲数は減少傾向である。 これに加え、捕獲後飼い主に返還できた犬の割合が 9 割前後まで増えた。このため、攻撃性がある犬で あるなどのやむを得ない場合を除き、犬の殺処分頭数を減らすことができた。

① 登録及び注射頭数

(令和7年3月31日現在)

年度	区分	年度末登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数
R	4	21,701	1,927	15,256
R	5	21,907	2,126	15,653
R	6	21,128	1,974	15,764

② 犬に関する相談件数

(令和7年3月31日現在)

区分年度	R 4	R 5	R 6
総数	400	334	407
捕 獲 依 頼	14	11	7
引き取り依頼	39	45	45
放し飼い取り締まり依頼	24	26	29
鳴き声	41	29	33
糞 尿 汚 物 悪 臭	31	29	40
行 方 不 明	77	95	96
糞・放し飼い看板交付	74	48	35
そ の 他	100	51	122

③ 野犬捕獲等の状況

(令和7年3月31日現在)

年度	区分	捕獲頭数	引取	大	返	還	頭	数	譲	渡	頭	数	処	分	頭	数	咬傷事故件数
R	4	111		13			97				21				8		20
R	5	97	4	23			89				26				4		23
R	6	68		9		(61				7				5		18

注:捕獲頭数と引取犬の合計から返還・譲渡を差し引いた頭数と処分頭数が一致しないのは、処分 が年度をまたがることによる。

動物愛護管理 13

〈7年度予算額:6,078千円、負担率:市単独〉

ペットの飼い主のマナーの向上と動物由来感染症の予防啓発を行い「人と動物が共生するまち」の実 現を目指した取組みを行っている。

「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」並びに「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づ き、夕暮れマナーアップ事業として、飼い犬の散歩時に糞を持ち帰ることを啓発するために、市内の公 園などにおいてチラシなどの回覧や広報車による啓発を行った。

平成26年9月1日より開始した「人と猫が共生するまちづくり事業」により、地域に住む飼い主のい ない猫の飼養管理・不妊去勢手術実施と地域の美化を行う「地域猫活動グループ」の募集を継続して 行っている。

毎年9月20日から9月26日の動物愛護週間行事としては9月23日(月)の祝日に、おおいた動物愛護 センターで「親子ふれあい動物フェスタ」を開催し、親子連れなど多くの来場者があった。

動物愛護教育活動「いのちの教育プログラム」では、市内の小学生を主な対象とし、動物の命に対す る共感と責任及び一人ひとりの命の大切さを学ばせる授業をおおいた動物愛護センターと小学校で実施 した。

大分県と共同運営しているおおいた動物愛護センターは、様々な動物愛護イベントや譲渡講習会など を開催することにより、動物の愛護と管理、動物福祉などの考え方を普及啓発している。

また、第1・3日曜日に開催した猫の譲渡会及び第2・4日曜日に開催した犬の譲渡会では、展示方 法など様々な工夫をして譲渡の推進を図った。

① 「いのちの教室」プログラム (令和7年3月31日現在)

年度	区分	学	級	数	人	数
R	4			114		3,979
R	5			115		4,384
R	6			100		3,988

② 猫の引き取り頭数及び譲渡・処分頭数

(令和7年3月31日現在)

年度	区分	総数	飼えなく なった猫	所有者の いない猫	譲渡した猫	処分した猫
R	4	320	88	232	162	139
R	5	297	177	86	140	145
R	6	232	94	138	121	109

③ 猫に関する相談件数

(令和7年3月31日現在)

区分	度	R 4	R 5	R 6
総	数	1,033	1,037	1,062
放し飼い取り締まり	依頼	8	11	8
鳴き	声	6	4	2
糞 尿 汚 物 悪	臭	88	78	60
行 方 不	明	193	146	190
負 傷	猫	28	26	32
野良猫への餌や	o b	76	86	69
その	他	634	686	701

④ 犬の譲渡

(令和7年3月31日現在)

年度	区分	譲渡会(子犬)	一般譲渡(成犬)	合 計
R	4	0	21	21
R	5	5	21	26
R	6	0	7	7

⑤ 動物取扱業の登録状況

(令和7年3月31日現在)

	区分	総施設数		業	種	川 内	訳		- 1 -
年度		心心心致	販 売	保 管	貸出し	訓練	展示	その他	計
R	4	167	89	109	2	11	14	0	225
R	5	169	87	107	1	12	14	0	221
R	6	167	84	109	1	11	13	1	219

注:1 施設で複数業種の届出の場合があるので、総施設数と業種別内訳計は一致しない。 又、総施設数は施設無しを含む。

14 食品 衛生

〈7年度予算額:9,613千円、負担率:市単独〉

食中毒事件の発生や、食品の規格基準の改正、食品表示の問題、市民の健康意識の高まりなどを背景として、本市は、大分県や九州農政局大分県拠点などと連携を図りながら、食品の安全を確保するために各般の取組みを行った。また、食品衛生法の定めにより毎年度、「食品衛生監視指導計画」を定め、食品関連施設への監視指導や、流通食品の収去検査、講習会等を実施することにより食品による危害防止対策に努めている。

食中毒については令和6年に4件の発生があり、病因物質はカンピロバクター・ジェジュニが2件、 腸管出血性大腸菌O157及び黄色ブドウ球菌がそれぞれ1件であった。

(1) 食品関連事業者に対する監視指導

ア 年間計画に基づく監視指導

(別表1、別表2)

食品衛生法に基づく営業許可を要する施設(食品の製造、加工、調理及び販売施設等)と、営業 届出を要する施設(学校、病院、福祉施設等の集団給食施設や食品の販売店等)に対して監視指導 を実施した。令和6年度における監視率は、営業許可を要する施設が121%、営業許可不要の施設 が58%であった。

イ カンピロバクターによる食中毒防止対策

カンピロバクターによる食中毒は毎年全国で発生していることから、夏期における食中毒発生防止対策の一環として、焼肉店や主に鶏料理を扱う飲食店(272施設)及び食肉事業者(199施設)、合計471施設に対しカンピロバクターによる食中毒発生防止に関するチラシを送付した。

また、生又は加熱不十分な食肉の喫食による食中毒を防止するため、各種講習会において啓発を 行った。

ウ ふぐによる食中毒発生防止の徹底

ふぐ毒による食中毒については、発生件数は多くないものの、毎年のように全国各地で重症事例や死亡事例が報告されている。ふぐ食中毒の発生防止のため、食品衛生法及び大分県食の安全・安心推進条例に基づき、ふぐを取り扱う飲食店及び魚介類販売業等に対する監視指導を行った。なお、令和3年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が施行され、ふぐを処理する施設の要件が食品衛生法施行規則で定められるところとなった。

				飲食店営業	97
				魚介類販売業	47
令和6年度	ふぐ処理施設	146施設	内訳	水産製品製造業	2
				複合型そうざい製造業	0
				複合型冷凍食品製造業	0

(令和7年3月末)

(2) 収去検査 (別表3)

小売店や公設市場などで流通している食品および大規模イベントで利用されるホテルや仕出し屋の 食品を収去検査し、食品衛生法の定めによる「規格基準」(超過すると食品衛生法違反になる。)や 「大分県食品衛生指導基準」の適合状況を確認した。

(3) 食中毒発生状況 (別表 4)

令和6年(国の統計に合わせ食中毒件数は暦年で集計している)の大分市内での食中毒件数は4件 (患者数計27人)であり、病因物質はカンピロバクター・ジェジュニが2件、腸管出血性大腸菌O157 及び黄色ブドウ球菌がそれぞれ1件であった。

大分市保健所は食中毒を発生させた施設に対して、行政処分(営業停止命令や施設整備改善命令) を行ったほか、施設従事者への衛生講習等を行うことにより再発防止対策を講じた。

食中毒発生状況(全国)

発生年	発生件数(件)	患者数(人)	死亡者数(人)
令和2年	887	14,613	3
令和3年	717	11,080	2
令和4年	962	6,856	5
令和5年	1,021	11,803	4
令和6年	1,037	14,229	3

食中毒発生状況 (大分県)

発生年	発生件数 (件)	患者数(人)	死亡者数(人)
令和2年	5 (0)	72 (0)	0
令和3年	4 (0)	20 (0)	0
令和4年	9 (3)	392 (318)	0
令和5年	12 (3)	146 (68)	0
令和6年	10 (4)	661 (27)	0

()内は、大分市内の数

(4) 食品の苦情・相談

令和6年度の食品に関する苦情・相談は、120件あった。苦情内容別では「有症苦情」、「異物混入」 の件数が多かった。また、保健所は苦情のあった原因施設に対して立ち入り調査を行い、原因究明と 再発防止の衛生指導を行った。なお製造業者が市外である場合は、所管する関係自治体に調査、指導 を依頼した。

苦情相談の内訳

年 度	令和 4	1 年 度	令和 5	5 年 度	令和(3 年度
項目	件数	%	件数	%	件数	%
総数	90	100.0	99	100.0	120	100.0
腐敗・変敗・カビ等	8	8.9	9	9.1	9	7.5
異 物 混 入	16	17.8	21	21.2	11	9.2
営業施設の衛生	7	7.8	2	2.0	8	6.7
従業員の衛生	4	4.4	5	5.1	5	4.2
騒音·汚水等	0	0.0	1	1.0	1	0.8
表示	14	15.6	4	4.0	7	5.8
有 症 苦 情	19	21.1	45	45.5	61	50.8
その他	22	24.4	12	12.1	18	15.0

(苦情内容の重複を含む)

(5) 食品衛生思想の普及・啓発

ア 市民に対して

市民に対して、下記のとおり計3回(参加者数計23名)の講習会や啓発イベントの開催等を行い、情報提供と啓発を行った。

a 市民食品衛生講座

市内居住者に対して家庭での食品衛生についての講習会を2回行い、参加者17名に啓発を行った。

b 一日食品衛生監視員

市内の学生 6 名に一日食品衛生監視員を委嘱し、市内の食品製造施設内の衛生管理調査を行った後、一日食品衛生監視員と食品取扱事業者(食品衛生協会指導員)、保健所担当者の間で意見交換会を実施した。

イ 食品関係事業者に対して

食品関係事業者に対して、下記のとおり計34回(参加者数計1,802名)の食品衛生講習を行い、 情報提供と啓発を行った。

a 食品衛生責任者養成講習会

食品営業をするにあたって必要な食品衛生責任者を養成するための講習会。8回開催し、計460名が受講した。

b 食品衛生責任者実務講習会

食品営業許可の更新を迎えた食品衛生責任者が受講する講習会。4回開催し、計413名が受講した。

c 食品衛生指導員研修会

食品衛生協会会員への指導的立場である食品衛生指導員に対して行う講習会。4回開催し、延

べ計87名が受講した。

d 衛生講習会

食品事業者や他の部署からの依頼により出向き、従事者に対して行う講習会。13回開催し、計 316名が受講した。

e 集団給食担当者講習会

大規模な給食施設である学校や福祉施設の給食担当者に対して講習会を開催した。 5 回開催 し、計526名が受講した。

ゥ 各種団体及びその他関係者に対して

各種団体及びその他関係者を対象に、食品衛生講習会を計5回(参加者数計162名)実施した。

令和6年度食品衛生講習会(令和7年3月末)

			対	象 者	別 分	類	
		一般消費者	食品営業関係	集団給食関係	各種団体	その他	合 計
□	数	3	29	5	1	4	42
参加人数((名)	23	1,276	526	16	146	1,987

(6) その他

「令和7年度大分市食品衛生監視指導計画」の策定について

本計画の策定にあたっては、市民から広く意見を聴取し、市民から寄せられた意見を整理及び検討後、監視指導計画を定めて公表している。「令和7年度大分市食品衛生監視指導計画(案)」に対する市民意見公募では、2件の意見が寄せられた。

大分市保健所では、「令和7年度大分市食品衛生監視指導計画」を策定し、保健所衛生課及び各支所 の窓口、ホームページで公表している。

(計画策定にあたっての市民意見公募の概要)

募集案内:ホームページ、市報、報道機関への情報提供

意見募集期間:令和7年2月5日から3月6日まで

公表資料:令和7年度大分市食品衛生監視指導計画(案)概要

令和7年度大分市食品衛生監視指導計画(案)

用語解説集(案)

資料入手方法:大分市ホームページから

各支所、情報公開室、保健所衛生課窓口での配布

意見提出件数: 2件

(別表1)

(令和7年3月末現在)

Г								不利益処分件数			措置件数
	ランク		業	種	施設数	R 6	監視	営業	改善	廃棄	
	7 7 7		未	作里	心叹奴	予定	件数	音 停止	命令	命令	始末書
※再掲	В		前年度「行政加入	施設(食中毒、規格基準違反)	2	2	3	7711.	<u>пп тэ</u>	0 Th Th	0
※再掲	В		前年度収去「不	爬収(艮中毋、炕悄至:车连)人 白 焦 连:乖::几		4	2	0	0	0	0
	В	HACCP		民」 製垣旭設 づく衛生管理」 実施施設	6	6	8	0	0	0	0
※再掲 ※再掲	С	輸出		·輸出水産食品取扱登録施設	1	1				0	0
※ 円1句	C		利中・対へ下テム① 飲食店営業	、刪ഥ小生良丽以恢复球爬改	20	10	<u>1</u> 5	0	0	0	0
}	C	大量調理施設 (旧法)	① 以及凸凸表	(一般食堂・レストラン)	24	12	2	0	0	0	0
ŀ	C	理機法		(仕出し屋・弁当屋)	6	3	4	0	0	0	0
}	D	設		※大量調理除く	2,944	589	1,349	3	0	0	3
}	D	ŵh-	① 飲食店営業	(一般食堂・レストラン) ※	843	169	32	0	0	0	0
}	D	飲间	飲食店営業	(仕出し屋、弁当屋) ※	84	17	6	0	0	0	0
}	D D	食法		(社面し屋、井ヨ屋 <i>) </i>	21	4	2	0	0	0	0
}	D	R G			1,032	206	15	0	0	0	0
}	D	自販機		「する自動販売機(要許可)	298	60	15	0	0	0	0
}	D		③ 食肉販売業	19る日期限元候(安計円)	154	31	54	0	0	0	0
}	D	販売業	① 良内販元未 ② A A 新脂声型	(市場内を除く)	174	35	52	0	0	0	0
}	A	光	④ 無力類販売業④ 魚介類販売業	た (市场内で防へ) と (市坦内)	114	22	42	0	0	0	0
}	A	不	⑤ 魚介類競り売	<u> </u>	3	6	7	0	0	0	0
ŀ	C		① 乳処理業	Lソ 白木	2	1	3	0	0	0	0
}	В		① 孔処珪業 ② 食肉処理業	(食鳥、ジビエ)	5	5	3	0	0	0	0
}	C			(食鳥、シビエを除く)	20	10	11	0	0	0	0
}	C		① 菓子製造業	(長馬、シピエを除く)	522	261	125	0	0	0	0
}	C		12 アイスクリー	- 人類制造業	10	5	6	0	0	0	0
ŀ	C		(a) 乳製品製造業	<u> </u>	4	2	4	0	0	0	0
ŀ	C		① 升表品表色素① 清涼飲料水製	マ 刊告業	9	5	5	0	0	0	0
ł	C		(f) 食肉製品製品	· 生	6	3	7	0	0	0	0
ľ	C		(5) 食肉製品製造 (6) 水産製品製造	上業	4	2	13	0	0	0	0
Ì	Č		① 氷雪製造業	二个	2	1	0	0	0	0	0
ľ	Č	製	18 液卵製造業		1	1	1	0	0	0	0
	C	10	19 食用油脂製造	· 上業	1	1	0	0	0	0	0
Ì	Č		20 みそ又はしょ		3	2	1	0	0	0	0
Ì	C	造	② 酒類製造業	()) 32(2)(3	2	2	0	0	0	0
Ì	Č		② 豆腐製造業		7	4	7	0	0	0	0
İ	C	業	② 豆腐製造業 ② 納豆製造業		1	1	1	0	0	0	0
İ	C	未	② 麺類製造業		15	8	9	0	0	0	0
Ì	C		② そうざい製造	5業	115	58	55	0	0	0	0
Ì	В	等	② 複合型そうさ	が製造業	0	0	0	0	0	0	0
İ	С		②7 冷凍食品製造	5業	18	9	10	0	0	0	0
ľ	В		28 複合型冷凍食	注品製造業	0	0	0	0	0	0	0
	С		② 漬物製造業		46	23	28	0	0	0	1
1	С		③ 密封包装食品	l製造業	4	2	8	0	0	0	0
Ì	С		③ 食品の小分に	け業	7	4	6	0	0	0	0
İ	С		32 添加物製造業	E E	8	4	1	0	0	0	0
[С		魚肉ねり製品	品製造業 ニューニー	1	1	4	0	0	0	0
	С	ÎE]	乳酸菌飲料製	製造業	1	1	1	0	0	0	0
[С	法	ソース類製造	造業	3	2	2	0	0	0	0
[С	\cup	缶詰又は瓶詰	吉食品製造業	1	1	1	0	0	0	0
Į	С		⑥集乳業、⑧特別牛乳	L搾取処理業、⑩食品の放射線業	0	0	0	0	0	0	0
	Δ = `.	/ク合計		施設数	14	28	49	0	0	0	0
		<u> ип</u>		達成率			175%		0	0	
	Βラン	/ク合計 ・		施設数	17	17	16	0	0	0	0
ļ		/ П Ш		達成率			94%				
	C = 2	ク合計・		施設数	865	433	323	0	0	0	1
ļ		/ HIII		達成率			75%	0			
	D = :	/ク合計 ・		施設数	5,550	1,110	1,525	3	0	0	3
ļ		/ UШ		達成率			137%	J.			
		計		施設数	6,446	1,588	1,913	3	0	0	4
l		4 H I		達成率			121%				

注)監視ランク分類(年間標準立入検査回数) A 年 2 回 B 年 1 回 C 2 年 1 回 D 5 年 1 回 施設数は令和 6 年 3 月末現在の数値

(別表 2) (令和 7 年 3 月末現在)

						不利	 川益処分作	+ 3 月 / ‡数	措置件数
ランク	業	F H	施設数	R6予定	監視件数	営業 停止	改善 命令	廃棄 命令	始末書
D	① 魚介類販売業(包装済みの魚介類	頭のみの販売)	218	44	18	0	0	0	0
D	② 食肉販売業(包装済みの食肉	のみの販売)	298	60	22	0	0	0	0
D	③ 乳類販売業		508	102	22	0	0	0	0
D	④ 氷雪販売業		11	2	1	0	0	0	0
D	⑤ コップ式自動販売機(自動洗剤	争•屋内設置)	270	54	6	0	0	0	0
D	⑥ 弁当販売業		19	4	17	0	0	0	0
D	⑦ 野菜果物販売業		131	26	44	0	0	0	0
D	⑧ 米穀類販売業		38	8	1	0	0	0	0
D	⑨ 通信販売・訪問販売によ	る販売業	6	1	2	0	0	0	0
D	⑩ コンビニエンスストア		176	35	48	0	0	0	0
D	⑪ 百貨店、総合スーパー		145	29	74	0	0	0	0
D	⑩ 自動販売機による販売業(動販売機(自動洗浄・屋内設	コップ式自 置)を除く)	163	33	2	0	0	0	0
D	③ その他の食料・飲料販売	業	274	55	20	0	0	0	0
D	④ 添加物製造・加工業(法第13条章 より規格が定められた添加物の	第1項の規定に 製造を除く。)	4	1	0	0	0	0	0
D	⑤ いわゆる健康食品の製造	• 加工業	3	1	1	0	0	0	0
D	16 コーヒー製造・加工業(飲料の	製造を除く。)	27	5	1	0	0	0	0
D	① 農産保存食料品製造·加	工業	25	5	0	0	0	0	0
D	⑱ 調味料製造・加工業		5	1	2	0	0	0	0
D	⑨ 糖類製造·加工業		2	0	0	0	0	0	0
D	② 精穀·製粉業		4	1	0	0	0	0	0
D	② 製茶業		6	1	0	0	0	0	0
D	② 海藻製造·加工業		4	1	0	0	0	0	0
D	② 卵選別包装業		1	0	1	0	0	0	0
D	24 その他の食料品製造・加	工業	21	4	2	0	0	0	0
D	② 行商		13	3	1	0	0	0	0
D	26 集団給食施設	240	48	17	0	0	0	0	
D				1	0	0	0	0	0
D	D 8 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			0	0	0	0	0	0
D				2	1	0	0	0	0
	A ≅I-	施設数	2,629	526	303	0	0		0
	合 計	達成率			58%	0	0	0	0

注)監視ランク分類(年間標準立入検査回数) A 年 2 回 B 年 1 回 C 2 年 1 回 D 5 年 1 回 施設数は令和 6 年 3 月末現在の数値

(別表3) (令和7年3月末現在)

		1	 又去検3	i.			微	生	物	検	查				理	化当	 岸 検	杳	
			R 5			R 4			R 5			R 6		R		R		R	6
				検体数	良	不 成分	良 県指導 基準等	良	不 成分	良 県指導 基準等	良	不 成分	良 県指導 基準等		不良		不良	良	不良
総	数	120	158	194	112	1	7	103		5	140	1	7	12		71		69	1
魚	介類	10	12	12	8		2	12			12							4	
冷	無加熱摂取冷凍食品	4	1	1	4			1				1							
凍	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	1	3	2	1			3			2								
食	凍結直前未加勢の		2	3							1					2		2	
品	生食用冷凍鮮魚介類																		
	介 類 加 工 品 ん詰・びん詰食品を除く)	8	8	15	8			8			15								
肉	卵類及びその加工品 ん詰・びん詰食品を除く)	27	32	42	26		1	31		1	41		1	6		15		10	
	イスクリーム類・氷菓	3	4	4	2	1		4			4								
(カ	類及びその加工品ん話・びん詰食品を除く)		10	1				6		1	1					3			
	菜類・果物及びその加工品 いん詰・びん詰食品を除く)	54	65	90	53		1	26		1	52		4	6		38		37	1
菓	子 類	13	10	13	10		3	6		2	6		2			2		5	
清	涼 飲 料 水			2														2	
酒	精 飲 料		2	1												2		1	
	水																		
か	ん詰・びん詰食品		3	2												3		2	
そ	の他の食品																		
器	具及び容器包装																		
牛	乳 及 び 乳 製 品		6	6				6			6					6		6	

○食中毒発生状況 (別表 4)

○大分市内(令和6年)

(令和6年12月末現在)

No.	発生場所	発生年月日	摂食者数	患者数	死	者	病因物質	原因食品	原因施設
1	大分市	7月9日	6名	3名	0	名	腸管出血性 大腸菌O157	飲食店提供料理(推定)	飲食店
2	大分市	8月6日	33名	17名	0	名	黄色ブドウ 球菌	給食(煮豆)	高齢者施設
3	大分市	11月18日	2名	2名	0	名	カンピロバクター・ ジェジュニ	飲食店提供料理(推定)	飲食店
4	大分市	12月15日	25名	5名	0	名	カンピロバクター・ ジェジュニ	飲食店提供料理(推定)	飲食店
	合	計	66名	27名	0	名			

○大分市を除く大分県内(令和6年)

(令和6年12月末現在)

No.	発生場所	発生年月日	摂食者数	患者数	死 者	病因物質	原因食品	原因施設
1	杵築市	1月4日	32名	18名	0名	クドア・セプテン プンクタータ	ヒラメの刺身 (推定)	飲食店 (旅館)
2	杵築市	1月17日	15名	6名	0名	クドア・セプテン プンクタータ	ヒラメの刺身 (推定)	飲食店 (一般)
3	国東市	3月2日	6名	4名	0名	クドア・セプテン プンクタータ	ヒラメの刺身	飲食店 (一般)
4	国東市	6月8日	8名	4名	0名	クドア・セプテン プンクタータ	ヒラメの刺身 (推定)	飲食店 (一般)
5	杵築市	7月24日	11名	7名	0名	クドア・セプテン プンクタータ	ヒラメの刺身	飲食店 (一般)
6	由布市	8月4日	1,304名	595名	0名	ノロウイルス	飲食店提供料理 (推定)•湧水(推定)	飲食店 (一般)
	合	計	1,376名	634名	0名			

大分県・大分市合計 件数 10件 患者数 661人

15 試 験 • 検 査

〈7年度予算額:11,422千円、負担率:市単独〉

試験検査業務は、主に行政検査として食品衛生に係る検査、感染症対策に係る検査を実施している。 また、市民や事業者からの依頼による検査も実施している。これらの検査を実施するにあたっては、 検査の精度を確保するため外部機関による精度管理を行っている。

検査実施状況は以下のとおり。

(1) 食品衛生に係る検査

① 食品の収去検査

食品衛生法に基づき収去した食品について微生物検査、理化学検査を実施した。

また、スタンプ培地等による収去先の施設調査を実施した。

(単位は件数)

区分 検査項目 R4年度 (作体数) R5年度 (148) 組満数 (120) (146) (148) 相満数 (105) 131 127 大陽菌群 (18 22 21 21 大陽菌性 (18 22) 101 103 陽管出血性大陽域0157等 0 0 0 0 0 0 0 0 費レンドラ球菌 86 106 106 106 サルモネラ属菌 0 3 2 16 11 12 カンピロバクター属菌 0 0 0 0 0 0 0 0 0 クロストリジウム属菌 0 1 1 1 1 抗生物質 (簡易法) 9 13 13 13 発育し得る微生物 0 0 1 1 1 1 合計 316 388 386 386 (検体数) (44) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 2 牛乳 (4項目) 0 6 6 6 6 動物用医薬品 (45成分) 10 15 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 0 0 は味料 6 8 5 5 車面酸根 0 3 3 3 3 小麦 0 7 0 0 アレルギー 物質 1 人表性 0 0 7 0 7 市 0 0 7 0 7 市 22 71 63 6 施設財 42 56 56 56 56 方陽度 22 71 63 56 施設財 2 56 56 56 方陽 22 71 63 56 方路財 22 71 63 56 施設財 2 56 56 56 方路財 2 56 56 56		_				
## 105	区分		検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
大腸菌群		(検体数)		(120)	(146)	(148)
大腸菌(E.coli) 82 101 103		細菌数		105	131	127
勝管出血性大腸菌O157等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		大腸菌群		18	22	21
酸生物検査 黄色ブドゥ球菌 86 106 106 微生物検査 サルモネラ属菌 0 3 2 腸炎ビブリオ 16 11 12 カンピロバクター属菌 0 0 0 クロストリジウム属菌 0 1 1 佐物質(簡易法) 9 13 13 発育し得る微生物 0 0 0 1 合 計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 が上 以料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 小麦 0 7 0 アレルギー 落花生 0 7 0 卵 0 0 7 0 卵 0 0 7 0 アレルギー 落花生 0 7 0 別 1 1 3 3 カーステンルギー <		大腸菌(I	E.coli)	82	101	103
御生物検査		腸管出血性	生大腸菌O157等	0	0	0
理化学検査 腸炎ビブリオ 16 11 12 12 カンピロバクター属菌 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		黄色ブドワ	対球菌	86	106	106
カンピロバクター属菌 0 0 0 クロストリジウム属菌 0 1 1 抗生物質(簡易法) 9 13 13 発育し得る微生物 0 0 1 合計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 世 中科 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 ・大レルギー 蓄花生 0 7 0 第 0 7 0 7 卵 0 0 7 0 第社 0 0 7 0 京本 0 0 7 0 京本 0 0 7 0 京花生 0 0 7 <td>微生物検査</td> <td>サルモネ</td> <td>5 属菌</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td>	微生物検査	サルモネ	5 属菌	0	3	2
担けと対し カロストリジウム属菌 0 1 1 抗生物質(簡易法) 9 13 13 発育し得る微生物 0 0 1 合計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 世球料 6 8 5 亜硝酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 アレルギー 落花生 0 7 0 水麦 0 7 0 落花生 0 7 0 水麦 0 7 0 東 0 7 0 7 東 0 0 7 0 東 0 0 7 0 東 0 0		腸炎ビブリ	リオ	16	11	12
抗生物質(簡易法) 9 13 13 発育し得る微生物 0 0 1 合計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 世球料 6 8 5 亜硝酸根 0 3 3 アレルギー 落花生 0 7 0 物質 乳 0 7 0 水麦 0 7 0 東部 0 0 7 の 7 0 東部 0 0 7 の 7 0 東部 0 0 7 の 7 0 東田・財 22 71 63 本国・財 42 56 56 施設 大陽菌群 42 56 56 施設 大陽菌群 42 56 56 施設 大陽菌群 42 56 56		カンピロノ	ベクター属菌	0	0	0
発育し得る微生物 0 0 1 合計 316 388 386 理化学検査 (検体数) (4枚) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料3成分 6 17 13 酸化防止剤5成分 0 0 0 甘味料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 パー麦 0 7 0 落化生 0 7 0 水麦 0 7 0 変化生 0 7 0 水麦 0 7 0 カーマンルギー カースタンプ 大腸菌群 42 56 13 エスタンプ 大腸菌群 42 56 56 ガーストリステント 大腸菌群 42 56 56 ガーストリステント カーストリステント カーストリステント カーストリステント カーストリステント <td></td> <td>クロスト</td> <td>] ジウム属菌</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td>		クロスト] ジウム属菌	0	1	1
合計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 が 1 以来料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 カ小麦 0 7 0 落花生 0 7 0 教 質 乳 0 7 卵 0 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 の 2 71 63 おまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		抗生物質	(簡易法)	9	13	13
合計 316 388 386 (検体数) (16) (48) (44) シアン 0 2 2 牛乳(4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 が 1 以来料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 カ小麦 0 7 0 落花生 0 7 0 教 質 乳 0 7 卵 0 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 財 0 0 7 の 7 0 7 の 2 71 63 おまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		発育し得る	る微生物	0	0	1
連出 (4項目) 0 2 2 中乳 (4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 甘味料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 パ麦 0 7 0 落花生 0 7 0 卵 0 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 <td></td> <td></td> <td></td> <td>316</td> <td>388</td> <td>386</td>				316	388	386
連出 (4項目) 0 2 2 中乳 (4項目) 0 6 6 動物用医薬品(45成分) 10 15 15 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 甘味料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 パ麦 0 7 0 落花生 0 7 0 卵 0 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 0 7 の 7 <td></td> <td>(検体数)</td> <td></td> <td>(16)</td> <td>(48)</td> <td>(44)</td>		(検体数)		(16)	(48)	(44)
趣報日 (本の)動物用医薬品 (45成分)101515保存料 3 成分 酸化防止剤 5 成分 量硫酸塩 互硫酸塩 工作 物質 税質 地質 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 地方 大腸菌群 大腸菌素 大腸菌素 大腸菌素 地方 <br< td=""><td></td><td>シアン</td><td></td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></br<>		シアン		0	2	2
理化学検査 保存料 3 成分 6 17 13 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 0 0 1		牛乳 (41	頁目)	0	6	6
理化学検査 酸化防止剤 5 成分 0 0 0 甘味料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 パ麦 0 7 0 物質 乳 0 7 0 卵 0 0 7 卵 0 0 7 の 7 63 細菌数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56		動物用医薬	寒品(45成分)	10	15	15
理化学検査 甘味料 6 8 5 亜硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 アレルギー 落花生 0 7 0 物質 乳 0 0 7 卵 0 0 7 の 0 7 63 本銀製 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56			保存料 3 成分	6	17	13
連硫酸塩 0 6 5 亜硝酸根 0 3 3 ル麦 0 7 0 落花生 0 7 0 卵 0 0 7 卵 0 0 7 合計 22 71 63 本 大腸菌群 42 56 13 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56			酸化防止剤 5 成分	0	0	0
単硫酸塩	TH小兴松木	添加物	甘味料	6	8	5
ル麦 0 7 0 アレルギー物質 落花生 0 7 0 物質 乳 0 0 7 卵 0 0 7 の 0 0 7 合計 22 71 63 細菌数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56	生化子快宜		亜硫酸塩	0	6	5
ボルギー 物質 落花生 0 7 0 物質 乳 0 0 7 卵 0 0 7 合計 22 71 63 細菌数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56			亜硝酸根	0	3	3
物質 乳 0 0 7 卵 0 0 7 合計 22 71 63 細菌数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56 大腸菌 42 56 56 56 56 56			小麦	0	7	0
施設調査 スタンプ 培地 地域 0 0 0 7 施設調査 3 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 56 大腸菌素 42 56 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56 56		アレルギー	落花生	0	7	0
施設調査 合計 22 71 63 加蔵数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56		物質	乳	0	0	7
施設調査 細菌数 42 56 13 大腸菌群 42 56 56 大腸菌 42 56 56 大腸菌 42 56 56 黄色ブドウ球菌 42 56 56			卵	0	0	7
施設調査スタンプ 培地大腸菌群425656大腸菌425656黄色ブドウ球菌425656			合 計	22	71	63
施 設 調 査培地大腸菌425656黄色ブドウ球菌425656			細菌数	42	56	13
黄色ブドウ球菌 42 56 56		スタンプ	大腸菌群	42	56	56
	施設調査	培 地	大腸菌	42	56	56
合 計 168 224 181			黄色ブドウ球菌	42	56	56
			合 計	168	224	181

② 食中毒・有症苦情等に関する検査

食中毒や苦情等に際して原因を明らかにするため、便・食品等について検査を実施した。

微生物検査 (単位は件数)

検 体	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	食中毒菌検索	10	16	29
 便・吐物等	ノロウイルス	19	36	42
使•吐初等	その他のウイルス	0	0	0
	クドア・セプテンプンクタータ	7	0	3
	食中毒菌検索	0	2	7
食 品	ノロウイルス	0	7	0
	粘液胞子虫	4	0	5
ふき取り	食中毒菌検索	0	10	26
から取り	ノロウイルス	0	20	0
	合 計	40	91	112

理化学検査 (単位は件数)

検 体	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
尿	テトロドトキシン	0	0	0
食 品	ヒスタミン	0	0	0
	合 計	0	0	0

(2) 感染症対策に係る検査

① 特定感染症検査及び結核対策に関する検査

エイズやウイルス性肝炎の相談者や、結核患者の接触者について、血液、尿等の検査を実施した。

(単位は件数)

区分	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	H I V抗体(エイズ迅速検査)	380	435	538
	HBs抗原	379	429	520
特定感染症	H C V 抗体	379	430	342
	梅毒血清反応	376	424	518
	クラミジアPCR	351	384	468
結 核	QFT検査	300	292	294
	合 計	2,165	2,394	2,680

② 感染症対策に関する検査

感染症発生時の患者、接触者等の健康調査に伴う便、咽頭ぬぐい液等の検査を実施した。 また、令和2年3月17日より新型コロナウイルス感染症のPCR検査を開始した。

(単位は件数)

区分	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	ノロウイルス (PCR)	0	34	130
ウイルス検査	その他のウイルス	0	16	94
	新型コロナウイルス	31,915	104	0
	腸管出血性大腸菌O157等	45	56	66
	赤痢菌	0	0	0
細菌検査	チフス菌・パラチフスA菌	0	0	0
	コレラ菌	0	1	2
	レジオネラ属菌	0	1	6
	合 計	31,960	212	298

(3) その他の検査

(単位は件数)

区分	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
家庭用品 ※1	乳幼児用衣類(ホルムアルデヒド)	10	5	5
水質検査	浴用水等(レジオネラ属菌)	16	7	3
疫学調査 ※2	鼻咽頭拭い液等(新型コロナウイルスPCR)	0	227	152

- ※1 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく検査
- ※2 「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 P C R 検査について (要請)」に基づく検査

(4) 依頼による検査

事業者や市民からの依頼により、検査を実施した。食品細菌検査については、食品衛生監視員から 改善指導を受けた事業者を対象にしている。

(単位は件数)

区分	検 査 項 目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
	(検体数)	(0)	(0)	(0)
	細菌数	0	0	0
	大腸菌群	0	0	0
	大腸菌(E.coli)	0	0	0
 食品細菌検査	腸管出血性大腸菌O157等	0	0	0
及印州四次月.	黄色ブドウ球菌	0	0	0
	サルモネラ属菌	0	0	0
	腸炎ビブリオ	0	0	0
	セレウス菌	0	0	0
	合 計	0	0	0
	赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・	1,902	2,069	2,295
 検便(保菌検査)	その他のサルモネラ属菌	1,902	2,009	2,290
快快(体图恢复)	腸管出血性大腸菌O157	1,902	2,038	2,106
	合 計	3,804	4,107	4,401

(5) 精度管理

試験検査の信頼性を確保するため、外部機関による精度管理に参加した。

主 催	精度管理事業名	項目
(脚食品薬品安全セン ター秦野研究所	2024年度食品衛生外部精度管理調查	黄色ブドウ球菌測定検査
(助食品薬品安全セン ター秦野研究所	2024年度食品衛生外部精度管理調查	食品添加物(ソルビン酸) 検査
(助食品薬品安全セン ター秦野研究所	2024年度食品表示に関する外部精度管理調査	アレルギー物質(卵)検査
厚生労働省	令和6年度外部精度管理事業	コレラ菌の同定検査
特定非営利活動法人 結核感染診断研究会	2024年度第8回QFT検査外部精度管理	QFT検査(結核)

16 医務・薬事・免許

医務 …… 病院・診療所への立入検査、診療所・助産所の開設・変更許可等、衛生検査所の登録等、 施術所・歯科技工所の開設届の受理等

薬事 …… 薬局・医薬品販売業者・医療機器販売業貸与業者・毒物及び劇物販売業者等の開設許可・ 登録及び各種申請の受理、医薬品医療機器等法・毒物及び劇物取締法に基づき対象業者に 対しての指導・取締り

免許 …… 医療従事者免許申請等の受付、交付

(1) 医 務

① 病院・診療所等の施設数(令和7年3月31日現在)

				病	院	一般診療所	歯科診療所	助	産	所	施	術	所	歯科技工所	衛生検査所
)	施	設	数		53	389	217			46		4	70	96	4

病院・診療所の病床数(令和7年3月31日現在)

		病			院		机动态表示	A =1-
	一般	療 養	精神	結 核	感染症	小 計	一般診療所	合 計
病 床 数	4,391	369	2,731	0	12	7,503	1,250	8,753

② 病院・診療所等の開設・廃止状況

病院	開設許可	4	歯科診療所	開設許	可 1	施術所	開設届	54
	使用許可	17		使用許	可 0		廃止休止届	53
	開設届	5		開設	届 3		変 更 届	113
	廃止休止届	1		廃止休止	:届 6		計	220
	その他	111		その	他 74	衛生検査所	登録申請	1
	=	138		計	84	113 113 12 12 12 17 1	変更申請	1
医療法人	設立認可	6	助産所	開設許	可 1		変 更 届	5
	解散認可	3		使用許	可 0		廃止休止届	1
	その他	191		開設	届 2		計	8
	計	200		廃止休止	:届 2	歯科技工所	開設届	4
診 療 所	開設許可	90		変 更	届 0		廃止休止届	6
	使用許可	9		計	5		変 更 届	8
	開設届	46	医療法人	変更認	可 17		計	18
	廃止休止届	57	(診療所のみ)	その	他 823			
	その他	244		計	840			
	計	446				•		

③ 医療施設数の推移

(各年10月1日現在)

		R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	大分市	53	53	54	53	53
 病 院	大分県	155	153	153	151	151
	全 国	8,300	8,238	8,205	8,156	8,122
	大分市	(94)	(92)	(91)	(91)	(86)
	人分明	382	380	387	394	392
一般診療所	大分県	(234)	(224)	(223)	(221)	(209)
(有床・再掲)		949	939	960	962	947
	全 国	(6,644)	(6,303)	(6,169)	(5,958)	(5,641)
	土、凹	102,616	102,612	104,292	105,182	104,894
	大分市	229	228	232	227	224
歯科診療所	大分県	542	535	530	524	514
	全 国	68,500	67,874	67,899	67,755	66,818

④ 医療施設人口10万対数の推移

(各年10月1日現在)

		R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	大分市	11.1	11.1	11.4	11.2	11.2
病院院	大分県	13.7	13.6	13.7	13.6	13.8
	全 国	6.6	6.5	6.5	6.5	6.5
	大分市	79.9	79.9	81.5	83.1	82.9
一般診療所	大分県	83.6	83.6	86.2	86.9	86.4
	全 国	81.3	81.3	83.1	84.2	84.4
	大分市	47.9	47.9	48.8	47.9	47.4
歯科診療所	大分県	47.8	47.6	47.6	47.3	46.9
	全 国	54.3	53.8	54.1	54.2	53.7

(各年10月1日現在)

				,	(1171	0月1口現住/
		R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	大分市	7,482	7,463	7,531	7,512	7,447
病院総数	大分県	19,838	19,633	19,588	19,458	19,430
	全 国	1,529,215	1,507,526	1,500,057	1,492,957	1,481,183
	大分市	2,695	2,695	2,731	2,731	2,731
精神病床	大分県	5,238	5,238	5,274	5,274	5,274
	全 国	326,666	324,481	323,502	321,828	318,921
	大分市	12	12	12	12	12
感染症病床	大分県	40	40	40	40	40
	全 国	1,888	1,904	1,893	1,909	1,911
	大分市	0	0	0	0	0
結核病床	大分県	50	50	50	12	12
	全 国	4,370	4,107	3,944	3,863	3,744
	大分市	436	500	500	440	400
療養病床	大分県	2,618	2,474	2,447	2,365	2,323
	全 国	308,444	289,114	284,662	278,694	273,745
	大分市	4,339	4,256	4,288	4,329	4,304
一般病床	大分県	11,892	11,831	11,777	11,767	11,781
	全 国	887,847	887,920	886,056	886,663	882,862
	大分市	1,439	1,397	1,365	1,365	1,301
一般診療所	大分県	3,636	3,457	3,425	3,345	3,134
	全 国	90,825	86,046	83,668	80,436	75,780
	大分市	0	0	0	0	0
歯科診療所	大分県	0	0	0	0	0
	全 国	57	61	58	58	57

(各年10月1日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1			(П-Т-10	1月1日現住)
		R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	大分市	1,565.3	1,569.1	1,585.5	1,584.8	1,574.4
病院総数	大分県	1,747.8	1,746.9	1,758.3	1,757.7	1,772.8
	全 国	1,212.1	1,195.1	1,195.2	1,194.9	1,191.1
	大分市	563.8	566.6	574.9	576.2	577.4
精神病床	大分県	461.5	466.1	473.4	476.4	481.2
	全 国	258.9	257.2	257.8	257.6	256.5
	大分市	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
感染症病床	大分県	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6
	全 国	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	大分市	_	_	_	_	_
結核病床	大分県	4.4	4.4	4.5	1.1	1.1
	全 国	3.5	3.3	3.1	3.1	3.0
	大分市	91.2	105.1	105.3	92.8	84.6
療養病床	大分県	230.7	220.1	219.7	213.6	212.0
	全 国	244.5	229.2	226.8	223.0	220.1
	大分市	907.7	894.8	902.7	913.3	909.9
一般病床	大分県	1,047.8	1,052.7	1,057.2	1,063.0	1,074.9
	全 国	703.7	703.9	706.0	709.6	710.0
·	大分市	301.0	293.7	287.4	288.0	275.1
一般診療所	大分県	320.4	307.6	307.5	302.2	285.9
	全 国	72.0	68.2	66.7	64.4	60.9
	大分市	_	_	_	-	_
歯科診療所	大分県	_	_	_	-	_
	全 国	-	_	_	_	_

⑦ 医療関係従事者数の推移

(各年12月末現在)

区分 年度	医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助 産 師	看護師	准看護師	歯科技工士	歯 科 衛 生 士
20	1,116	304	919	173	134	4,088	2,116	327	597
22	1,152	317	949	158	154	4,618	2,213	344	637
24	1,214	323	968	197	196	4,975	2,169	335	641
26	1,229	313	1,018	198	194	5,323	2,132	353	650
28	1,237	321	1,044	209	186	5,552	2,023	320	682
30	1,281	316	1,053	215	184	5,736	1,940	334	712
R 2	1,341	319	1,111	239	208	6,064	1,832	339	718
R 4	1,409	339	1,131	306	202	6,543	1,693	327	808

⑧ 病院・診療所の立入検査状況

市民に適切な医療が提供されるよう、市内の病院・一般診療所(歯科含む)に対し、立入検査要 綱及び下記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

- 医療安全管理対策院内感染対策
- 防火、防災対策

- ・職員の健康管理
- ・エックス線室の管理 ・医療広告 等
- ア 立入検査件数(病院は毎年、診療所(歯科含む)は原則5年に1度、立入検査を実施している。) 病院…49施設 一般診療所(有床)…18施設 一般診療所(無床)…63施設 歯科診療所…44施設 計174施設

イ 立入検査結果

法的な不適合事項等があり、早急及び確実に対応いただきたい内容については「指摘事項」と して、文書での改善報告を求めた。その他の事項については文書・口頭での指導を行った。

(ア) 病院に対する指摘事項について(49施設中) 対象施設なし

(イ) 一般診療所(有床)に対する指摘事項について(18施設中)

項目	施設数	指摘割合
医療の安全管理のための体制確保および院内感染対策のための体制 確保の不備	2施設	11.1%

(ウ) 一般診療所 (無床) に対する指摘事項について (63施設中) 対象施設なし

(エ) 歯科診療所に対する指摘事項について(44施設中)

項目	施設数	指摘割合
医療広告(ホームページ)の改善	1施設	2.3%

⑨ 衛生検査所立入検査状況

市内4ヵ所の衛生検査所のうち、2ヵ所に対し、衛生検査精度管理専門委員の指導のもとに、下 記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

ア 前回の指摘事項 イ 検査業務

ウ 検査精度の向上 エ 管理組織

オ 職員の健康管理 カ 問合せや苦情処理

立入検査結果

検査機器等の保守管理について不十分なものや、不適正なものについて文書にて指摘し改善を指示した。

指指	商•改善	善指示	事項	件	数
検	查	業	務		1
合			計		1

(2) 薬 事

① 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の施設数(令和7年3月31日現在)

		薬		薬 局 製 剤製造販 売 業	店 舗 販 売 業	高度管理医 療機器等販 売業貸与業	管理医療 機器販売 業貸与業	計
件	数	247	13	13	118	381	1,182	1,954

② 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の開設・廃止状況

	開設	更 新	廃 止	計
薬 局	37	41	28	106
薬局製剤製造業	1	2	3	6
薬局製剤製造販売業	1	2	3	6
店舗 販売業	5	15	5	25
高度管理医療機器等販売業•貸与業	59	30	18	107
管理医療機器販売業•貸与業	55		28	83

③ 毒物劇物販売業の施設数(令和7年3月31日現在)

	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	<u>=</u> -
件 数	218	25	14	257

④ 毒物劇物販売業の登録・廃止状況

	登	録	更	新	廃	止	計
一般販売業		10		40		14	64
農業用品目販売業		1		4		1	6
特定品目販売業		1		4		0	5

⑤ 薬事監視等の状況

ア 薬事監視

医薬品の安全性の確保を図るため、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業貸与業者等に対して、監視指導を行った。特に、改正法の遵守について重点的に監視指導した。

(薬事監視結果)

		立入検査	違反施設		違		容	
	対象施設	施 設 (延べ件数)	延べ件数)	虚 偽 · 誇大広告	構造設備	販売体制	その他	計
総数	1,954	364	76	1	4	22	111	138
薬 局	247	127	42	0	1	17	55	73
薬局製剤製造業	13	6	1	0	0	0	1	1
薬局製剤製造販売業	13	6	1	0	0	0	1	1
店 舗 販 売 業	118	69	12	1	3	5	8	17
高度管理医療機器等販売業•貸与業	381	156	20	0	0	0	46	46
管理医療機器販売業•貸与業	1,182	0	0	0	0	0	0	0

*対象施設については、令和7年3月31日現在、立入検査は令和6年4月~令和7年3月

イ 毒物劇物販売業監視

平成12年4月から毒物劇物販売業者の登録事務や監視業務を行っているが、令和6年度も立入 検査により、毒物劇物の取扱い等について周知徹底を図った。

(毒物劇物監視結果)

			立入検査	造豆体犯			違		反	内	容		
		対象施設	立入検査 施 設 (延べ件数)	庭 (起べ件数)	無登録	取 扱 責任者	取	扱	表示	譲渡手続	販売品目 制 限	その他	計
総	数	257	72	5	0	0		1	0	3	1	0	5
一般販	売業	218	63	4	0	0		1	0	3	0	0	4
農業用品目	目販売業	25	5	0	0	0		0	0	0	0	0	0
特定品目	販売業	14	4	1	0	0		0	0	0	1	0	1

^{*}対象施設については、令和7年3月31日現在、立入検査は令和6年4月~令和7年3月

ゥ 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止啓発事業として、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力し、街頭キャンペー ンに参加し、市民に薬物乱用防止を啓発した。

(3) 免 許

① 医療従事者免許申請等数 ()内は新規申請数

	医	師	歯	科	医	師	薬	剤	師	保	健	師	助	産	師
件 数	76 (50) 9 (2)		(2)	91 (29)				51 (2	1)	15 (7)					
	看 護	師	准	看	護	師	診療	放射線	技師	臨床	長検査:	技師	理当	卢療 活	去士
件 数	442 (2	219)		11	0 (6	(0)		31 ((24)		53 (29)		79 (52)
	作業療	法士	視(能言	川練	士	管理	11 栄 着	養 士	栄	養	士		計	
件 数	37	(20)			13 ((7)		57 ((23)		54	(8)	1,	110 (5	51)

② その他の免許申請等数 ()内は新規申請数

		調	理	師	計
件	数	19	98 (152	2)	198 (152)

③ 各種試験受験申込者数

	毒物劇物取扱者試験	登録販売者試験	= +
件 数	153	279	432

17 救急医療体制

〈7年度予算額:163,815千円、負担率:県一部負担 市その他〉

本市では医師会の協力により昭和53年から休日、夜間当番医制度を設け救急患者に対応している。

(1) 初期救急医療体制

休日及び夜間の診療を行う在宅当番医の調整及び在宅当番医の実施事業

1. 在宅当番医制事業

大分市医師会 538人

大分郡市医師会 355人

大分東医師会 78人

2. 休日在宅当番医制事業 9 施設 8:30~17:00

医科(大分6、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・稙田・野津原1、佐賀関1)

歯科 2 施設 大分県委託事業 (ゴールデンウィーク、年末年始のみ) (9:00~12:00)

3. 夜間在宅当番医制事業

5 施設(4月~9月、12月~3月)17:00~22:00

医科(大分1、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・稙田・野津原1、佐賀関1、小児科)

4 施設 (10月~11月) 17:00~22:00

医科(大分1、鶴崎・明野・大在・坂ノ市または大南・稙田・野津原1、佐賀関1、小児科)

4. 大分市小児夜間急患センター 20:00~22:00

概 要:準夜帯における小児初期救急医療の拠点となる診療所であり、運営は公益財団法人大

分県地域成人病検診協会が行っている。また、大分市小児科医会や大分大学医学部

小児科学講座、大分市薬剤師会など多くの関係者の協力で運営体制が構築されている。

診療日数:364日

診療科目:小児科

診療体制: 医師1名、看護師2名、事務職1名

診療医師:大分市小児科医会と大分大学医学部小児科学講座の医師

住 所:大分市大字宮崎1415番地(おおいた健診センター敷地内)

5. 大分市救急医療電話相談事業(#7119)

概 要:急な病気やケガの際に、看護師等が緊急性の有無や応急手当の方法、適切な医療

機関などに関する電話相談に応じる

<受付時>平日・土曜日:午後7時~翌朝8時

日曜日•祝日:午前8時~翌朝8時

事業開始:令和6年10月

(令和7年7月からは大分県救急安心センター(#7119)へ移行)

相 談 実 績: 令和6年度(令和6年10月~令和7年3月)は約7,521件

(2) 第二次救急医療体制

- 1. 病院群輪番制病院運営事業
 - ① 休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する
 - ② 実施医療機関

大分市医師会立アルメイダ病院、大分岡病院、大分三愛メディカルセンター、天心堂へつぎ病 院、永冨脳神経外科病院、大分赤十字病院、大分中村病院、河野脳神経外科病院、大分県立病 院、大分医療センター

- ③ 診療日数 437日 (休日72日、夜間365日)
- 2. 小児救急医療体制整備事業
 - ① 休日及び夜間における小児救急医療を確保する
 - ② 実施医療機関 大分こども病院
 - ③ 診療日数 437日 (休日72日、夜間365日)

18 各種協議会等

(1) 大分市地域保健委員会

設 立 昭和48年1月24日

目 的 大分市地域社会における医療と公衆衛生に関するすべての問題を調査研究し、市民の健 康保持増進のための事業を推進し、もって大分市地域社会の発展を図ること。

事業・大分市地域社会における医学的要請事項の調査研究

- 大分市地域社会における医療と公衆衛生の開発に関する調査研究
- ・研究会及び講習会の開催
- 各種予防接種、健康診断及びその他保健事業の推進
- ・衛生思想普及のための広報活動
- ・その他、目的達成のため必要と認める事項

構 成 医療有識者代表、学識経験者、住民代表、行政代表

会議



※大分市地域保健委員会の目的を達成するため上記の小委員会を設置し、各部門別に専門の立場から調査研究し対策を検討して推進を図る。

(2) 大分市地域献血推進連合協議会

- 1. 目 的 地域住民の献血思想の普及を図り、献血者の組織化と献血制度の適正な運営を確保する。
- 2. 構成 会長、副会長、理事、監事、支部長いずれも保健衛生組合連合会役員が兼任
- 3. 事 業 ・献血意識高揚のための啓発活動
 - ・目標達成のための広報活動
 - ・ 令和 6 年度の献血目標

35,054人 (200ml:170人 400ml:21,852人 成分:13,032人)

4. 献血者(採血)数の推移

在	大	分 県	下	大	分 市	内
年度	目 標 数	実 績 数	対 比	目 標 数	実 績 数	対 比
29	45,571 人	45,416 人	99.7 %	31,971 人	31,520 人	98.6 %
30	46,533	46,105	99.1	32,968	31,942	96.9
元	45,882	48,391	105.47	31,913	34,528	108.19
2	48,494	49,659	102.4	34,998	36,118	103.2
3	48,339	48,449	100.2	34,537	35,109	101.7
4	47,370	46,659	98.5	34,510	34,009	98.5
5	46,323	47,744	103.1	33,098	34,519	104.3
6	47,829	47,702	99.7	35,054	34,736	99.1

(3) 公益財団法人 大分県地域成人病検診協会(R7.3.31現在)

1.目 的 生活習慣病予防を中心とした健診、健康指導、健康教育及び小児初期救急における診療を行い、地域住民の健康の向上に寄与する。

2. 組織等理事長(医療)

1人

常務理事(行政、協会職員)

2人

理 事(医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等)10人

監 事(医療、行政)

2人

評 議 員(医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等) 18人

3. 建設状況 総工費 16億7千万円

着 工 平成30年6月

竣 工 令和元年9月

建築面積 1,263.81㎡

延床面積 4,691.28㎡

敷地面積 4,836.02 m²

- 4. 事業開始 昭和53年9月
- 5. 事 業 健診(脳ドック・人間ドック・日帰りドック・一般健診・移動健診・健康診断・ 市民健診・特定保健指導・結核検診・肺がん検診・胃がん検診・乳がん検 診・子宮がん検診・トレーニング・学童健診)

健康教育

健康増進

小児初期救急診療 20:00~22:00

19 大分市保健所調査研究実施状況

No.	テーマ	調査研レポート 作成者氏名	報告した学会名等	報告年月日	場所
	大分市保健師の人材育成の 取組み~市民一人ひとりが	健康課	第38回大分県国保 地域医療学会	令和6年 11月9日(土)	トキハ会館 ローズの間
1	1 健康でその人らしく心豊か に暮らすことができる地域 づくりをめざして~	母子保健担当班 後藤 香織	令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
	大分市における若年層を対	保健予防課	令和6年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
2 象とした自殺対策の取組 ついて	象とした自殺対策の取組に ついて	精神保健担当班 高木 優衣	第42回大分県地域 保健学会 第70回大分県公衆 衛生学会	令和7年 3月1日(土)	大分県庁 2 階 正庁ホール
3	医療法に基づく立入検査ま とめ	保健総務課 医務薬事担当班 甲斐 博文	令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
4	O157食中毒原因施設に対する調理マニュアルの検証に基づく指導事例について	衛生課 食品衛生担当班 山崎 広大	令和6年度全国食品 衛生監視員研修会	令和6年 10月24日(木)	中央区立中央会館 (東京都中央区)
			令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
5	新たな検査項目の導入につ いて	衛生課 衛生検査担当班 小野田 亜里沙	令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
6	大分市の精神医療の現状に ついて	保健予防課 精神保健担当班 上本 裕貴	令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
7	2040年を見据えた令和における保健師の地区活動の推進に関する調査研究事業について	健康課西部保健福祉センター	地域保健総合推進 事業発表会 (主催:日本公衆 衛生協会)	令和7年 2月18日(火)	都市センターホテル コスモスホール (東京都千代田区)
	「2040年を見据えた令和の 保健師の地区活動の推進に ついて」	生田 寛子	令和 6 年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室
8	「毎日プラスベジスポ生活 2024」の取り組みについて	健康課 生活習慣病対策担当班 大嶋 理彩子	令和6年度大分市 保健所研究・事例 報告会	令和7年 2月28日(金)	大分市保健所 6階 大会議室

20 大分市保健所の概要

(1) 沿 革

平成7年5月9日 大分市生活環境部保健衛生課内に保健所開設準備室を設置

平成8年9月26日 中核市の指定に関する政令が公布され、保健所設置が承認される

平成9年4月1日 中核市移行に伴い、大分市保健所を設置

長浜町2丁目13番29号において県の旧大分保健所施設を借用し、保健所業務を 開始

生活環境部大分市保健所に保健総務課、衛生課、健康課の3課を置く

平成10年4月1日 機構改革により福祉保健部となる

7月9日 大分県医薬品卸業協会、大分県医科機器協同組合と「集団災害時における医薬

品、医療用具等の調達に関する協定書」締結

平成11年4月1日 食品衛生検査施設における検査等の業務管理(GLP)の導入

平成12年2月2日 「大分市栄養業務推進計画」策定

11月28日 大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会と「重大な健康危機が発生した場

合の技術支援に関する協定書」締結

平成14年3月15日 「第2次大分市母子保健計画」策定

平成15年2月19日 「いきいき健康大分市民21」策定

4月10日 「いきいき健康館」開館

平成17年1月1日 市町村合併により旧佐賀関町、旧野津原町が大分市保健所の所管となる

「大分市健康センターひまわり」設置

11月7日 東部・西部保健福祉センター開設

平成19年2月11日 「いきいき健康大分市民21」中間評価

平成20年4月1日 新保健所供用開始

中央保健センター開設

6月5日 「大分市食育推進計画」策定

11月28日 「大分市新型インフルエンザ対応計画」策定

平成21年4月1日 佐賀関保健指導室、野津原保健指導室開設

平成23年4月1日 大在健康支援室、坂ノ市健康支援室、大南健康支援室開設

佐賀関健康支援室、野津原健康支援室に名称変更

平成24年4月1日 大分市小児夜間急患センターを開設

平成25年1月8日 「第2期大分市食育推進計画」策定

3月29日 「第2期いきいき健康大分市民21|策定

12月24日 「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定

平成26年3月24日 医療関係4団体(一般社団法人大分市連合医師会、大分市歯科医療関係協議会、

公益社団法人大分市薬剤師会、公益社団法人大分県看護協会)と「災害時の医療 救護活動に関する協定書 | 締結

4月1日 保健予防課を新設

7月1日 大分市営納骨堂供用開始

平成28年12月13日 「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」策定

平成30年3月20日 「第2期いきいき健康大分市民21」の中間評価

平成30年3月31日 「第3期大分市食育推進計画」策定

令和4年3月9日 「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」策定

令和6年4月1日 「大分市感染症予防計画」策定

令和7年2月28日 「大分市いきいき健康・食育プラン~第3期いきいき健康大分市民21・第4期大

分市食育推進計画~」策定

令和7年3月10日 「第2期大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」策定

(2) 施設の概要

○大分市保健所

延床面積

所在地 大分市荷揚町6番1号

 $5,146.98\,\mathrm{m}^2$

敷地面積 1,086.70㎡

構 造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建

6階 理化学検査室、大会議室

5階 微生物検査フロア

4階 X線室、中会議室

3階 健診フロア (1歳6か月健診・3歳児健診)

2階 保健総務課、保健予防課、衛生課、相談室、大分市食品衛生協会

1階 健康課、総合案内

地下1階 駐車場(身体障がい者、妊婦の方専用)

○その他の保健施設

名称	所 在 地
中央保健センター	大分市荷揚町6番1号
東部保健福祉センター	大分市東鶴崎1丁目2番3号(鶴崎市民行政センター内)
大在健康支援室	大分市政所1丁目4番3号(大在市民センター内)
坂ノ市健康支援室	大分市坂ノ市南3丁目5番33号(坂ノ市市民センター内)
佐賀関健康支援室	大分市佐賀関1407番地の27(佐賀関市民センター内)
西部保健福祉センター	大分市玉沢743番地の 2 (稙田市民行政センター内)
大南健康支援室	大分市中戸次5115番地の1(大南市民センター内)
野津原健康支援室	大分市野津原800番地(野津原市民センター内)
いきいき健康館	大分市大手町 3 丁目 6 番15号
大分市健康センターひまわり	大分市佐賀関880番地1

裏表紙の作品

上段 「寄り添いあえる同じ目線の散歩道」 原 田 萌 さん

中段 「一緒にいこう」 岡野恵美さん

下段 「勇気の光」 内田 由起子 さん

大分市の福祉と保健

(令和7年度)

編集·発行/大分市福祉保健部 福祉保健課







再生紙を使用しています